

第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱

第 4 期高知県教育振興基本計画

(案)

令和 6 年 3 月

高 知 県・高知県教育委員会

第3期教育等の振興に関する施策の大綱

第4期高知県教育振興基本計画

目次

はじめに 高知県知事（※省略）
高知県教育長（※省略）

第1章 第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画について…………… 1

- 1 第3期大綱・第4期基本計画の位置付け
- 2 第3期大綱・第4期基本計画の期間
- 3 第3期大綱・第4期基本計画の進捗管理

第2章 高知県の教育等の現状と課題…………… 2

- 1 これまでの高知県の教育（H20～R元年度）
- 2 第2期大綱・第3期基本計画（R2～5年度）に基づく取組の成果・課題
 - （1）基本理念～目指すべき人間像～
 - （2）基本目標の達成状況
 - ①「知」の状況
 - ②「徳」の状況
 - ③「体」の状況
- 3 社会の状況
 - （1）社会の変化
 - （2）人口減少、少子高齢化の加速と児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等
 - （3）子どもたちを取り巻く多様な環境
 - （4）デジタル化、グリーン化、グローバル化の進展
 - （5）参考：国の主な教育改革等の動き

第3章 第3期大綱・第4期基本計画の目指す人間像（基本理念）と基本目標・測定指標等…………… 28

- 1 目指す人間像（基本理念）
- 2 目指す人間像を実現するための基本目標と、その達成を測る目安となる測定指標
- 3 社会情勢や子どもたちを取り巻く状況の変化を踏まえた基本方針・政策・施策
- 4 教育の当事者・関係者との「対話」を踏まえた主な関係施策等

第4章 基本方針ごとの政策・施策…………… 44

基本方針Ⅰ 「高知家」の全ての子どもたちが、

急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進

- I－【1】 個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づくりの推進……………45
- I－【2】 社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進と、それを前提とした進路指導の充実……………47
- I－【3】 高知県や我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材を育成……………48
- I－【4】 主体的に社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組んでいく人材を育成……………50
- I－【5】 自尊感情や他者への思いやりを育み、
自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現の両立を図るための教育の推進・指導強化……………53
- I－【6】 生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実……………56
- I－【7】 今後の社会を見据えた高等学校改革……………58
- I－【8】 就学前教育・保育の質の向上……………60
- I－【9】 親育ち支援の充実……………61

基本方針Ⅱ 「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、

多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進

- Ⅱ－【1】 切れ目のない特別支援教育の推進……………62
- Ⅱ－【2】 重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進……………65
- Ⅱ－【3】 虐待や貧困、ヤングケアラー等の家庭的な事情等による多様な背景を持つ児童生徒の
早期発見、組織的な対応……………67
- Ⅱ－【4】 教育費負担の軽減に向けた経済的な支援……………68
- Ⅱ－【5】 地域間格差を解消し、中山間地域等をはじめとした各地域において魅力ある教育を実施……………70

Ⅱ－【6】	多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援	72
Ⅱ－【7】	多様な保育サービスの充実	75

基本方針Ⅲ 「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

Ⅲ－【1】	共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進	76
Ⅲ－【2】	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	78
Ⅲ－【3】	家庭教育支援の充実	80
Ⅲ－【4】	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実	81
Ⅲ－【5】	私立学校の振興	82
Ⅲ－【6】	大学の魅力向上	83
Ⅲ－【7】	県民一人ひとりが文化芸術に親しむ環境づくりの推進	84
Ⅲ－【8】	文化財の保存・活用	85
Ⅲ－【9】	スポーツの振興	86

基本方針Ⅳ 「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

Ⅳ－【1】	教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上	88
Ⅳ－【2】	「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」、「教員等の人材確保に向けた取組」の一体的推進	90
Ⅳ－【3】	児童生徒・教職員にとって、安全・安心で、円滑な教育活動等が展開できる環境整備や機運醸成	94
Ⅳ－【4】	学校と、様々な関係者との連携・協働して、取組促進や課題解決を図る仕組みの展開・強化	97

施策の指標一覧（※省略） ○

第5章 施策を実現するために実施する各取組・事業 100

各取組・事業一覧 101

基本方針Ⅰ	107
基本方針Ⅱ	151
基本方針Ⅲ	180
基本方針Ⅳ	187

<参考> 県教育委員会以外の部局が「担当課」となる各取組・事業 213

参考資料（※省略）

- 1 大綱・基本計画に係る関係法令等
- 2 高知県総合教育会議
- 3 高知県教育振興基本計画推進会議
- 4 第3期大綱・第4期基本計画の4つのポイント
- 5 第3期大綱・第4期基本計画の概要
- 6 次世代に向けた「デジタル化」「グリーン化」「グローバル化」に係る関係施策
- 7 教育の当事者・関係者との「対話」の内容及び「対話」を踏まえた主な関係施策
- 8 用語注釈一覧

第1章

第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画について

1 第3期大綱・第4期基本計画の位置付け

この第3期教育等の振興に関する施策の大綱（以下「第3期大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第1条の3第1項の規定に基づき、知事が、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標と、それらを実現するための総合的な施策等について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行ったうえで定めたものです。

また、この第4期高知県教育振興基本計画（以下「第4期基本計画」という。）は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」第17条第2項の規定に基づき、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業・取組等を定めたものです。

2 第3期大綱・第4期基本計画の期間

第3期大綱及び第4期基本計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

3 第3期大綱・第4期基本計画の進捗管理

第3期大綱及び第4期基本計画の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況、第4章に掲げている施策の指標を毎年度点検・検証しながら、高知県総合教育会議や高知県教育振興基本計画推進会議等において協議、確認を行います。その過程で、特に、「施策」ごとに「達成の目安となる指標」を年度毎に設定し、設定した指標の目標数値が達成できなかった場合には、当該施策に位置付ける各取組・事業の進捗に課題がなかったかといった点等について、毎年度必ず分析を実施します。

また、第3期大綱及び第4期基本計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

教育基本法（平成18年法律第120号）

第17条 第1項

「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」

第17条 第2項

「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

第2章 高知県の教育等の現状と課題

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 これまでの高知県の教育（H20～R 元年度）

平成 19 年度全国学力・学習状況調査や平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を受けて、本県では「待ったなし」の危機的な状況（全国最低水準の児童生徒の学力・体力、生徒指導上の諸問題の状況）の改善に向け、下図の教育改革を推進してきました。その結果、本県の抱える教育課題は着実に改善してきましたが、「小・中学校ともに、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成が不十分である」、「暴力行為や不登校等が厳しい状況である」など、課題が残るという状況でした。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により平成 27 年度から設けられた高知県総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成 28 年 3 月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第 1 期大綱」という。）を策定しました。県教育委員会では、この第 1 期大綱の内容を踏まえるとともに、「教育振興基本計画検討委員会」において教育関係者等のご意見をお聞きしたうえで、より具体的な事業計画等を盛り込んだ「第 2 期高知県教育振興基本計画」（以下「第 2 期基本計画」という。）を平成 28 年 3 月に策定しました。

この第 1 期大綱及び第 2 期基本計画については、毎年度、PDCA サイクル※による進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行い、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間、3 度の年次改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

そして、4 年間（H28～R 1 年度）を通じた教職員や保護者、地域の方の懸命な取組や、子どもたち自身の努力によって、知の分野では、全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の学力は引き続き全国上位に位置し、中学校も全国平均との差を縮めるなどの成果が表れました。

また、徳の分野では、道徳性等に関する調査の結果が向上し、体の分野においても、小・中学校の体力・運動能力が全国水準まで到達するなどの成果が出ました。

一方、本県の不登校の状況は、全国よりも高い水準に留まっているなど、依然として課題として残りました。

さらに、超スマート社会（Society5.0）※の実現に向け、人工知能（AI）※やビッグデータ※の活用などの技術革新が急速に進む中において、変化を前向きに受け止め、豊かな人生を生き抜くためには、教育の果たす役割が極めて重要であるという認識のもと、新しい時代に本県の子どもたちが自らの夢や志を実現していくことができるよう、第 1 期大綱及び第 2 期基本計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、知事と教育委員会とが協議を重ね、令和 2 年 3 月に「第 2 期教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第 2 期大綱」という。）と「第 3 期高知県教育振興基本計画」（以下「第 3 期基本計画」という。）を策定しました。

※の用語注釈は、最終、巻末に一覧で示す予定です。

2 第2期大綱・第3期基本計画（R2～5年度）に基づく取組の成果・課題

令和2年度からスタートした第2期大綱及び第3期基本計画においては、6つの基本方針と2つの横断的取組に基づき施策を展開してきました。また、取組の成果・課題や時勢の変化等を踏まえ、全ての子どもたちが誰一人取り残されず、自らの「可能性」を最大限に発揮でき、社会や時代の変化に応じて課題を発見・解決する力を身につけられる学びを実現することができるよう、取組の強化を図ってきました。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休業や「学校の新しい生活様式」の徹底など、学校や子どもたちを取り巻く環境は大きく変わることとなり、学校現場においては、児童生徒の心身のケアに配慮しながら、感染拡大防止対策や授業時間数の確保、行事の精選などに取り組まれました。

県教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、本県の子どもたちが安定した学校生活を送りながら、調和のとれた「知・徳・体」を育み、生きる力を身につけることができるよう、第2期大綱及び第3期基本計画も年次ごとに改訂を行ってきたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本県の学びの在り方としては、「学びを取り戻す」「子どもたちの心に寄り添う」「学校における感染を防ぐ」「再度の感染拡大に備える」の4つの方針を柱に、

- ① 学校のICT環境整備の加速化
- ② 高知県版学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」※の構築
- ③ 教員のICT活用力・指導力※の向上
- ④ 多様な子どもたちの状況に応じた個別支援の充実

の取組の強化を図ってきました。

〔計画期間 R2～5年度（4年間）〕

第2期大綱及び第3期基本計画 基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図



（１）基本理念 ～目指すべき人間像～

第２期大綱及び第３期基本計画では、「基本理念～目指すべき人間像～」として、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を、家庭や地域、学校、行政などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていくことが必要であるということから、「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」と掲げました。

さらには、少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められていることから、「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」も目指すべき人間像として掲げました。

この２つの基本理念の実現に向けて展開してきた一連の取組、施策を通じて、２つの基本理念を実現するための土台となる「知・徳・体」に係る状況は、次の項目（基本目標の達成状況）で示すとおり、着実に成果が表れてきました。

ただ、社会の急激な変化も伴い、子どもたちの置かれた状況や子どもたちを取り巻く環境等は、ますます多様で複雑となってきました。そのような中で、全ての多様な子どもたちを誰一人取り残さず、より状況に応じた指導や、多様性・包摂性のある教育や支援をさらに進める必要性が高まってきました。

（２）基本目標の達成状況

①「知」の状況

＜知の分野の測定指標の状況（小・中学校）＞

測定指標	小・中学校
	●全国学力・学習状況調査において、 ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる。

知の分野の目標は、「子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む」とし、取組を進めてきました。

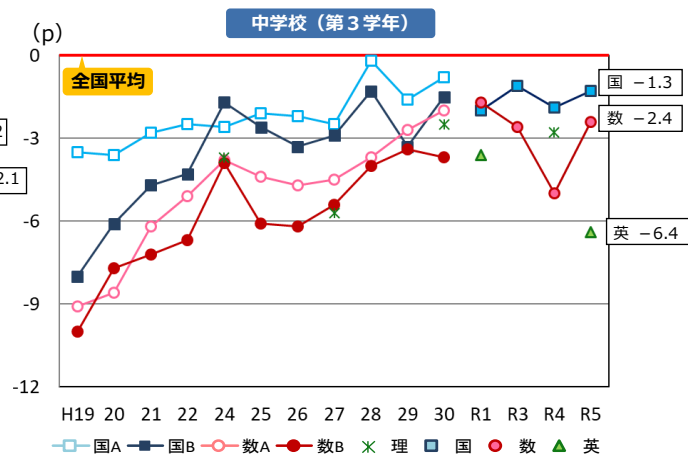
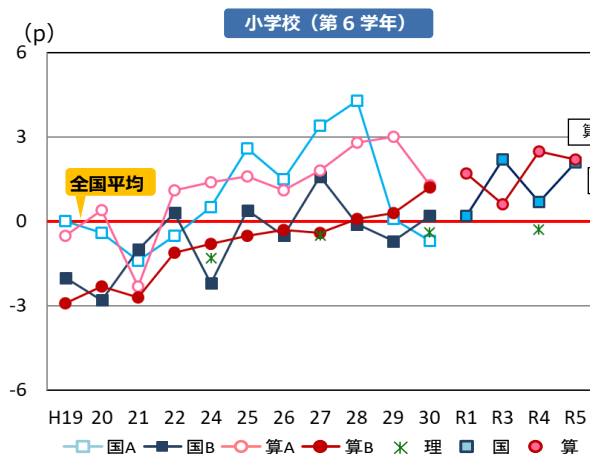
その結果、令和５年度の本県の小学校（小学６年生）の学力は、引き続き、全国上位に位置しています。

また、本県の中学校（中学３年生）の学力においては、それぞれの教科でまだ全国平均には達していないものの、特に数学は、昨年度（Ｒ４年度）の結果から大きな改善が見られました。

ただ、英語は、全国平均を大きく下回る結果となっています。

さらに、同一集団における正答数分布の状況を見ると、小学校のＣ・Ｄ層の割合が、中学校では増加しており、早い段階からのつまずきへの対応が課題として挙げられます。

全国学力・学習状況調査結果 ※本県と全国の平均正答率の差（教科、問題別）

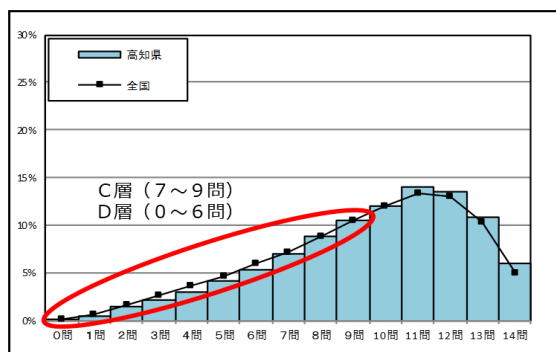


※平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
 ※令和元年度からは、A問題（主として「知識」に関する問題）とB問題（主として「活用」に関する問題）を一体的に問う調査に変更

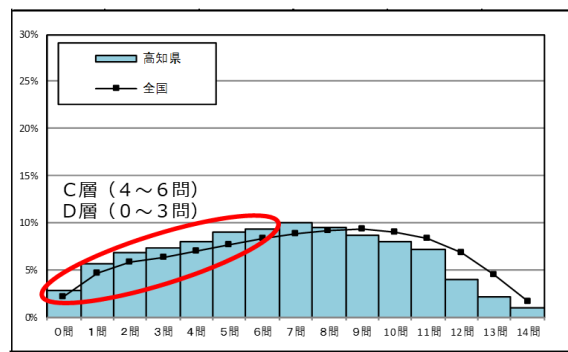
＜参考＞全国学力・学習状況調査結果 ※同一集団から見た正答率分布の状況（H31：小6算数 → R4：中3数学）

◇同一集団による分析

H31(R1)年度小学校第6学年 算数



R4年度中学校第3学年 数学



＜知の分野の測定指標の状況（小・中学校）＞

測定指標

小・中学校

- 全国学力・学習状況調査において、
 ・小・中学校ともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする。

評価の観点から分析すると、小学校の国語・算数は、全ての評価の観点で全国平均を上回っており、バランス良く力がついてきていることがうかがえます。

一方、中学校は、いずれの教科においても全ての観点で全国平均を下回っています。特に、「知識・技能」では、数学が、全国平均を3.5ポイント、英語が、全国平均を7.9ポイント下回っており、課題が見られます。

全国学力・学習状況調査結果 ※（ ）内の数値は全国平均正答率との差

R5年度 小学校（第6学年）

評価の観点		R5年度
国語	知識・技能	70.7 (+1.8)
	思考・判断・表現	67.8 (+2.3)
算数	知識・技能	69.1 (+1.9)
	思考・判断・表現	59.2 (+2.7)

中学校（第3学年）

評価の観点		R5年度
国語	知識・技能	68.2 (-1.2)
	思考・判断・表現	68.6 (-1.1)
数学	知識・技能	52.2 (-3.5)
	思考・判断・表現	41.5 (-0.1)
英語	知識・技能	43.6 (-7.9)
	思考・判断・表現	34.2 (-4.6)

高等学校

● 高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする。

本県の県立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く29校のものをみると、学習内容が十分に定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予想される生徒の割合（以下、「D3層の生徒の割合」という。）は、令和4年度2年生1月実施で21.7%となっており、前年度より増加しました。

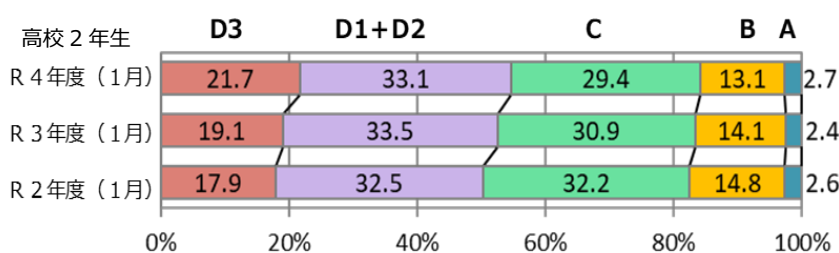
令和4年度2年生（R3年度入学生）の傾向を教科別に見ると、国語と英語については、高等学校での学習範囲の出題の割合が増加する2年生6月にD3層の生徒の割合が増加しています。その後、2年生1月には国語は横ばいですが、英語は減少しています。また、数学は前年度とほぼ同様の動きとなっています。このD3層の生徒の学力定着の課題については、中学校段階からのつまずきへの対応も含めて早期の指導・支援を図る必要があります。そのうえで、高校を卒業した生徒の「目指す姿」として、全ての県立高等学校において、学力定着度合いが高い生徒の割合を、より高めるための取組を実施することが必要となります。

加えて、一口に高等学校と言っても、例えば専門高校においては、高学年になるほど専門教科の学習が中心となることもあるため、各校の多様な学習状況を踏まえた評価が必要となってきます。さらに、進学や就職を控える高等学校においては、仕事や生活等の様々な場面で、生涯にわたって学び、自主的に様々な事柄に取り組もうとする意欲や態度を育成していくことが肝要となってくるため、そのような意欲等を高める取組を行う必要があります。

学力定着把握検査Ⅰの結果

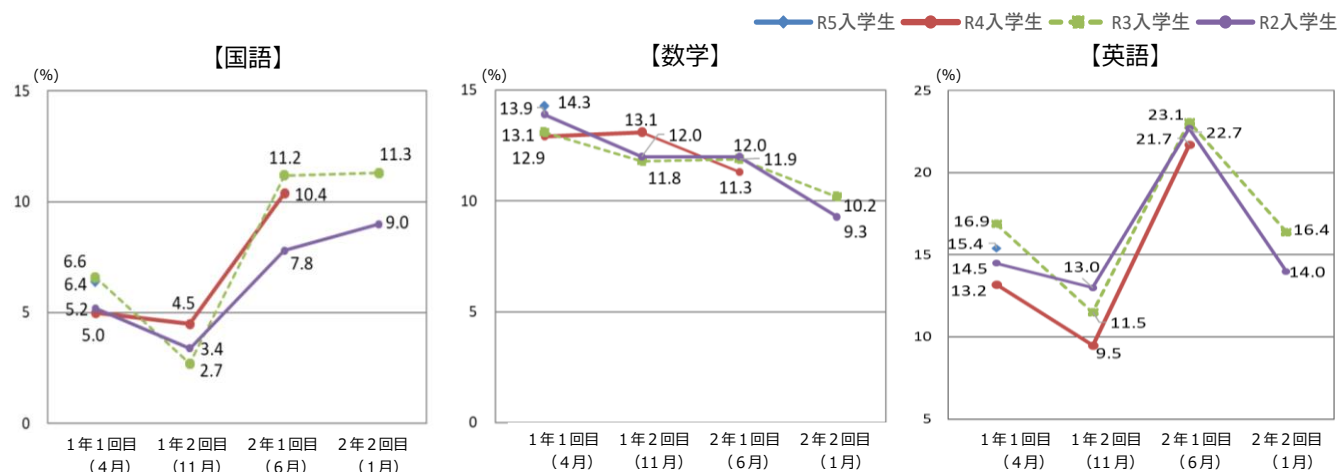
※数値は学力定着把握検査Ⅰ（29校）の結果。その他6校（R4年度）、7校（R2～R3年度）では別検査を実施

◇ 2年生1月（2回目）の3教科総合の結果



学習到達ゾーン	進路選択肢	
	進 学	就 職
A	国立大合格レベル	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
B	公立大学等合格レベル	
C	私大・短大・専門学校的一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
D	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をするうえで支障が出ることが多い（D1・D2） 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い（D3）

◇ 教科別にみた D3 層の占める割合の推移



県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）

高等学校

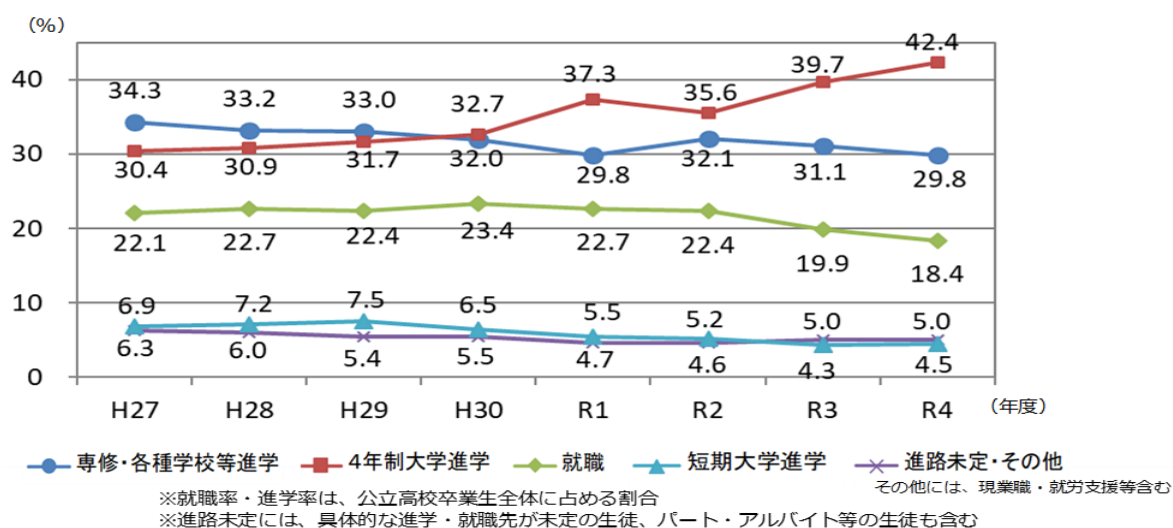
●高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする。

公立高等学校卒業者の進路の状況については、就職未内定等、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあります。令和4年度は5.0%（その他：現業職・就労支援等0.8%含む）となりました。

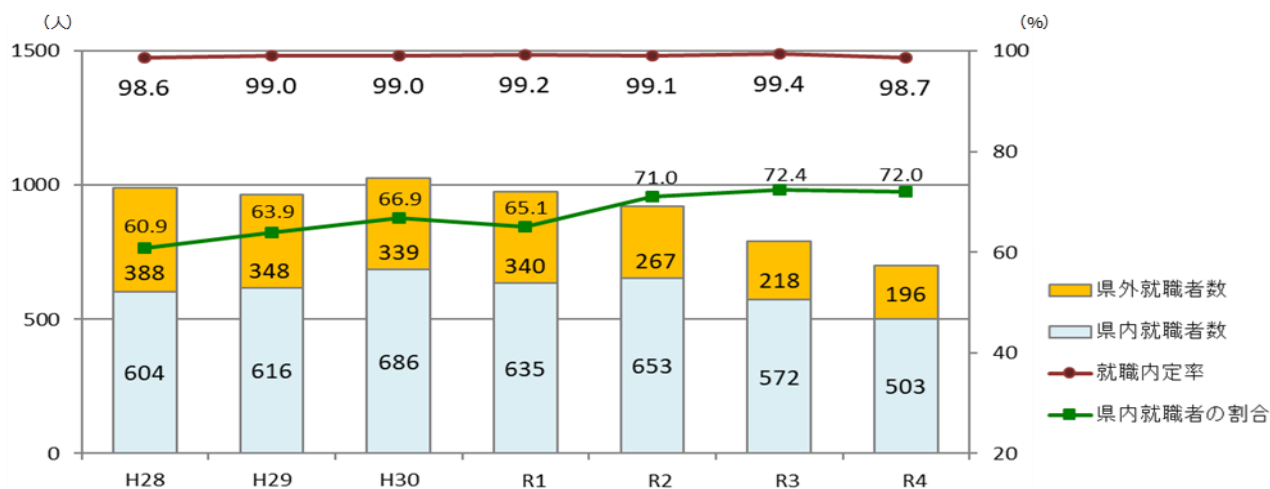
また、4年制大学の進学者の割合は着実に増加しており、令和4年度は42.4%となりました。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせて、県内就職者の割合は引き続き増加傾向にあり、令和4年度は72.0%となっています。

◇公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況（県高等学校課調査）



<参考> 公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況（県高等学校課調査）



②「徳」の状況

＜徳の分野の測定指標の状況（小・中学校）＞

測定指標

小・中学校

●全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる。

徳の分野の目標は、「社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む」とし、取組を進めてきました。

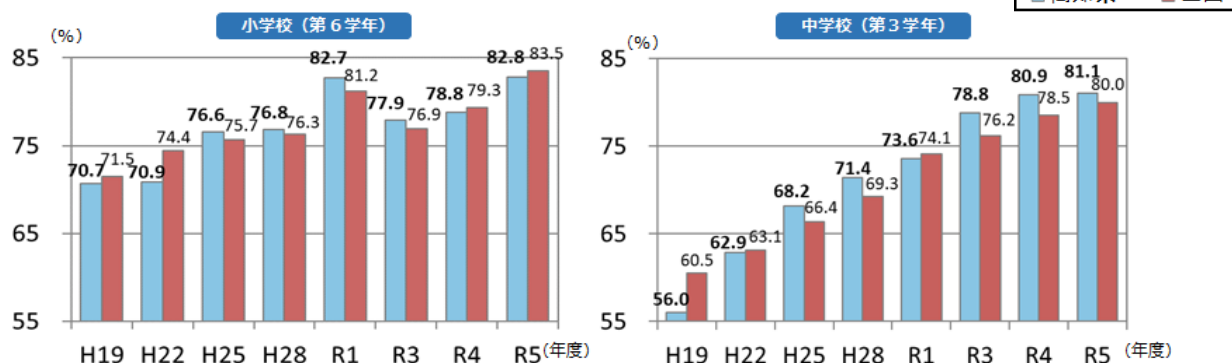
その結果、中学校（中学3年生）において、自尊感情に関する質問の肯定的回答の割合は全国より高く、年々増加傾向にあります。小学校（小学6年生）においては、令和3年度に肯定的回答が落ち込みましたが、その後増加傾向が見られます。また、夢や志に関する質問の肯定的回答の割合については、小・中学校ともに近年下降傾向にありましたが、令和5年度、小学校は若干増加しました。中学生は、全国的にも肯定的回答の割合は減少傾向にあり、将来を見通せない社会状況の影響が継続していると考えられます。

思いやりに関する質問については、小・中学校ともに全国を下回っています。公共の精神に関する質問については、小・中学校ともに、ここ数年減少傾向にあります。

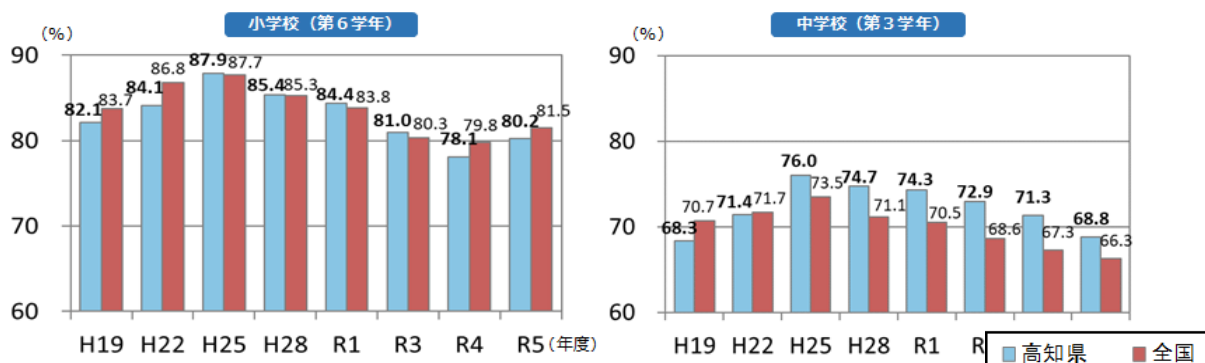
全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果（小学6年生、中学3年生）結果抜粋

※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（％）

◇自分にはよいところがある



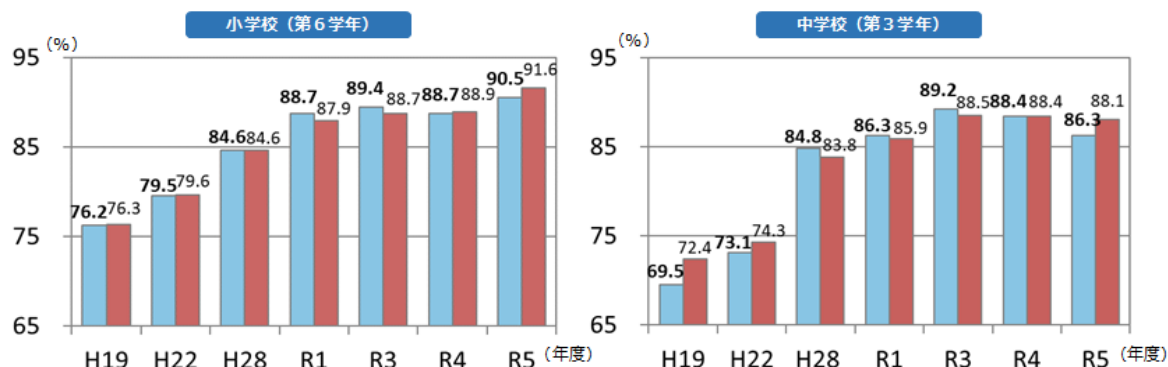
◇将来の夢や目標を持っている



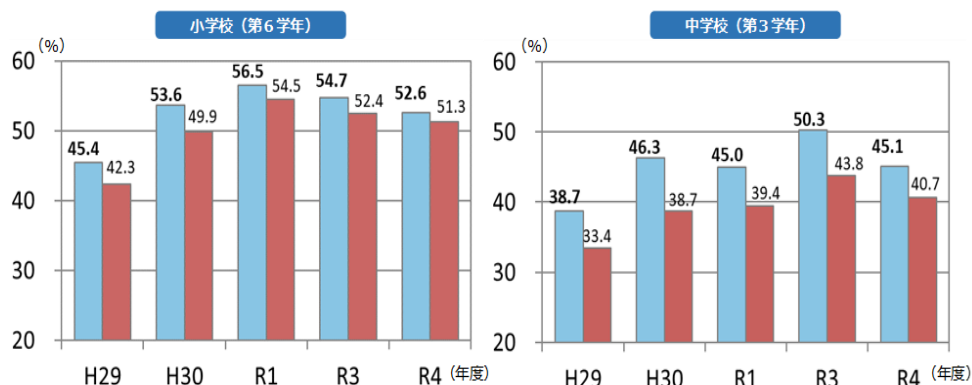
全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果（小学6年生、中学3年生）結果抜粋

※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（％）

◇人が困っているときは、進んで助けている ※H25 は質問項目なし

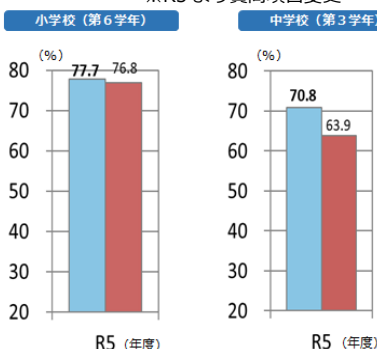


◇地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある



◇地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか

※R5 より質問項目変更



<徳の分野の測定指標の状況>

測定指標

●生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる。

小・中学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数は、令和4年度は前年度よりも減少し、全国値を下回っています。

また、高等学校における1,000人あたりの不登校生徒数は0.4ポイント減少し、中途退学率については、前年度と同値1.5%でした。

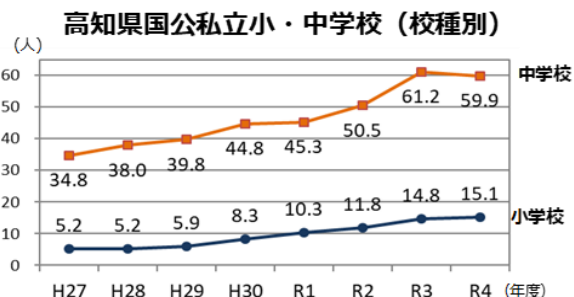
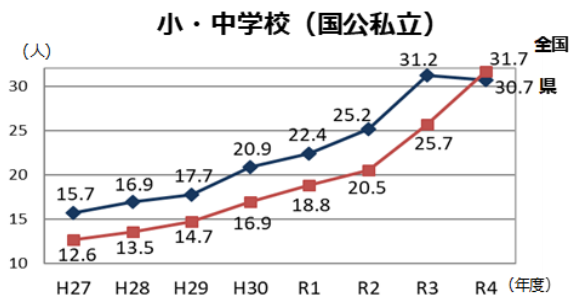
なお、小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち、学校内・外で相談・指導等を受けている割合は、全国値を大きく上回っています。

小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、増加傾向です。また、いじめの解消率は、着実に増加していますが、令和4年度は前年度に引き続き全国平均を下回っています。さらに、1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、令和4年度は前年度よりも大きく減少し、全国値を下回る結果となりました。

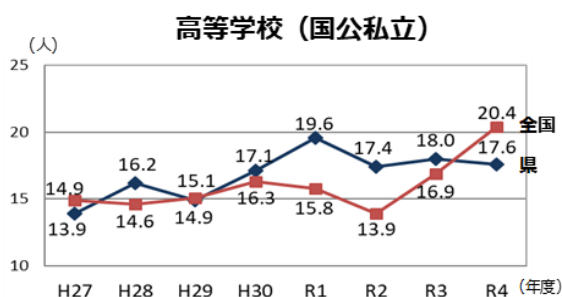
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

不登校（国公立小・中学校） ※数値は 1,000 人あたりの不登校児童生徒数（人）

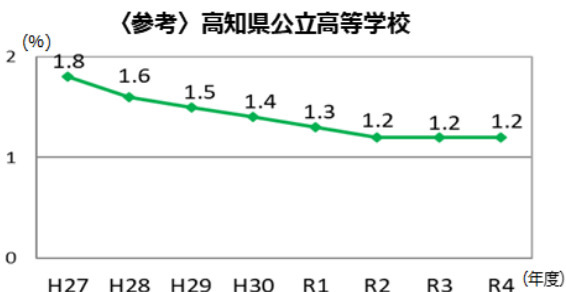
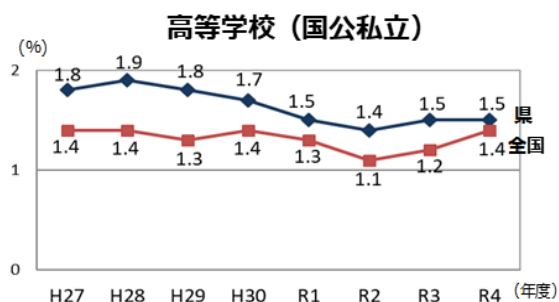
◇不登校 ※数値は 1,000 人あたりの不登校児童生徒数



不登校（国公立高等学校） ※数値は 1,000 人あたりの不登校生徒数（人）

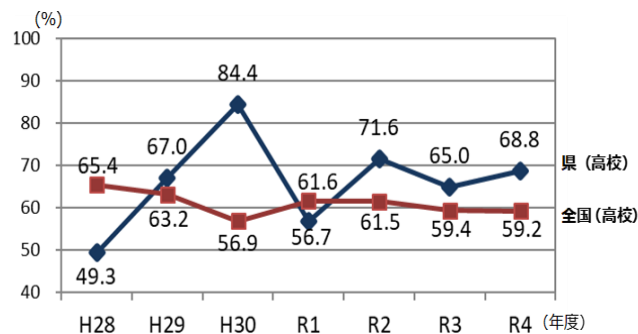
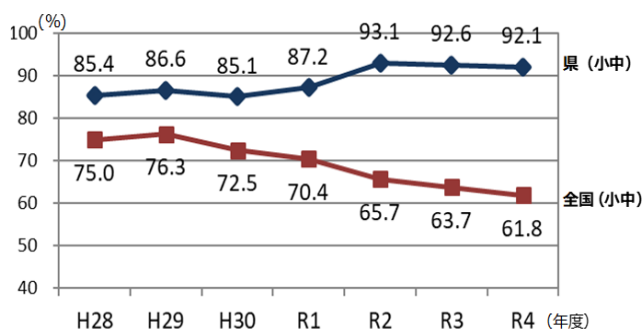


◇中途退学



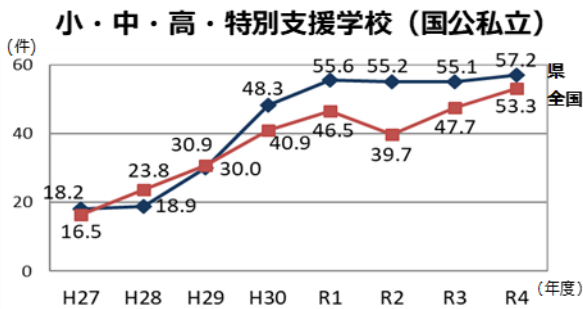
〈参考〉児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

不登校児童生徒のうち学校内・外で相談・指導等を受けている割合（国公立）

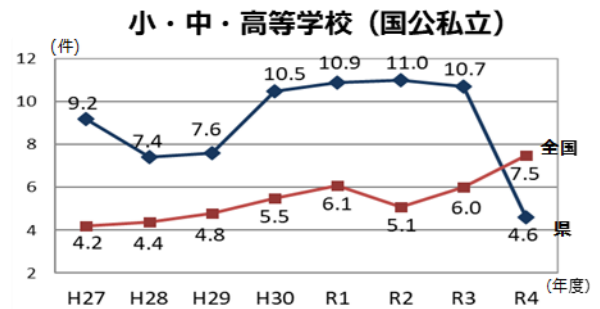


＜参考＞ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（いじめ・暴力行為）

◇いじめ ※数値は1,000人あたりの認知件数



◇暴力行為 ※数値は1,000人あたりの発生件数



*いじめの認知件数とは、「いじめはどの子どもにも起こり得る」という認識のもと、教職員等が積極的にいじめを把握し、対応した件数

＜参考＞ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

（参考値）いじめの解消率（％）

小・中・高・特支 （国公立）	R2	R3	R4
高知県	68.6	75.9	76.0
全国	77.4	80.1	77.1

③「体」の状況

＜体の分野の測定指標の状況（小・中学校）＞

測定指標

小・中学校

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、
・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る。

体の分野の目標は、「生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる」とし、取組を進めてきました。

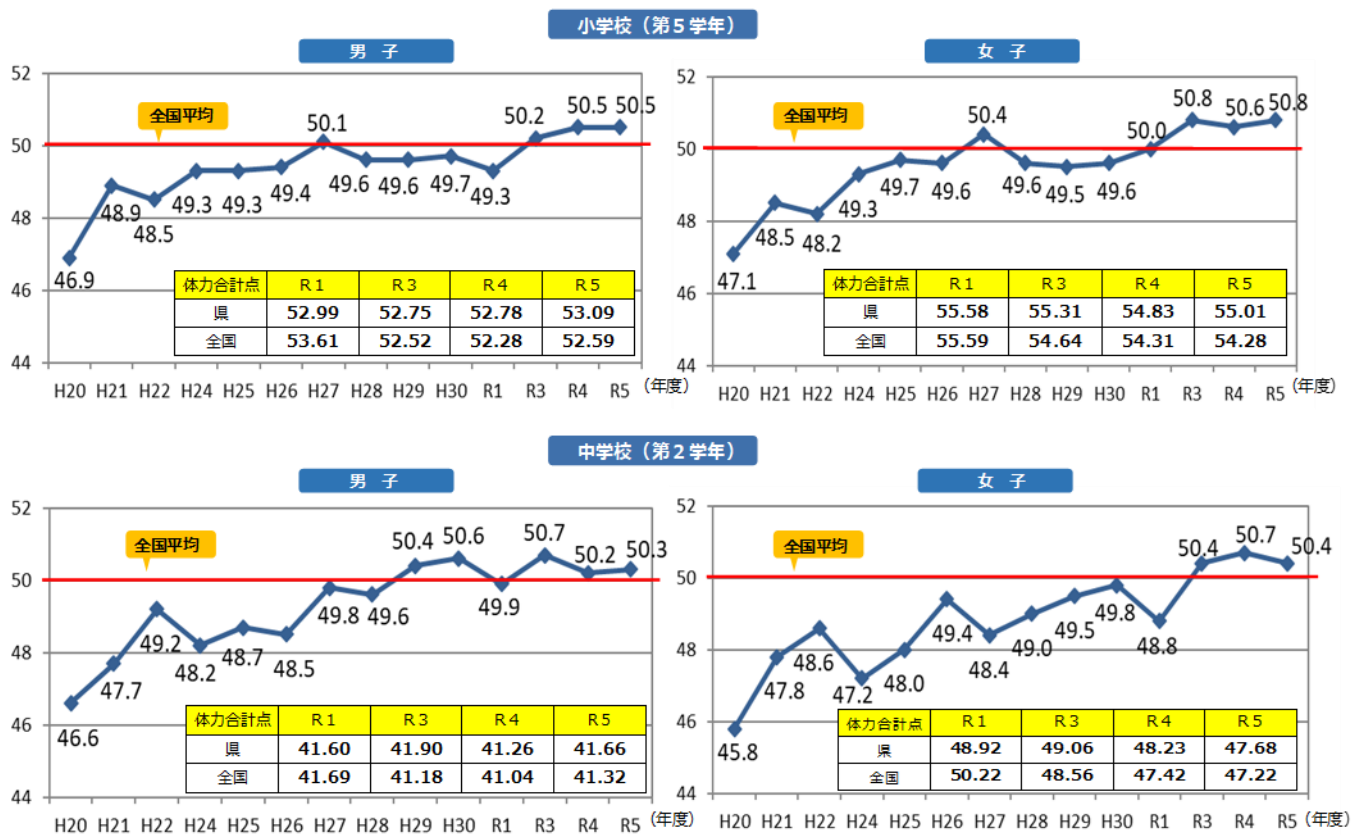
その結果、令和5年度の本県の体力合計点は、令和3・4年度に引き続き、小・中学校男女（小学校5年、中学校2年）ともに全国平均を上回っていますが、コロナ禍以前のピークであった平成30年度の水準には戻っていません。また、令和4年度の本県の結果と比較すると、小学校男女、中学校男子はやや上回り、中学校女子はやや下回っています。

また、生涯にわたって心身の健康を保持増進するためには、卒業後も運動習慣の形成が必要ですが、「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」という意欲面の結果（中学校2年）を見ると、新型コロナウイルス感染対策の影響も受け、課題が残っている状態です。

なお、「目標」である「健康的な生活習慣を身につけさせる」の点においても、基本的な生活習慣の定着に向けて取組を進める必要があります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（小学5年生、中学2年生）

◇体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移



＜参考＞全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（中学2年生）

◇「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と思う生徒の割合

県	R元	R3	R4	R5
中2・男	66.7% (70.8%)	57.6% (56.4%)	53.9% (56.5%)	59.2% (59.8%)
中2・女	54.9% (59.7%)	43.5% (43.8%)	42.3% (41.7%)	41.7% (41.9%)

※（ ）内は全国平均

＜参考＞全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果（小学6年生、中学3年生） 基本的な生活習慣に係る結果

◇「朝食を毎日食べる」と回答した児童生徒の割合

小6	R3	R4	R5	中3	R3	R4	R5
県	86.1	84.9	83.9	県	77.5	79.3	78.9
全国	85.8	84.9	83.7	全国	81.8	79.9	78.6

(%)

◇「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と肯定的に回答した児童生徒の割合

小6	R3	R4	R5	中3	R3	R4	R5
県	81.0	82.1	80.5	県	80.5	83.4	81.4
全国	81.2	81.5	81.0	全国	79.8	79.9	78.0

肯定群の割合 (%)

＜参考＞全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果（小学6年生、中学3年生）
 基本的生活習慣に係る結果

◇「毎日、同じくらいの時刻に起きている」と肯定的に回答した児童生徒の割合

小6	R3	R4	R5	中3	R3	R4	R5
県	89.6	90.3	88.8	県	92.9	93.7	92.1
全国	90.4	90.4	90.5	全国	92.7	92.2	91.3

肯定群の割合（％）

＜体の分野の測定指標の状況（小・中学校）＞

測定指標

小・中学校

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、
 ・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる。

DE群の児童生徒の割合は、令和4年度の本県の結果と比較すると、中学校女子を除き減少していますが、過去4年間（H28～R1年度）の平均値と比べると、小・中学校の男女ともに高く、コロナ禍以前の水準には戻っていません。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（小学5年生、中学2年生）

◇総合評価でDE群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1年度の平均値、R3～5年度）

小5	H28～R1 過去4年間の平均値	R3	R4	R5
男子	31.5%	35.8% (+4.3)	34.1% (+2.6)	33.8% (+2.3)
女子	24.4%	24.9% (+0.5)	28.4% (+4.0)	26.4% (+2.0)

中2	H28～R1 過去4年間の平均値	R3	R4	R5
男子	28.6%	29.8% (+1.2)	32.3% (+3.7)	31.6% (+3.0)
女子	14.2%	15.4% (+1.2)	16.6% (+2.4)	17.9% (+3.7)

3 社会の状況

(1) 社会の変化

デジタル化、グリーン化、グローバル化、人口減少、少子高齢化などによって生じた社会の変化は、新型コロナウイルス感染拡大による影響や、国際情勢の不安定化等によって、さらに加速度が増し、将来の予測が困難な時代に至っています。ほんの数年前には存在すらしていなかったことが、今では「当たり前の存在」となっていることもあり、この流れは将来的にますます進んでいくものと考えられます。これら、変化が激しく、予測不可能なことが次々と起こる時代のことを、その特徴である変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って、「VUCA」時代とも言われています。

国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）においては、「社会の現状や変化への対応と今後の展望」について、「2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。」「これら社会の現状や変化を踏まえて2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。」と示されています。

(2) 人口減少、少子高齢化の加速と児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等

令和2年の日本全体の人口は、国勢調査（総務省）結果によると、約1億2,614万6千人で、前回調査（平成27年）に比べ94万9千人減少しており、平成20年をピークに減少局面に入っています。この人口減少の加速化の背景として、少子高齢化が要因として挙げられています。また、地方における人口減少と高齢化の進展は顕著であり、令和32年には、65歳以上の人口の割合は、首都圏で30%台であるのに対し、地方では40%（本県は45.6%）を超えると予測されています。このような地方における人口減少と高齢化の進展の結果として、地域経済・産業の担い手不足、コミュニティ維持の困難など、課題の深刻化が懸念されています。

本県の人口は、国勢調査によると、昭和30年の88万3千人をピークに減少を始め、令和2年には69万2千人となっています。（令和5年12月1日時点は約66万5千人：高知県の推計人口月報 高知県産業振興推進部統計分析課より）

また、本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、長年にわたる若年層の県外への転出超過によって若年人口、とりわけ女性の若年人口が減少し続けたこと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大、コロナ禍の影響などが挙げられます。人口動態統計（厚生労働省）の結果によると、令和4年に県内で産まれた子どもの数は3,721人で、統計を取り始めて以降、最も少ない数となりました。

さらに、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成22年以降の人口移動の状況を年齢階級別に見ると、県外への転出超過の多くを15歳～19歳と20歳～24歳の年齢が占めており、高等学校や大学等を卒業して進学、就職する際の県外転出の影響が大きいものと考えられます。

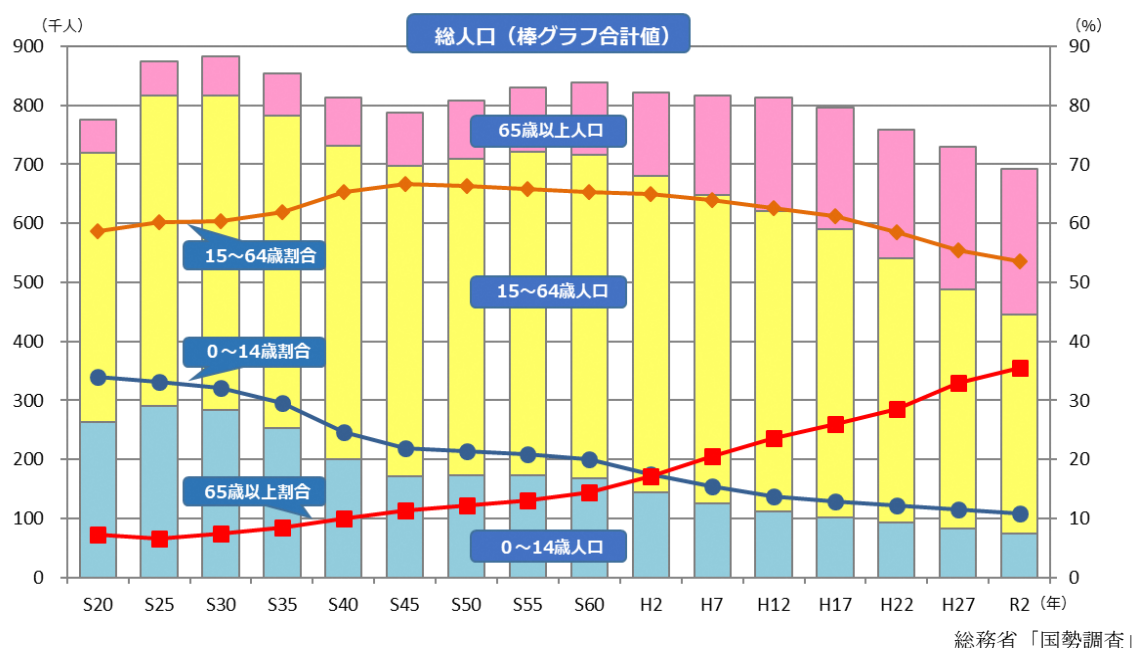
こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人

口は減少する一方で、65 歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約 10 年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。そのため、県では人口減少対策として、「若年人口の増加」、「婚姻数の増加」、「出生率の向上」の 3 つの観点から、若者にとって魅力のある仕事の確保、出会いの機会の拡充、子育て支援の充実といった幅広い施策を総合的に展開していくこととしています。

また、現行の「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月策定）に続き、令和 5 年度末に策定予定の「次期総合戦略」や、「中山間地域再興ビジョン」に具体的な施策を盛り込み、市町村、事業者も含めたオール高知で施策を展開していくようにしています。

■ 高知県の人口及び年齢 3 区分別人口の推移



少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数も減り続けています。平成 26 年度に 65,066 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和 5 年 5 月現在、53,866 人まで減少しています。さらに令和 10 年度には約 47,000 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内の公立小・中学校（義務教育学校*含む）の数は、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間で 25 校減少しています。特に中山間地域では学校の統廃合を余儀なくされている地域が増えてきているとともに複式学級*を有する小学校も多く、児童数や教員数が少ないため多様な学びが展開できず、充実した教育活動が困難になる場合があります。

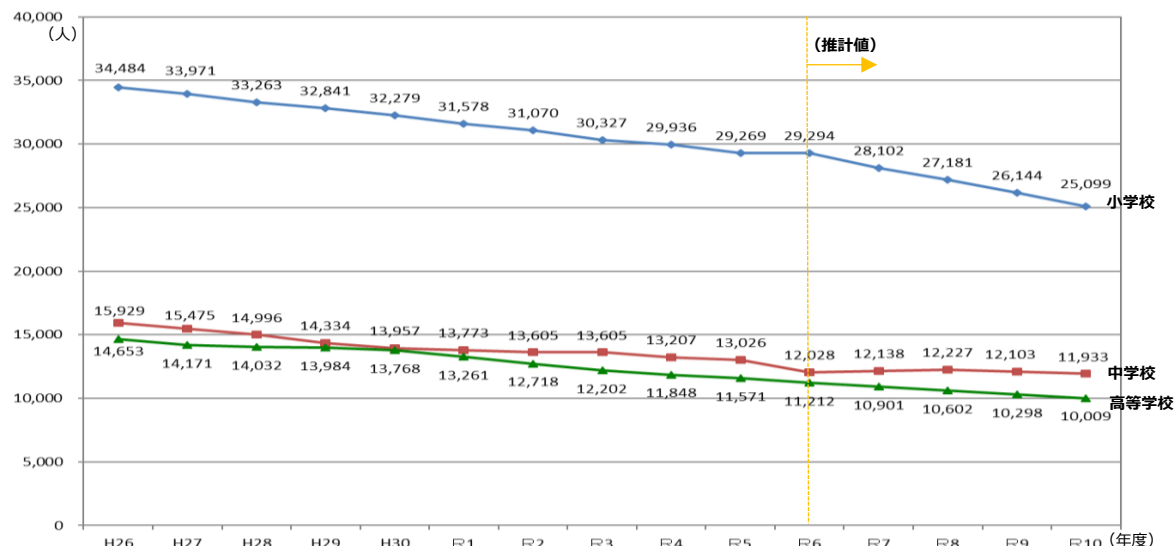
県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては高知南中学校・高等学校と高知西高等学校、須崎工業高等学校と須崎高等学校との統合、後期実施計画（平成 31～令和 5 年度）においては県立安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合を位置付けるとともに、中山間地域の学校の振興策を推進してきました。さらには、県立高等学校の適切配置や適正規模、魅力化・特色化

などの検討を行うとともに、各地域や教育委員協議会における意見も踏まえ、次期の計画を令和6年度中に策定します。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、学校、市町村、産業界など地域が一体となって小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要です。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移

県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査



小・中学校について

※数値は各年度5月1日現在の児童生徒数

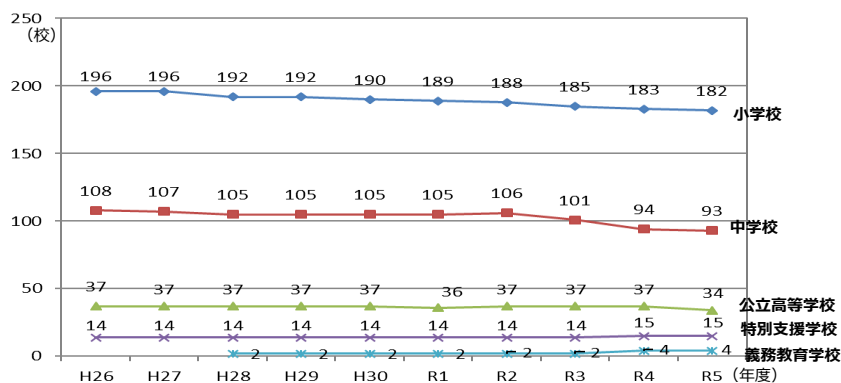
※令和6～10年度は令和5年5月1日現在の児童生徒数を基にした推計値

高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制（併修生含む）及び専攻科の総生徒数（各年度5月1日現在の生徒数）

※令和6～10年度は令和5年5月1日現在の生徒数を基にした推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



※数値は各年度5月1日現在の学校数

(3) 子どもたちを取り巻く多様な環境

子どもたち一人一人が多様であるように、子どもたちを取り巻く環境も人それぞれ多様で複雑です。

例えば、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%（新基準）であり、前回調査（H30）の14.0%（新基準適用）から比べると率は下がりましたが、依然厳しい状況に変わりはありません。

生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。こうした

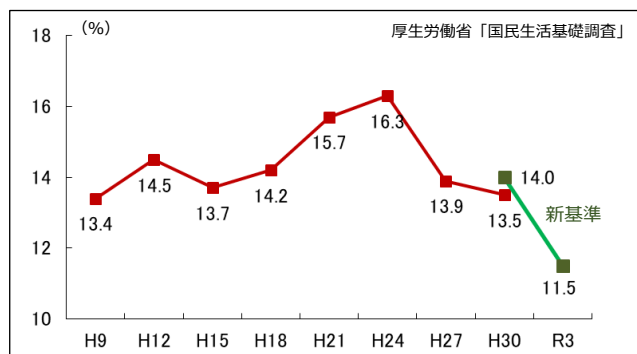
子どもたちの貧困は、世代間の連鎖を通じて、子どもたちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない問題です。そうした中、一定数の子どもたちが、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下なども背景に、学力の未定着や虐待、非行などといった困難な状況にあります。

このため、本県では、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を強化してきました。この計画では、本県の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないように、子どもたちが夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現に向けて取組を進めています。

また、令和4年に実施した実態調査によると、県内の中高生のうち、ヤングケアラー※の可能性が高いと思われる子どもは一定数存在し、多くが相談につながっていないことが明らかになりました。ヤングケアラーの家庭では、経済状況や家族の介護の状況など複合的な課題を有する傾向にあるため、ヤングケアラーに関する認知度の向上や市町村や地域の支援機関などの多職種が連携した支援体制の充実などに取り組んでいます。

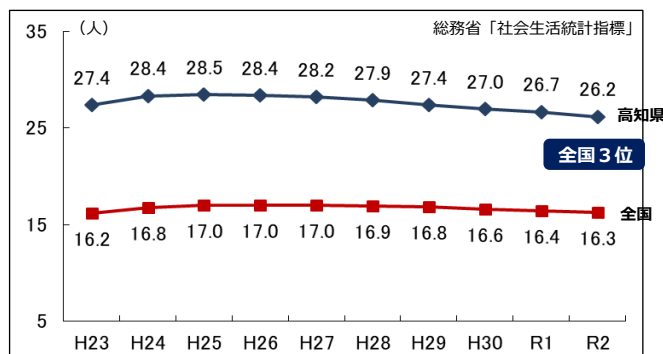
さらに、多様な環境にある子どもたちへの支援に関しては、「こども基本法（令和4年法律第77号）」を踏まえ、「高知家の子どもの貧困対策推進計画」「高知家の少子化対策総合プラン」「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」などを包含した一体的な計画として、令和7年度を始期とする「高知県こども計画」を策定することとしています。

■子どもの貧困率※の推移（全国平均）

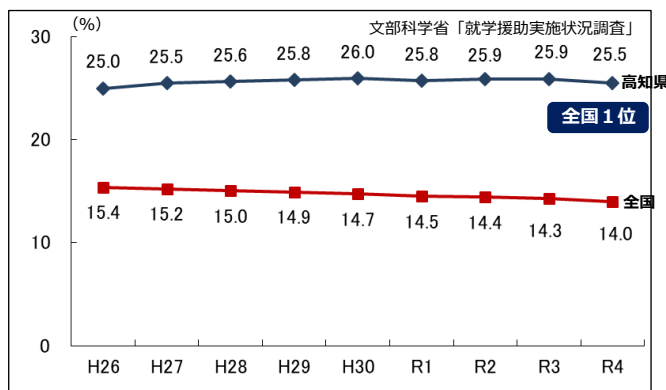


※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合。新基準は、可処分所得の算出に際して、企業年金掛金や仕送り、自動車税等が支出に加えられている。

■生活保護被保護実人員（人口1,000人当たり）の推移

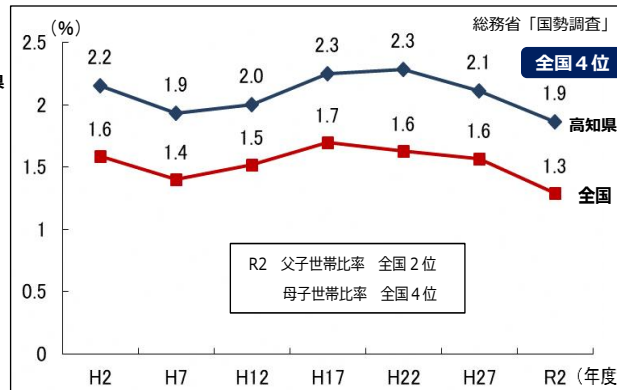


■就学援助率※の推移



※就学援助率＝要保護・準要保護児童生徒数合計／公立小中学校児童生徒総数

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率＝ひとり親世帯数／総世帯数

(4) デジタル化、グリーン化、グローバル化の進展

社会の状況を踏まえて各施策等を検討するにあたっては、特に「デジタル化」「グリーン化」「グローバル化」という新たな時代の潮流を先取りし、そのうえで施策のバージョンアップを検討していく必要があります。この「デジタル化」「グリーン化」「グローバル化」に係る現在・今後の社会の状況等については以下のとおりです。

①デジタル化

デジタル技術の進展は、A I・5 G※・クラウド技術※など加速度を増しており、生活や仕事等あらゆる場面・分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうしたデジタル技術の活用により、地域、年齢、性別、言語等に関わらず、一人一人の多様な状況やニーズに応じたきめ細かな対応が可能となります。また、生成A I※によって様々なコンテンツが生み出されるなど、デジタル技術の活用によって新たな価値の創出にもつながっています。

進化したデジタル技術の活用によって、生活がよりよく変わる「デジタルトランスフォーメーション(DX)※」の実現を目指し、行政・民間など様々な立場で取組が進められています。県としても「高知県デジタル化推進計画」を策定し、「デジタル化の恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会」を目指す社会像として掲げ、生活、産業、行政の各分野でデジタル化に取り組んできました。

この流れは、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校・教育においても例外ではなく、むしろ社会に羽ばたく子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育めるよう、学校・教育こそ、デジタル技術を活用して、授業や学習、支援の充実に向けて変化をしていく必要があります。

その環境・体制等の整備として、国の進める「G I G Aスクール構想※」に基づき、本県においても小・中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒1人1台タブレット端末の整備が令和3年度に完了しました。今後は、この1人1台タブレット端末等のI C T機器を活用して、個別最適・協働的な学習・指導を実現させていくことが必要となります。また、地理的条件に関わらず教育機会を確保したり、不登校の兆し等の早期把握や不登校児童生徒の多様な教育機会の確保につなげたりするなど、デジタル・I C Tを活用し、多様な状況にある子どもたちに寄り添った教育・支援を展開していくことが必要となります。さらに、デジタル化による業務の効率化を学校においても展開させ、負担軽減等を通じて教職員の「働き方改革」を推進し、本来業務である「子どもと向き合う時間」の確保につなげていかなければなりません。

あわせて、「超スマート社会(Society5.0)」と言われる中で、子どもたちに必要な資質・能力を育成していくことにも学校・教育は取り組まなければなりません。例えば、前述した生成A Iについては、様々な活用のメリットが挙げられる一方、子どもたちがA Iの回答を鵜呑みにするのではないかなど、懸念も指摘されており、国も、令和5年7月に「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を示しています。こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、「情報活用能力」といった、I C Tを成果の向上や課題解決のための手段として主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

②グリーン化

地球環境問題が世界全体の喫緊の課題となる中、我が国においても令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」が改正され、今後の脱炭素社会（カーボンニュートラル）※の実現に向けて、官民を挙げて気候変動対策が進められています。

本県においても、森林率全国1位の森林資源をはじめとする、豊富な自然資源などの本県の強みや特色を生かした「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」を令和4年3月に策定し、豊かな自然環境を守り次世代に引き継いでいくためにも、カーボンニュートラルの実現に向けて、取組を進めています。

また、学校・教育においても、本県の特色である豊かな自然資源等も生かして、環境教育や体験活動を促進することで、様々な機会を通じて、自然環境を守り、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくような資質・能力を育むことが必要となります。また、学校施設等においても省エネルギー化等によって、環境負荷への軽減を図っていかねばなりません。

③グローバル化

近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、本県においても、技能実習生などの外国人材をはじめとする在住外国人が、平成29年12月の4,332人から、令和4年12月では5,341人と増加しています。学校に在籍する外国人児童生徒も全国的に増加しており、また、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍を有しながら日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきています。

こうした背景のもと、令和元年6月には、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備に資するため、また、我が国に対する諸外国の理解と関心を深めるためにも重要である日本語教育の推進を目指すために、「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が公布・施行されています。本県においても、令和4年3月に「高知県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、日本語教育の充実を図ることで、外国人との共生社会の実現を目指し、取り組んでいるところです。

今後も本方針に基づきながら、外国人児童生徒に対する日本語教育の推進を図るとともに、本国で義務教育を受けていない外国籍の方等の学びの場の充実を図っていく必要があります。

また、グローバル社会の中で、児童生徒が高知県や我が国の伝統・歴史・文化等を学び、愛着と誇りを持つとともに、国際的な視野を持ち、自らが主体的に行動できるグローバル人材を育成することが必要となります。そのためにも、英語教育の強化のみならず、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動の推進などを通して、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけるとともに、探究的な学び等を通じたグローバル教育の推進が必要となってきます。

（５）参考：国の主な教育改革等の動き

○第４期教育振興基本計画

令和５年６月に、国における第４期の教育振興基本計画（計画期間：令和５～９年度）が閣議決定されました。この計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、国が策定する計画です。

本計画のコンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」が掲げられ、「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進」「④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）推進」「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の５つの基本的方針と、その下に１６の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されています。本計画については、「我が国の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有していると捉え、本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画である」と計画の中で示されています。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３第１項及び「教育基本法」第１７条第２項に基づき、本県の「教育等の振興に関する施策の大綱」及び「高知県教育振興基本計画」を策定するにあたっては、国の教育振興基本計画の内容を参酌して定めています。

○「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

中央教育審議会*において、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和３年１月２５日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会。以下「教育課程部会における審議のまとめ」という。）、そして、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和３年１月２６日中央教育審議会。以下「令和３年答申」という。）が取りまとめられました。

令和３年答申に盛り込まれた教育課程に関係する事項についてより詳しい内容が取りまとめられた教育課程部会における審議のまとめでは、「今後の教育課程の在り方について、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要であり、そのためには新たに学校における基盤的なツールとなるＩＣＴも最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する『個別最適な学び』と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす『協働的な学び』の一体的な充実が図られることが求められる」とされています。また、「その際にはカリキュラム・マネジメント*の取組を一層進めることが重要」とされています。

さらに、令和３年答申においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」との関係については、以下のことが期待されていると示されています。

- ・個々人の学習の状況や成果を重視する修得主義の考え方を生かし、「指導の個別化」により個々の児童生徒の特性や学習進度等を丁寧に見取り、その状況に応じた指導方法の工夫や教材の提供等を行うことで、全ての児童生徒の資質・能力を確実に育成すること

- ・修得主義の考え方と一定の期間の中で多様な成長を許容する履修主義の考え方を組み合わせ、「学習の個性化」により児童生徒の興味・関心等を生かした探究的な学習等を充実すること
 - ・一定の期間をかけて集団に対して教育を行う履修主義の考え方を生かし、「協働的な学び」により児童生徒の個性を生かしながら社会性を育む教育を充実すること
- (※学習指導要領の趣旨の実現に向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に関する参考資料：文部科学省)

○「生徒指導提要」の改訂

令和4年12月、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成された「生徒指導提要」が、12年ぶりに改訂されました。これは、平成22年に初めて「生徒指導提要」が作成されて以降、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあることを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため改訂されたものです。

この改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導（発達支持的生徒指導）の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明が加えられています。また、性的マイノリティ[※]の児童生徒に対する学校の対応、校則の運用・見直し等についても盛り込まれています。さらに、令和5年4月1日から施行された「こども基本法」に位置付けられている子どもたちの健全な成長や自立を促すため、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持ったりする「子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保」等についても含まれています。

○各高等学校の特色化・魅力化

令和3年答申においては、「高等学校への進学率は約99%に達しており、多様な生徒が在籍する現状を踏まえ、生徒の多様な実情・ニーズに対応して生徒の学習意欲を喚起し、必要な資質・能力を確実に身につけさせ、またその可能性及び能力を最大限に伸長するべく、高等学校の特色化・魅力化を推進することが求められている。」と示されています。各高等学校の存在意義や社会的役割等に基づき、各学校において育成を目指す資質・能力を明確化・具体化するとともに、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善に結実させることが不可欠であり、そのためにも、令和6年度には、各高等学校が「スクール・ポリシー[※]」を策定し、公表します。新しい時代における高等学校教育においては、探究的な学びや、STEAM教育[※]等の教科等横断的な学びを、関係機関等と連携しながら推進し、スクール・ポリシーに基づく特色化・魅力化を図ります。

○通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援

令和4年12月に公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（文部科学省）の結果では、通常の学級に在籍し、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となりました。本調査は、専門家による判断や医師による診断に

よるものではなく、学級担任等が回答したのですが、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることが明らかになりました。

そのための環境整備として、小・中学校、高等学校における通級[※]による指導の体制の充実を図るほか、通常の学級において、合理的配慮[※]の提供や特別支援教育支援員による支援などが行われています。

また、令和4年9月の障害者権利委員会における勧告の趣旨を踏まえると、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備をはじめ、インクルーシブな社会[※]の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められています。

○「こども政策」の推進

令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、令和5年12月、こども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、そのための基本的な方針として、

- ・こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- ・こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- ・ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- ・若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- ・施策の総合性を確保すること

を掲げています。

こうした方針のもと、これまで個々に推進されてきた「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を包含する重要事項等を定め、総合的に施策を推進することとしています。

○幼保小の協働による架け橋期[※]の教育の充実

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

令和4年3月、中央教育審議会初等中等教育分科会の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において審議経過報告がとりまとめられ、目指す方向性として「幼保小の架け橋プログラム[※]」の実施等が示され、文部科学省では令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進しています。なお、「幼保小の架け橋プログラム」は、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮したうえで全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。

さらに、同特別委員会において、幼保小の協働による架け橋期の教育の充実を図るために、以下の方策の推進が令和5年2月に示されました。

- ・ 架け橋期の教育の充実
- ・ 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有
- ・ 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援
- ・ 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援
- ・ 教育の質を保障するために必要な体制等
- ・ 教育の質を保障するために必要な調査研究等

○多様な教育機会の確保

平成28年12月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成29年3月に策定するとともに、令和元年6月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組が進められています。

さらに、令和4年6月には、「不登校に関する調査研究協力者会議」において、今後重点的に実施すべき施策の方向性に関する報告書がとりまとめられました。この報告書を受け、文部科学省から各地方公共団体等に発出された通知を踏まえ、各自治体では、学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）^{*}設置に向けた検討や、学校内の居場所づくり（校内の別室を活用した支援策）、ICT等を活用した学習支援等を含めた教育支援センター^{*}の機能強化等の取組を推進しています。

○「令和の日本型学校教育^{*}」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて

令和3年11月の中央教育審議会^{*}による「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿^{*}の実現に向けて」の提言を受け、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下、本項目において「改正法」という。）」が令和4年5月に成立しました。

この改正法により、教員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から導入されています。

また、令和4年12月には中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」がとりまとめられました。その答申では、今後の改革の方向性として、「新たな教師の学びの姿」の実現や多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成とともに、教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保についても示されています。

○質の高い教員の確保（教員不足対策）

児童生徒の多様化・複雑化や教育D X^{*}など、近年の変化の激しい社会状況を踏まえて新たな学校教育が求められています。一方で、喫緊の課題となっているのが、教員不足です。さらには、新たな学校教育を担う人材として、質の高い教員を確保することも欠かせません。そのためには、教職の魅力向上を図ることが重要です。

文部科学省では、有識者や教育委員会・学校関係者から構成される「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」を令和4年に設置し、給与面、公務員法制・労働法制面の在り方、学校における働き方改革に係る取組状況、学校・教師の役割、学校組織体制の在り方などの検討が進められています。

○「教員勤務実態調査」結果等を踏まえた学校の働き方改革

文部科学省は、平成28年度に実施した「教員勤務実態調査」以来、6年ぶりに調査を令和4年度に実施し、その結果（速報値）が令和5年4月に公表されました。その結果、「前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。」としました。また、平日については、主に、「授業（主担当）」、「朝の業務」、「学習指導の時間」（小学校）が増加し、「学校行事」、「成績処理」（小学校）、「学校経営」（小学校）、「学年・学級経営」（中学校）、「生徒指導（集団）」（中学校）の時間が減少しました。さらに、土日については、主に、「学校行事」、「部活動・クラブ活動」（中学校）の時間が減少しています。

また、令和5年度に文部科学省が実施した「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果によると、「取組状況については、全体的に順調に進んでいるが、地方自治体間の取組状況の差が見られる」としました。また、特に「学校徴収金」と「授業準備」の取組については、都道府県・政令市・市区町村の全ての主体において、昨年度から5ポイント以上伸びており、改善の機運が高まっている様子が見られます。

これらの結果を踏まえて、今後も国では、教職員定数の改善や教員業務の支援スタッフの充実、校務のデジタル化等の学校D Xの推進など、学校における働き方改革に係る取組を、総合的かつ着実に実施するとしています。

○学校安全の推進

我が国は、巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害のリスクに直面しています。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、SNS^{*}の利用による犯罪など子どもの安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しています。

このような中においても、子どもたちの安全の確保が保障されることは不可欠です。また、子どもたちは自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身につけ、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められています。

このため、令和4年度から令和8年度における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」（文部科学省）が令和4年3月に策定されました。本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図る取組が進められています。

○学校と地域の連携・協働

令和4年3月の「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」における最終まとめでは、学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現を目指し、取組の方向性として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※の導入促進、質的向上とともに、地域学校協働活動※との一体的な推進について示されました。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進するため、文部科学省で毎年実施している「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（令和5年度）によると、全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入率は52.3%、全国の公立学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部をともに整備（一体的な整備）率は38.9%となり、年々増加しています。結果を踏まえ、さらなる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上が図られています。

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方

少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁において、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このガイドラインは、平成30年に策定された運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合し全面的に改定したものであり、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されました。

この中で、部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであるとの考え方が示されています。また、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指しています。

第3章

第3期大綱・第4期基本計画の目指す人間像 （基本理念）と基本目標・測定指標等

第3章

第3期大綱・第4期基本計画の目指す人間像（基本理念）と基本目標・測定指標等

1 目指す人間像（基本理念）

第2期大綱及び第3期基本計画では、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」と「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の2つを基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。

第3期大綱及び第4期基本計画においても、この2つの基本理念の実現は、これからの時代においても普遍的なものであり一層重要であると考えられることから、継承をすることとします。

それに加えて、第3期大綱及び第4期基本計画では、社会的包摂*の重要性のもと、「多様性を認め合うこと」や、そのうえで様々な取組促進、課題解決にあたって「他者と協働すること」が一層必要となっていることから、その趣旨はこれまでの基本理念にも包含されていたところではありますが、より明確化すべく、「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人」として、新たな「目指す人間像」として設定することとします。

「VUCA」と言われる将来の予測が困難な時代の中でも、高知県の人々が「教育」「学び」を通じて生き生きと過ごすことを実現するため、この3つの「目指す人間像」を本県の教育が目指す基本理念として掲げたいと、様々な施策・取組を進めていきます。

3つの「目指す人間像」のそれぞれの詳細な考え方は以下のとおりです。

◆ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人

情報化や少子・高齢化が急速に進むなど社会・経済が激しく予測困難に変化する時代の中、自らの夢を見だし、その夢に向かって人生を切り拓くためには、決められた1つの「正解主義」から脱却し、試行錯誤を重ねながら、取組の促進や課題の解決に向けて効果的な手立てを生涯にわたって「学び」を通して見いだそうとする意欲や、その意欲を持つうえでの基礎となる幅広い資質・能力を持つことが必要となります。

幅広い資質・能力としては、基礎・基本となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、また、豊かな人間性・道徳性・社会性や、基礎的な体力、そして健康的な生活習慣を育んでいくことも重要です。

そして、これらの「学ぶ意欲」や「幅広い資質・能力」は、調和のとれた「生きる力」として身につけられるようにすることが必要であり、家庭や地域、学校、各関係機関、市町村教育委員会、県教育委員会等が、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせて取り組むことが必要となります。

このため、1つ目の「目指す人間像（基本理念）」を

「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人*」とします。

（※第2期大綱及び第3期基本計画では「羽ばたく子どもたち」としていましたが、生涯学習の観点からも、学び続けることの意義等を踏まえ、第3期大綱・第4期基本計画では、子どもだけに限定しない「羽ばたく人」としました。）

◆ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人

デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流等も見据えながら、今後の社会を展望しつつ、我が国や高知の未来を切り拓いていく人材を育成していくことが求められています。

特に少子化・人口減少が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためにも、まずは郷土への愛着と誇りを持つことで、志気高く我が国や高知県の様々な課題に挑戦する視点を持ち、その高い志のもとに、産業・経済や観光、地域福祉、農林水産業、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人が求められています。

このため、2つ目の「目指す人間像（基本理念）」を

「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人」とします。

◆ 多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人

社会の多様性が進む中、全ての人々が自分らしく安心して暮らすことができる環境を目指して、障害の有無や年齢、性別、文化的・言語的背景、家庭環境、地域事情などに関わらず、誰一人取り残さない、多様な背景・事情・特性等を有する人々がお互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会の実現を目指すことが求められています。

また、世の中には多様な考え方や興味・関心が存在しており、そのような意見・考え方が存在することを踏まえたうえで、課題の解決等に向けて、お互いに協力をしたり、前例にとられない柔軟な対応をしたりしていくことが必要な場面も多くなっています。

そのためにも、それぞれの「多様性」を相互に認め合い、互いに高め、尊重し合うことが必要となり、また、目的を達成するために協力し合うことができるような力を育むことが必要です。

このため、3つ目の「目指す人間像（基本理念）」を

「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人」とします。

なお、現在、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が、教育等の様々な分野において提唱されています。

例えば、国の第4期教育振興基本計画では、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」と定義※されており、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針の1つとして示しているところです。

本県の第3期大綱及び第4期基本計画において示す「目指す人間像（基本理念）」は、それを総合的に実現することで、まさに県民一人一人がそれぞれ幸せや生きがいを感じることにつながり、かつ、高知県にとっても持続的に良い状態であることにつながるものと捉えています。

言い換えれば、3つの「目指す人間像」を実現することが、本県ならではのウェルビーイングの向上を図っていくことにつながるものと考えます。

本県には、「人と人とのつながり」が息づいています。本県のみんなが一つの大家族のように教育についても進められるよう、「個人と社会のウェルビーイング」も踏まえた『高知家』の教育』を推進していきます。

2 目指す人間像を実現するための基本目標と、その達成を測る目安となる測定指標

「目指す人間像」を実現するための「基本目標」として、従来の「知・徳・体」の考え方を引き継ぎつつ、より内容を明確にし、また、新たな内容を包含する趣旨等から、以下の3つの基本目標に整理します。

基本目標1 確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開

基本目標2 健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着

基本目標3 豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進

さらに、基本目標の達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、前述した第3期大綱及び第4期基本計画の測定指標設定の方向性に沿って、それぞれの目標に新たな測定指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

基本目標1

「確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開」

○社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育みます。

【義務教育段階】学習の基盤となる資質・能力の確実な育成を図ります。

【高等学校段階】社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を育みます。

基本目標1の測定指標として、「義務教育段階」においては、まず、全国学力・学習状況調査における全国平均を基準とした測定指標を第2期大綱及び第3期基本計画に引き続いて設定しています。ただし、小学校の学力については、実績が測定指標との関係で達成したか否かを明確にするため、「全国上位」としていた表現を、「全国平均を継続的に1ポイント以上上回る」と改めています。

また、上記の「平均」を測る測定指標に加えて、新たに「D層」の割合を測る測定指標を設定しています。学力定着に課題がある層の減少を図ることが目的です。

<測定指標>【義務教育段階】

全国学力・学習状況調査（小学校第6学年、中学校第3学年）において、

●小学校の学力は全国平均を継続的に1ポイント以上上回る。

中学校の学力は全国平均に引き上げる。

※R5年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語 +2.1 算数 +2.2

中学校：国語 -1.3 数学 -2.4 英語 -6.4

＜測定指標＞【義務教育段階】

●＜小学校＞D層の児童の割合は全国の割合を継続的に下回る。

＜中学校＞D層の生徒の割合は全国の割合まで引き下げる。

※文部科学省は、児童・生徒を正答数の大きい順に整理し、人数比率により25%刻みで4つの層分けを行っている。上位から1番目をA層、2番目をB層、3番目をC層、4番目をD層としている。それに高知県の児童生徒の状況を当てはめて、D層の割合を示している。

※R5年度全国学力・学習状況調査結果

小学校：国語 21.8% (24.0%)、算数 17.0% (19.5%)

中学校：国語 20.5% (19.4%)、数学 19.1% (17.6%)、英語 22.8% (17.0%)

() 内は全国平均

「高等学校段階」においては、まず、第2期大綱及び第3期基本計画では「学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合」を測定指標として設定していたところですが、その調査が一部の高等学校に対象が限定されたものであることから、県の高等学校全体の状況を表すために、全県立高等学校を対象とした測定指標を設定しています。また、高等学校段階の目指す姿である測定指標として、「C層以上」を新たに測定指標として設定し、「D3層の生徒の割合の減少」は、この測定指標を達成する前提として実施する施策（施策（2））の指標として別途設定することとしています。

次に、高校卒業時の進路の決定率も測定指標として設定しています。高等学校に通う中で、生徒が就職・進学等の自らが社会で進む進路を考え、それに向けた準備等をしっかりと行うことができるよう、学校が環境等を確保できたことの表れであると考えするためです。

最後に、学校等の取組の結果、社会に出た後に、様々な課題に臨む「意欲」を身につけることができたかを測るため、また、学力検査に必ずしも表れない資格の勉強や専門分野の勉強等にも意欲を有することができているかについても把握するため、「意欲」を測る測定指標を新たに設定しています。

＜測定指標＞【高等学校段階】

県調査において、

●学力定着把握検査（高校2年生1月）におけるC層以上の生徒の割合を65%以上とする。

※学力定着把握検査の評価尺度では、学習到達ゾーンとして上位からS層、A層、B層、C層、D層と区分されている。その中でC層は基本的な問題に取り組むのに必要な知識が身についているとされる。

※R4年度学力定着把握検査結果：61.4%

（対象：全日制・定時制昼間部の全県立高等学校の生徒）

●高校卒業時に進路を決定して卒業する生徒の割合を97%以上とする。

※R4年度県高等学校就職対策連絡協議会調査結果：95.0%

（対象：全日制・定時制・通信制の全県立高等学校の生徒）

●高校3年で「将来の可能性を広げるために勉強を頑張っている」と回答する生徒の割合を90%以上とする。

※R4年度県オリジナルアンケート結果：85.0%

（対象：全日制・定時制昼間部の全県立高等学校の生徒）

基本目標 2

「健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着」

○生涯にわたって、たくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を育みます。

基本目標 2 の測定指標として、まず、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国平均を基準とした測定指標を第 2 期大綱及び第 3 期基本計画に引き続いて設定しています。小・中学校の体力合計点については、全国平均を本県が上回っている状況が続いており、引き続き、継続的に全国平均を上回ることを測定指標とします。一方で、コロナ禍以前のピークであった平成 30 年度の体力の水準には全国・本県ともに戻っていないことから、コロナ禍で落ち込んだ体力をそこまで戻すことを目指すという趣旨で「平成 30 年度の全国平均値までの改善」をあわせて設定しています。さらに、「D E 群の児童生徒の割合」の測定指標についても、同趣旨で「平成 30 年度の全国平均値までの改善」としています。

また、中学卒業後、自主的に運動やスポーツ等を行おうとする意欲は、コロナ等の影響を受け、令和 4 年度は、男女ともに前年度の県平均を下回りました。令和 5 年度は、女子はさらに下回りましたが、男子は大きく改善し、回復の度合いに男女差が見られます。子どもたちが生涯にわたって心身の健康を保持増進するためには、卒業後の運動習慣の形成が必要であり、体育・保健体育の授業改善の目標として国も学習指導要領において示しています。そのような趣旨から「意欲」を測る測定指標を新たに設定しています。

さらに、生涯にわたって生活をするうえでの基盤となる基本生活習慣の確立に係る測定指標も新たに設定しています。

<測定指標>

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校第 5 学年、中学校第 2 学年）において、

- 小・中学校の体力合計点は、継続的に全国平均を上回る。平成 30 年度の全国平均値まで改善させる。

※H30 年度が全国・県ともに体力合計点のピークであったため、コロナ禍で落ち込んだ体力をそこまで戻すことを目指すという趣旨で「平成 30 年度の全国平均値までの改善」を設定

※H30 年度・R5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

小学校男子 H30 : 53.90 点 (54.21 点)、R5 : 53.09 点 (52.59 点)

小学校女子 H30 : 55.58 点 (55.90 点)、R5 : 55.01 点 (54.28 点)

中学校男子 H30 : 42.94 点 (42.32 点)、R5 : 41.66 点 (41.32 点)

中学校女子 H30 : 50.39 点 (50.61 点)、R5 : 47.68 点 (47.22 点) () 内は全国平均

- 総合評価でD E 群の児童生徒の割合を、平成 30 年度の全国平均値まで改善させる。

※「平成 30 年度の全国平均値までの改善」の設定については同上

※D E 群は、体力テスト合計得点の総合評価において、よい方からA B C D E の 5 段階に分類された 4・5 段階に属する群

※H30 年度・R5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

小学校男子 H30 : 30.1% (28.8%)、R5 : 33.8% (35.8%)

小学校女子 H30 : 23.8% (22.5%)、R5 : 26.4% (29.3%)

中学校男子 H30 : 27.6% (27.8%)、R5 : 31.6% (32.7%)

中学校女子 H30 : 11.7% (10.8%)、R5 : 17.9% (19.1%) () 内は全国平均

<測定指標>

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校第5学年、中学校第2学年）において、

- 「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と思う生徒の割合が継続的に全国平均を上回る。

※R5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

中学校男子 R5 : 59.2% (59.8%)

中学校女子 R5 : 41.7% (41.9%)

() 内は全国平均

<測定指標>

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査（小学校第6学年、中学校第3学年）において、

- 規則正しい睡眠や食事などの基本的生活習慣に関する項目の肯定的割合が全国平均を上回る。

①「朝食を毎日食べる」と回答した児童生徒の割合が、全国平均を上回る。

②「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と肯定的に回答した児童生徒の割合が、全国平均を上回る。

③「毎日、同じくらいの時刻に起きている」と肯定的に回答した児童生徒の割合が、全国平均を上回る。

※R5年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果

①小学校 : 83.9% (83.7%)、中学校 : 78.9% (78.6%)

②小学校 : 80.5% (81.0%)、中学校 : 81.4% (78.0%) ※肯定群の割合

③小学校 : 88.8% (90.5%)、中学校 : 92.1% (91.3%) ※肯定群の割合 () 内は全国平均

基本目標 3

「豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進」

- 社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育みます。
- また、「不登校」については、決して問題行動ではないことを前提として、「魅力ある学校づくり」「早期発見・早期支援」「多様な教育機会の確保」による支援を行います。

基本目標3の測定指標として、道徳性等に関する測定指標については、第2期大綱及び第3期基本計画では、義務教育段階のみの設定でしたが、高等学校段階においても本項目に相当する測定指標を新たに設定しています。

また、多様性・包摂性についての理解の向上に係る測定指標を、義務教育段階、高等学校段階ともに設定しています。

<測定指標>【義務教育段階】

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査（小学校第6学年、中学校第3学年）において、
●道徳性等に関する項目の肯定的割合を向上させる。

- ①「自分には、よいところがあると思う」
- ②「将来の夢や目標を持っている」
- ③「人が困っているときは、進んで助けている」
- ④「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」
- ⑤「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」

※R5年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果

- ①小学校：82.8%（83.5%）、中学校：81.1%（80.0%）
- ②小学校：80.2%（81.5%）、中学校：68.8%（66.3%）
- ③小学校：90.5%（91.6%）、中学校：86.3%（88.1%）
- ④小学校：76.4%（76.5%）、中学校：77.9%（77.6%）
- ⑤小学校：77.7%（76.8%）、中学校：70.8%（63.9%）

（ ）内は全国平均

<測定指標>【高等学校段階】

県調査（高校第3学年）において、

●道徳性等に関する項目の肯定的割合を向上させる。

- ①「自分という存在を大切に思える」
- ②「立場や年齢、考え方の異なる相手でも、その意見を聞き、理解しようとしている」
- ③「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」
- ④「高校入学以降、地域や社会をよくするために、地域貢献活動やボランティア活動などを行ったことがある」

※R4年度県オリジナルアンケート結果

- ①74.8%、②95.8%、③59.8%、④R6より新設項目
（対象：全日制・多部制昼間部の全県立高等学校の生徒）

「問題行動」である「いじめ」「暴力行為」の有無については、基本目標として掲げている「豊かな人間性・道徳性・社会性」が育まれているか否かについての成果として表れるものであり、測定指標として新たに設定しています。

また、「不登校」については、「いじめ」等の問題行動とは別に位置付けられるものであることを、基本目標に明示するとともに、不登校の兆し等の早期把握・早期支援に係る測定指標を新たに設定します。

あわせて、不登校となった児童生徒がいつでもどこでも多様な学習の機会を確保できる学習支援をはじめとした支援を学校内外で受けることができるような環境整備に係る測定指標も新たに設定します。(※)

なお、第2期大綱及び第3期基本計画では、高等学校における「中途退学率」を測定指標として設定していましたが、中途退学をすることが必ずしも「豊かな心を育成することができていない」という状態に該当しないことや、すでに中途退学率については全国・本県とも改善傾向にあり、県としても全国並の状況となっていることから、測定指標としては設定していません。

<測定指標>

児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、

●生徒指導上の諸課題（いじめ、暴力行為）の状況を改善させる。

- ①いじめの解消率を全国平均以上にする。
- ②暴力行為の発生件数を全国平均以下を維持する。

※R4年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（国公立）

①小・中学校・高等学校・特別支援学校：76.0%（77.1%）

<参考値>1,000人あたりのいじめの認知件数：57.2人（53.3人）（ ）内は全国平均

※いじめの認知件数とは、「いじめはどの子どもにも起こり得る」という認識のもと、教職員等が積極的にいじめを把握し、対応した件数

<参考値>1,000人あたりのいじめの重大事態発生件数：0.29件（0.07件）（ ）内は全国平均

②小・中学校・高等学校：4.6件（7.5件）1,000人あたりの発生件数（ ）内は全国平均

<測定指標>

児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、

●不登校について、

- ①1,000人あたりの新規不登校児童生徒数を全国平均以下を維持する。
- ②不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けている割合を向上させる。

※R4年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（国公立）

①小学校：7.5人（9.2人）、中学校：24.0人（28.1人）・高等学校：9.5人（15.2人）

<参考値>1,000人あたりの不登校児童生徒数

：小学校：15.1人（17.0人）、中学校：59.9人（59.8人）、高等学校：17.6人（20.4人）

②小・中学校：92.1%（61.8%）、高等学校：68.8%（59.2%）（ ）内は全国平均

(※) この不登校に係る測定指標については、高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会の今後の議論を踏まえ、次年度以降、改訂する可能性があります。

3 社会情勢や子どもたちを取り巻く状況の変化を踏まえた基本方針・政策・施策

目指す人間像（基本理念）の実現や基本目標の達成を目指して取り組む政策・施策等については、これまでの取組の成果や課題、社会情勢や子どもたちを取り巻く状況の変化を踏まえたうえで、第3期大綱及び第4期基本計画において、以下の4つの基本方針のもとに整理します。そして、これらの基本方針に基づく、政策・施策を推進します。

第3期大綱・第4期基本計画の基本方針・政策・施策

基本方針Ⅰ 「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進

基本方針Ⅰに基づく政策と施策

- 【1】個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づくりの推進
 - ・授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化
- 【2】社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進と、それを前提とした進路指導の充実
 - ・体系的なキャリア教育・職業教育の推進、進路指導・就労支援の充実
- 【3】高知県や我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材を育成
 - ・地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進、グローバル教育の推進・強化
- 【4】主体的に社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組んでいく人材を育成
 - ・主体性等の育成、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成、県や日本のイノベーションを担うための教育の充実
- 【5】自尊感情や他者への思いやりを育み、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現の両立を図るための教育の推進・指導強化
 - ・道徳教育、人権教育の推進、発達支持的生徒指導の推進、生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラムの実施、いじめ・不登校等の早期発見対応及び組織的な指導・支援体制の強化
- 【6】生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実
 - ・体力の向上や体育授業改善の推進、運動部活動の改革、保健教育の充実、基本的な生活習慣の向上・確立
- 【7】今後の社会を見据えた高等学校改革
 - ・「県立高等学校再編振興計画」の次期計画検討、魅力化を推進するための環境整備と情報発信、入学者選抜の改革
- 【8】就学前教育・保育の質の向上
 - ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実、保幼小の円滑な連携・接続の推進
- 【9】親育ち支援の充実
 - ・保育者の親育ち支援力の向上、保護者の子育て力向上のための支援の充実

基本方針Ⅱ 「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進

基本方針Ⅱに基づく政策と施策

- 【1】切れ目のない特別支援教育の推進
 - ・インクルーシブ教育の推進、特別支援学校における専門性・教育内容充実、保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進・体制の強化、医療的ケア児に対する支援の充実
- 【2】重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進
 - ・魅力ある学校づくりの推進、早期発見・早期支援の実施、多様な教育機会の確保
- 【3】虐待や貧困、ヤングケアラー等の家庭的な事情等による多様な背景を持つ児童生徒の早期発見、組織的な対応
 - ・多様な背景を持つ児童生徒の早期発見、専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実
- 【4】教育費負担の軽減に向けた経済的な支援
 - ・就学援助の活用についての周知、高等学校等就学支援金事業等の実施・周知、多子世帯等への保育料の軽減、私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減

基本方針Ⅱに基づく政策と施策

【５】地域間格差を解消し、中山間地域等をはじめとした各地域において魅力ある教育を実施

・地域間格差を解消するための学びの支援、各地域における特色・魅力ある学校づくり、教育活動の展開のための支援

【６】多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援

・夜間中学の充実・広報周知、若者の学びなおしと自立支援、高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上、外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援

【７】多様な保育サービスの充実

・子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援

基本方針Ⅲ

「高知家」の誰もが、
生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

基本方針Ⅲに基づく政策と施策

【１】共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進

・全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境の充実、学びを育む体験活動の推進

【２】オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

・オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【３】家庭教育支援の充実

・家庭教育支援の充実

【４】放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実

・放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実

【５】私立学校の振興

・私立学校の教育環境の維持・向上に向けた支援

【６】大学の魅力向上

・地域活性化の核となる大学づくりの推進

【７】県民一人ひとりが文化芸術に親しむ環境づくりの推進

・県立文化施設への来館機会の充実、文化芸術に親しむ機会の充実

【８】文化財の保存・活用

・文化財の保存と活用の推進、県史編さん事業の推進

【９】スポーツの振興

・スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくり

基本方針Ⅳ

「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を
総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

基本方針Ⅳに基づく政策と施策

【１】教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上

・教職員の不祥事の防止強化と発生した場合の対応体制の強化、教員育成指標等を踏まえた体系的な研修の実施

【２】「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」、「教員等の人材確保に向けた取組」の一体的推進

・学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進、学校組織体制・経営体制の強化、教員等人材の確保に向けた取組の推進、教職員のメンタルヘルス対策

【３】児童生徒・教職員にとって、安全・安心で、円滑な教育活動等が展開できる環境整備や機運醸成

・教育施設等の耐震化、防災対策の促進、学校施設等の長寿命化改修や省エネルギー化・バリアフリー化等の実施、学校等の防犯対策、登下校の安全対策の促進、防災教育の推進、ＩＣＴ・デジタル環境の整備、校務ＤＸの推進

【４】学校と、様々な関係者とで連携・協働して、取組促進や課題解決を図る仕組みの展開・強化

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、ＰＴＡ活動の振興、部活動の地域連携・地域移行に向けた取組の推進

4 教育の当事者・関係者との「対話」を踏まえた主な関係施策等

第3期大綱及び第4期基本計画の策定にあたり、教育の当事者や各関係者と本県の教育や理想的な学校の姿等についての「対話」を実施させていただきました。その中で、高等学校・特別支援学校高等部に通っている生徒などの若者、教職課程を履修する大学生、若年・中堅の教職員の方々からいただいたご意見等を踏まえて、第3期大綱及び第4期基本計画において、新たに導入をしたり、促進・強化を図ったりする取組・事業として位置付けた主な関係施策は以下のとおりです。

＜高等学校・特別支援学校高等部に通っている生徒などの若者の「声」（一部）＞

授業・学習に関すること①（個々の状況に応じた学び、コミュニケーション力の育成、ICTの活用等）

- 理想の学校は、「柔軟な学びができる学校」。一人一人がなりたい自分や目標をもとに、必要な勉強を自分で選択でき、実践的に学べるようにすべき。
- 自分の興味のある分野に主体的に取り組み、その活動の成果を報告・発表することで、その活動が認められ、共感する。そのことによって自信や学ぶ意欲を向上させることができるというサイクルをまわしていく必要がある。
- コミュニケーションが社会に通用する力として必要。コミュニケーション能力は、自分たちで話し合い、考える授業によって高まることにつながる。
- 最近はタブレット活用なども増えてきて前よりも学習しやすくなっていて良いと思う。

「声」（意見等）を踏まえた 第3期大綱・第4期基本計画の主な関係施策

「個別最適・協働的な学び」の一体的な充実【I-【1】（1）（2）】

※番号の表記順 基本方針-【政策】（施策）

■一人一人の学習状況や関心等に応じた「個別最適な学び」と他者と協働できる力を育成する「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業づくり等に取り組めます。

・『令和の授業を創る』推進プロジェクト（義務教育）、『指導と評価の一体化』の促進（高等学校）等

1人1台タブレット端末等のICT機器を活用した授業改善【I-【1】（1）（2）】

■タブレット端末やデジタル教材、スタディログ等を効果的に活用した授業改善と、授業・授業外学習の切れ目のないシームレス化を実現します。

・「デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実」（義務教育）（高等学校）等

授業・学習に関すること②（主体的・探究的な学び、地域との交流、自らの将来を見据えた学び等）

- 理想とする学校は、「自分たちができる社会貢献を自分たち自身で考え、実施できる学校」、「地域との交流を積極的に行い、学び合える学校」、「自分たちが考えた取組を自分たちで発信できる学校」。
- 高知県ならではの自然を生かしたフィールドワークを増やしたり、別の高校との合同学習を行ったりすべき。
- 自分の将来の夢に関わる科目などがあると助かります。
- 総合探究の時間を設けてくれるのがとても助かる。自分の興味のあることを調べられるので、進学や就職の役に立つ。

「声」（意見等）を踏まえた 第 3 期大綱・第 4 期基本計画の主な関係施策

体系的なキャリア教育の推進〔Ⅰ-〔2〕（3）〕

■一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を展開します。

・「小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進」、「特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業」等

自ら課題を探究し、課題を解決・提案する学習の推進〔Ⅰ-〔4〕（7）〕

■探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、生き方を考えていくための資質・能力を育成する教育を展開します。

・「生徒の自発的・自治的な活動（特別活動）の充実」、「次世代総合教育会議の開催」等

学校と地域等が連携・協働する取組の展開・強化〔Ⅰ-〔4〕（7）、Ⅰ-〔7〕（20）、Ⅳ-〔4〕（74）（75）（76）〕

■子どもたちの教育活動の展開などに向けて、学校と地域等が連携・協働する、組織的・継続的な仕組みの導入を促進します。

・「地域教育魅力化ネットワーク事業」（高等学校）、「コミュニティ・スクールの導入推進及び充実」等

授業・学習に関すること③（実社会に根ざした学び等）

○部活動に所属している人は自分の実力を確かめたり、他校の人と交流して自分の力を発揮したりすることができると思う。それと同じような場が、勉強が得意な人にもあるべきで、数学や理科などの大会をより高頻度で開催してほしい。

○社会に出た時に必要なことをもっと教えてもらいたいです。

○英語の授業で、海外で日常的に使うものや発音など、実践的なものを教えてほしい。

○私は環境問題（SDGs）の学習をしたらいいと思います。今の地球の現状をよく知らない、何となくリサイクル、ゴミ拾いをするなど、何のためにしているのか把握できていない人がいるからです。

「声」（意見等）を踏まえた 第 3 期大綱・第 4 期基本計画の主な関係施策

地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進〔Ⅰ-〔3〕（5）〕

・「ふるさとを支える教育の推進」、「県内文化施設の活用促進」

現代的諸課題や制度・仕組み等の体系的な学習の促進〔Ⅰ-〔4〕（8）〕

・「主権者教育・消費者教育の充実」、「生徒の社会的自立・社会参画のための支援」、「環境教育の推進」、「情報活用能力の育成」、「学校図書館を活用した言語能力・情報活用能力の育成」

グローバル教育の推進・強化〔Ⅰ-〔1〕（1）、Ⅰ-〔3〕（6）〕

・「英語教育強化プロジェクト」、「グローバル教育推進事業」

規範意識・自尊感情等を育む道德教育の推進、人権教育の推進〔Ⅰ-〔5〕（10）（11）〕

・「道德教育実践力向上プラン」、「道德教育の推進」、「人権教育推進事業」等

高知県や日本のイノベーションを担うための教育の充実グローバル教育の推進・強化

〔Ⅰ-〔1〕（1）、Ⅰ-〔4〕（9）〕

・「STEAM 教育及びその核となる理数教育の充実・強化」、「高大連携による次世代のデジタル社会に対応した教育の充実」、「起業家教育の実施」、「『科学の甲子園』（高知県大会）の開催」等

＜高等学校・特別支援学校高等部に通っている生徒などの若者の「声」（一部）＞

学校への関わり方に関すること

- 理想の学校は、「生徒の声を柔軟に取り入れる学校」。今の学校は、意見を出しても聞き流されてしまう。生徒から出た意見をどう取り入れていくかを、生徒と先生が時間をかけて話し合う機会を設けるべき。
- 自分達の周りも新しいものになんて変わっていつているから、校則も古いものにこだわっている場合ではない。どんどん新しくしてくれるとありがたいです。

「声」（意見等）を踏まえた 第 3 期大綱・第 4 期基本計画の主な関係施策

生徒の自発的・自治的な活動や、意見表明・対話の機会の確保・充実【Ⅰ-〔4〕（7）】

- 生徒の自発的・自治的な活動が効果的に展開されるよう、ホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動の見直し・充実を図ります。
 - ・「生徒の自発的・自治的な活動（特別活動）の充実」
- 県の教育施策の企画・運用にあたって参考とするために、生徒（若者）と対話をする「次世代総合教育会議」を開催します。
 - ・「次世代総合教育会議の開催」

発達支持的生徒指導の推進・展開【Ⅰ-〔5〕（12）】

- 児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるような指導・支援を行う「発達支持的生徒指導」の展開を図ります。
 - ・「生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上」、「保幼小中連携モデル地域実践研究事業」

生徒の声を生かした校則の見直し等の取組の推進【Ⅰ-〔4〕（7）、Ⅰ-〔5〕（12）、Ⅱ-〔2〕（30）】

- 校則の見直し等の過程に生徒が参画する機会を設けるなど、身近な課題を自ら解決しようとする態度や能力を育成するための取組を推進します。
 - ・「生徒の声を生かした校則見直し等の取組の推進」、「生徒の自発的・自治的な活動（特別活動）の充実」等

＜教職課程を履修する大学生／若年・中堅の教職員の「声」（一部）＞

授業・学習に関すること

- VUCA時代であるから、単に暗記をしたり、技能を身につけたりするだけではなく、最終的には、教師が提示した活動を通して、教師が予想した以上の結果を生徒が導き出せるような授業や学校が「理想的な学校」。
- 子どもたちを自立・成長させるだけでなく周りとの調和性・協調性を持たせることも重要。学校間での交流を大事にしていくべき。
- 子どもや教師が柔軟性を持っている学校が理想的。児童自身が現代における問題や興味のあることについて発見し、それについて調べられる環境が欲しい。
- 人との関わりや、体験・対話のなかで、社会性、A I に負けない人間力、価値観、折り合いをつける力等を育む場所に（学校は）なるべき。

「声」（意見等）を踏まえた 第 3 期大綱・第 4 期基本計画の主な関係施策

※前述の高等学校・特別支援学校高等部に通っている生徒などの若者の授業・学習に関する「声」（意見等）を踏まえた第 3 期大綱・第 4 期基本計画の主な関係施策 参照

<教職課程を履修する大学生／若年・中堅の教職員の「声」（一部）>

ICTの活用に関すること

- タブレットなどの導入により主体的な学習の幅が広がっている。一人一人の課題に沿った学習内容を提供することで誰一人取り残さない体制ができている。
- 教員の世代の古いやり方を貫くのではなく、ICTの活用に積極的に取り組んでいるところが、次世代を担う子どもたちのためになって良いと感じた。
- 自分のクラスの先生はあまりICTを使わない先生だった。各クラスにムラがあると本当の意味でICTの活用とは言えない。
- ICTが導入されて、授業がしやすくなった。得たい情報も簡単に入手できるし、保護者等との情報共有も早い。

「声」（意見等）を踏まえた 第3期大綱・第4期基本計画の主な関係施策

1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適・協働的な学習・指導の実現

〔Ⅰ-〔1〕（1）（2）、Ⅳ-〔1〕（62）〕

- ・「学習支援プラットフォームの活用促進」、「デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実」、「教員のICT活用指導力の向上」

デジタル・ICTを活用し、多様な状況にある子どもたちに寄り添った教育・支援を展開

〔Ⅰ-〔2〕（3）（4）、Ⅰ-〔7〕（20）、Ⅱ-〔2〕（31）（32）〕

- ・「資格取得の推進（遠隔教育の活用）」、「遠隔教育推進事業」、「早期発見・早期支援のためのシステム運用・周知」、「多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（不登校支援推進プロジェクト事業）」等

デジタル化による業務の効率化・負担軽減等を通じて、学校の「働き方改革」を推進

〔Ⅳ-〔2〕（63）、Ⅳ-〔3〕（73）〕

- ・「業務の効率化・削減」（ICTの活用や教材等のデジタル化等）、「校務効率化ツール等の導入促進」等

学校の体制、地域等との関わりに関すること

- 理想的な学校の姿とは生徒同士はもちろんのこと、教師も含めた多様な人々と関わり合う機会が多い学校。
- 学校経営計画（ビジョン）がどれだけ、先生たち一人一人に下りているのか。また、計画したものを検証する機会が少ない。
- 学校は前例主義が多い。
- 学級担任制をやめて、学年担任制・チーム担任制を導入してほしい。ノウハウがない若年教員のサポートもできるし、児童生徒側にとっても複数の教員が「担任」として関わった方がいい。
- （「理想的な学校」の姿は、）地域や会社と連携して学校運営を行うこと。

「声」（意見等）を踏まえた 第3期大綱・第4期基本計画の主な関係施策

学校の組織体制・経営体制の強化、チーム学校の推進・強化〔Ⅰ-〔1〕（2）、Ⅳ-〔2〕（64）（65）、Ⅳ-〔4〕（74）〕

- 校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制を強化します。

- ・「マネジメント力強化事業」（高等学校）、「学力向上のための学校経営力向上支援事業」（義務教育）、「組織力向上推進事業」（義務教育）、「コミュニティ・スクールの導入推進及び充実」等

学校と地域等が連携・協働する取組の展開・強化〔Ⅰ-〔4〕（7）、Ⅰ-〔7〕（20）、Ⅳ-〔4〕（74）（75）（76）〕

- 子どもたちの教育活動の展開などに向けて、学校と地域等が連携・協働する、組織的・継続的な仕組みの導入を促進します。

- ・「地域教育魅力化ネットワーク事業」（高等学校）、「コミュニティ・スクールの導入推進及び充実」等

<教職課程を履修する大学生／若年・中堅の教職員の「声」（一部）>

「働き方」に関すること

- 仕事の精査。教師がすべき仕事を精選することで児童とのかかわりや授業に注ぐことができる力を増やすことができる。
- 小学校であれば副担任を付ける、教科制を取り入れる、それ以外にも教える以外の教材準備等をするサポートの人員を増やすなど人員を増やすことで教師の負担を軽減できる。
- 教員の労働条件を改善し教員へのイメージを改善することが大事。
- 学習支援員や副担任の数を増やし、小学校も教科担任制を増やし、部活動の指導を外部のサポートで行う必要がある。
- ただ採用数を増やしても試験を受ける人がいないと意味がないため、高知で教員になればこのようなメリットがある、制度があるなどと主張していくことも必要。
- 教員のやる業務が本当に多い。プールの管理、家庭対応、経費の管理、全て教員が管理している。
- 若年の先生が増えているが、入ったばかりで授業づくりの素地もないなかで、「授業改善」をしきりに言われており、厳しそう。

「声」（意見等）を踏まえた 第3期大綱・第4期基本計画の主な関係施策

ワークライフバランスを確保した働き方改革の推進〔Ⅳ-〔2〕（63）〕

- ・「学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革」、「業務の効率化・削減」、「若年教職員のサポート体制の充実」、「教員業務支援員配置事業」、「学校事務体制の強化」

教員等人材の確保に向けた取組の推進〔Ⅳ-〔2〕（66）〕

- ・「教員採用審査方法の見直し、教職や学校の魅力発信の推進」、「保育士等人材確保事業」

教職員のメンタルヘルス対策の強化〔Ⅳ-〔2〕（67）〕

- ・「教職員のメンタルヘルス対策」

デジタル化による業務の効率化・負担軽減等を通じて、学校の「働き方改革」を推進〔Ⅳ-〔3〕（63）（73）〕

- ・「校務支援システム等を活用した業務効率化」、「校務効率化ツール等の導入促進」等

第4章 基本方針ごとの政策・施策

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・小・中学校では、これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、授業づくり講座をはじめとする学習指導要領に示されている目標の実現に向けた研修等を実施してきたことにより、教員の学習指導要領に対する趣旨理解は一定進んできています。
- ・高等学校では、学力定着把握検査結果に基づく基礎学力の定着・学力向上への取組により教員の授業・学習評価の改善への意識が高まってきています。
- ・一方、主体的・対話的で深い学び[※]の視点からの授業改善はまだ十分とは言えず、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要があります。
- ・令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果、中学校は改善傾向が見られるものの、全国平均には至っておらず、中学校への学力向上対策が課題となっています。
- ・また、平日学校の授業時間以外に勉強を「全くしない」と回答した児童生徒の増加や、1人1台タブレット端末の家庭における日常的な活用は進んでおらず、家庭学習の習慣化とその内容の充実が課題となっています。
- ・高等学校段階においても、学習習慣が身につけていない生徒や、義務教育段階の学習内容が十分定着していないと見られる生徒もいます。そのため、自分の将来のために自ら学習する自立した学習者を育成する必要があります。

【政策のポイント】

- 学力の定着を図るとともに、自己の学びを選択・決定できる児童生徒を育成するために、問題解決の過程を重視した授業改善を推進します。その学習過程において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるとともに、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐ、シームレス化を図ります。
- 1人1台タブレット端末やデジタルドリル等のデジタル教材を効果的に活用した授業及び授業外学習の促進を図ります。
- 各校の授業改善サイクル[※]の確立や効果的なマネジメントにより、各校の授業や学習評価の改善・充実を図り、自立した学習者を育成します。

【施策（１）授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化（義務教育段階）】

義務教育段階において、個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向け、問題解決型学習の推進を行うとともに、ICTを効果的に活用しながら、授業改善サイクルの確立や授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を進めていきます。

施策（１）の指標 ※ここに記載の施策の指標は令和９年度末の達成目標（以下同じ）

- ①「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思う」と回答した児童生徒（小学校６年、中学校３年）の割合を８５％以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

<基準値>R5 小学校：78.1%（78.8%）、中学校：82.9%（79.2%） ※（ ）内は全国平均

- ②「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と回答した児童生徒（小学校６年、中学校３年）の割合を８５％以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

<基準値>R5 小学校：79.6%（81.8%）、中学校：82.8%（79.7%） ※（ ）内は全国平均

- ③「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たり全く勉強しない」と回答した児童生徒（小学校６年、中学校３年）の割合を５％以下、かつ全国平均以下とする。

<基準値>R5 小学校 6.3%（4.6%）、中学校：8.1%（6.0%） ※（ ）内は全国平均

- ④「家で自分で計画を立てて勉強をしている（学校の授業の予習や復習を含む）」と回答した児童（小学校６年）の割合を７５％以上、生徒（中学校３年）の割合を６５％以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

<基準値>R5 小学校：68.8%（70.7%）、中学校：56.0%（55.0%） ※（ ）内は全国平均

①～④<全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査>

◆施策（１）を実現するために実施する各取組・事業 No, 1 ～ 8

【施策（２）授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化（高等学校段階）】

高等学校段階において、指導と評価の一体化の充実、さらなる授業改善を図るとともに、デジタル技術を効果的に活用した個別最適・協働的な学びの一体的充実及び自立した学習者の育成に向け、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を進めていきます。

施策（２）の指標

- ①高知県オリジナルアンケート（高校２年２回目）で「授業外でほとんど学習しない」と回答する生徒の割合を３０％以下とする。（全日制及び多部制昼間部※）

<基準値>— ※R6より新設指標

（基礎力診断テスト受検校(29校)のR4年度２年２回目のデータ 45.0%を目安として目標値を設定）

<県オリジナルアンケート>

- ②高校２年の学力定着把握検査において、D３層の生徒の割合※（県平均）を入学段階より減少させる。（全日制及び多部制昼間部）

<基準値>— ※R6より新設指標

<県学力定着把握検査>

◆施策（２）を実現するために実施する各取組・事業 No, 9 ～ 13

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・企業学校見学やインターンシップ等の充実により、企業情報を生徒に提供するとともに、大学との連携は、進学希望者のさらなる意欲の向上につながっています。
- ・反面、進路未定者や就職未内定者もあり、自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計する力を育成するために、「キャリア・パスポート※」の効果的な活用を推進するとともに、体験的な学習がさらに効果的なものになるよう、体系的・系統的な取組にしていく必要があります。

【政策のポイント】

- 小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びや活動について記録し、教員等との対話的な関わりを通して、自己の成長などを実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート」の活用を推進します。
- 上級学校や県内企業、地元自治体等と連携を図りながら、講演会や職場体験、上級学校訪問等の体験的な学習を重視します。
- 「キャリア・パスポート」を効果的に活用したり、キャリア教育を体系的・系統的に展開したりするために必要な教職員の資質・指導力向上に資する各種研修会や連絡協議会等の充実を図ります。

【施策（３）体系的なキャリア教育・職業教育の推進】

「キャリア・パスポート」の効果的な活用、上級学校や県内企業、地元自治体等との連携を図りながら、講演会や職場体験、上級学校訪問等の体験的な学習を重視するとともに、教職員の資質・指導力向上のための各種研修会や連絡協議会等を行うことにより、体系的なキャリア教育や職業教育を推進します。

施策（３）の指標

- ①「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答した高校３年生の割合を 90%以上とする。
 <基準値>R4：87.0% <県オリジナルアンケート>
- ②県立特別支援学校において高等部３年の卒業時に「行きたい進路が決まっている」「卒業後の生活に楽しみがある」と肯定的に回答した生徒の割合を 90%以上とする。
 <基準値>— ※R6より新設指標 <県キャリア教育に関するアンケート調査>

◆施策（３）を実現するために実施する各取組・事業 No,14～19

【施策（４）多様な進路希望等に応じた進路指導・就労支援の充実】

学校に配置された就職アドバイザーを効果的に活用し、求人開拓や生徒への個別指導による就職希望先とのマッチングを図るとともに、就職者が定着するような指導を行いながら、多様な進路希望等に応じた進路指導・就労支援を充実させます。

施策（４）の指標

- ①高等学校卒業後、就職した生徒の就職後１年目の離職率を 10%以下とする。
 <基準値>R4：11.8%

<県調査>

◆施策（４）を実現するために実施する各取組・事業 No,20～22

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・ここ数年、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」児童生徒の割合が減少傾向にあります。コロナ禍によって、社会見学や職場体験活動、学校行事や参観日、地域との交流活動など、様々な機会が減り、行動が制約されてきました。そのため、保護者や地域の方々と関わる機会や子どもたちが地域で活躍する場面が減少したと思われます。
- ・一方、グローバル社会を生き抜く資質・能力を備え、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持った、国内外で活躍できる人材の育成が求められています。
- ・こうしたグローバル社会の中で、児童生徒が郷土への愛着と誇りを持ち、さまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけられるよう、英語で自分の意見を発信することができる人材の育成を進めていく必要があります。
- ・中学校の英語の授業における言語活動の実施状況は、全国と同等でしたが、生徒の英語に対する興味関心や理解は全国より低く、言語活動の質・量の向上や生徒の英語力を客観的に把握し適切に評価するなど、英語によるコミュニケーション能力を高める必要があります。

【政策のポイント】

- 社会科や総合的な学習の時間等において、地域の課題や解決策を主体的に考えるなど、地域と協働した取組を進めることにより、地域を愛する心を育てていきます。
- 児童生徒の社会性の育成に向けて、職場体験活動等を通じて、高知県の産業・企業やそこで働く人々について学ぶとともに、児童生徒が将来の夢や目標について考える機会を確保することによって、キャリア教育のさらなる充実を図ります。
- 道徳科の授業で養われた道徳性を、特別活動や総合的な学習の時間などと連携して高めていくとともに、学校、家庭、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの道徳教育」を進めていきます。
- 総合的な学習の時間や特別活動、社会科の時間等において、県内文化施設を見学したり、出前授業を依頼したりするなど、伝統や文化に関する教育の充実を図ります。
- 教育課程外・学校外で英語に触れる機会を確保し、グローバルな視野を持ち、英語で自分の意見を発信できる人材育成を進めます。
- 探究的な学びを通して、生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成するとともに、英語運用能力を高め、グローバルな視点を持って地域の将来や産業振興を担う人材の育成を図ります。

【施策（５）地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進】

地域や日本の伝統や文化に関するものを教材とし、それらを大切にする学習を通して、自分が育った「ふるさとや我が国を愛する心」、「人を思いやる豊かな心」を育てる道徳教育を進めます。また、子どもたちが、高知県の産業や企業の魅力について知るとともに、そこで働く人々の生き方に触れる学習を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な力と将来に渡って地元を誇りと愛着を持つ心を育てるキャリア教育を進めます。こうした取組を通じて、地域や日本の伝統・歴史・文化等に関する教育を推進していきます。

施策（５）の指標

- ①「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童（小学校６年）の割合を 60%以上、生徒（中学校３年）の割合を 50%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜基準値＞Ｒ５ 小学校：52.1%（57.8%）、中学校：42.2%（38.0%）

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

- ②「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う」と回答した児童（小学校６年）の割合を 85%以上、生徒（中学校３年）の割合を 75%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜基準値＞Ｒ５ 小学校：79.0%（78.1%）、中学校：67.6%（63.2%）

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

◆施策（５）を実現するために実施する各取組・事業 No,23～24

【施策（６）グローバル教育の推進・強化】

グローバル教育推進校（室戸高、山田高、高知国際中・高、清水高）における取組の成果を県内の高等学校に普及し、探究的な学びを通して、生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成するとともに、英語運用能力を高め、グローバルな視点をもって地域の将来や産業振興を担う人材の育成を図る「高知県版グローバル教育」を推進します。

施策（６）の指標

- ①公立高等学校の海外留学者数を 130 人とする。

＜基準値＞Ｒ４：11 名

＜県調査＞

- ②県立高等学校における留学生受入れ校を 5 校とする。

＜基準値＞Ｒ４：2 校

＜県調査＞

- ③CEFR A1 レベル(英検 3 級)相当以上の英語力を有する中学校 3 年生の割合を 50%以上とする。

＜基準値＞Ｒ４：37.9%（48.0%） ※（ ）内は全国平均 ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞

◆施策（６）を実現するために実施する各取組・事業 No,25

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・選挙権年齢の引下げに伴い、生徒が高校在学中に有権者になることから、児童生徒が社会をよりよくするために主体的に社会に参画するための資質・能力を育むことが、より一層求められています。
- ・また、成年年齢の引下げに伴い、若者が消費トラブル等に巻き込まれる懸念が高まっていることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等について理解を深める消費者教育の充実が求められています。
- ・こうした主権者教育や消費者教育は、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家庭科等を中心に系統的に取り組まれています。さらなる充実に向けて、教科・科目間連携や関係機関との効果的な連携等を一層推進することが大切です。
- ・加えて、児童生徒の社会参画意識を高めていくためには、自ら課題を見つけ、自ら学んで主体的に判断し、より良く課題を解決しようとする学習活動、校内のルールのある在り方等を児童生徒が自発的・自治的に考える活動などを充実させるとともに、それらを地域社会等に提案するなど、社会を変えていこうとする活動につなげていくことも大切です。
- ・さらには、本県や日本の将来の担い手を育成するために、イノベーション創出の礎となる理数教育の充実やそれを核とするSTEAM教育※の推進が求められており、それらを展開していくための本県高校教育の枠組みを再構築する必要があります。

【政策のポイント】

- 地域社会や外部機関との連携による地域課題をテーマにした課題解決型学習や、学校行事等の特別活動の充実により、児童生徒の主体性や社会参画意識を高めます。
- 社会科や家庭科等を中心とした他教科（科目）や外部関係機関と連携した系統的な学習を推進することにより、主権者教育や消費者教育の充実を図ります。
- 理数教育の推進やプログラミング教育の実施等により、情報活用能力や科学的な探究能力等の育成、各教科等での学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教育の推進を図ります。

【施策（７）児童生徒が自ら課題を探究し、多様な人と協働しながら、課題を解決・提案する主体性等の育成】

小・中・高等学校の総合的な学習（探究）の時間等における地域社会や外部機関との連携による地域課題をテーマにした課題解決型学習や、その成果等を地域社会等に提案する取組、また、学校行事等の特別活動の充実により児童生徒の自発的・自治的な活動を推進することなどを通じて、児童生徒の主体性や社会参画意識を高めます。

施策（７）の指標

- ①「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」と回答した児童生徒（小学校６年、中学校３年）の割合を４０％以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

<基準値>R5 小学校：30.6%（31.8%）、中学校：35.0%（28.9%） ※（ ）内は全国平均

<全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査>

- ②「①地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」「②高校入学以降、地域や社会をよくするために、地域貢献活動やボランティア活動などを行ったことがある」と肯定的に回答する生徒の割合を向上させる。(全県立高等学校全日制・多部制昼間部2年2回目)
<基準値>R4 ①:43.1% ②— ※②はR6より新設指標 <県オリジナルアンケート>

◆施策(7)を実現するために実施する各取組・事業 No,26~29

【施策(8) 現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成】

小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家庭科等を中心とした系統的な学習を実施するとともに、校内の他教科(科目)や外部関係機関と効果的に連携した学習活動を推進することにより、主権者教育や消費者教育等の充実を図ることで、現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成します。

施策(8)の指標

- ①「お祭りやボランティア活動など、地域の行事に参加している」と回答した児童(小学校5年)の割合を70%以上、生徒(中学校2年)の割合を73%以上とする。(肯定的に回答した割合)
<基準値>R5 小学校:66.0%、中学校:70.7% <県学力定着状況調査>
- ②「テレビのニュース、新聞、ウェブサイトやSNS等を通じて、地域や社会の出来事に関する情報を得ている」生徒の割合を向上させる。(全県立高等学校3年2回目)
<基準値>— ※R6より新設指標 <県オリジナルアンケート>

◆施策(8)を実現するために実施する各取組・事業 No,30~34

【施策(9) 今後の高知県や日本のイノベーションを担うための教育の充実】

理科教育推進プロジェクトやSSH※事業の活性化等を通じて理数教育の充実を図りながら、科学の甲子園高知県大会開催等により理科好きの児童生徒の活動の場を確保するとともに、プログラミング教育やデータサイエンスに関する教育プログラムの実施を通して、デジタル技術等を活用しながら、実社会の課題を取り扱う教科等横断的な探究活動(STEAM教育)を推進するなど、今後の高知県や日本のイノベーションを担うための教育を充実させます。

施策(9)の指標

- ①「理科の勉強が好き」と回答した児童(小学校6年)の割合を80%以上、生徒(中学校3年)の割合を70%以上、かつ全国平均以上とする。(肯定的に回答した割合)(3年毎7月公表)
<基準値>R4 小学校:78.1%(79.7%)、中学校:69.0%(66.4%)
※()内は全国平均 国調査が3年毎のため、目標はR7国調査の値とする。
<全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査>

②新たな連携高校（高知工科大学と連携して教育プログラムを実施する高校１校）において、データサイエンスについての教育プログラムを実施する。

＜基準値＞R5 高知工科大学と高知追手前高校で１、２年生対象に高大連携授業を実施

③「算数（数学）、理科の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した児童（小学校５年）の割合を 90%以上、生徒（中学校２年）の割合を 80%以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜基準値＞― ※R6 より新設指標

＜県学力定着状況調査＞

④教科「情報」を受講した学年の生徒において、「授業で学んだスキルが身についた」と肯定的に回答した生徒の割合を 100%とする。

＜基準値＞― ※R6 より新設指標

＜県調査＞

◆施策（９）を実現するために実施する各取組・事業 No,35～41

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・「自分にはよいところがある」という自尊感情に関する質問についての肯定的回答の割合は、中学校では年々増加傾向にあります。小学校においては、令和3年度に肯定的回答が落ち込みましたが、その後増加傾向が見られます。しかし、「将来の夢や目標を持っている」という夢や志、「人が困っているときは、進んで助けている」という思いやりに関する質問についての肯定的回答の割合は、特に中学校において、やや減少傾向が見られます。また、公共の精神に関する質問についての肯定的回答の割合は、小・中学校ともに、ここ数年減少傾向にあります。これらのことから、子どもたちの道徳性を高める取組の充実が求められています。
- ・いじめの認知件数は増加しており、学校がいじめに対する理解や認識、いじめを積極的に認知しようとする意識は高くなってきていますが、いじめの重大事態は全国と比べ、多い状況にあります。
- ・社会の進展に伴い、人権課題が複雑化・多様化しています。これらの解決に向け、子どもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要であり、今後も人権教育の充実が求められています。

【政策のポイント】

- 道徳科において「考え、議論する道徳」の充実を図るとともに、道徳科を中心にしながら教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を育てていきます。さらに、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの道徳教育」を推進することにより、児童生徒の規範意識や自尊感情などの醸成を図ります。
- いじめを生じさせない未然防止の取組や児童生徒が困りごとや不安がある時に、周りの人へ相談できる力を育成するとともに、児童生徒のささいな変化に気づき、的確に対応するための体制を強化します。
- 各学校において、日常の教育活動を通じて発達支持的生徒指導の視点を意識し、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、子どもの規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。
- 教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりの取組を組織的に推進し、児童生徒の人権を尊重する意識や課題解決能力を育み、未来の創り手となるために必要な資質の向上を図ります。

【施策（10）規範意識や自尊感情などを育むための道徳教育の推進】

道徳科において、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題としてとらえ向き合う「考え、議論する道徳」への質的な転換をいっそう図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を展開しながら、規範意識や自尊感情などを育むための道徳教育を推進します。

施策（10）の指標

- ①「特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と回答した児童（小学校6年）の割合を90%以上、生徒（中学校3年）の割合を94%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜基準値＞R5 小学校：86.5%（83.6%）、中学校：90.0%（86.3%） ※（ ）は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

- ②「ものごとを最後まであきらめずにやりぬくことができる」と回答した児童（小学校5年）の割合を90%以上、生徒（中学校2年）の割合を80%以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜基準値＞R4 小学校：78.8%、中学校：75.7%

＜県学力定着状況調査＞

- ③「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合を80%以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞R5 小学校：72.9%（75.3%）、中学校：70.8%（71.7%） ※（ ）は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

◆施策（10）を実現するために実施する各取組・事業 No,42～43

【施策（11）自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進】

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図り、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

施策（11）の指標

- ①「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」学校の割合を100%とする。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

◆施策（11）を実現するために実施する各取組・事業 No,44

【施策（12）児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導の推進】

各学校において、子どもの人権が尊重される学級経営を組織的に行うとともに、日常の教育活動を通じてすべての子どもの「成長発達を支える」生徒指導の充実を図りながら、児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導を推進します。

施策（12）の指標

- ①「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合が全国平均を上回る。（肯定的に回答した割合）

「学校生活は充実している」と肯定的に回答した生徒（高校3年）の割合を向上させる。

＜基準値＞R5 小学校：84.0%（85.3%）、中学校：81.0%（81.8%）※（ ）内は全国平均

R4 高等学校：88.5%

＜小中：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

＜高：県オリジナルアンケート＞

- ②児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合を100%とする。

＜基準値＞R4 小学校：58.8%、中学校：61.2%、高等学校：20.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

◆施策（12）を実現するために実施する各取組・事業 No,45～47

【施策（13）生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラムの実施】

各学校の教育活動において、学校教育目標実現に向けた教育課程を踏まえ、児童生徒の実態に応じ、生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラム実施を推進します。

施策（13）の指標

- ①「全ての児童生徒を対象に未然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施している」強肯定の学校の割合を100%とする。

＜基準値＞R4 小学校：75.9%、中学校：79.6%、高等学校：76.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

◆施策（13）を実現するために実施する各取組・事業 No,48～49

【施策（14）いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制の強化】

学校において、児童生徒のささいな変化に気付き、的確に対応するための取組を進め、いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制を強化します。

施策（14）の指標

- ①不登校担当者が、児童生徒の出欠状況等、早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合を100%とする。

＜基準値＞R4 小学校：95.7%、中学校：86.7%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

- ②いじめの重大事態発生件数のうち、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかった（早期対応できていなかった）割合を減少させる。

＜基準値＞R4：68.4%

＜児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査＞

◆施策（14）を実現するために実施する各取組・事業 No,50～52

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、令和3～5年度の体力合計点は小・中学校の男女ともに全国平均を上回っています。
- ・この調査において、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、平成30年度を境に全国的に体力の低下が続いています。本県の小・中学校の体力水準を経年比較すると、全国と同様に体力合計点は下降傾向にあり、総合評価※下位のDE群の割合も増加傾向にあります。
- ・各学校では、学習指導要領に基づいた保健教育が行われていますが、関係機関との連携や内容の充実について、地域差が見られます。
- ・子どもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されています。

【政策のポイント】

- 小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒の育成を図ります。そして、コロナ禍以前のピークであった平成30年度の体力水準を目指します。
- 高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒の育成を図ります。
- 各学校における保健教育の充実を通して、自らの健康を管理し改善することができる能力や、生命や人格の尊重、平等の精神の下に、自己や他者を尊重する態度、課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる資質や能力の育成を図ります。
- 学校、保護者、行政が協働して、子どもたちを取り巻く様々な課題に対処していくために、研修会等を実施します。また、保幼小中高の連携した取組が、多くの保護者等の参画を得て活性化するように、PTA活動を支援します。

【施策（15）体力の向上や体育授業改善の推進】

「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム※」の実践、小学校体育における中核となる教員の育成や指導資料の作成、外部指導者の派遣、研修会の実施、指導主事による訪問指導等を行いながら、体力の向上や体育・保健体育授業改善を推進します。

施策（15）の指標

- ①全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年・中学校2年）及び高知県体力・運動能力、生活実態等調査（高校2年）において、「運動やスポーツをすることが好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合をR9年度の目標値に向けて向上させる。

（R9年度 小学校 男：95.0%以上 女：88.0%以上、中学校 男：91.0%以上 女：79.5%以上、高校 男：89.5%以上 女：74.5%以上）

＜基準値＞R5 小学校 男：93.2%（92.9%）、小学校 女：86.3%（85.7%）

R5 中学校 男：89.3%（89.4%）、中学校 女：77.4%（76.5%）

※（ ）内は全国平均 ＜全国体力・運動能力、運動習慣等調査＞

R4 高校 男：87.0%、高校 女：72.0% ＜県体力・運動能力、生活実態等調査＞

◆施策（15）を実現するために実施する各取組・事業 No.53

【施策（16）運動部活動の改革、運営の適正化】

「高知県部活動ガイドライン」等に基づき、運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、運動部活動の改革、運営の適正化を図ります。

施策（16）の指標

- ①「高知県部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る部活動の方針」に明記された休養日及び活動時間を遵守している部活動の割合を100%とする。

＜基準値＞R4 休養日 市町村立中：100%、県立中：100%、県立高等学校：98.2%

R4 活動時間 市町村立中：97.0%、県立中：79.6%、県立高等学校：93.4%

＜運動部活動の活動時間等に関する調査＞

◆施策（16）を実現するために実施する各取組・事業 No,54

【施策（17）保健教育の充実】

自他の体や命を大切にできる正しい知識を持ち、適切な行動選択ができる力を育成するため、関係機関と連携を図りながら、各学校における保健教育の充実を図ります。

施策（17）の指標

- ①学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合を100%とする。

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県調査＞

◆施策（17）を実現するために実施する各取組・事業 No,55

【施策（18）基本的な生活習慣の向上・確立】

保育所・幼稚園等や小学校等において、規則正しい生活を習慣化することの重要性を知らせるとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を図ります。

施策（18）の指標

- ①「生活リズムチェックカード※」を活用した生活習慣点検の取組において、保幼小の参加園校の割合を向上させる。

＜基準値＞R4 61.9%（301/486）（保育所・幼稚園等（194/299）、小学校等（107/187））＜県調査＞

- ②夜10時までに寝る幼児（3歳児）の割合を95%以上とする。

＜基準値＞R5：93.4%

＜県基本的生活習慣取組状況調査＞

◆施策（18）を実現するために実施する各取組・事業 No,56～57

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・高等学校は、地域における教育の重要な拠点であり、とりわけ中山間地域では地域活性化の観点からもその存在意義は大きいものがあると言えます。
- ・地元市町村などと連携・協働し、地域資源を生かした教育活動を展開することで、高等学校の魅力化に向けた取組を推進しています。
- ・県全域での少子化による生徒数の減少が進んでいます。
- ・生徒数の減少やそれに伴う志願者数の減少など現行の入試制度が抱える課題、学校を取り巻く環境の変化等を踏まえた入試制度の在り方の検討が行われています。

【政策のポイント】

- 県立高等学校の在り方検討委員会や教育委員協議会での意見を踏まえ、「県立高等学校再編振興計画」の次期計画を策定します。
- 学校、市町村、産業界など地域が一体となって高等学校の魅力化と地域の人材育成等の取組を推進する協議体（地域コンソーシアム）の構築を進めます。
- 県外からの生徒募集の取組を強化します。
- 現行の入学選抜制度の見直しを行うとともに、新制度の策定・公表・周知を行います。

【施策（19）「県立高等学校再編振興計画」の次期計画の検討】

県立高等学校の在り方検討委員会において、県立高等学校の適切配置や適正規模、魅力化・特色化などの検討を行うとともに、各地域や教育委員協議会における意見も踏まえ、「県立高等学校再編振興計画」の次期計画を策定します。次期計画策定後は、策定した計画の確実な実施と高等学校の魅力化・特色化に向けた取組を推進します。

施策（19）の指標

- ①次期計画の策定完了を令和6年度中とする。
- ②令和7年度以降、策定した次期計画の実施及び推進を図る。

◆施策（19）を実現するために実施する各取組・事業 No,58

【施策（20）高等学校のさらなる魅力化を推進するための環境整備と情報発信】

主として中山間地域の高等学校※において、遠隔教育や地域との連携・協働をより一層充実するとともに、高等学校のさらなる魅力化を推進するための環境整備と情報発信を行うことで、地元中学校からの進学率の向上と県外からの入学者の増加を図ります。

施策（20）の指標

- ①中山間地域の高等学校への地元からの進学率の平均を38%とする。
 ＜基準値＞R5：31.3% ＜県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告＞

②地域みらい留学等[※]を活用した、県外からの入学者を 70 名とする。

＜基準値＞R5：30 名（9 校）

＜県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告＞

◆施策（20）を実現するために実施する各取組・事業 No,59～62

【施策（21）社会の変化等に対応した入学者選抜の改革】

今後の生徒数の減少やそれに伴う現行の入試制度が抱える課題、学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生徒一人一人の資質・能力をより多面的・多角的に評価できる入試制度の在り方について検討し、見直しを進めていきます。

施策（21）の指標

①県立高等学校の在り方検討委員会での検討結果をもとに、現行の入学者選抜制度の見直しを行うとともに、新制度の策定・公表・周知を行う。

◆施策（21）を実現するために実施する各取組・事業 No,63

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・国の保育所保育指針・幼稚園教育要領等において、保育所も幼児教育施設に明確に位置付けられたことを踏まえ、各施設共通で教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。
- ・教育的な意図やねらいをもち、子どもの育ちを促すための環境を通した教育・保育が県内全域で展開されるための支援が必要です。
- ・保幼小の連携・接続において互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす「学びをつなぐ」取組が浸透しているとは言えない現状があります。

【政策のポイント】

- 各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、各園が行う園内研修への支援の充実を図るとともに、就学前教育・保育の実施主体である市町村の主体的な取組を促します。
- 県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。
- 保幼小の円滑な連携・接続に向け、モデル地域における「架け橋期（5歳児～1年生）のカリキュラムづくり」の成果の普及を通じて、県内全域の「学びをつなぐ」取組を支援します。

【施策（22）保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実】

各保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援などを行うとともに、市町村の主体的な取組を促し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させていきます。

施策（22）の指標

- ①教育・保育の質の向上に関する園内研修（外部から講師等を招聘して行うもの）を実施している園の割合を80%以上に引き上げる。
 <基準値> R4：52.1%（161／309園） <県園内研修実施状況調査>
- ②「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合を100%に引き上げる。
 <基準値> R4：73.8%（228／309園） <県園内研修実施状況調査>

◆施策（22）を実現するために実施する各取組・事業 No,64～67

【施策（23）保幼小の円滑な連携・接続の推進】

モデル地域の実践を収録したDVDの活用やシンポジウムの開催などを通じて、モデル地域に準じた「学びをつなぐ」取組の県内全域への普及に取り組みます。

施策（23）の指標

- ①保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合を100%とする。
 <基準値> — ※R6より新設指標 <県保幼小連携・接続の実施状況調査>

◆施策（23）を実現するために実施する各取組・事業 No,68

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・親育ち支援*の必要性について保育者の理解は進んでいますが、組織的・計画的な取組や日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。また、就学前教育・保育の実施主体である市町村と連携して支援に取り組む必要があります。
- ・核家族化や少子高齢化、厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・幼児期の基本的生活習慣の大切さについて、理解は広がってきているものの、保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の未定着につながっているケースが見られます。

【政策のポイント】

- 保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村と親育ち支援を推進する親育ち支援地域リーダーとの連携や、園内の親育ち支援を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。
- 良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修等の充実を図ります。
- 乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【施策（24）保育者の親育ち支援力の向上】

保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村と親育ち支援を推進する親育ち支援地域リーダーとの連携や、園内の親育ち支援を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

施策（24）の指標

- ①親育ち支援に関する園内研修の計画を作成している園の割合を 100%とする。

＜基準値＞R5：77.3%

＜県親育ち支援取組状況調査＞

◆施策（24）を実現するために実施する各取組・事業 No,69～70

【施策（25）保護者の子育て力向上のための支援の充実】

保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方、望ましい生活習慣について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修の実施支援や子育てについての解説動画の作成・PRなど、保護者の子育て力向上のための支援を充実します。

施策（25）の指標

- ①夜 10 時までに寝る幼児（3 歳児）の割合を 95%以上とする。

＜基準値＞R5：93.4%

＜県基本的生活習慣取組状況調査＞

◆施策（25）を実現するために実施する各取組・事業（後掲 No,56）等

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・特別支援教育に関する理解や認識の高まり、教育的ニーズの多様化が進む中、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けた取組の充実が求められています。
- ・障害の重度・重複化により、特別支援学校に在籍する子どもの教育的ニーズが多様化しており、一層の教育内容の充実と専門性の向上が求められています。
- ・特別支援学校の生徒が自分らしく充実した生活を送るためには、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組とあわせ、地域と協働した余暇活動の充実が必要です。
- ・障害のある幼児児童生徒を含め、多様な子どもたちが保育所・幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に在籍しており、障害の程度や状態等に応じて一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を実施することが求められています。
- ・すべての子どもが安全、安心に生活したり学習したりできるよう、多様性を尊重した所・園や学校運営のもと、集団における保育や授業の工夫、合理的配慮[※]の提供を行うことが重要です。
- ・医療的ケア児[※]を取り巻く環境や実態は多様化しており、個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じて、学校における適切な支援体制の充実が求められています。

【政策のポイント】

- よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等を研究し、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができる環境整備に取り組みます。
- 特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校等の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- 福祉・労働機関と連携した就労支援や進路指導の充実、文化・芸術・スポーツ活動等、体験を通した余暇活動の充実によって、特別支援学校の子どもの、卒業後地域で自分らしく生活するためのキャリア教育の推進を図ります。
- 保幼・小・中・高等学校において、ユニバーサルデザイン[※]に基づく、発達障害のある子どもだけでなく、すべての子どもに有効な支援を推進します。
- すべての保育者、教員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性の向上を図るとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の実現を目指し、個別の指導計画の効果的な活用を促進します。
- 個別の教育支援計画、引き継ぎシート等の活用を促進し、校種間の切れ目のない支援の引き継ぎを推進します。
- 医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けられるよう、看護職員等の専門性を高めるための取組を推進します。

【施策（26）インクルーシブ教育の推進】

一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶ環境を整えとともに、交流及び共同学習の充実を図りながら、インクルーシブ教育*を推進します。

施策（26）の指標

①インクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の計画策定を令和7年度中に完了し、令和8年度以降、策定した計画の実施及び推進を図る。

②次年度の居住地校交流の実施を継続して希望する割合を90%以上とする。

<基準値>R4：82%

<居住地校交流実践充実事業実施報告>

◆施策（26）を実現するために実施する各取組・事業 No,71～73

【施策（27）特別支援学校における専門性・教育内容充実（キャリア教育・就労支援を含む）】

県立特別支援学校において、各教科の土台となる自立活動の指導についての研究や、ICT活用による学びの充実、地域と協働したキャリア教育の推進など、障害種別に応じた特色ある取組を行うことで、特別支援学校における専門性の向上や教育内容を充実させます。

施策（27）の指標

①授業等で障害に応じた効果的なICTの活用（A 児童生徒自身が活用している、B 児童生徒の障害に応じた活用ができている、C 授業の目標・内容に応じた活用ができている）について肯定的に評価する教員の割合を90%以上とする。

<基準値>— ※R6より新設指標

<県特別支援学校ICT活用状況調査>

②5領域全ての特別支援学校教諭二種免許*以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）を80%以上とする。

<基準値>R5：70.2%

<県特別支援学校教諭免許状等保有状況調査>

③県立特別支援学校において高等部3年の卒業時に「行きたい進路が決まっている」「卒業後の生活に楽しみがある」と肯定的に回答した生徒の割合を90%以上とする。

<基準値>— ※R6より新設指標

<県キャリア教育に関するアンケート調査>

◆施策（27）を実現するために実施する各取組・事業 No,74～75

【施策（28）保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進、体制の強化】

保幼・小・中・高等学校において、ユニバーサルデザインに基づく保育や授業づくりの取組を促進するため、「ユニバーサルチェック」自己診断入力シート*活用の推奨、通級による指導担当教員や特別支援学級担任の専門性向上のための研究協議会などを行います。また、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図りながら、特別支援教育を推進するとともに、所、園、学校における支援体制を強化していきます。

施策（28）の指標

- ①「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」に示した5つの重点事項（「Ⅰ環境の工夫、Ⅱ情報伝達の工夫、Ⅲ活動内容の工夫、Ⅳ教材・教具の工夫、Ⅴ評価の工夫」に関する行動指針）の取組を「実践している」と肯定的な回答を示す学校の割合を、小・中学校は97%以上、高等学校は95%以上とする。

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県特別支援教育取組状況調査＞

- ②「個別の指導計画」が作成され、校内支援会等における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合を保育所・幼稚園等で85%以上、小学校で95%以上、中学校で90%以上、高等学校で95%以上とする。

＜基準値＞R5 保育所・幼稚園等：64.4%

＜県特別支援教育の現状調査＞

R5 小学校：83.2%、中学校：80.5%、高等学校：82.8%

＜県特別支援教育取組状況調査＞

- ③「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート」等のツールを活用して校内支援会等を行っている学校の割合を、小・中学校、高等学校とも100%とする。

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県特別支援教育取組状況調査＞

◆施策（28）を実現するために実施する各取組・事業 No,76～80

【施策（29）医療的ケア児に対する支援の充実】

医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けることができるよう、支援体制を強化することや、看護職員等の専門性を高めるための取組を行い、医療的ケア児に対する支援を充実させます。

施策（29）の指標

- ①総括的な医療的ケアの実施体制（A 定期的な校内医療的ケア委員会の実施、B ヒヤリハット※等の事例検討、C 引き継ぎや研修の実施）が整備できている学校の割合を100%とする。

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県学校における医療的ケアに関する状況調査＞

◆施策（29）を実現するために実施する各取組・事業 No,81

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、本県の小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は10年ぶりに前年度を下回ったものの、依然として高い状況にあります。
- ・新たな不登校が生じにくいような、児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、これまで以上に不登校の兆しを見逃さず、早期に対応を行うことが必要です。
- ・小学校の不登校児童の約4割、中学校の不登校生徒の約5割が、前年度からの不登校が継続しています。
- ・不登校児童生徒に対する支援は高い割合で実施されているなか、今後、さらに不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実させる必要があります。
- ・児童生徒の一人一人のニーズに応じた多様な教育機会の確保策について、検討を進めていく必要があります。

【政策のポイント】

- 学校において児童生徒が安心できる場所や、自己存在感や充実感を感じられる機会を確保するとともに、児童生徒が主体的に取り組む活動の充実を図ります。
- 学校において、不登校の兆しを見逃さないための早期の情報共有の仕組みや初動体制を強化します。
- 児童生徒一人一人の状況に応じた支援が継続して行われるよう校内支援体制のさらなる強化を図ります。
- 不登校児童生徒の学習機会を確保するため、多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援を推進します。
- 児童生徒の社会的自立を目指し、一人一人のニーズに応じた教育機会の在り方について検討を進めます。

【施策（30）魅力ある学校づくりの推進】

保幼小中の各園・学校において、発達支持的生徒指導の推進や生徒指導上の諸課題の未然防止に向けて組織的な取組を推進するとともに、校種間連携による情報共有や協働的な取組を行うことで子どもが自己存在感を感受し、精神的な充実感を得られる「居場所づくり」や、教員や友人との信頼感の中での活動を通して社会性を身につける「絆づくり」の充実を図りながら、子どもや教員にとっての魅力ある学校づくりを推進します。

施策（30）の指標

- ①「学校に行くのは楽しい」（小学校6年・中学校3年）と肯定的に回答した児童生徒の割合が全国平均を上回る。

「学校生活は充実している」（高等学校）と肯定的に回答した生徒の割合を向上させる。

<基準値> R5 小学校：84.0%（85.3%）、中学校：81.0%（81.8%）※（ ）内は全国平均

R4 高等学校：88.5%

<小中：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査>

<高：県オリジナルアンケート>

②保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合を100%とする。

＜基準値＞― ※R6より新設指標

＜県保幼小連携・接続の実施状況調査＞

③中学1年生1,000人あたりの新規不登校生徒数を全国平均以下とする。

＜基準値＞R4：35.9人（35.3人） ※（ ）内は全国国公立中学1年生平均

＜県調査（全国平均は国調査参照）＞

◆施策（30）を実現するために実施する各取組・事業 No,82～85

【施策（31）早期発見・早期支援の実施】

「きもちメーター」や「統合型校務支援システム」等を活用した学校における早期の情報共有、初動体制の強化を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門人材を効果的に活用し、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援につなげることができるよう校内支援体制のさらなる充実を図り、早期発見・早期支援の取組を推進します。

施策（31）の指標

①校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合を100%にする。

＜基準値＞R4 小学校：100%、中学校：99.0%、高等学校：100%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

②不登校担当者*が、児童生徒の出欠状況等、早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合を100%にする。

＜基準値＞R4 小：95.7%、中：86.7%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

◆施策（31）を実現するために実施する各取組・事業 No,86～89

【施策（32）多様な教育機会の確保】

不登校支援推進モデル地域*で実施されている取組を市町村教育支援センター*への訪問や研修会の場を活用して周知し推進を図るとともに、有識者会議で児童生徒一人一人のニーズに応じた学習機会の確保策について検討を行いながら、多様な教育機会を確保します。

施策（32）の指標

①90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC*、SSW*など）の相談や支援を受けている児童生徒の割合を前年度以上にする。

＜基準値＞R4 小学校：97.8%（71.3%）、中学校：95.6%（61.5%） ※（ ）内は全国平均

＜県調査＞

◆施策（32）を実現するために実施する各取組・事業 No,90～91

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・虐待や貧困、ヤングケアラーなど厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。
- ・児童生徒に関わる背景は複雑化、多様化しているなか、児童生徒一人一人の状況に応じた個別の支援が必要な状況になっています。

【政策のポイント】

- 教員を含めた周りの大人が厳しい環境に置かれている児童生徒を早期に発見する取組や児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組を強化します。
- 厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するために、専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実を図ります。

【施策（33）多様な背景を持つ児童生徒の早期発見】

厳しい環境に置かれた児童生徒の状況や背景についての理解を高めるための校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげます。

施策（33）の指標

- ①児童虐待（ヤングケアラー支援に係る内容も含む）に関する校内研修を実施する学校の割合を前年度以上とする。

<基準値>— ※R6より新設指標

<県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査>

◆施策（33）を実現するために実施する各取組・事業（後掲 No,92）

【施策（34）専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実】

厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用した相談支援体制の充実を行うとともに、学校、スクールソーシャルワーカーと市町村福祉部署との連携体制（情報共有や行動連携）を強化し、組織的な支援体制の充実を図ります。

施策（34）の指標

- ①校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合を100%とする。

<基準値>R4 小学校：100%、中学校：99.0%、高等学校：100%

<県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査>

◆施策（34）を実現するために実施する各取組・事業 No,92

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減を図ることが必要となっています。
- ・義務教育段階では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品等の必要な支援を実施することで、教育費負担の軽減を図る必要があります。
- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年10月から幼児教育・保育は無償化されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯や多子世帯の子どもなど一部にとどまっています。

【政策のポイント】

- 就学援助が必要な世帯に活用されるよう、実施主体である各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促すとともに、ホームページへ各市町村の問い合わせ先を掲載して就学援助の活用について周知します。
- 高等学校等における就学のための経済的支援により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 国の無償化の対象とならない保育料の軽減・無償化を行う市町村を支援します。
- 私立学校においては、公立学校とのバランスにも配慮しながら、教育費負担の軽減に向けた取組を進めます。

【施策（35）就学援助の活用についての周知】

義務教育段階において、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促すとともに、ホームページへ掲載して就学援助の活用について周知します。

施策（35）の指標

- ①要件を満たす対象児童生徒全員に制度が周知されている。
- ②要件を満たす対象児童生徒全員に、各市町村による補助等の支援が実施されている。

◆施策（35）を実現するために実施する各取組・事業 No.93

【施策（36）高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等の実施、周知】

就学支援金や奨学給付金等の制度について、ホームページへの掲載やリーフレットを配付するなど、機会ある毎に周知・徹底を図り、高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等を実施します。

施策（36）の指標

- ①利用を必要としている生徒に対して、就学支援金や奨学給付金等の制度が周知されている。

◆施策（36）を実現するために実施する各取組・事業 No,94～95

【施策（37）多子世帯等への保育料の軽減】

国の無償化の対象とならない保育料の軽減・無償化を行う市町村を支援することにより、子どもを産み育てやすい環境の実現を図ります。

施策（37）の指標

- ①地域の実情に応じて保育料の軽減・無償化が行われている。

◆施策（37）を実現するために実施する各取組・事業 No,96

【施策（38）私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減】

私立学校に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や、教材費など授業料以外の費用に充てる高校生等奨学給付金の支給を行うことにより、保護者の負担軽減を図ります。また、授業料等の軽減措置を行う私立学校に対して助成を行います。

施策（38）の指標

- ①利用を必要としている児童生徒の保護者に対して、就学支援金や奨学給付金等の制度が周知されている。
- ②要件を満たす対象児童生徒全員に、学校による授業料等の軽減措置が実施されている。

◆施策（38）を実現するために実施する各取組・事業 No,97

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。また、複式学級を有する小学校も多く、児童数や教員数が少ないため、多様な学びが展開できず、充実した教育活動が困難になる場合もあります。
- ・小規模校化が進む中、校内の教育資源だけでは学校経営や質の高い授業が困難になっており、専門外の教科指導は教員にとっても負担となっています。
- ・地元市町村などと連携・協働し、地域資源を生かした教育活動を展開することで、高等学校の魅力化に向けた取組を推進しています。

【政策のポイント】

- 中山間地域であっても、学校規模に関わらず学びの充実が図られるよう、ICT等を活用して児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や多様な他者と協働的に学び合うなどといった学習指導の充実や放課後等の学習支援の充実を図ります。
- 遠隔教育システムを活用して、中学校では免許教科外の授業を担当する教員への継続的な支援を実施し、高等学校では生徒の大学進学等のニーズに応じた遠隔授業を実施します。
- 学校、市町村、産業界など地域が一体となって高等学校の魅力化と地域の人材育成等の取組を推進する協議体（地域コンソーシアム）の構築を進めます。
- 県外からの生徒募集の取組を強化します。

【施策（39）地域間格差を解消するための学びの支援】

少人数のよさを生かし、ICT等を活用して児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や多様な他者と協働的に学び合うなどといった学習指導の充実を図るとともに、放課後等学習支援員の配置に対する財政的支援を行うことで、地域間格差を解消するための学びを支援します。

施策（39）の指標

- ①「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合を85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）※高知市、県立中を除く

<基準値>R5 小学校：77.5%（76.5%）、中学校：81.3%（77.6%） ※（ ）内は全国平均

<全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査>

- ②「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」と回答した児童（小学校6年）の割合を80%以上、生徒（中学校3年）の割合を70%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）※高知市、県立中を除く

<基準値>R5 小学校：69.8%（60.9%）、中学校：57.6%（43.7%） ※（ ）内は全国平均

<全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査>

◆施策（39）を実現するために実施する各取組・事業 No.98～99

【施策（40）中山間地域等をはじめとした各地域における特色・魅力ある学校づくり、教育活動の展開のための支援】

主として中山間地域の高等学校において、遠隔教育や地域との連携・協働をより一層充実するとともに、高等学校のさらなる魅力化を推進するための環境整備と情報発信を行うことで、地元中学校からの進学率の向上と県外からの入学者の増加を図ります。

施策（40）の指標

①中山間地域の高等学校への地元からの進学率の平均を 38%とする。

＜基準値＞R5：31.3%

＜県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告＞

②地域みらい留学等を活用した、県外からの入学者を 70 名とする。

＜基準値＞R5：30 名

＜県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告＞

◆施策（40）を実現するために実施する各取組・事業 No,100

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・夜間中学については、外国籍の生徒の受け入れに向けて、生徒募集の要件の変更を行いました。
- ・進路未定のまま中学校卒業や高等学校を中途退学した方、進学や就職に支援を必要とする方等、社会的自立に困難を抱える若者がいます。
- ・進学・就労支援を行う若者サポートステーションにより多くの厳しい状況にある方をつなぐことができるように関係機関との連携が必要です。
- ・高等学校の定時制・通信制においては、多様な生徒が入学しており、一人一人のニーズに対応した教育が必要です。
- ・日本語指導が必要な児童生徒への対応について、国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置を行うとともに、市町村教育委員会からの個別相談を実施し、受け入れ体制の充実を図っています。
- ・県立中学校・高等学校においては、日本語指導が必要な生徒数が少ないことから、必要に応じて学習支援員を配置するなどの支援を行っています。
- ・県教育センターでは、教職員を対象とした人権教育セミナーを通じて、外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導等に関する県内の現状について周知しています。
- ・各学校において、基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟の程度に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れることなど「個に応じた指導」の充実が図られてきています。通常の学級等で特異な才能のある※児童生徒や障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して学べるよう、合理的配慮を含む必要な支援を受けられる環境調整が必要です。

【政策のポイント】

- 夜間中学における生徒募集に向けた広報・周知活動を一層推進するとともに、日本語指導を含む夜間中学の教育活動の充実を図ります。
- 若者サポートステーションにおいて、社会的自立に困難を抱える方に対する修学・就労に向けたきめ細やかな支援や、関係機関と連携した対象者の誘導を行います。
- 定時制・通信制においては、就学・就労に向けてきめ細やかな支援を行うとともに、生徒の多様な学びのニーズへの対応を行うことで、教育の質の確保・向上を図ります。
- 県立中学校・高等学校からの相談に応じて学習支援員を配置するなど、日本語指導が必要な生徒に対する支援体制の拡充を図ります。
- 「外国人」をテーマにした人権教育セミナーを実施し、外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導等に関する現状について周知します。
- 校内研修等で活用できるよう、特異な才能のある児童生徒の理解に関するオンデマンド動画を充実させるとともに、認知特性を踏まえた教材・教具の工夫や一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図ります。

【施策（41）夜間中学の充実、広報周知】

さまざまな背景を持つ方々の就学機会（学びの場）を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫などを行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備することにより、公立夜間中学（夜間学級）の充実を図るとともに、生徒募集に向けた広報・周知活動を推進します。

施策（41）の指標

- ①夜間学級生徒アンケートにおいて、「学校生活に満足している」と肯定的に回答した生徒の割合を 80%以上とする。

＜基準値＞— ※R5 より新設指標：2月公表

＜夜間学級生徒アンケート＞

◆施策（41）を実現するために実施する各取組・事業 No,101

【施策（42）若者の学びなおしと自立支援】

中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、修学や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労に向けた支援を行います。

施策（42）の指標

- ①若者サポートステーション※の進路決定率(単年度)を 27.0%とする。（県事業）

＜基準値＞— ※R6 より新設指標

＜県調査＞

◆施策（42）を実現するために実施する各取組・事業 No,102

【施策（43）高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上】

定時制・通信制において、校内外での体験活動や企業・学校見学等を充実させることで、生徒のソーシャルスキルを高めるとともに、就学・就労に向けて関係機関と連携した支援を行いながら、高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上を図ります。

施策（43）の指標

- ①生徒アンケートにおいて、「学校生活は充実している」と肯定的に回答した4年生（定時制・通信制）の割合を 85%以上とする。

＜基準値＞R5.6月：83.0%（定時制）、80.0%（通信制）

＜生徒アンケート＞

◆施策（43）を実現するために実施する各取組・事業 No,103

【施策（44）外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進】

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を推進します。

施策（44）の指標

- ①日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合を100%とする。

＜基準値＞R3 外国籍：100%（91.0%）、日本国籍：100%（88.1%） ※（ ）内は全国平均

＜日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査＞

◆施策（44）を実現するために実施する各取組・事業 No,104～106

【施策（45）特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援】

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、ICTの活用や外部機関との連携などの取組を通して、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援を行います。

施策（45）の指標

- ①「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっている」と回答した児童（小学校6年）の割合を90%以上、生徒（中学校3年）の割合を85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜基準値＞R5 小学校：84.2%（82.9%）、中学校：79.7%（74.9%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

◆施策（44）を実現するために実施する各取組・事業 No,107～108

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・核家族化や少子化等により、家庭と地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやきめ細かな支援の充実が求められています。
- ・地域における子育て支援や保育サービスが充実するなど一定の成果が見られますが、様々なニーズへの対応や取組の一層の充実が必要です。
- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

**【政策のポイント】**

- 子育てしやすい環境を整えるため、保育所・幼稚園等において、地域の実情に応じた保育サービスの提供を進めます。
- 保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携を強化し、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上を図る支援を充実させます。

【施策（46）子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援】

子どもや子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスを充実させるとともに、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境整備や、特別な支援を必要とする子ども等への支援を行います。あわせて、その担い手となる保育士の人材確保を進めます。

施策（46）の指標

- ①「高知県の保育所・幼稚園・認定こども園など子育てを支える施設が充実していると思う」割合を40%とする。

<基準値> R 4 : 33.3%

<県民意識調査>

◆施策（46）を実現するために実施する各取組・事業 No,109～113

基本方針Ⅲ

「高知家」の誰もが、 生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

政策Ⅲ- 1

共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・地域の課題解決に生かせる学びや、各個人の課題に対応した学びなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め多様な講座や教室が開催されており、こうした学びの場に関する情報提供が活発化しています。
- ・参加者の高齢化や固定化などにより、社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・多様な体験プログラム等を通じて健全な青少年の育成を図る青少年教育施設は、整備から相当期間が経過している施設もあり、安全・安心に体験活動ができる環境の保持が課題です。
- ・子どもの生きる力の育成につながる、学校林など身近な自然環境を活用した体験活動中心の自然体験学習や森林環境教育の充実に向けては、こうした体験学習等を推進できる地域人材の確保が必要です。

【政策のポイント】

- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向け、「学び」を通じて人々の「つながり」が生まれ、共に学び支え合う相互性のある学びへと展開していく、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることを目指し、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。
- 青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設において、安心・安全な体験活動ができる環境の整備や、多様で魅力的な体験プログラムを提供に取り組みます。
- 学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用した体験活動中心の自然体験学習や森林環境教育など、学びを育む体験活動を推進することができる人材の育成に取り組みます。

【施策（47）全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境の充実】

地域住民の学ぶ場や社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事^{*}の配置促進や社会教育士^{*}の活躍機会の拡充に向けた取組を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育団体の活動やネットワークづくりを支援することを通して、全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境を充実させます。

施策（47）の指標

- ①生涯学習ポータルサイト^{*}へのアクセス件数を 25,000 件以上とする。

＜基準値＞R4：23,103 件

＜県調査＞

②全市町村に社会教育主事有資格者・社会教育士を養成する。

＜基準値＞R5.4月：14市町村

＜県調査＞

◆施策（47）を実現するために実施する各取組・事業 No,114～117

【施策（48）学びを育む体験活動の推進】

青少年教育施設の主催事業等を通して、学びを育む体験活動を推進します。また、学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用した体験活動中心の自然体験学習や森林環境教育など、学びを育む体験活動を推進できる森林活用指導者の育成に取り組みます。

施策（48）の指標

①青少年の健全な育成を図ることを目的とする県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）を155,000人とする。

＜基準値＞R4：138,124人

＜県調査＞

②森林活用指導者育成研修の修了者数を40名以上とする。

＜基準値＞R4：12名

＜県調査＞

◆施策（48）を実現するために実施する各取組・事業 No,118

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・オーテピア高知図書館は、地域の情報拠点として、県民の学び、暮らしや仕事の中で生じる様々な課題の解決に役立つ新鮮で多様な資料・情報を充実させていくことが求められています。
- ・県民が住む地域に関わらず読書を楽しみ、必要な情報を得ることができるよう、県内全域の読書・情報環境のさらなる充実が必要です。
- ・乳幼児期からの読書活動の取組は進んできましたが、小学校や中学校において、読書が好きな子どもの増加や、日常的な読書時間を増やすことにつながっていない状況があります。
- ・1日あたり、読書を10分以上する児童生徒の割合が、伸びておらず、学校図書館を組織的に運営し、読書環境の整備や、読書指導等を推進する必要があります。

【政策のポイント】

- 県民の「情報面」でのセーフティネットとしての役割を担う図書館として、社会情勢や県民のニーズの変化にも対応しながら、日々の暮らしや仕事に役立つ資料・情報を積極的に収集・提供するとともに、情報リテラシー※の向上を支援します。
- 各種団体・専門機関との連携を強化し、課題解決の支援のための図書館サービスの充実と普及・啓発を図ります。
- 子どもたちが幼い頃から本に親しみ、読書が習慣となるよう、第四次高知県子ども読書活動推進計画（令和4年7月策定）に基づく取組を進めます。
- 図書館資料及び整備の充実と、司書教諭及び学校司書の配置やその資質・能力の充実を図ることにより、読書に興味・関心を持ち、充実した読書活動が行える児童・生徒を育成します。
- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての3つの機能を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図るとともに、児童生徒の読書活動を推進します。

【施策（49）オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実】

県民の多様なニーズに応えるため、資料・情報の収集やサービスの提供により、オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実を図ります。また、子どもたちが読書に興味や関心を持てるような読書環境の充実を図るために、県教育委員会が作成した推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」の配布や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組みます。

施策（49）の指標

- ①県民一人当たりの図書貸出冊数を5.2冊以上とする。

<基準値>R3：4.9冊

<県調査>

- ②電子図書館の閲覧回数を10万回以上とする。

<基準値>R4：28,834回

<県調査>

③レファレンス※件数を 31,000 件以上とする。

＜基準値＞R4：20,621 件

＜県調査＞

④県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数を 50,000 点以上とする。

＜基準値＞R4：40,827 点

＜県調査＞

⑤学校の授業時間以外で、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たり 10 分以上読書を行う児童生徒の割合を増加させる。かつ全国平均以上とする。

＜基準値＞R5 小学校：59.6%（60.0%）、中学校：48.9%（49.4%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査＞

◆施策（49）を実現するために実施する各取組・事業 No,119～121

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・核家族化や少子高齢化、厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安・悩みを抱えている保護者がいます。
- ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、組織的・計画的な取組や日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。また、実施主体である市町村主管課に理解を促す必要があります。
- ・幼児期や児童期の基本的生活習慣の大切さについて、理解は広がってきているものの、保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の定着に影響を及ぼしているケースが見られます。

【政策のポイント】

- 保護者等を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図ります。
- 保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村主管課と親育ち支援を推進する親育ち支援地域リーダーとの連携や、園内の親育ち支援を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。
- 良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修等の充実を図ります。
- 乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【施策（50）家庭教育支援の充実】

子どもとの関わり方や生活習慣の重要性について、学校や幼稚園等の教職員及び保護者等の理解を促進するため、学習会や講演会等を行うとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を促すことによって、家庭教育支援の充実を図ります。

施策（50）の指標

- ①「生活リズムチェックカード」を活用した生活習慣点検の取組において、保幼小の参加園校の割合を向上させる。

＜基準値＞R5：61.9%（301/486）（保育所・幼稚園等（194/299）、小学校等（107/187））

＜県調査＞

- ②夜10時までに寝る幼児（3歳児）の割合を95%以上とする。

＜基準値＞R5：93.4%

＜県基本的生活習慣向上取組状況調査＞

◆施策（50）を実現するために実施する各取組・事業 No,122

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・放課後子ども教室※または放課後児童クラブ※の設置率は 97.3%（R5 年度）となり、ほぼ全ての小学校区に放課後等の子どもの安全・安心な居場所の確保が順調にできていますが、市町村において待機児童や国の施設基準等に対応できるよう、運営補助や施設整備補助の活用促進や助言を行う必要があります。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブによって活動内容に差があるため、充実した活動事例の共有とともに、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上などが引き続き求められます。

【政策のポイント】

- 放課後等の子どもの安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【施策（51）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実】

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、運営補助や施設整備への助成を行います。また、放課後児童支援員等の人材育成、人材確保に向けた研修を実施します。

施策（51）の指標

- ① 1 名の職員を放課後児童支援員等資質向上研修に出席させる放課後子ども教室及び放課後児童クラブの割合を 100%とする（年 1 回）。

<基準値>R4：44.0%

<県調査>

◆施策（51）を実現するために実施する各取組・事業 No,123

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・私立学校は、近年の少子化に伴う児童生徒数の減少などにより経営環境が厳しい状況にある中、それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに応じた個性豊かな教育活動を積極的に展開しており、本県教育の発展に重要な役割を果たしています。
- ・社会の変化に応じた教育の改革や、児童生徒の学力向上、個別支援が必要な生徒への対応など学校が抱える多様な教育課題への対応が必要となっています。

【政策のポイント】

○私立学校の児童生徒が充実した教育を受けられるよう、学校運営などへの助言や情報提供を行うとともに、必要な財政支援を行います。

【施策（52）私立学校の教育環境の維持・向上に向けた支援】

私立学校の学校経営の健全化や特色ある学校づくりへの支援を行うとともに、教員の指導力向上、児童生徒が安心して教育を受けられる環境の整備に向けた取組を支援します。

施策（52）の指標

①全ての学校において、特色ある教育を推進する取組が実施されている。

＜基準値＞ R4：全19校中、18校が「教育改革推進費補助金」を活用

◆施策（52）を実現するために実施する各取組・事業 No,124～126

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・大学は、地域に開かれた知の拠点として教育研究活動を行い、その成果を社会に還元することにより、地域社会の活性化、産業振興、医療・福祉の充実及び地域課題の解決に貢献することが求められています。
- ・人々が生涯を通して社会で活躍していくためには、社会に出た後も学び続けることが重要であり、大学には多様な世代のための学びの場としての役割が求められています。
- ・若者の県外流出は、大学進学時と就職時に顕著となっており、人口流出防止の観点からも、大学が果たす役割は大きいものがあります。

【政策のポイント】

県が大学と連携して、次の取組を推進します。

- 大学と地域住民、NPO、行政との連携により、地域の活性化や課題解決に貢献する人材の育成を図ります。
- 県民のニーズに対応した生涯学習の機会を提供するとともに、大学における社会人教育の機能の充実を図ります。
- 県内高等学校から県内大学へ進学する生徒の増加を図る取組を推進します。
- 県内大学卒業者の県内就職を支援する取組を充実させます。

【施策（53）地域活性化の核となる大学づくりの推進】

専門知識を活用して地域の活性化や課題解決に貢献する人材を育成するとともに、生涯を通して学び続けることができる社会を実現するための教育の充実を図ります。さらに、若者を県内にとどめるための取組を充実させ、地域活性化の核となる大学づくりを推進します。

施策（53）の指標

- ①県立大学の県内就職率を 37.1%以上、入学者数に占める県内出身者の割合を 42.5%以上とする。

＜基準値＞R4 県内就職率：38.9%

R5 入学者数に占める県内出身者：42.7%

- ②工科大学の県内就職率を 16.1%以上、入学者数に占める県内出身者の割合を 28.0%以上とする。

＜基準値＞R4 県内就職率：20.2%

R5 入学者数に占める県内出身者：26.1%

①～②＜高知県公立大学法人第3期中期計画＞

◆施策（53）を実現するために実施する各取組・事業 No.127～129

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・「高知県文化芸術振興ビジョン」（H29～R8）に基づき、県民が文化芸術に触れる機会の創出や文化芸術を地域の振興に生かすことのできる人材の育成などに取り組んできました。
- ・過疎化や少子高齢化等の影響により、文化芸術の担い手が減少するなど、地域の文化芸術を支える基盤の弱まりが懸念されています。

【政策のポイント】

- 県立文化施設における魅力的な展覧会や様々な文化芸術イベントの開催を通じて、県民が文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。
- 幼少期から文化芸術への関心を高める教育普及活動を推進します。

【施策（54）県立文化施設の来館者機会の充実】

魅力的な企画展や常設展、イベントの開催等を通じて、県立文化施設の来館者数の増加を図ります。さらに、県立文化施設からの出前講座等を充実させ、教育普及活動を推進します。

施策（54）の指標

県立文化施設において、5年間（R6～R10）で以下の来館者数を達成する。

＜実績＞

- ・美術館…毎年度、少なくとも3万人以上の来館者数を目指す。＜基準値＞R4：31,386人
- ・文学館…毎年度、少なくとも1万5千人以上の来館者数を目指す。＜基準値＞R4：24,763人
- ・歴史民俗資料館…毎年度、少なくとも2万7千人以上の来館者数を目指す。
＜基準値＞R4：27,764人
- ・坂本龍馬記念館…R9年度までに、来館者数15万人を回復する。＜基準値＞R4：103,901人
- ・高知城歴史博物館…毎年度、少なくとも8万5千人以上の来館者数を目指す。
＜基準値＞R4：52,838人
- ・埋蔵文化財センター…毎年度、少なくとも3千9百人以上の来館者数を目指す。
＜基準値＞R4：3,445人

◆施策（54）を実現するために実施する各取組・事業 No.130～131

【施策（55）文化芸術に親しむ機会の充実】

県民が文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、高知県芸術祭を開催するとともに、文化芸術を鑑賞する機会や、文化団体等が日頃の成果を発表する機会の充実を図ります。また、国内最大規模の「文化の祭典」である国民文化祭を令和8年度に開催します。

施策（55）の指標

- ①高知県芸術祭の参加団体数を120団体以上とする。＜基準値＞R5：83団体
- ②国民文化祭の開催において、以下の目標を達成する。（※各目標値は仮置き（実行委で決定））
 - ・国民文化祭における市町村事業の実施市町村数：全34市町村
 - ・国民文化祭における実施イベント数：160イベント以上
 - ・国民文化祭における出演者・出展者数：20,000人以上

＜県調査＞

◆施策（55）を実現するために実施する各取組・事業 No.132

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・過疎化や少子・高齢化など社会状況の変化を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっており、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が生じています。
- ・約 50 年前に編さんされた前回の「高知県史」は、取り扱う分野や地域に偏在が見られ、また高知の特色ある視点の反映が十分とは言えないものでした。その後、歴史資料等の調査研究が進んできており、これらの知見を踏まえた新たな「高知県史」の編さんが求められています。

【政策のポイント】

- 本県の豊かな自然、歴史に育まれた固有の文化や、地域の人々によって引き継がれてきた貴重な文化財等の価値の維持と向上に努め、後世に伝えるとともに、その活用を図ることにより、地域に賑わいを生み出し、県民の郷土への誇りと愛着を育みます。
- 令和 22 年度を目途に、各地域の豊かな歴史が概括的に把握できる、新たな「高知県史」を編さんします。

【施策（56）文化財の保存と活用の推進】

県内各地に伝わる有形・無形の文化財を将来にわたり貴重な文化資源として引き継いでいくため、県の文化財保存活用大綱に基づき、市町村が行う「文化財保存活用地域計画」の策定や、文化財の所有者及び管理団体が行う保存・修理等を支援するとともに、文化財を活用した地域振興等の取組を推進します。

施策（56）の指標

- ①県内において「文化財保存活用地域計画」を策定している市町村数を 12 団体とする。（R9）
 <実績>

◆施策（56）を実現するために実施する各取組・事業 No,133～137

【施策（57）県史編さん事業の推進】

令和 3 年度に策定した「高知県史編さん基本方針」に基づき、県史を構成する時代・分野ごとに有識者からなる専門部会を立ち上げ、県内外に所在する歴史資料等を悉皆的に調査し、新たな「高知県史」を刊行します。

また、調査した歴史資料については、県民共有の財産として電子データにより保存し後世に伝え残すとともに、編さんの成果については、学校や地域での歴史教育における積極的な活用を図ります。

施策（57）の指標

- ①令和 9 年度末までに県史資料編を 3 巻刊行する。（近世編、近代編、民俗編）
 <実績>

◆施策（57）を実現するために実施する各取組・事業 No,138～140

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・運動やスポーツが好きな子どもの割合は男女とも全国より少し高いものの、男女差が見られません。
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は増加傾向にありますが、全国と比較するとまだ低く、性別や年代、地域によって差が見られます。
- ・障害者がスポーツ活動ができる場が少なく、高知市周辺に集中しています。
- ・国民体育大会では入賞数、入賞競技数、入賞種目数ともに増加傾向にありますが、総合順位は下位にとどまっています。
- ・全国や世界の舞台で優秀な成績を収めている選手は育ってきていますが、その競技が限定されており、全体的な底上げが必要です。
- ・日本スポーツ協会公認の有資格指導者は増加傾向にありますが、より質の高い指導が行われるよう有資格者を増やす必要があります。
- ・アマチュアスポーツの合宿が一部の競技に集中しているとともに、県内で受け入れる地域が限定されています。
- ・コロナ禍の影響で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンの取組でつながった国や海外チームと交流できない状態が続いてきましたが、徐々に回復しつつあります。

【政策のポイント】

- 県内全ての地域において、年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツによる「楽しさ」や「感動」を得られ、競技者等が全国や世界を目指すことができる環境づくりを推進します。
- 多様なスポーツ活動を通じて、青少年の健全育成や共生社会の実現、地域間・世代間の交流など幅広い分野に効果をつなげ、県民や地域を元気にする取組を推進します。

【施策（58）スポーツ参加の拡大】

県民の誰もが身近な地域で安心・安全にスポーツに親しむことができる機会の拡充を図り、運動やスポーツが好きな子どもを増やすとともに、「みる」「する」「ささえる」といった多様なスタイルで日常的にスポーツに参加する人口の増加を目指します。

施策（58）の指標

①運動が好きな子どもの割合がR4から5ポイント増加する。（R9年度末）

＜基準値＞R4 男子 小5：92.1%、中2：89.5%

女子 小5：85.9%、中2：79.1%

＜全国体力・運動能力、運動習慣等調査＞

②成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%以上とする。(R9年度末)

＜基準値＞R3：51%

＜県民の健康・スポーツに関する意識調査＞

③障害者が活動できるチームや団体数を37団体以上とする。(R9年度末)

＜基準値＞R4：27団体

＜県立障害者スポーツセンター調査＞

◆施策（58）を実現するために実施する各取組・事業 No,141～142

【施策（59）競技力の向上】

有望選手の発掘や系統的・組織的な育成・強化に取り組み、全国トップレベルの選手を数多く育成するとともに、世界トップレベルの大会に出場するなど日本を代表する選手や指導者を多数輩出することを目指します。

施策（59）の指標

①全国入賞や国際大会に出場する選手・団体数を160以上とする。(R9年度末)

＜基準値＞R4：138

＜県スポーツ課調査＞

②全国や世界を目指す障害者アスリート数を220人以上とする。(R9年度末)

＜基準値＞R4：192人

＜県立障害者スポーツセンター調査＞

◆施策（59）を実現するために実施する各取組・事業 No,143～145

【施策（60）スポーツを通じた活力ある県づくり】

スポーツツーリズム※の推進や国際的なスポーツ交流などを通じて国内外との交流人口の拡大を図り、地域や経済の活性化と教育振興につなげます。

施策（60）の指標

①スポーツによる県外からの入込客数を12万人以上とする。(R9年末)

＜基準値＞R4：53,161人

＜県スポーツ課調査＞

◆施策（60）を実現するために実施する各取組・事業 No,146～147

基本方針Ⅳ

「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

政策Ⅳ- 1

教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・近年、ハラスメントを含め、教職員の不祥事が続発しており、公教育に対する信頼を著しく損ね、児童生徒のために熱心に取り組む数多くの本県の教職員の活動にまで影響を及ぼしかねない現状にあります。
- ・不祥事の防止に向けた対策の徹底と発生時の適切な対応が課題となっています。
- ・経験の浅い若年教員の比率が高い状況が続く中、将来にわたり本県の教育水準を高めていくためにも、若年教員の資質・能力の向上は必要不可欠です。
- ・学校の役割が拡大する中で、本県の教育課題はもとより、学校を取り巻くあらゆる課題に対応できる多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成する必要があります。
- ・社会や学びの環境が大きく変化していく中、教職員のICT活用指導力の向上は不可欠であり、教職員は変化を前向きに受け止め、生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的に学び続けることが重要です。

【政策のポイント】

- 教職員による不祥事を、断固として発生させてはならないという強い覚悟と意思のもと、「抜本的な防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」を一体的に推し進めていきます。
- 県教育委員会全体が一丸となって取り組むとともに、服務監督権限を持つ市町村教育委員会等の関係機関とも連携しながら対応していきます。
- 臨時的任用教員等から採用7年目までを対象に段階的に研修を実施するとともに、中堅期以降の教員研修や中核教員を育成する研修を充実させ、学校のOJT機能の活性化に繋げ、若年教員をはじめとする教員の資質・能力の向上を図ります。
- 教員育成指標等を踏まえ、キャリアステージに応じた研修や様々な教育課題に対応した研修を通じて多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進します。
- 研修内容や実施方法を工夫しながら、PDCAサイクルを機能させ、教職員の個別最適な学び、協働的な学びの充実に通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現する研修を実施し、教職員のICT活用指導力の向上を図り、自律的に学び続ける教職員を育成します。

【施策（61）教職員の不祥事の防止強化と、発生した場合の対応体制の強化】

県教育委員会が市町村教育委員会や学校等と連携し、事案の迅速な把握や対応体制の確立、不祥事根絶のための啓発を充実することで、教職員一人一人の意識のさらなる醸成を図り、「教職員の不祥事防止の強化」及び「発生した場合の対応体制の強化」を推進します。

施策（61）の指標

①懲戒処分件数を0件とする。

＜基準値＞R5：6件（R5.12月時点）

＜県調査＞

②県立学校全教職員へのアンケートにおいて、「風通しのよい（相談しやすい等）職場と感じている」と回答した教職員の割合を高める。（4件法で肯定の回答をした割合）

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県立学校ハラスメントアンケート調査＞

◆施策（61）を実現するために実施する各取組・事業 No,148

【施策（62）教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力向上に向けた体系的な研修の実施】

研修内容や実施方法を工夫することや、PDCAサイクルを機能させることによって、教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力の向上に向けて、体系的な研修を実施します。

施策（62）の指標

①「若年教員育成プログラム」で実施する各年次研修における「高知県教員育成指標※」（教諭）に基づく自己評価票※の達成状況の自己評価及び校長評価を、初任者研修では、自己評価を3.0以上、校長評価を3.2以上、2年・3年・7年経験者研修では、自己評価を3.1以上、校長評価を3.3以上とする。（4件法）

＜基準値＞R4 [自己評価] 3.0（初任）、3.1（2年）、3.1（3年）、3.1（7年）

[校長評価] 3.2（初任）、3.3（2年）、3.3（3年）、3.4（7年） <自己評価票>

②中堅教諭等資質向上研修における「高知県教員育成指標」（教諭）に基づく自己評価票の達成状況の自己評価を3.1以上、校長評価を3.3以上とする。（4件法）

＜基準値＞R4 [自己評価] 3.1 [校長評価] 3.2

<自己評価票>

③新任用校長研修における「高知県教員育成指標」に基づく自身の力量を測るアンケートの達成状況の自己評価を3.2以上とする。（4件法）

＜基準値＞R4：3.2

<力量形成に係るアンケート>

◆施策（62）を実現するために実施する各取組・事業 No,149～156

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・喫緊の教育課題を解決させ、本県の教育のさらなる充実を図るためには、各種施策を一体的に推進する必要があります。
- ・働き方改革の推進により、教員の時間外勤務は減少傾向にあるものの、依然として多忙な状態にあります。
- ・若年者や県外出身者が増加する中で、若年教員の時間外在校等時間が多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあります。
- ・教職員が参画して学校経営計画を策定し、PDCAサイクルを回すことが十分ではない小・中学校が多く、特に、学校全体で目標を共有し、取り組む体制などに弱さがみられます。
- ・小・中学校の連携が、行事による連携でとどまり、9年間を見通した校種間の教科指導体制の構築については十分ではありません。
- ・高等学校における授業改善や学力向上に係る取組については、学校経営計画に基づく組織的な指導体制の一層の充実を図っていく必要があります。
- ・教員の大量退職・大量採用時代の中で、近年、多忙化への敬遠などから教員志望者が減少傾向にあり、全国的に教員の確保が困難な状況にあります。
- ・就学前こども数は年々減少傾向にある一方、保育士等の数は、保育ニーズの多様化を背景として必ずしも減少傾向にはありません。
- ・今後、国の新たな取組の活用も念頭に子育て支援を維持・充実させるためには、さらなる保育士の確保が必要になります。



【政策のポイント】

- 本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、教員の肉体的、精神的な負担を軽減しながら、学校におけるワークライフバランス※を確保した働き方改革を推進します。
- 特に若年層に対して負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実、教職員の横の繋がりを作ることなどにより、精神疾患による病気休職等を予防する対策を講じる必要があります。
- 全ての小中学校で、学力調査で明らかとなった課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するために、教職員が参画して学校経営計画を策定し、組織的、計画的に学力向上を図る取組を強化します。
- 小学校教科担任制及び中学校における教科のタテ持ち等による組織的な授業改善を一層推進し、小・中学校の円滑な接続を図るとともに、教育の質を高める「チーム学校」の取組の強化を図ります。
- カリキュラム・マネジメント※に係る管理職対象の学校訪問を通して、各校の課題の洗い出しと評価指標や数値目標の見直し等につなげる支援を強化していきます。
- 採用審査方法の工夫、改善を図るとともに、教員や学校の魅力発信を推進することで、人材を確保していきます。

【政策のポイント】

○保育所等の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士が確保できるよう、保育士就職支援コーディネーターの配置や、保育士資格の取得を目指す学生への修学資金の貸付などを推進します。

【施策（63）学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進】

学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革の推進、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用などを行うとともに、若年教職員へのサポート体制を充実させながら、学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革を推進します。

施策（63）の指標

①すべての教職員において時間外在校等時間※月 45 時間以上の月を年間 3 月以内に抑える。

（教育委員会規則に定める、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合〔1 箇月において 100 時間未満を上限等〕を含め 3 月以内に抑える。）

＜基準値＞R4 公立学校（小・中・義務・県中・高校・特支）：71.0%

※小・中・義務は教員業務支援員配置校：85 校

＜県調査＞

②すべての教職員において時間外在校等時間を月 80 時間以内に抑える。

＜基準値＞R4 公立学校（小・中・義務・県中・高校・特支）：87.5%

※小・中・義務は教員業務支援員配置校：85 校

＜県調査＞

◆施策（63）を実現するために実施する各取組・事業 No,157～161

【施策（64）校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化（義務教育段階）】

目標達成に向けた指示・命令・相談・報告がすべての教職員に確実に届くよう、それぞれの立場の役割が明確化され、意思疎通を図るライン機能の強化によって、校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画できるようにする。あわせて学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化を図ることができるようになります（義務教育段階）。

施策（64）の指標

①「児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している」と回答した小・中学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞R5 小学校：96.8%（96.2%）、中学校：98.0%（95.2%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

- ②「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と回答した小学校の割合を50%以上、中学校の割合を40%以上、かつ全国平均以上とする（強肯定の回答をした割合）。
＜基準値＞R5 小学校：40.2%（43.2%）、中学校：30.6%（29.2%）

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

◆施策（64）を実現するために実施する各取組・事業 No,162～163

【施策（65）校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化（高等学校段階）】

カリキュラム・マネジメントに係る管理職対象の学校訪問によって、校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化を図ることができるようにします（高等学校段階）。

施策（65）の指標

- ①学校経営計画の学校関係者評価において「学力の向上」、「社会性の育成」、「チーム学校」の3項目で、A評価（目標を十分に達成している）が1項目以上ある学校の割合を増加させる。
＜基準値＞R4：50.0% ＜学校経営計画＞

◆施策（65）を実現するために実施する各取組・事業 No,164

【施策（66）教員等人材の確保に向けた取組の推進】

本県が求める資質や能力を有する教員等人材を採用・確保するために、採用方法や審査内容の工夫・改善を行うとともに、教員等に関する魅力発信や、採用に関する情報等を積極的に広報するなどの取組を推進します。

求職者と保育職場のマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸付けを行うとともに、移住促進策とも連携した人材確保の取組の強化を図ります。

施策（66）の指標

- ①教員採用候補者選考審査において、採用予定数を確実に充足するとともに、受審者を増やす取組を行うことで採用倍率3倍以上を維持し、一定の資質や能力を担保していく。
＜基準値＞[小学校教諭] R4採用充足率：72%、R4採用倍率：9.7倍
[中学校教諭] R4採用充足率：104%、R4採用倍率：7.8倍
[高等学校教諭] R4採用充足率：100%、R4採用倍率：8.4倍 ＜県調査＞

- ②高知県の保育所等で従事する保育士・保育教諭数を4,507人*以上とする。

※第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画（R2～6）における保育教諭・保育士の必要数（R6）

R7以降は第3期高知県子ども・子育て支援事業支援計画を踏まえて設定

＜基準値＞R5：4,400人

＜県特定教育・保育施設等運営状況調査＞

◆施策（66）を実現するために実施する各取組・事業 No,165～166

【施策（67）教職員のメンタルヘルス対策】

メンタルヘルスに関する相談体制の充実や、働き方改革と連動した業務の負担軽減等によって、教職員のメンタルヘルス対策を強化します。

施策（67）の指標

- ①公立学校における教育職員の精神疾患による病休者（病気休職者及び1ヶ月以上の病気休暇取得者）数を約30%減少させる。

＜基準値＞R2～R4 平均人数：100人

＜公立学校教職員の人事行政状況調査＞

◆施策（67）を実現するために実施する各取組・事業 No,167

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、風水害や土砂災害の気象災害も激甚化しており、対策が必要となっています。また、全国的に熱中症対策や避難所機能の向上のため、学校の体育館への空調設備の整備が求められています。
- ・老朽化した学校施設等が年々増加している半面、施設の新築には多額の費用が発生するため、現在の施設を安全に、より長く使用するための対策が必要になっています。
- ・全国的に不審者が学校に侵入し、子どもを傷つける事案が発生しています。本県においては校門がない、外壁が低く侵入しやすい環境の学校なども見られます。
- ・全国的に登下校中に子どもの尊い命が奪われる交通事故や不審者事案が発生しています。本県においても子どもが巻き込まれる交通事故や不審者に遭遇する事案が発生しています。
- ・本県では、津波早期避難意識率が約70%で高止まりしており、100%を達成するためにも防災教育の一層の充実が必要です。
- ・令和6～8年度に予定されている1人1台タブレット端末の更新を計画的に実施し、切れ目なく利用できるよう整備する必要があります。
- ・教員の指導の充実や働き方改革を促進するため、必要なシステム導入や機能開発を実施する必要があります。

【政策のポイント】

- 災害が来ても施設への被害を最小限に止め、児童生徒等の安全を確保するため、青少年教育施設の耐震化や保育所・幼稚園等の高台移転とともに、学校施設等の防災機能強化を推進します。
- 学校施設等の老朽化対策の実施や、省エネルギー化・バリアフリー化にも対応することで、児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備を進めます。
- 児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や不審者侵入訓練を実施するとともに、来校者や校門及び校舎入り口等の安全管理の徹底によって、学校等の防犯対策を推進します。
- 地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策や、放課後等の子どもたちの安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
- 児童生徒が災害によっていかなる状況化でも自分の命を守り抜くとともに、主体的に行動できる力を身につけることができるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育をより一層推進します。
- 県立学校における1人1台タブレット端末の更新を滞りなく進めるとともに、市町村教育委員会で実施する端末更新の支援を行います。
- 既存の校務支援システムや学習支援プラットフォーム等の活用を促進するとともに、県立学校のニーズに合わせた校務効率化ツール等の導入を進めます。

【施策（68）教育施設等の耐震化、防災対策の促進】

教育施設等の耐震化や、発災時には地域の避難所となる県立学校の体育館への空調設備を整備することによって、防災対策の促進を図ります。

施策（68）の指標

- ①県立学校体育館への空調設備を計画的に行う。

＜基準値＞R5時点整備済：5校、設計：4校

＜実績＞

- ②令和8年度までに耐震対策が必要な青少年教育施設を「0」とする。

＜基準値＞R5：3施設

＜実績＞

◆施策（68）を実現するために実施する各取組・事業 No,168～170

【施策（69）学校施設等の長寿命化改修や、省エネルギー化、バリアフリー化等の実施】

長寿命化改修や計画的な改修・修繕の実施による学校施設等の老朽化対策や、LED照明の設置などの省エネルギー化、エレベーターの整備などのバリアフリー化等を実施します。

施策（69）の指標

- ①築40年を経過している施設（平成29年時点※109棟）について、県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、長寿命化改修工事を計画的に進める。

※本県では平成29年度に「高知県立学校施設長寿命化計画」を策定し、施設の使用目標年数を原則築80年として、長寿命化改修などの予防保全的な施設整備により、施設の長寿命化を図ることとしている。ここには、現長寿命化計画の作成時点の棟数を参考値として記載

＜基準値＞R5累計 基本設計：13校、設計：11棟（7校）、工事：5棟（3校）

＜実績＞

◆施策（69）を実現するために実施する各取組・事業 No,171

【施策（70）学校等の防犯対策】

児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や不審者侵入訓練を実施するとともに、来校者や校門及び校舎入り口等の安全管理の徹底によって、学校等の防犯対策を強化します。また、放課後等における子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

施策（70）の指標

- ①児童生徒等に対する防犯教育を実施した学校の割合を小学校・中学校・高等学校の割合を100%に、特別支援学校を85%に引き上げる。

＜基準値＞R4 小学校：96.8%、中学校：88.8%、高等学校：76.5%、特別支援学校：60.0%

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞

◆施策（70）を実現するために実施する各取組・事業 No,172

【施策（71）登下校の安全対策の促進】

地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策を促進します。

施策（71）の指標

- ①スクールガード（学校安全ボランティア）※や地域住民等の活動状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小学校の割合 100%を継続し、中学校は 100%とする。

＜基準値＞R4 小学校：100%、中学校：86.6%

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞

◆施策（71）を実現するために実施する各取組・事業 No,173～175

【施策（72）防災教育の推進】

児童生徒が災害によっていかなる状況下でも自分の命を守り抜くとともに、主体的に行動できる力を身につけることができるよう「高知県安全教育プログラム※」に基づく防災を中心とした安全教育をより一層推進します。また、放課後等の安全・安心な居場所づくりを進めるため、運営補助や人材育成研修等によって、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおける防災対策を推進します。

施策（72）の指標

- ①安全教育全体計画において設定した学年別重点目標【災害安全】（児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成）を「十分達成できた」と答えた学校の割合を引き上げる。

＜基準値＞R4 小学校：100%、中学校：86.6%

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞

◆施策（72）を実現するために実施する各取組・事業 No,176

【施策（73）ICT・デジタル環境の整備、校務DXの推進】

1人1台タブレット端末の計画的な更新や各種システムの活用促進・導入により、学校のICT・デジタル環境の整備や校務DX※の推進を図ります。

施策（73）の指標

- ①1人1台端末を計画的に更新する。

＜基準値＞R2：県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）に1人1台タブレット端末整備完了

R3：全県立高等学校及び県立特別支援学校（高等部）に1人1台タブレット端末整備完了

- ②県独自調査で「ICTツールの導入により、校務の効率化が進んでいる」と回答した教職員の割合を 90%以上とする。

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜県調査＞

◆施策（73）を実現するために実施する各取組・事業 No,177～179

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・これからの社会を担う子どもたちを育てていくには、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で学校や子どもたちの成長を支えることが重要です。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働本部の一体的な推進について、令和5年度末に、県内の公立小・中・義務教育学校の98.5%で取り組まれています。市町村や学校によっては組織的な取組となっていない状況があります。
- ・県立学校では、学校運営協議会において、学校経営計画の進捗管理や、課題解決に向けた外部人材の活用、障害のある児童生徒の生涯にわたる学習や生活の課題を協議する必要があります。
- ・子どもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されています。
- ・県内の公立中学校では、少子化の影響で令和4年度までの10年間で生徒数が2,955人減となり、特に中山間地域では生徒数減少の影響を受け、団体競技を組めないなど生徒が希望する部活動を行うことが難しくなっています。
- ・令和4年度に実施した「部活動地域移行に関するアンケート」では、中学校教職員の約8割が部活動に関わっています。そのうち6割以上が部活動の指導に負担を感じており、約4割の教職員が担当部活動の専門的な指導ができない状況です。

【政策のポイント】

- 学校と地域の連携・協働による教育活動の充実や、「地域とともにある学校づくり」を推進することによって、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。
- 小中学校等における地域学校協働活動については、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守る取組を推進します。
- 学校、保護者、行政が協働して、子どもたちを取り巻く様々な課題に対処していくために、研修会等を実施します。また、保幼小中高の連携した取組が、多くの保護者等の参画を得て活性化するように、PTA活動を支援します。
- 生徒の活動機会を確保するため、地域の実情に応じて部活動の地域連携・地域移行の取組を推進します。
- 専門的な指導ができない教員に代わり、部活動指導員を配置することで教員の負担を軽減します。

【施策（74）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、導入後も活発な議論が継続する学校運営協議会や、教職員・保護者・地域住民等が連携・協働するコミュニティ・スクールの運営を促進するとともに、コミュニティ・スクール、道德教育、特別活動、総合的な学習の時間、キャリア教育などの担当者が参加する、学校の地域連携を考える会を開催します。また、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を引き続き支援するとともに、全ての公立小中学校において、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部※」への展開を推進します。

施策（74）の指標

①コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞R5 小学校：94.6%、中学校：93.3%、高等学校：66.7%、特別支援学校：100%

＜県調査＞

②高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞R5 小学校：100%、中学校：92.4%

＜県調査＞

③「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった」と回答した小・中学校の割合を 50%以上とする（強肯定の回答をした割合）。

＜基準値＞R5 小学校：38.0%、中学校：28.6% ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

④コミュニティ・スクールや地域学校協働活動において、子どもの課題解決に取り組み、改善・解決した学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞－ ※R6 より新設指標

＜県調査＞

◆施策（74）を実現するために実施する各取組・事業 No,180～181

【施策（75）PTA活動の振興】

子どもたちを取り巻く様々な課題に対応していくために、学校、保護者、行政が協働して研修会を実施し、学んだことをPTAの取組に生かすことを促すことによって、PTA活動の振興を図ります。

施策（75）の指標

①研修会等で学んだことを取組につなげたPTAの割合を 95%とする。

＜基準値＞R4：91.3%

＜県調査＞

◆施策（75）を実現するために実施する各取組・事業 No,182

【施策（76）部活動の地域連携・地域移行に向けた取組の推進】

高知県における部活動地域連携・地域移行検討会議において、地域移行検討部会、地域連携検討部会にて具体的な課題への対応を協議するとともに、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的な取組の検討や実施を各市町村と連携を図りながら進めます。

また、顧問に代わり専門的な指導ができる部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築します。

施策（76）の指標

- ①令和9年度までに県中学校体育連盟に申請した地域クラブ数を30チーム以上、拠点校部活動数10部以上とし、これまで学校に部活動がない等の理由でやりたい活動や大会参加ができなかった生徒に対して、持続的な活動機会を確保することを目指すため、市町村が行う部活動の地域連携・地域移行の取組を支援する。

＜基準値＞R5：県中学校体育連盟に申請した地域クラブ数5チーム、拠点校部活動数0部　＜県調査＞

- ②部活動指導員を配置している部活動において、令和9年度までに、顧問に代わって単独で指導・引率する割合（単独指導割合）※を中学校で運動部95%、文化部100%、高校で運動部90%とし顧問の負担軽減を図る。

＜基準値＞R4　中学校　運動部：79.6%、文化部：84.3%

R4　高等学校　運動部：79.6%

＜県調査＞

◆施策（76）を実現するために実施する各取組・事業 No,183

第5章

施策を実現するために実施する各取組・事業

※第1章から第4章までの内容が「第3期教育等の振興に関する施策の大綱」の位置付けとなっており、第5章に掲げる取組・事業は「第4期高知県教育振興基本計画」の位置付けとなります。

各取組・事業一覧

※「No.」列の漢字表記について 再：再掲、後：後掲 【新】：新規事業

I 「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進

No.	政 策	No.	施 策	No.	施策を実現するために実施する各取組・事業	担当課	新
【1】	個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づくりの推進	a. (1)	授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化（義務教育段階）	1	【新】「令和の授業を創る」推進プロジェクト	小中	○
				2	デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実	小中	
				3	学習支援プラットフォームの活用促進	教政	
				4	中学校の授業改善サイクルの強化・充実	小中	
				5	理科教育推進プロジェクト	小中	
				6	英語教育強化プロジェクト	小中	
				7	学力向上に向けた高知市との連携	小中	
				8	放課後等における学習支援事業	小中	
		b. (2)	授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化（高等学校段階）	9	学力向上推進事業	高等	
				10	「指導と評価の一体化」の促進	高等	
				11	マネジメント力強化事業	高等	
				12	【新】デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実	高等	○
				再3	学習支援プラットフォームの活用促進	教政	
				13	学習支援員事業	高等	
【2】	社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進と、それを前提とした進路指導の充実	a. (3)	体系的なキャリア教育・職業教育の推進	14	小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進	高等・小中	
				15	小・中・高等学校における「キャリア・パスポート」の活用推進	高等・小中	
				後20	就職支援対策事業	高等	
				16	キャリアアップ事業	高等	
				17	遠隔オンラインによるキャリア教育講演会	教セ	
				18	【新】特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業	特支	○
				19	産業教育指導力向上事業	高等	
		b. (4)	多様な進路希望等に応じた進路指導・就労支援の充実	再14	小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進	高等・小中	
				再15	小・中・高等学校における「キャリア・パスポート」の活用推進	高等・小中	
				再16	キャリアアップ事業	高等	
				20	就職支援対策事業	高等	
				21	21ハイスchoolプラン	高等	
				22	【新】資格取得の推進（遠隔教育の活用）	教セ	○
【3】	高知県や我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材を育成	a. (5)	地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進	23	ふるさとを支える教育の推進	小中	
				再14	小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進	高等・小中	
				後43	道徳教育の推進	高等	
				24	県内文化施設の活用促進	小中	
		b. (6)	グローバル教育の推進・強化	25	グローバル教育推進事業	振興	
				再6	英語教育強化プロジェクト	小中	
【4】	主体的に社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組んでいく人材を育成	a. (7)	児童生徒が自ら課題を探究し、多様な人と協働しながら、課題を解決・提案する主体性等の育成	26	総合的な学習の時間の充実	小中	
				27	地域協働学習の推進	高等	
				28	【新】生徒の自発的・自治的な活動（特別活動）の充実	高等	○
				29	【新】次世代総合教育会議の開催	教政	○
		b. (8)	現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成	30	【新】主権者教育・消費者教育の充実	小中	○
				31	生徒の社会的自立・社会参画のための支援	高等	
				32	環境教育の推進	高等ほか	
				33	【新】情報活用能力の育成	高等・小中	○
				34	学校図書館を活用した言語能力・情報活用能力の育成	小中	
				再5	理科教育推進プロジェクト	小中	
		c. (9)	今後の高知県や日本のイノベーションを担うための教育の充実	35	ICT活用力向上事業	小中	
				36	【新】STEAM教育 及びその核となる理数教育の充実・強化	高等	○
				37	高大連携による次世代のデジタル社会に対応した教育の充実	高等	
				38	教科「情報」教育の充実	高等	
				再16	キャリアアップ事業	高等	
				39	【新】起業家教育の実施	高等	○
				40	「科学の甲子園」（高知県大会）の開催	高等	
				41	高知みらい科学館運営事業	生涯	

各取組・事業一覧

No.	政 策	No.	施 策	施策を実現するために実施する各取組・事業		
				No.	担当課	新
[5]	自尊感情や他者への思いやりを育み、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現の両立を図るための教育の推進・指導強化	a. (10)	規範意識や自尊感情などを育むための道徳教育の推進	42	道徳教育実践力向上プラン	小中
				43	道徳教育の推進	高等
		b. (11)	自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進	44	人権教育推進事業	人権
		c. (12)	児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導の推進	後84	子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト推進事業）	人権
				45	生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上	人権
				46	保幼小中連携モデル地域実践研究事業	人権・幼保
				47	【新】生徒の声を生かした校則見直し等の取組の推進	人権・高等
		d. (13)	生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラムの実施	48	【新】SOSの出し方に関する教育の推進	人権
				後51	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
				49	関係機関と連携した未然防止の取組の推進	人権
		e. (14)	いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制の強化	50	学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業）	人権
				51	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
				52	校内の組織的な支援体制の充実	心セ
[6]	生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実	a. (15)	体力の向上や体育授業改善の推進	53	体力づくり推進事業	保体
		b. (16)	運動部活動の改革、運営の適正化	54	運動部活動の運営の適正化	保体
		c. (17)	保健教育の充実	55	いのちの教育プロジェクト	保体
		d. (18)	基本的な生活習慣の向上・確立	56	基本的な生活習慣向上事業	幼保
				後69	親育ち支援啓発事業	幼保
				57	食育推進支援事業	保体
				後122	家庭教育支援基盤形成事業	生涯
[7]	今後の社会を見据えた高等学校改革	a. (19)	「県立高等学校再編振興計画」の次期計画の検討	58	【新】「県立高等学校再編振興計画」次期計画の検討	振興
		b. (20)	高等学校のさらなる魅力化を推進するための環境整備と情報発信	59	地域教育魅力化ネットワーク事業	振興
				60	地域教育魅力化プロモーション事業	振興
				61	高知県教育振興施設整備事業費交付金事業	振興
				62	遠隔教育推進事業	教セ
				再36	【新】STEAM教育及びその核となる理数教育の充実・強化	高等
		c. (21)	社会の変化等に対応した入学者選抜の改革	63	公立高等学校入学者選抜制度の検証と見直し	高等
[8]	就学前教育・保育の質の向上	a. (22)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実	64	園内研修支援事業	幼保
				65	園評価支援事業	幼保
				66	保育者基本研修	幼保・教セ
				後166	保育士等人材確保事業	幼保
				後76	就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保
				67	【新】幼児教育普及啓発事業	幼保
		b. (23)	保幼小の円滑な連携・接続の推進	68	保幼小連携・接続推進支援事業	幼保
				再46	保幼小中連携モデル地域実践研究事業	人権・幼保
				後111	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
[9]	親育ち支援の充実	a. (24)	保育者の親育ち支援力の向上	後112	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
				69	親育ち支援啓発事業	幼保
		b. (25)	保護者の子育て力向上のための支援の充実	70	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
				後56	基本的な生活習慣向上事業	幼保
				再69	親育ち支援啓発事業	幼保

各取組・事業一覧

II 「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進

政 策		施 策		施策を実現するために実施する各取組・事業			担当課	新
No,		No,		No,				
【1】	切れ目のない特別支援教育の推進	a. (26)	インクルーシブ教育の推進	71	【新】インクルーシブ教育の推進のための環境整備推進事業		特支	○
				72	特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業		特支	
				73	特別支援教育セミナー		教セ	
		b. (27)	特別支援学校における専門性・教育内容充実 (キャリア教育・就労支援を含む)	74	特別支援学校の教育内容充実事業		特支	
				75	特別支援学校の専門性向上事業		特支	
				再18	【新】特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業		特支	○
		c. (28)	保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進、体制の強化	76	就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上		幼保	
				77	【新】小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進		特支	○
				78	校種間の確実な引き継ぎの実施		特支	
				79	特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化		特支	
				80	高等学校における特別支援教育の推進		特支	
		d. (29)	医療的ケア児に対する支援の充実	再73	特別支援教育セミナー		教セ	
				81	医療的ケア児に対する支援の充実		特支・幼保	
【2】	重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進	a. (30)	魅力ある学校づくりの推進	82	不登校に対する組織的な取組の推進 (学力向上のための学校経営力向上支援事業・組織力向上推進事業)		小中	
				83	児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力の育成（ソーシャルスキルアップ事業）		高等	
				再70	親育ち支援担当者や小中学校との連携を図る取組の推進 (親育ち支援保育者スキルアップ事業)		幼保	
				84	子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト推進事業）		人権	
				再45	生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上		人権	
				再46	保幼小中連携モデル地域実践研究事業		人権・幼保	
				再44	人権教育推進事業		人権	
		b. (31)	早期発見・早期支援の実施	85	児童生徒理解に基づいた学級・HR経営力や組織マネジメント力等の向上		教セ	
				後92	学校の相談支援体制の強化 (スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業)		人権	
				86	不登校担当者を中心とした早期発見・早期対応の組織的な取組の推進 (個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業)		人権	
				87	児童生徒や保護者が利用しやすい相談環境づくり (心の教育センター相談支援事業)		心セ	
				88	【新】早期発見・早期支援のためのシステム運用・周知		教政	○
				89	特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援の充実 (外部専門家を活用した支援体制充実事業)		特支	
		c. (32)	多様な教育機会の確保	再51	いじめ防止対策等総合推進事業		人権	
				90	多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援 (不登校支援推進プロジェクト事業)		人権	
				91	不登校児童生徒の多様な教育機会確保に向けた検討		人権	
				後123	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実 (新・放課後子ども総合プラン推進事業)		生涯	

各取組・事業一覧

政 策		施 策		施策を実現するために実施する各取組・事業		
No,		No,		No,	担当課	新
[3]	虐待や貧困、ヤングケアラー等の家庭的な事情等による多様な背景を持つ児童生徒の早期発見、組織的な対応	a. (33)	多様な背景を持つ児童生徒の早期発見	後92	学校の支援力の向上 (スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業)	人権
		b. (34)	専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実	92	学校・S S Wと市町村福祉部署との連携強化 (スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業)	人権
[4]	教育費負担の軽減に向けた経済的な支援	a. (35)	就学援助の活用についての周知	93	就学援助制度活用の周知	小中
		b. (36)	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等の実施、周知	94	高等学校等就学支援金事業	高等
				95	高校生等奨学給付金事業等	高等
		c. (37)	多子世帯への保育料の軽減	96	多子世帯への保育料の軽減	幼保
[5]	地域間格差を解消し、中山間地域等をはじめとした各地域において魅力ある教育を実施	a. (39)	地域間格差を解消するための学びの支援	98	【新】小規模校における学習指導の充実	小中
				再8	放課後等における学習支援事業	小中
				99	免許外指導担当教員支援事業	教セ
				再62	遠隔教育推進事業	教セ
		b. (40)	中山間地域等をはじめとした各地域における特色・魅力ある学校づくり、教育活動の展開のための支援	再59	地域教育魅力化ネットワーク事業	振興
				再60	地域教育魅力化プロジェクト事業	振興
				再61	高知県教育振興施設整備事業費交付金事業	振興
				再62	遠隔教育推進事業	教セ
				100	教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政
[6]	多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援	a. (41)	夜間中学の充実、広報周知	101	夜間中学の充実、広報・周知	高等
		b. (42)	若者の学びなおしと自立支援	102	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯
		c. (43)	高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上	103	定時制教育の充実	高等
		d. (44)	外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	104	公立学校における受入体制の整備及び支援	小中・高等
				105	日本語指導教員等の資質・能力の向上に向けた支援	小中・教セ
				106	就学機会の確保に向けた支援	高等
		e. (45)	特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援	107	【新】児童生徒の能力・関心に合った柔軟な授業づくりの推進	小中
				108	【新】認知・発達特性等により、学習上・学校生活上の困難を抱える児童生徒への対応	特支
				再91	多様な学習の場や機会の確保に向けた支援	人権
[7]	多様な保育サービスの充実	a. (46)	子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援	109	多機能型保育支援事業	幼保
				110	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保
				再81	医療的ケア児に体する支援の充実	幼保
				111	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	幼保
				112	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
				再76	就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応	幼保
				113	【新】地域子ども・子育て支援事業	幼保
				再96	多子世帯への保育料の軽減	幼保
				後166	保育士等人材確保事業	幼保

各取組・事業一覧

Ⅲ 「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

No.	政 策	No.	施 策	No.	施策を実現するために実施する各取組・事業	担当課	新
【1】	共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進	a. (47)	全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境の充実	114	生涯学習活性化推進事業	生涯	
				115	社会教育振興事業	生涯	
				116	青少年教育施設の整備	生涯	
				再41	高知みらい科学館運営事業	生涯	
				117	志・とさ学びの日推進事業	教政・生涯	
		b. (48)	学びを育む体験活動の推進	118	学びを育む体験活動の推進	生涯	
【2】	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	a. (49)	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	後181	地域学校協働活動推進事業	生涯	
				119	図書館活動事業	生涯	
				120	読書活動推進事業	生涯	
【3】	家庭教育支援の充実	a. (50)	家庭教育支援の充実	121	学校司書の配置、学校図書館の整備充実	小中・高等	
				122	家庭教育支援基盤形成事業	生涯	
				再69	親育ち支援啓発事業	幼保	
【4】	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実	a. (51)	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実	123	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
【5】	私立学校の振興	a. (52)	私立学校の教育環境の維持・向上に向けた支援	124	学校経営の健全化・特色ある学校づくりへの支援	私学	
				125	【新】教員の指導力・人権意識の向上への支援	私学	○
				126	児童生徒が安心して教育を受けられる環境整備の推進	私学	
【6】	大学の魅力向上	a. (53)	地域活性化の核となる大学づくりの推進	127	地域活性化の核となる大学づくりの推進	私学	
				128	学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実	私学	
				129	若者の県内定着の促進	私学	
【7】	県民一人ひとりが文化芸術に親しむ環境づくりの推進	a. (54)	県立文化施設への来館機会の充実	130	県立文化施設への来館機会の充実	文国・歴史	
		b. (55)	文化芸術に親しむ機会の充実	131	県立文化施設における教育普及活動の推進	文国・歴史	
				132	【新】文化芸術に親しむ機会の提供と文化芸術活動への支援	文国	○
【8】	文化財の保存・活用	a. (56)	文化財の保存と活用の推進	133	文化財の保存・整備への支援	歴史	
				134	【新】伝統的な祭り・民俗芸能の振興	歴史	○
				135	高知城の保存管理と整備	歴史	
				136	埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用	歴史	
				137	【新】四国遍路の世界遺産登録を目指した取組の推進	歴史	○
		b. (57)	県史編さん事業の推進	138	【新】歴史資料の調査と記録収集	歴史	○
				139	【新】地域の歴史研究を担う人材の育成	歴史	○
				140	【新】調査成果の広報と学校等での活用	歴史	○
【9】	スポーツの振興	a. (58)	スポーツ参加の拡大	141	子どものスポーツ環境の整備	スポ	
				142	障害者スポーツの推進	スポ	
		b. (59)	競技力の向上	143	競技スポーツ選手の育成強化	スポ	
				144	指導者の育成	スポ	
				145	スポーツ医学の推進	スポ	
		c. (60)	スポーツを通じた活力ある県づくり	146	スポーツ大会の開催・合宿の誘致	スポ	
				147	スポーツを通じた国際交流	スポ	

各取組・事業一覧

Ⅳ 「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

No.	政 策	No.	施 策	No.	施策を実現するために実施する各取組・事業	担当課	新
[1]	教育公務員としての自覚と 遵法意識の徹底及び教職 員としての資質・能力の向 上	a. (61)	教職員の不祥事の防止強化と、発生した場合の 対応体制の強化	148	【新】教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の確立	教福ほか	○
		b. (62)	教員育成指標等を踏まえた各段階における教職 員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力 向上に向けた体系的な研修の実施	149	採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ	
				150	若年教員育成プログラム	教セ	
				151	中堅期以降の研修の充実	教セ	
				152	【新】次世代リーダー育成研修 高知「志」塾	教セ	○
				153	管理職等育成プログラム	教セ	
				154	教員のICT活用指導力の向上	教セほか	
				155	教育事務職員研修の充実	教セ	
				156	学校の力を高める中核人材育成事業	教政	
[2]	「学校における働き方改 革」、「チーム学校の推進・ 強化」、「教員等の人材確 保に向けた取組」の一体 的推進	a. (63)	学校におけるワークライフバランスを確保した働き方 改革の推進	157	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福ほか	
				158	業務の効率化・削減	教福ほか	
				159	【新】若年教職員へのサポート体制の充実	教福ほか	○
				後178	校務支援システム等を活用した業務効率化	教政	
				後179	【新】校務効率化ツール等の導入促進	教政ほか	○
				160	教員業務支援員配置事業	教福	
				再92	学校の相談支援体制の強化 （スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業）	人権	
				後183	【新】部活動改革の取組推進	保体・小中	○
		b. (64)	校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」とし て参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活 用した学校組織体制・経営体制の強化（義務教 育段階）	161	学校事務体制の強化	教福	
				162	学力向上のための学校経営力向上支援事業	小中	
				163	組織力向上推進事業	小中	
				後180	コミュニティ・スクールの充実	小中	
		c. (65)	校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」とし て参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活 用した学校組織体制・経営体制の強化（高等学 校段階）	再11	学校経営計画の充実（マネジメント強化事業）	高等	
				164	主幹教諭の配置による組織力強化	高等	
				再21	21/ハイスクールプラン	高等	
				後180	コミュニティ・スクール導入推進及び充実	高等	
		d. (66)	教員等人材の確保に向けた取組の推進	165	教員採用審査方法の見直し、教職や学校の魅力発信の推進	教福	
		f. (67)	教職員のメンタルヘルス対策	166	保育士等人材確保事業	幼保	
				167	【新】教職員のメンタルヘルス対策	教福	○
[3]	児童生徒・教職員にとっ て、安全・安心で、円滑な 教育活動等が展開できる 環境整備や機運醸成	a. (68)	教育施設等の耐震化、防災対策の促進	168	【新】県立学校体育館への空調整備	学安	○
				169	保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援	幼保	
				170	保育所・幼稚園等の事業継続計画（BCP）の策定	幼保	
				再116	青少年教育施設の整備	生涯	
		b. (69)	学校施設等の長寿命化改修や、省エネルギー 化、バリアフリー化等の実施	171	学校施設の長寿命化対策等	学安	
				再116	青少年教育施設の整備	生涯	
		c. (70)	学校等の防犯対策	172	不審者侵入対策を含めた安全教育・安全管理体制の充実	学安	
				再123	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
		d. (71)	登下校の安全対策の促進	173	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学安	
				174	自転車ヘルメット着用推進事業	学安	
				175	保育所・幼稚園等の安全対策の強化	幼保	
		e. (72)	防災教育の推進	176	防災教育推進事業	学安	
				再123	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
		f. (73)	I C T・デジタル環境の整備、校務D Xの推進	177	学校のICT環境整備	教政ほか	
				178	校務支援システム等を活用した業務効率化	教政	
				179	【新】校務効率化ツール等の導入促進	教政ほか	○
				再 3	学習支援プラットフォームの活用促進	教政	
[4]	学校と、様々な関係者とで 連携・協働して、取組促 進や課題解決を図る仕組 みの展開・強化	a. (74)	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体 的推進	180	コミュニティ・スクールの導入推進及び充実	小中ほか	
		b. (75)	P T A活動の振興	181	地域学校協働活動推進事業	生涯	
				182	PTA活動振興事業	生涯	
		c. (76)	部活動の地域連携・地域移行に向けた取組の推 進	183	【新】部活動改革の取組推進	保体・小中	○

※担当課の略称について 教政：教育政策課 教福：教職員・福利課 学安：学校安全対策課 幼保：幼保支援課 小中：小中学校課 高等：高等学校課 振興：高等学校振興課
特支：特別支援教育課 生涯：生涯学習課 保体：保健体育課 人権：人権教育・児童生徒課 教セ：教育センター 心セ：心の教育センター
私学：私学・大学支援課 文国：文化国際課 歴文：歴史文化財課 スポ：スポーツ課

施策 名称	I－政策 1 授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を 切れ目なくつなぐシームレス化（義務教育段階）	施策 No,	(1)
		担当課	小中学校課 教育政策課

概要	義務教育段階において、個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向け、問題解決型学習の推進を行うとともに、ICT を効果的に活用しながら、授業改善サイクルの確立や授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を進める。
----	---

施策（１）の達成の目安となる指標

- ①「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 85%以上、かつ全国平均以上とする。
（肯定的に回答した割合） <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：78.1%（78.8%）、中学校：82.9%（79.2%）
R 6	小学校：79.0%、中学校：83.0%
R 7	小学校：81.0%、中学校：83.5%
R 8	小学校：83.0%、中学校：84.0%
R 9	小学校・中学校：85.0%以上、かつ全国平均以上

※（ ）内は全国平均

- ②「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 85%以上、かつ全国平均以上とする。
（肯定的に回答した割合） <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：79.6%（81.8%）、中学校：82.8%（79.7%）
R 6	小学校：80.0%、中学校：83.0%
R 7	小学校：81.0%、中学校：83.5%
R 8	小学校：83.0%、中学校：84.0%
R 9	小学校・中学校：85.0%以上、かつ全国平均以上

※（ ）内は全国平均

- ③「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1 日当たり全く勉強しない」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 5 %以下、かつ全国平均以下とする。
<全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：6.3%（4.6%）、中学校：8.1%（6.0%）
R 6	小学校：6.0%以下、中学校：7.5%以下
R 7	小学校：5.6%以下、中学校：7.0%以下
R 8	小学校：5.3%以下、中学校：6.0%以下
R 9	小学校・中学校：5.0%以下、かつ全国平均以下

※（ ）内は全国平均

施策（１）の達成の目安となる指標

- ④「家で自分で計画を立てて勉強をしている（学校の授業の予習や復習を含む）」と回答した児童（小学校６年）の割合を 75%以上、生徒（中学校３年）の割合を 65%以上、かつ全国平均以上とする。
（肯定的に回答した割合） <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 ７月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：68.8%（70.7%）、中学校：56.0%（55.0%）
R 6	小学校：69.0%、中学校：59.0%
R 7	小学校：71.0%、中学校：61.0%
R 8	小学校：73.0%、中学校：63.0%
R 9	小学校：75.0%以上、中学校：65.0%以上、かつ全国平均以上

※（ ）内は全国平均

施策（１）を実現するために実施する各取組・事業

No.1【新】「令和の授業を創る」推進プロジェクト（小中学校課）

【概要】個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進し、自ら課題を設定し、課題解決に向かい続ける児童生徒の育成を図るため、授業づくり講座等において、学習指導要領が目指す授業づくりを推し進めるとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び、ともに高め合う教員の育成を目指す。

【KPI】「習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」と回答した小・中学校の割合を 35%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

<基準値> R5 小学校：19.6%（20.9%）、中学校：24.5%（19.6%） ※（ ）内は全国平均
<全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査>

「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した小・中学校の割合を 35%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

<基準値> R5 小学校：26.6%（21.4%）、中学校：19.4%（19.2%） ※（ ）内は全国平均
<全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査>

No.2 デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実（小中学校課）

【概要】1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用しながら、問題解決に主眼を置いた授業改善と授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を推進することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業外学習の充実を図る。

【KPI】児童生徒一人一人に配備された PC・タブレットなどの ICT 機器を、授業で「ほぼ毎日」及び「週3回以上」活用している小・中学校の割合を 100%とする。

<基準値> R5 小学校：89.7%（90.6%）、中学校：91.8%（86.7%） ※（ ）内は全国平均
<全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査>

「PC、タブレットなどの端末を毎日持ち帰っている」と回答した小・中学校の割合を 50%以上、かつ全国平均以上とする。

<基準値> R5 小学校：13.5%（32.5%）、中学校：24.5%（40.9%） ※（ ）内は全国平均
<全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査>

No,3 学習支援プラットフォームの活用促進（教育政策課） 【概要】学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」※の活用を促進し、スタディログダッシュボード※やきもちメーター※等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまづきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげる。 【KPI】県独自調査で『高知家まなびばこの機能（きもちメーター、スタディログダッシュボード、Google フォーム※のアンケートなど）により、児童生徒の状況を把握して指導に活かしている』と答えた教員（小・中学校、高等学校）の割合を R9 年度に 100%とする。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI ＜県調査＞
No,4 中学校の授業改善サイクルの強化・充実（小中学校課） 【概要】学力調査等の結果から明らかとなった学力についての課題の改善状況及び定着状況を把握し、学習指導の改善・充実に生かすとともに、各学校及び教育委員会の継続的な学力向上検証サイクルを確立する。 【KPI】生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクル※を確立している中学校の割合を 100%とする。（肯定的に回答をした割合） ＜基準値＞ R5 中学校：98.0%（95.2%） ※（ ）内は全国平均 ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞ 授業改善プランにおける年度末検証において、目標をおおむね達成（B 評価以上）した中学校の割合を国語科・社会科・数学科・理科・英語を 90%以上とする。 ＜基準値＞ R4 年度末 国語科：83.4%、社会科：91.0%、数学科：81.3% 理科：88.3%、英語科：75.0% ＜県調査＞
No,5 理科教育推進プロジェクト（小中学校課） 【概要】児童生徒に理科の資質・能力を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒（中学校）の科学への興味・関心を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。 【KPI】問題を科学的に解決（科学的に探究）する資質・能力を育成する授業づくりを行っている学校（CST※在籍校）の割合を 50%以上とする。 ①自然の事物・現象から問題を見いださせる。 ②自ら考えた仮説を基に観察、実験の計画を立てさせる。 ③観察や実験の結果を整理し考察させる。 ④観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI ＜県調査＞ 科学の甲子園ジュニア高知県大会への参加市町村を 100%とする。 ＜基準値＞ R5：45.7%（16／35 市町村） ＜県調査＞ 科学の甲子園ジュニア高知県大会への参加校・参加チーム数を前年度より上回る。 ＜基準値＞ 参加校 R5：27 校、参加チーム R5：51 チーム ＜県調査＞

No,6 英語教育強化プロジェクト（小中学校課） 【概要】小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、児童生徒が授業等で身につけた英語力を活用して発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につなげる取組を推進する。 【KPI】「生徒が授業中、半分以上英語で言語活動を行っている」と回答した中学校（中学校3年）の割合を85%以上、かつ全国平均以上とする。 ＜基準値＞ R4：75.0%（73.7%） ※（ ）内は全国平均 ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞
No,7 学力向上に向けた高知市との連携（小中学校課） 【概要】県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、「高知市学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進める。 【KPI】全国学力・学習状況調査の結果において、高知市立小学校6年及び中学校3年の国語、算数・数学を前年度より上回る。（前年度と当該年度の全国平均正答率と高知市平均正答率との差の伸縮） ＜基準値＞ R5 小学校：国語+1.6ポイント、算数-0.6ポイント 中学校：国語+0.3ポイント、数学+3.0ポイント ＜全国学力・学習状況調査＞
No,8 放課後等における学習支援事業（小中学校課） 【概要】小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的支援を行い、放課後等の補充学習が、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題解決に向けて計画的に対応できるよう充実・強化する。 【KPI】学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会がすべての学校で提供されている。下記①～③の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校の割合を100%とする。 ①放課後等学習支援員の配置 ②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施 ③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援 ＜基準値＞ R5：99.2%（273校／275校） ＜県調査＞

施策名称	I－政策1 授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を 切れ目なくつなぐシームレス化（高等学校段階）	施策 No,	（2）
		担当課	高等学校課

概要	高等学校段階において、指導と評価の一体化の充実、さらなる授業改善を図るとともに、デジタル技術を効果的に活用した個別最適・協働的な学びの一体的充実及び自立した学習者の育成に向け、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を進める。
----	--

施策（2）の達成の目安となる指標

- ①高知県オリジナルアンケート（高校2年2回目）で「授業外でほとんど学習しない」と回答する生徒の割合を30%以下とする。（全日制及び多部制昼間部）

＜県オリジナルアンケート 2月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R5（基準値）	— ※R6より新設指標
R6	45.0%
R7	40.0%
R8	35.0%
R9	30.0%

- ②高校2年の学力定着把握検査において、D3層の生徒の割合（県平均）を入学段階より減少させる。（全日制及び多部制昼間部）

＜県学力定着把握検査 1月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R5（基準値）	— ※R6より新設指標
R6	2年のD3層の割合（県平均）を入学段階より減少させる
R7	2年のD3層の割合（県平均）を入学段階より減少させる
R8	2年のD3層の割合（県平均）を入学段階より減少させる
R9	2年のD3層の割合（県平均）を入学段階より減少させる

施策（2）を実現するために実施する各取組・事業

No.9 学力向上推進事業（高等学校課）

【概要】「高校生のための学びの基礎診断[※]」を活用して各校生徒の基礎学力の定着度を測り、結果を授業改善サイクルの充実、授業外学習習慣の定着につなげる。あわせて、学校支援チームの定期的な学校訪問により、学力向上の取組を支援する。

【KPI】県オリジナルアンケート（高校2年2回目）の下記項目における肯定的回答の割合を80%以上とする。（全日制及び多部制昼間部）

- ①学校の授業では、学習のねらいが示されている。
- ②学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある。
- ③学校の授業では、学習活動や学習状況を自ら振り返る場面が設定されている。

＜基準値＞R4 ①：74.7%、②：76.3%、③：68.7%

＜県オリジナルアンケート＞

学校経営計画「学力の向上」の項目において、A評価（十分に達成している）の学校の割合を30%以上にする。（全日制及び多部制昼間部）

＜基準値＞R4：8.3%（3／36校）

＜学校経営計画＞

No,10 「指導と評価の一体化※」の促進（高等学校課） 【概要】各校の授業や学習評価に係る実践事例や学習評価に関する県版参考資料の内容等について、各教科の協議会を通して県全体で情報共有を行うことにより、各校の「指導と評価の一体化」の一層の推進を図る。 【KPI】学校経営計画における「授業改善」関連項目の肯定的回答を 100%とする。 （全日制及び多部制昼間部） ＜基準値＞ R4：100%（36／36 校） ＜学校経営計画＞
No,11 マネジメント力強化事業（高等学校課） 【概要】全教職員が「自分事」として学校経営に参画し、組織的な取組の充実が図られるよう、「学校支援チーム※」が各学校を訪問し、学校経営に関する具体的な指導、助言を行う。 【KPI】学校経営計画の学校関係者評価において、「学力の向上」、「社会性の育成」、「チーム学校」の 3 項目で A 評価（目標を十分に達成している）が 1 項目以上ある学校の割合を増加させる。（R9 年度：60.0%以上）（全日制及び多部制昼間部） ＜基準値＞ R4：50%（18／36 校） ＜学校経営計画＞
No,12 【新】デジタル技術を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（高等学校課） 【概要】1 人 1 台タブレット端末やデジタルツールを活用し、生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していく。また、デジタルツールを活用した授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を行うことで授業外学習時間の向上を図る。 【KPI】学校経営計画において、全ての県立高等学校で、個々の学習状況や理解度に応じて、ICT を活用した個別最適な学習や協働的な学びを取り入れた授業を実践している教員の割合を前年度より増加させる。（R9 年度：70%以上）（全日制及び多部制昼間部） ＜基準値＞ —（※新設の質問項目であるため基準値なし。「授業で ICT を効果的に活用している教員の割合」（R4：86.3%）が参考値） ＜学校経営計画＞ 全生徒アンケートにおいて、ICT を活用した授業外学習に取り組んだ生徒の割合を前年度より増加させる。（R9 年度：70%以上）（全日制及び多部制昼間部） ＜基準値＞ R5：31.4% ＜県調査＞
【再掲】（No,3） 学習支援プラットフォームの活用促進（教育政策課） 【概要】学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用を促進し、スタディオグダッシュボードやきもちメーター等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまづきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげる。 【KPI】県調査で「高知家まなびばこの機能（きもちメーター、スタディオグダッシュボード、Google フォームのアンケートなど）により、児童生徒の状況を把握して指導に生かしている」と答えた教員の割合を R9 年度に 100%とする。 ＜基準値＞ — ※R6 より新設 KPI ＜県調査＞
No,13 学習支援員事業（高等学校課） 【概要】地域の人材や大学生等による学習支援員を配置し、放課後補習や授業支援を通じたきめ細かな指導・支援による個別最適な学び・協働的な学びを充実させることで、生徒の学習習慣の定着や学力の向上を図る。 【KPI】学習支援員が必要とされる学校への配置率を 100%とする。 ＜基準値＞ R5：100%（34／34 校） ＜県調査＞

施策 名称	I－政策 2 体系的なキャリア教育・職業教育の推進	施策 No,	(3)
		担当課	高等学校課・小中学校課 教育センター・特別支援教育課

概要	「キャリア・パスポート」の効果的な活用、上級学校や県内企業、地元自治体等との連携を図りながら、講演会や職場体験、上級学校訪問等の体験的な学習を重視するとともに、教職員の資質・指導力向上のための各種研修会や連絡協議会等を行うことにより、体系的なキャリア教育や職業教育を推進する。
----	--

施策（３）の達成の目安となる指標

- ①「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答した高校３年生の割合を 90%以上とする。

＜県オリジナルアンケート 1 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	87.0%
R 5	88.0%
R 6	88.5%
R 7	89.0%
R 8	89.5%
R 9	90.0%以上

- ②県立特別支援学校において高等部 3 年の卒業時に「行きたい進路が決まっている」「卒業後の生活に楽しみがある」と肯定的に回答した生徒の割合を 90%以上とする。

＜県キャリア教育に関するアンケート調査 4 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	75%以上
R 7	80%以上
R 8	85%以上
R 9	90%以上

施策（３）を実現するために実施する各取組・事業

No,14 小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進（高等学校課・小中学校課）

【概要】児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、上級学校や県内企業、地元自治体等と連携した体験的な学習を重視するなど、キャリア教育の充実を図る。

【KPI】キャリア教育に係る校内研修を実施している小・中学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞R 4 小学校：91.9%、中学校：94.8%

＜道徳教育・キャリア教育・チーム学校等に関する県調査＞

学校経営計画の「社会性の育成」に対する自校評価を B 以上とする学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞R 4 高等学校：98%

＜学校経営計画＞

No,15 小・中・高等学校における「キャリア・パスポート」の活用推進（高等学校課・小中学校課）

【概要】社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育の充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、「キャリア・パスポート」の活用を推進するために研修を行い、教員の指導力の向上を図る。

【KPI】「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」と回答した学校の割合を小・中学校ともに50%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合） <基準値> R5 小学校：20.1%（20.4%）、中学校：43.9%（49.5%） ※（ ）内は全国平均 <全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査> 研修会における事後アンケートにおいて、「①新しい情報を得ることができた」「②学校での教育実践に生かしていきたい」の各項目の肯定的回答の割合を95%以上とする。 <基準値> R4 高等学校：①95% ②95% <研修事後アンケート>
【後掲】（No,20） 就職支援対策事業（高等学校課） 【概要】生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や個別支援を行う。 【KPI】就職内定率を99%以上とする。 <基準値> R4：98.6% <県調査>
No,16 キャリアアップ事業（高等学校課） 【概要】高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していく力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学企業見学等の機会の充実を図る。また、高知県工業会等と連携して学校での事業所説明や講師派遣によるキャリア講演を行うなど、県内就職につながる施策の充実を図る。 【KPI】大学・企業見学、インターンシップに参加する学校の割合を100%とする。 <基準値> R4：90.9% <県調査>
No,17 遠隔オンラインによるキャリア教育講演会（教育センター） 【概要】生徒が自身の10年後を具体的にイメージしながら進路や将来について考える力を育成するため、多様な講師によるキャリア教育講演会を開催し、全ての県立学校を対象に配信する。 【KPI】参加生徒アンケートにおける「本日の講演会は、あなたの将来や進路を考えるうえでヒントや参考になったか」に対する評価を平均3.6以上とする。（4件法） <基準値> R4：3.4 <受講者アンケート調査>
No,18 【新】特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業（特別支援教育課） 【概要】地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。 【KPI】県立知的障害特別支援学校就職率（A型※を含めた一般就労）を39%以上とする。 <基準値> R4：38.0% <県卒業生進路状況報告> 県立知的障害特別支援学校就職者（A型※を含めた一般就労）の卒業1年後の定着率を80%以上とする。 <基準値> — ※R6より新設 KPI <県特別支援学校に関する実績報告>
No,19 産業教育指導力向上事業（高等学校課） 【概要】本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげる。また、産業教育に携わる教職員の資質・指導力向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど研修内容の充実を図る。 【KPI】産業教育課題対応合同研修会への産業系専門高校からの参加率を100%とする。 <基準値> R4：72.7%（8／11校） <県調査>

施策 名称	I－政策 2 多様な進路希望等に応じた進路指導・就労支援の充実	施策 No,	(4)
		担当課	高等学校課 教育センター

概要	学校に配置された就職アドバイザーを効果的に活用し、求人開拓や生徒への個別指導による就職希望先とのマッチングを図るとともに、就職者が定着するような指導を行いながら、多様な進路希望等に応じた進路指導・就労支援を充実させる。
----	---

施策（４）の達成の目安となる指標	
①高等学校卒業後、就職した生徒の就職後１年目の離職率を１０％以下とする。	
＜県調査 ７月公表＞	
○Ｒ９年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 4（基準値）	11.8%
R 5	11.6%
R 6	11.5%
R 7	11.0%
R 8	10.5%
R 9	10.0%以下

施策（４）を実現するために実施する各取組・事業
【再掲】（No,14） 小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進（高等学校課・小中学校課） 【概要】児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、上級学校や県内企業、地元自治体等と連携した体験的な学習を重視するなど、キャリア教育の充実を図る。 【KPI】キャリア教育に係る校内研修を実施している小・中学校の割合を１００％とする。 ＜基準値＞ R 4 小学校：91.9%、中学校：94.8% ＜道徳教育・キャリア教育・チーム学校等に関する県調査＞ 学校経営計画の「社会性の育成」に対する自校評価を B 以上とする学校の割合を１００％とする。 ＜基準値＞ R 4 高等学校：98% ＜学校経営計画＞
【再掲】（No,15） 小・中・高等学校における「キャリア・パスポート」の活用推進 （高等学校課・小中学校課） 【概要】社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育の充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、「キャリア・パスポート」の活用を推進するために研修を行い、教員の指導力の向上を図る。 【KPI】「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」と回答した学校の割合を 小・中学校ともに 50%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合） ＜基準値＞ R 5 小学校：20.1%（20.4%）、中学校：43.9%（49.5%） ※（ ）内は全国平均 ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞ 研修会における事後アンケートにおいて、「①新しい情報を得ることができた」「②学校での教育実践に生かしていきたい」の各項目の肯定的回答の割合を 95%以上とする。 ＜基準値＞ R 4 高等学校：①95% ②95% ＜研修事後アンケート＞

【再掲】(No,16) キャリアアップ事業（高等学校課） 【概要】高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していく力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学企業見学等の機会の充実を図る。また、高知県工業会等と連携して学校での事業所説明や講師派遣によるキャリア講演を行うなど、県内就職につながる施策の充実を図る。 【KPI】大学・企業見学、インターンシップに参加する学校の割合を 100%とする。 <基準値> R 4 : 90.9% <県調査>
No,20 就職支援対策事業（高等学校課） 【概要】生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や個別支援を行う。 【KPI】就職内定率を 99%以上とする。 <基準値> R 4 : 98.6% <県調査>
No,21 21 ハイスクールプラン※（高等学校課） 【概要】生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、希望する職業に必要な専門的な知識・技能を身につけられるよう、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得などを支援する。 【KPI】産業系専門学科及び総合学科における検定・資格等取得状況調査の合格者の割合を 60%以上とする。 <基準値> R 4 : 50.9% <県調査>
No,22 【新】資格取得の推進（遠隔教育の活用）（教育センター） 【概要】受信校生徒の資格取得推進に向けた支援のために、危険物取扱者試験、英語資格試験 2 次試験、公務員試験対策講座を遠隔授業配信センターから配信する。 【KPI】遠隔補習受講生徒の希望する資格取得・公務員試験合格実績を 50%以上にする。 <基準値> R 2 : 38%、R 3 : 25%、R 4 : 61% <県調査>
【再掲】(No,17) 遠隔オンラインによるキャリア教育講演会（教育センター） 【概要】生徒が自身の 10 年後を具体的にイメージしながら進路や将来について考える力を育成するため、多様な講師によるキャリア教育講演会を開催し、全ての県立学校を対象に配信する。 【KPI】参加生徒アンケートにおける「本日の講演会は、あなたの将来や進路を考えるうえでヒントや参考になったか」に対する評価を平均 3.6 以上とする。（4 件法） <基準値> R 4 : 3.4 <受講者アンケート調査>

施策 名称	I－政策 3 地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進	施策 No,	(5)
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	地域や日本の伝統や文化に関するものを教材とし、それらを大切にする学習を通して、自分が育った「ふるさとや我が国を愛する心」、「人を思いやる豊かな心」を育てる道徳教育を進める。また、子どもたちが、高知県の産業や企業の魅力について知るとともに、そこで働く人々の生き方に触れる学習を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な力と将来に渡って地元で誇りと愛着を持つ心を育てるキャリア教育を進める。こうした取組を通じて、地域や日本の伝統・歴史・文化等に関する教育を推進する。
----	--

施策（５）の達成の目安となる指標

- ①「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童（小学校６年）の割合を 60%以上、生徒（中学校３年）の割合を 50%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）
 <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 ７月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：52.1%（57.8%）、中学校：42.2%（38.0%）
R 6	小学校：54.0%、中学校：44.0%
R 7	小学校：56.0%、中学校：46.0%
R 8	小学校：58.0%、中学校：48.0%
R 9	小学校：60.0%以上、中学校：50.0%以上、かつ全国平均以上

※（ ）内は全国平均

- ②「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う」と回答した児童（小学校６年）の割合を 85%以上、生徒（中学校３年）の割合を 75%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）
 <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 ７月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：79.0%（78.1%）、中学校：67.6%（63.2%）
R 6	小学校：80.5%、中学校：69.0%
R 7	小学校：82.0%、中学校：71.0%
R 8	小学校：83.5%、中学校：73.0%
R 9	小学校：85.0%以上、中学校：75.0%以上、かつ全国平均以上

※（ ）内は全国平均

施策（５）を実現するために実施する各取組・事業

No.23 ふるさとを支える教育の推進（小中学校課）

「地域に根ざした道徳教育の充実」

【概要】児童生徒の道徳性を高めるために、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるよう教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図る。

【KPI】「特別の教科 道徳において、取り上げる題材を児童生徒自らが自分自身の問題として捉え、考え、話し合うような指導の工夫をしている」と回答した小・中学校の割合を 50%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

<基準値> R 5 小学校：32.6%（36.2%）、中学校：32.7%（42.8%） ※（ ）内は全国平均

<全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査>

「学校、家庭、地域が一体となった『地域ぐるみの道徳教育』を推進するために、道徳教育について家庭や地域の方と協議をしている」と回答した小・中学校の割合を 50%以上とする。

＜基準値＞ R4 小学校：29.0%、中学校：16.5%

＜県調査＞

「キャリア教育の充実」

【概要】子どもたちが、高知県の産業や企業の魅力について知るとともに、そこで働く人々の生き方に触れる学習を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な力と将来に渡って地元を誇りと愛着を持つ心を育てるキャリア教育を推進する。

【KPI】「職場見学（小学校）や職場体験活動（中学校）を実施した」と回答した小・中学校の割合を 70%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的な回答をした割合）

＜基準値＞ R5 小学校：58.7%（39.6%）、中学校：45.9%（59.1%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしたと回答した小学校の割合を 50%以上、中学校の割合を 70%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞ R5 小学校：20.1%（20.4%）、中学校：43.9%（49.5%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

「生活・総合的な学習の時間の充実」

【概要】地域の教育資源「人・もの・こと」に関わり、探究的な学びを通して、よりよく問題を解決していく児童生徒の育成を目指す研究や実践の充実を図るとともに、ふるさとを誇りに思う心を育む。

【KPI】「総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている」と回答した小・中学校の割合を 40%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞ R5 小学校：37.0%（35.7%）、中学校：38.8%（38.0%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

【再掲】（No,14） 小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進（高等学校課・小中学校課）

【概要】児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、上級学校や県内企業、地元自治体等と連携した体験的な学習を重視するなど、キャリア教育の充実を図る。

【KPI】キャリア教育に係る校内研修を実施している小・中学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞ R4 小学校：91.9%、中学校：94.8%

＜道徳教育・キャリア教育・チーム学校等に関する調査＞

学校経営計画の「社会性の育成」に対する自校評価を B 以上とする学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞ R4 高等学校：98%

＜県調査＞

【後掲】(No,43) 道德教育の推進（高等学校課）

【概要】人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上で中心となる道德教育推進教師※を対象に、演習や協議等を行うことを通して、高等学校における道德教育の推進を図る。

【KPI】「①新しい情報を得ることができた」「②学校での教育実践に生かしていきたい」の各項目の肯定的回答の割合を90%以上とする。

＜基準値＞R4 ①：90%、②：84%

＜研修事後アンケート＞

No,24 県内文化施設の活用促進（小中学校課・高等学校課）

【概要】総合的な学習の時間や特別活動、社会科の時間等において、県内文化施設を見学したり、出前授業を依頼したりするなど、伝統や文化に関する教育の充実を図る。

※県内文化施設の活用促進について、文化国際課と連携

施策 名称	I－政策 3 グローバル教育の推進・強化	施策 No,	(6)
		担当課	高等学校振興課 小中学校課

概要	グローバル教育推進校における取組の成果を県内の高等学校に普及し、探究的な学びを通して、生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成するとともに、英語運用能力を高め、グローバルな視点をもって地域の将来や産業振興を担う人材の育成を図る「高知県版グローバル教育」を推進する。
----	--

施策（６）の達成の目安となる指標

①公立高等学校の海外留学者数を 130 人とする。 <県調査 ５月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	11 人
R 5	130 人
R 6	130 人
R 7	130 人
R 8	130 人
R 9	130 人

②県立高等学校における留学生受入れ校を 5 校とする。 <県調査 ５月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	2 校
R 5	2 校
R 6	2 校
R 7	3 校
R 8	4 校
R 9	5 校

③CEFR A1 レベル（英検 3 級）相当以上の英語力を有する中学校 3 年生の割合を 50%以上とする。
<英語教育実施状況調査（文部科学省） ５月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	37.9%（48.0%）
R 5	41.0%以上
R 6	43.0%以上
R 7	45.0%以上
R 8	47.0%以上
R 9	50.0%以上

※（ ）内は全国平均

施策（６）を実現するために実施する各取組・事業

No,25 グローバル教育推進事業（高等学校振興課）

【概要】異文化体験や外国人との相互コミュニケーション、国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、子どもたちに国際的な視野を持たせるとともに、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材を形成する取組を推進する。（県海外派遣プログラムの実施、留学フェアの開催、イングリッシュキャンプ等）

【KPI】留学フェアへの参加者数を90人以上とする。

＜基準値＞R5：53人

＜県調査＞

【再掲】（No,6）英語教育強化プロジェクト（小中学校課）

【概要】小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、児童生徒が授業等で身につけた英語力を活用して発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につなげる取組を推進する。

【KPI】「生徒が授業中、半分以上英語で言語活動を行っている」と回答した中学校（中学校3年）の割合を85%以上、かつ全国平均以上とする。

＜基準値＞R4：75.0%（73.7%） ※（ ）内は全国平均

＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞

施策名称	I－政策4 児童生徒が自ら課題を探究し、多様な人と協働しながら、課題を解決・提案する主体性等の育成	施策 No,	(7)
		担当課	高等学校課 小中学校課・教育政策課

概要	小・中・高等学校の総合的な学習（探究）の時間等における地域社会や外部機関との連携による地域課題をテーマにした課題解決型学習や、その成果等を地域社会等に提案する取組、また、学校行事等の特別活動の充実により児童生徒の自発的・自治的な活動を推進することなどを通じて、児童生徒の主体性や社会参画意識を高める。
----	--

施策（7）の達成の目安となる指標

- ①「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合を40%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R5（基準値）	小学校：30.6%（31.8%）、中学校：35.0%（28.9%）
R6	小学校：32.5%、中学校：37.0%
R7	小学校：35.0%、中学校：38.0%
R8	小学校：37.5%、中学校：39.0%
R9	小学校：40.0%以上、中学校：40.0%以上 かつ全国平均以上

※（ ）内は全国平均

- ②「①地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」「②高校入学以降、地域や社会をよくするために、地域貢献活動やボランティア活動などを行ったことがある」と肯定的に回答する生徒の割合を向上させる。（全県立高等学校全日制・多部制昼間部2年2回目）

＜県オリジナルアンケート 2月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R4（基準値）	①：43.1%
R5	①：45%、②：— ※R6より新設指標
R6	①：50%、②：44%
R7	①：54%、②：46%
R8	①：57%、②：48%
R9	①：60%以上、②：50%以上

施策（７）を実現するために実施する各取組・事業	
No,26 総合的な学習の時間の充実（小中学校課）	【概要】地域の教育資源「人・もの・こと」に関わり、探究的な学びを通して、よりよく問題を解決していく児童生徒の育成を目指す研究や実践の充実を図るとともに、ふるさとを誇りに思う心を育む。 【KPI】「総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている」と回答した小・中学校の割合を 40%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合） ＜基準値＞ R5 小学校：37.0%（35.7%）、中学校：38.8%（38.0%） ※（ ）内は全国平均 ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞
No,27 地域協働学習の推進（高等学校課）	【概要】総合的な探究の時間等を活用して、地域と学校とが協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」を推進することにより、生徒の社会的自立・社会参画に必要な資質・能力の育成の充実を図る。 【KPI】学校経営計画（補助シート）地域協働学習の取組に記載された年度末評価結果で、総合評価 B以上の学校の割合を 100%とする。 ＜基準値＞ R4：97.1%（全日制及び多部制昼間部） ＜学校経営計画＞
No,28 【新】生徒の自発的・自治的な活動（特別活動）の充実（高等学校課）	【概要】ホームルーム活動及び生徒会活動等において、生徒の自発的・自治的な活動が効果的に展開されるよう、自分たちできまりをつくって守る活動（校則の見直し等含む）を充実させるなど、各校における特別活動の見直し・充実を図る。 【KPI】特別活動の全体計画・指導計画において、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるよう見直しを図った学校の割合を 100%とする。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI ＜県調査＞
No,29 【新】次世代総合教育会議の開催（教育政策課：政策企画課との連携）	【概要】より実効性のある教育大綱及び教育振興基本計画になるようにするために、教育の当事者である県内高校等の生徒（若者）から学校や教育に係る意見を聴き、対話できる場として「次世代総合教育会議」を開催する。

施策 名称	I－政策 4 現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成	施策 No,	(8)
		担当課	高等学校課 小中学校課ほか

概要	小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家庭科等を中心とした系統的な学習を実施するとともに、校内の他教科（科目）や外部関係機関と効果的に連携した学習活動を推進することにより、主権者教育や消費者教育等の充実を図ることで、現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成する。
----	--

施策（８）の達成の目安となる指標

- ①「テレビのニュース、新聞、ウェブサイトや SNS 等を通じて地域や社会の出来事に関する情報を得ている」と肯定的に回答する生徒の割合を向上させる。（全県立高等学校 3 年 2 回目）

＜県オリジナルアンケート 2 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	43%
R 7	46%
R 8	48%
R 9	50%

- ②「お祭りやボランティア活動など、地域の行事に参加している」と回答した児童（小学校 5 年）の割合を 70%以上、（中学校 2 年）の割合を 73%以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜県学力定着状況調査 2 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	小学校：66.0%、中学校：70.7%
R 5	小学校、中学校：2 月公表
R 6	小学校：67.0%、中学校：71.0%
R 7	小学校：68.0%、中学校：72.0%
R 8	小学校：69.0%、中学校：72.5%
R 9	小学校：70.0%以上、中学校：73.0%以上

施策（８）を実現するために実施する各取組・事業

No.30 【新】主権者教育・消費者教育の充実（小中学校課）

【概要】社会科・家庭科を中心に、主体的に社会に参画するために必要な資質・能力の育成を図る。

各種研修会の周知や啓発資料等の情報提供とともに積極的な活用を働きかける。

【KPI】「教育課程全体で主権者教育・消費者教育を系統的に位置付け、教科等横断的な取組の充実に努めている」と回答した学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI

＜道徳教育・キャリア教育・チーム学校等に関する県調査＞

No,31 生徒の社会的自立・社会参画のための支援（高等学校課） 【概要】学習指導要領の適切な実施に加え、教科間連携や専門機関等との連携による主権者教育、消費者教育、男女共同参画に向けた教育等の推進により、生徒の社会的自立・社会参画に必要な資質・能力の育成の充実を図る。 【KPI】学習指導要領の適切な実施に向けた留意事項等に関する説明や各校における実践事例の共有等を行う各教科の研究協議会の事後アンケートにおいて、「①新しい情報を得ることができた」「②学校での教育実践に生かしていきたい」の各項目の肯定的回答の割合を 80%以上とする。 ＜基準値＞ ※上記をねらいとした研修は未実施のため数値なし ＜研修事後アンケート＞
No,32 環境教育の推進（高等学校課・小中学校課ほか） 【概要】各校における学習指導要領等に基づく環境教育の実施に加え、研究指定校での実践や、各校の環境教育に係る取組事例の収集、ユネスコスクール※などの優良事例の普及・共有を行うことにより、児童生徒の環境意識のさらなる醸成を図る。 【KPI】（義務教育段階）「①環境の学習は大切だと思う」、「②環境を守るために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒（小学校 5 年、中学校 2 年）の割合を 70%以上とする。（肯定的に回答した割合） ＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI ＜県学力定着状況調査＞ （高等学校段階）「①高校入学以降の学習によって環境や社会の問題に対する意識や行動に変化があったと思う」生徒の割合を 60%以上、「②将来の社会を持続可能なものとするために、今後、環境や社会の問題を意識した行動に取り組んでいきたいと思う」生徒の割合を 70%以上とする。 （3 年 2 回目） ＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI ＜県オリジナルアンケート＞
No,33 【新】情報活用能力の育成（高等学校課・小中学校課） 【概要】生成 AI などの新たな情報技術を、将来において学習や生活に活用できるように、そのメリット・デメリットを理解するとともに、情報の真偽を確かめるなどの情報活用能力の育成を図る。 【KPI】「児童生徒の情報活用能力を育成するための学習活動の充実について理解できた」と回答した教員の割合を 90%以上とする。（肯定的に回答した割合） ＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI ＜教員研修アンケート＞
No,34 学校図書館を活用した言語能力・情報活用能力の育成（小中学校課） 【概要】学校図書館の機能を活性化させ、情報を正確に理解し、適切に表現する力の育成を図るため、学校図書館を活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む学校を指定し、実践研究を行う。 【KPI】「児童生徒は、授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して、発言や発表を行うことができています」と回答した小学校の割合を 90%以上、中学校の割合を 85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合） ＜基準値＞ R 5 小学校：83.7%（79.0%）、中学校：73.5%（81.6%） ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

施策名称	I－政策4 今後の高知県や日本のイノベーションを担うための 教育の充実	施策 No,	(9)
		担当課	高等学校課 小中学校課・生涯学習課

概要	理科教育推進プロジェクトや SSH 事業の活性化等を通じて理数教育の充実を図りながら、科学の甲子園高知県大会開催等により理科好きの児童生徒の活動の場を確保するとともに、プログラミング教育やデータサイエンスに関する教育プログラムの実施を通して、デジタル技術等を活用しながら、実社会の課題を取り扱う教科横断的な探究活動（STEAM 教育）を推進するなど、今後の高知県や日本のイノベーションを担うための教育を充実させる。
----	---

施策（9）の達成の目安となる指標

- ①「理科の勉強が好き」と回答した児童（小学校 6 年）の割合を 80%、生徒（中学校 3 年）の割合を 70%かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 3 年毎 7 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	小学校：78.1%（79.7%）、中学校：69.0%（66.4%）
R 7	小学校：80.0%、中学校 70.0% かつ全国平均以上

* 国調査が 3 年毎のため、目標は R7 国調査の値とする。

- ②新たな連携高校（1 校）において、データサイエンスについての教育プログラムを実施する。

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	高知工科大学と高知追手前高校で 1、2 年生対象に高大連携授業を実施
R 6	データサイエンスに関する指定校の決定と新たな教育プログラムの計画を立てる。
R 7～R 9	データサイエンスについての教育プログラムを実施

- ③「算数（数学）、理科の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した児童（小学校 5 年）の割合を 90%以上、生徒（中学校 2 年）の割合を 80%以上とする。

＜県学力定着状況調査 2 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標	
R 6	小学校 算数・理科 75%	中学校 数学・理科 65%
R 7	小学校 算数・理科 80%	中学校 数学・理科 70%
R 8	小学校 算数・理科 85%	中学校 数学・理科 75%
R 9	小学校 算数・理科 90%以上	中学校 数学・理科 80%以上

- ④教科「情報」を受講した学年の生徒において、「授業で学んだスキルが身についた」と肯定的に回答した生徒の割合を 100%とする。

＜県調査 3 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	70%
R 7	80%
R 8	90%
R 9	100%

施策（９）を実現するために実施する各取組・事業	
【再掲】（No,5） 理科教育推進プロジェクト（小中学校課） 【概要】児童生徒に理科の資質・能力を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。 【KPI】「問題を科学的に解決（科学的に探究）する資質・能力を育成する授業づくりを行っている学校（CST 在籍校）の割合を 50%以上とする。 ①自然の事物・現象から問題を見いださせる ②自ら考えた仮説を基に観察、実験の計画を立てさせる ③観察や実験の結果を整理し考察させる ④観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる ＜基準値＞ — ※R6の新設 KPI <県調査> 科学の甲子園ジュニア高知県大会への参加市町村を 100%とする。 ＜基準値＞ R5：45.7%（16/35 市町村） <県調査> 科学の甲子園ジュニア高知県大会への参加校・参加チーム数を前年度より上回る。 ＜基準値＞ R5：27 校（51 チーム） <県調査>	
No,35 ICT 活用力向上事業（小中学校課） 【概要】小学校における組織的・計画的なプログラミング教育を促進する研修を実施し、系統的なプログラミング教育の充実を図る。また、デジタル教材等を活用した研修を通して、ICT を活用した授業づくりを普及させる。 【KPI】プログラミング教育の年間指導計画に基づき、発達段階に応じてプログラミング教育を実施している小学校の割合を 100%とする。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI <県調査>	
No,36 【新】STEAM 教育及びその核となる理数教育の充実・強化（高等学校課） 【概要】本県理数教育を先導する S S H（スーパーサイエンスハイスクール）校の取組成果の普及等を通して、各校における情報活用能力や科学的な探究能力等の育成、各教科等の学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教科横断的な教育の推進を図る。 【KPI】学校経営計画において、「教科横断的な教育」の取組に記載された最終評価 B 以上の学校を 100%とする。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI <学校経営計画>	
No,37 高大連携による次世代のデジタル社会に対応した教育の充実（高等学校課） 【概要】ICT 技術やデータサイエンスの深い理解に基づいて、次世代のデジタル技術や AI 技術を活用し Society5.0 における様々な課題解決ができる人材の育成に向け、高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できるプログラムを構築する。 【KPI】新たな連携高校（１校）で実施したデータサイエンスについての教育プログラムを、教科「情報Ⅰ」設置校において活用した学校を 100%とする。 ＜基準値＞ R5：高知工科大学と高知追手前高校で 1、2 年生を対象に高大連携授業を実施 <県調査>	

No,38 教科「情報」教育の充実（高等学校課） 【概要】学習指導要領で新たに追加されたプログラミングやデータ分析などの専門的な内容について授業改善をすることで指導力向上を図り、生徒に教科「情報」の資質・能力を育成する。また、令和 7 年から実施される大学入学共通テストの受験を希望する生徒が対応できるよう学力向上を図る。 【KPI】R 6 に教科「情報 I」設置校へのデジタルツール導入を 100%とする。また、R 8 までに教科「情報」の免許外教員及び臨時免許教員を、段階を踏んで計画期末までに 0 人とする。 ＜基準値＞ R 5：デジタルツール導入校 69%（39 課程中 27 課程に導入済み） 免許外教員及び臨時免許教員 18 人 ＜県調査＞
【再掲】（No,16） キャリアアップ事業（高等学校課） 【概要】高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していく力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学企業見学等の機会の充実を図る。また、高知県工業会等と連携して学校での事業所説明や講師派遣によるキャリア講演を行うなど、県内就職につながる施策の充実を図る。 【KPI】大学・企業見学、インターンシップに参加する学校の割合を 100%とする。 ＜基準値＞ R 4：90.9% ＜県調査＞
No,39 【新】起業家教育の実施（高等学校課） 【概要】地域産業を活性化させ、地域に誇りと志を持って働く若者を育てるため、起業家教育を通して、自ら社会の課題を見つけ、課題解決に向けてチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりするための資質・能力を育成する。また、商業科 2 校（伊野商業高等学校、山田高等学校）で、ビジネスや金融の基礎を学びながら仮想会社の設立から新規事業の実施まで実社会に即した起業家プログラムを実施し、起業家精神の育成を図る。 【KPI】起業家プログラム実施校生徒の事後アンケートでの 21 世紀型スキル（①批判的思考、②コミュニケーション、③協調性、④リーダーシップ）について、全ての項目が 75%以上とする。 ＜基準値＞ — ※R 5 より新設 KPI（R 5 年度末公表） ＜受講者アンケート＞
No,40 「科学の甲子園」（高知県大会）（高等学校課） 【概要】高校生がチームで協力し、論理的思考力や判断力等を発揮して、数学や理科、科学技術に関する問題を解くこと、その過程や結果を発表すること等を通して、科学技術等に対する興味・関心、意欲・能力を高める。 【KPI】科学の甲子園（高知県大会）への参加校数を増加させる。 ＜基準値＞ R 5：9 校 ＜県調査＞
No,41 高知みらい科学館運営事業（生涯学習課） 【概要】県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営に、県として運営費の負担を含めて積極的に参画する。 【KPI】年間入館者数：200,000 人以上（うちプラネタリウム観覧者：50,000 人以上）とする。 ＜基準値＞ R 4：136,861 人（うちプラネタリウム観覧者：31,121 人） ＜県調査＞

施策 名称	I－政策 5 規範意識や自尊感情などを育むための道德教育の推進	施策 No,	(10)
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	道德科において、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題としてとらえ向き合う「考え、議論する道德」への質的な転換をいっそう図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道德教育」を展開しながら、規範意識や自尊感情などを育むための道德教育を推進する。
----	---

施策（10）の達成の目安となる指標

- ①「特別の教科 道德において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と回答した児童（小学校 6 年）の割合を 90%以上、生徒（中学校 3 年）の割合を 94%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜全国学力学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：86.5%（83.6%）、中学校：90.0%（86.3%）
R 6	小学校：87.0%、中学校：91.0%
R 7	小学校：88.0%、中学校：92.0%
R 8	小学校：89.0%、中学校：93.0%
R 9	小学校：90.0%、中学校：94.0%

※（ ）内は全国平均

- ②「ものごとを最後まであきらめずにやりぬくことができる」と回答した児童（小学校 5 年）の割合を 85%以上、生徒（中学校 2 年）の割合を 80%以上とする。（肯定的に回答した割合）

＜県学力定着状況調査 2 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	小学校：78.8%、中学校：75.7%
R 5	2 月公表
R 6	小学校：80%、中学校：77%
R 7	小学校：82%、中学校：78%
R 8	小学校：84%、中学校：79%
R 9	小学校：85%、中学校：80%

- ③「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 80%以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：72.9%（75.3%）、中学校：70.8%（71.7%）
R 6	小学校：74.0%、中学校：72.5%
R 7	小学校：76.0%、中学校：75.0%
R 8	小学校：78.0%、中学校：77.5%
R 9	小学校：80.0%、中学校：80.0%

※（ ）内は全国平均

施策（10）を実現するために実施する各取組・事業

No,42 道徳教育実践力向上プラン（小中学校課）

【概要】児童生徒の道徳性を高めるために、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるよう教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図る。

【KPI】「道徳科において、取り上げる題材を児童生徒自らが自分自身の問題として捉え、考え、話し合うような指導の工夫をしている」と回答した小・中学校の割合を 50%以上とする。

（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞R5 小学校：32.6%（36.2%）、中学校：32.7%（42.8%） ※（ ）内は全国平均
＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

「児童生徒一人一人のよい点や可能性を見つけ評価する（褒めるなど）取組を行っている」と回答した小・中学校の割合を 80%以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞R5 小学校：69.6%（60.8%）、中学校：72.4%（54.8%） ※（ ）内は全国平均
＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」と回答した小・中学校の割合を小学校 50%以上、中学校 70%以上とする。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞R5 小学校：20.1%（20.4%）、中学校：43.9%（49.5%） ※（ ）内は全国平均
＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

No,43 道徳教育の推進（高等学校課）

【概要】人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上で中心となる道徳教育推進教師を対象に、演習や協議等を行うことを通して、高等学校における道徳教育の推進を図る。

【KPI】参加教員の事後アンケートにおいて、「①新しい情報を得ることができた」「②学校での教育実践に生かしていきたい」の各項目の肯定的回答の割合を 90%以上とする。

＜基準値＞R4 ①：90%、②：84%

＜参加教員の事後アンケート＞

施策名称	I－政策5 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進	施策 No,	(11)
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン」※（令和2年改定版）に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図り、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図る。
----	--

施策（11）の達成の目安となる指標											
①「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」学校の割合を100%とする。（強肯定の回答をした割合） ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表＞ ○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <th>R5（基準値）</th><th>— ※R6より新設指標</th></tr> <tr> <td>R6</td><td>小学校：40%、中学校：40%、高等学校：40%</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>小学校：60%、中学校：60%、高等学校：60%</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>小学校：80%、中学校：80%、高等学校：80%</td></tr> <tr> <td>R9</td><td>小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100%</td></tr> </table>		R5（基準値）	— ※R6より新設指標	R6	小学校：40%、中学校：40%、高等学校：40%	R7	小学校：60%、中学校：60%、高等学校：60%	R8	小学校：80%、中学校：80%、高等学校：80%	R9	小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100%
R5（基準値）	— ※R6より新設指標										
R6	小学校：40%、中学校：40%、高等学校：40%										
R7	小学校：60%、中学校：60%、高等学校：60%										
R8	小学校：80%、中学校：80%、高等学校：80%										
R9	小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100%										

施策（11）を実現するために実施する各取組・事業	
No.44 人権教育推進事業（人権教育・児童生徒課） 【概要】 一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、人権教育主任の専門力の向上を図る研修の充実や、指定校における実践研究とその普及を図るとともに、教職員の人権教育研修の支援を行い、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図る。 【KPI】 人権教育主任連絡協議会のアンケートにおいて、「新しい発見や気づきがあった」「学校での教育実践に生かしていきたい」の肯定的回答の割合を80%以上とする。（強肯定の回答をした割合） ＜基準値＞— ※R6より新設 KPI ＜人権教育主任連絡協議会アンケート＞ 研究指定校において「自分には、よいところがあると思う」「自分のことが好きである」と回答した児童生徒の強肯定の割合を向上させる。 ＜基準値＞R5.11月：「自分には、よいところがあると思う」39.2% 「自分のことが好きである」25.5% ＜人権に関するアンケート＞ 「人権教育指導資料（学校教育編）『Let's feel じんけん』を校内研修や授業等で活用している」学校の割合を100%とする。 ＜基準値＞R4 小学校：77.0%、中学校：65.3%、高等学校：40.0% ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	

施策名称	I－政策5 児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導の推進	施策 No,	(12)
		担当課	人権教育・児童生徒課 幼保支援課

概要	各学校において、子どもの人権が尊重される学級経営を組織的に行うとともに、日常の教育活動を通じてすべての子どもの「成長発達を支える」生徒指導の充実を図りながら、児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導※を推進する。
----	---

施策（12）の達成の目安となる指標

- ①「学校に行くのは楽しい」（小・中学校）と肯定的に回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合が全国平均を上回る。
「学校生活は充実している」（高等学校）と肯定的に回答した生徒（高校3年）の割合を向上させる。
＜小中：全国学力学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7月公表＞
＜高等：県オリジナルアンケート 2月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

(基準値)	R5 小学校：84.0% (85.3%)、中学校：81.0% (81.8%) R4 高等学校：88.5%
R6	小・中学校：全国平均以上、高等学校：89.0%
R7	小・中学校：全国平均以上、高等学校：89.5%
R8	小・中学校：全国平均以上、高等学校：90.0%
R9	小・中学校：全国平均以上、高等学校：90.5%

※（ ）内は全国平均

- ②児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合を向上させる。 ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R4 (基準値)	小学校：58.8%、中学校：61.2%、高等学校：20.0%
R5	小学校：65%、中学校：68%、高等学校：40%
R6	小・中学校：70%、高等学校：50%
R7	小・中学校：80%、高等学校：60%
R8	小・中学校：90%、高等学校：70%
R9	小・中学校：95%、高等学校：80%

(12) を実現するために実施する各取組・事業

【後掲】No,84 子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト推進事業）
（人権教育・児童生徒課）

【概要】指定市町、指定中学校区及び指定校において、発達支持的生徒指導に組織全体で取り組む魅力ある学校づくりを推進し、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通して効果的な実践例や成果を県内全域に普及し、各市町村及び各学校における発達支持的生徒指導の充実につなげる。

【KPI】推進校及び推進地域の「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒（小学校・中学校）の強肯定の割合を向上させる。

＜基準値＞R5.7月：39.8%（対象 2年目推進地域：1地域）

＜県児童生徒意識調査＞

推進校及び推進地域の「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒（小学校・中学校）の強肯定の割合を向上させる。

＜基準値＞ R 5.7月：21.9%（対象 2年目推進地域：1地域）

＜県児童生徒意識調査＞

No,45 生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上（人権教育・児童生徒課）

【概要】発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導※、困難課題対応的生徒指導※が、未然防止、早期発見早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事（担当者）会等の充実を図り、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図る

【KPI】「生徒指導の改善につなげるために PDCA サイクルに基づく検証・改善を行っている」学校の割合を向上させる。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞ R 4 小学校：35.3%、中学校：39.8%、高等学校：48.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

【KPI】「発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している」学校の割合を向上させる。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞ R 4 小学校：59.4%、中学校：60.2%、高等学校：64.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

No,46 保幼小中連携モデル地域実践研究事業（人権教育・児童生徒課・幼保支援課）

【概要】モデル地域の教育委員会が中心となり、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署との連携による取組など、地域の子ども達の社会的自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、子ども達の自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成する。

【KPI】モデル地域の在籍児童生徒数に対する 1,000 人あたりの新規不登校児童生徒数を全国平均以下を維持する。

＜基準値＞ R 4：11.7 人（16.5 人） ※（ ）内は全国公立小・中学校平均

〔対象 モデル地域：1地域〕

＜県調査、児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査＞

【KPI】研究指定校のうち「児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等に位置付けて組織的に実施している」学校の割合を向上させる。（強肯定の回答をした割合）

＜基準値＞ R 4：54.5%（対象 研究指定校：11 校）＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

No,47 【新】生徒の声を生かした校則見直し等の取組の推進（人権教育・児童生徒課、高等学校課）

【概要】校則の見直し等の過程に生徒が参画し、自分たちの意見を表明したり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会を確保するよう研修会等で周知・啓発し、身近な課題を自ら解決しようとする態度や能力を育成する。

【KPI】校則の見直し等の過程に生徒や保護者の参画がある高等学校の割合を高める。

＜基準値＞ R 4：85.7%（高校：全日制）

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

概要	各学校の教育活動において、学校教育目標実現に向けた教育課程を踏まえ、児童生徒の実態に応じ、生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラム実施を推進する。
----	--

施策（13）を実現するために実施する各取組・事業	
No,48 【新】SOS の出し方に関する教育の推進（人権教育・児童生徒課） 【概要】SOS の出し方に関する教育プログラムの実施により、児童生徒が強いストレスや困難な事態に直面した際の対処方法を身につける。 【KPI】SOS の出し方に関する教育を実践した学校の割合を増加させる。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	
【後掲】（No,51） いじめ防止対策等総合推進事業（人権教育・児童生徒課） 【概要】『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用したいじめ防止の授業を実施することにより、児童生徒自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめを生じさせない風土をつくる。 【KPI】『『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用したいじめ防止の授業を実施した学校の割合を増加させる。 ＜基準値＞ R4 小学校：64.7% 中学校：58.2% 高等学校：30.0% ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	
No,49 関係機関と連携した未然防止の取組の推進（人権教育・児童生徒課） 【概要】警察や市町村福祉部署など関係機関と連携した未然防止教育の実施により、児童生徒が非行や犯罪に巻き込まれないよう正しい知識と行動力を身につけさせる。また、インターネットによる人権侵害を防ぐため、情報モラルやネット問題の危険性等について理解を深め、自らトラブルを防止しようとする態度を育成する。 【KPI】関係機関等と連携して、生徒指導上の諸課題に対する未然防止教育を実施している学校の割合を100%とする。 ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	

施策名称	I－政策 5 いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制の強化	施策 No,	(14)
		担当課	人権教育・児童生徒課 心の教育センター

概要	学校において、児童生徒のささいな変化に気付き、的確に対応するための取組を進め、いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制を強化する。
----	---

施策（14）の達成の目安となる指標	
①不登校担当者が、児童生徒の出欠状況等、早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合を 100%とする。 ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表＞	
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R4（基準値）	小学校：95.7%、中学校：86.7%
R5	小学校：96.0%、中学校：88.0%
R6	小学校：97.0%、中学校：90.0%
R7	小学校：98.0%、中学校：93.0%
R8	小学校：99.0%、中学校：96.0%
R9	小学校：100%、中学校：100%
②いじめの重大事態発生件数のうち、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかった（早期対応できていなかった）割合を減少させる。 ＜児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 10月公表＞	
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R4（基準値）	68.4%（38.7%）
R5	40%
R6	30%
R7	20%
R8	10%
R9	0%
※（ ）内は全国平均	

施策（14）を実現するために実施する各取組・事業
No.50 学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業） （人権教育・児童生徒課） 【概要】 児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図る。 【KPI】 90 日以上欠席している不登校児童生徒が SC・SSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合を前年度より増加させる。 ＜基準値＞R4 小学校：97.8%、中学校：95.6%、高等学校：94.4% ＜児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査＞

No,51 いじめ防止対策等総合推進事業（人権教育・児童生徒課）

【概要】高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的・計画的に実施する。

【KPI】学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、見直しを行った学校の割合を各校種で 100%とする。

＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

No,52 校内の組織的な支援体制の充実（心の教育センター）

【概要】子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、オンライン研修等の拡充や不登校等に関する市町村の取組への支援を通して、校内支援体制の充実を図る。

【KPI】不登校の取組（初期対応・自立支援）の充実に向けて、関係する校内組織が連携し情報等を共有した支援を行っている割合を前年度より増加させる。（高等学校）

不登校担当者が未然防止や不登校支援の中心的かつコーディネーター的役割を担い取組を推進している割合を前年度より増加させる。（小・中学校）

＜基準値＞ 強肯定の割合 R 4 高等学校：56.0%、中学校：64.3%、小学校：71.7%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

施策 名称	I－政策 6 体力の向上や体育授業改善の推進	施策 No,	(15)
		担当課	保健体育課

概要	「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム」の実践、小学校体育における中核となる教員の育成や指導資料の作成、外部指導者の派遣、研修会の実施、指導主事による訪問指導等を行いながら、体力の向上や体育・保健体育授業改善を推進する。
----	---

施策（15）の達成の目安となる指標	
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校 5 年、中学校 2 年）及び高知県体力・運動能力、生活実態等調査（高校 2 年）において、「運動やスポーツをすることが好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合を R 9 年度の目標値に向けて向上させる。	
<全国体力・運動能力、運動習慣等調査 12 月公表> <県体力・運動能力、生活実態等調査 2 月公表>	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 5（基準値）	小学校 男：93.2%（92.9%）、小学校 女：86.3%（85.7%）
R 6	小学校 男：93.5%、小学校 女：86.5%
R 7	小学校 男：94.0%、小学校 女：87.0%
R 8	小学校 男：94.5%、小学校 女：87.5%
R 9	小学校 男：95.0%以上、小学校 女：88.0%以上
R 5（基準値）	中学校 男：89.3%（89.4%）、中学校 女：77.4%（76.5%）
R 6	中学校 男：89.5%、中学校 女：78.0%
R 7	中学校 男：90.0%、中学校 女：78.5%
R 8	中学校 男：90.5%、中学校 女：79.0%
R 9	中学校 男：91.0%以上、中学校 女：79.5%以上
※（ ）内は全国平均	
R 4（基準値）	高等学校 男：87.0%、高等学校 女：72.0%
R 5	高等学校 男：87.5%、高等学校 女：72.5%
R 6	高等学校 男：88.0%、高等学校 女：73.0%
R 7	高等学校 男：88.5%、高等学校 女：73.5%
R 8	高等学校 男：89.0%、高等学校 女：74.0%
R 9	高等学校 男：89.5%以上、高等学校 女：74.5%以上

施策（15）を実現するために実施する各取組・事業
No.53 体力づくり推進事業（保健体育課） 【概要】 運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部指導者の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム」等の活用を推進し、各学校における体力づくりの取組推進を図る。 【KPI】 前年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえて、保健体育の授業改善等の取組を行った学校の割合を小学校は 75%以上、中学校は 70%以上とし、かつ全国平均以上とする。 <基準値> R 5 小：71.5%（55.7%）、中 68.3%（53.7%） ※（ ）内は全国平均 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査> 体育授業以外で、全ての児童・生徒の体力・運動能力の向上に係る取組を行っている学校の割合を、小学校は 85%以上、中学校は 50%以上とし、かつ全国平均以上とする。 <基準値> R 5 小：81.9%（79.6%）、中 43.3%（43.6%） ※（ ）内は全国平均 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査>

施策 名称	I－政策 6 運動部活動の改革、運営の適正化	施策 No,	(16)
		担当課	保健体育課

概要	「高知県部活動ガイドライン」等に基づき、運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要な適切な休養をとりながら部活動を行い、運動部活動の改革、運営の適正化を図る。
----	--

施策（16）の達成の目安となる指標

- ①「高知県部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る部活動の方針」に明記された休養日及び活動時間を遵守している部活動の割合を 100%とする。

＜運動部活動の活動時間等に関する調査 4月公表＞

○R9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

休養日	
R 4（基準値）	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：98.2%
R 5	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：98.5%
R 6	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：99.0%
R 7	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：99.5%
R 8	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：100%
R 9	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：100%

活動時間	
R 4（基準値）	市町村立中学校：97.0%、県立中学校：79.6%、県立高等学校：93.4%
R 5	市町村立中学校：97.5%、県立中学校：84.0%、県立高等学校：95.0%
R 6	市町村立中学校：98.0%、県立中学校：88.0%、県立高等学校：96.5%
R 7	市町村立中学校：98.5%、県立中学校：92.0%、県立高等学校：98.0%
R 8	市町村立中学校：99.0%、県立中学校：96.0%、県立高等学校：99.0%
R 9	市町村立中学校：100%、県立中学校：100%、県立高等学校：100%

施策（16）を実現するために実施する各取組・事業

No,54 運動部活動の運営の適正化（保健体育課）

【概要】「高知県部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。

【KPI】全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、1 週間の運動部活動が占める総運動時間が基準値（660 分）に向けて年々減少する。

＜基準値＞R5 中学校 2 年 男：719.0 分 中学校 2 年 女：693.7 分

＜全国体力・運動能力、運動習慣等調査＞

施策 名称	I－政策 6 保健教育の充実	施策 No,	(17)
		担当課	保健体育課

概要	自他の体や命を大切にできる正しい知識を持ち、適切な行動選択ができる力を育成するため、関係機関と連携を図りながら、各学校における保健教育の充実を図る。
----	--

施策（17）の達成の目安となる指標											
① 学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合を100%する。											
＜県学校保健に関する調査 3月公表＞ ○ R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>－ ※R6 より新設指標</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>100%</td></tr> </table>		R 5（基準値）	－ ※R6 より新設指標	R 6	70%	R 7	80%	R 8	90%	R 9	100%
R 5（基準値）	－ ※R6 より新設指標										
R 6	70%										
R 7	80%										
R 8	90%										
R 9	100%										

施策（17）を実現するために実施する各取組・事業
No.55 いのちの教育プロジェクト（保健体育課） 【概要】性に関する現代的課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組を充実させる。あわせて、各地域における性に関する課題の解決を図るために、地域の関係機関や外部講師との連携体制を構築することにより、性に関する正しい知識を身につけ、「自分を、相手を、命を大切にできる子どもの育成」を目指す。 【KPI】県教育委員会が作成している「性に関する指導の手引き」を活用して、性に関する指導を実施した学校（小・中・高・特別支援学校）の割合を 95.0%以上とする。 ＜基準値＞ R 5 : 92.8% ＜県学校保健に関する調査＞

施策名称	I－政策6 基本的な生活習慣の向上・確立	施策 No,	(18)
		担当課	生涯学習課 幼保支援課・保健体育課

概要	保育所・幼稚園等や小学校等において、規則正しい生活を習慣化することの重要性を知らせるとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を図る。
----	---

施策（18）の達成の目安となる指標

- ①「生活リズムチェックカード」を活用した生活習慣点検の取組において、保幼小の参加園校の割合を向上させる。
＜県調査 2月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R4（基準値）	61.9%（301/486）（保育所・幼稚園等（194/299）、小学校等（107/187））
R5	63.0%
R6	65.8%
R7	67.9%
R8	70.0%
R9	72.0%

- ②夜10時までに寝る幼児（3歳児）の割合を95%以上とする。

＜県基本的生活習慣向上取組状況調査 10月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R5（基準値）	93.4%
R6	95%以上
R7	95%以上
R8	95%以上
R9	95%以上

施策（18）を実現するために実施する各取組・事業

No.56 基本的生活習慣向上事業（幼保支援課）

【概要】子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援する。

【KPI】保護者向け3歳児学習会実施率を80%とする。

＜基準値＞R5：45.5%

＜県基本的生活習慣向上取組状況調査＞

【後掲】（No.69）親育ち支援啓発事業（幼保支援課）

【概要】保護者向けに良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話等を行い、保護者の子育て力の向上を図るとともに、子育てのポイントを解説した動画の配信等、より多くの保護者に支援を届けるための環境を整える。

【KPI】保護者向け3歳児学習会実施率を80%にする。

＜基準値＞R5：45.5%

＜県基本的生活習慣向上取組状況調査＞

No,57 食育推進支援事業（保健体育課） 【概要】児童生徒の健康課題に対応するため、朝食摂取の推進、栄養教諭等による食に関する指導への支援、効果的な食に関する指導を行うための実践研究等、学校全体で実施する食育のさらなる充実を図る。 【KPI】朝食に関する指導を実施した学校の割合を、前年度から＋３％とする。 ＜基準値＞R5：—（R6.2 未集計予定） ＜県調査＞
【後掲】（No,122） 家庭教育支援基盤形成事業（生涯学習課） 【概要】市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより家庭教育力の向上に向けた支援を行う。また、家族のふれあいと子どもたちの基本的な生活習慣の向上・定着のための「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進する。 【KPI】親の育ちを応援する学習プログラムを活用できるファシリテーターを養成するとともに出前講座等に派遣する。（R9：20人養成、20回以上派遣） ＜基準値＞R5：18人養成、20回派遣 ＜県調査＞
【後掲】（No,182） PTA 活動振興事業（生涯学習課） 【概要】学校、保護者、行政が協働し、PTA の研修会を開催する。また、保幼小中高の連携した取組が多く、保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。 【KPI】研修会等で学んだことを新たな取組につなげた PTA の割合を 95％とする。 ＜基準値＞R4：91.3％ ＜県調査＞

施策 名称	I－政策 7 「県立高等学校再編振興計画」の次期計画の検討	施策 No,	(19)
		担当課	高等学校振興課

概要	県立高等学校の在り方検討委員会において、県立高等学校の適切配置や適正規模、魅力化・特色化などの検討を行うとともに、各地域や教育委員協議会における意見も踏まえ、「県立高等学校再編振興計画」の次期計画を策定する。次期計画策定後は、策定した計画の確実な実施と高等学校の魅力化・特色化に向けた取組を推進する。
----	--

施策（19）の達成の目安となる指標	
①次期計画の策定完了を令和 6 年度中とする。	
②令和 7 年度以降、策定した次期計画の実施及び推進を図る。	

施策（19）を実現するために実施する各取組・事業	
No,58 【新】「県立高等学校再編振興計画」次期計画の検討（高等学校振興課） 【概要】 今後の生徒数の減少や高等学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、県立高等学校の在り方や生徒の学びをどのように保障していくかについて検討を行い、次期計画を策定する。	

施策 名称	I－政策 7 高等学校のさらなる魅力化を推進するための 環境整備と情報発信	施策 No,	(20)
		担当課	高等学校振興課 教育センター・高等学校課

概要	主として中山間地域の高等学校において、遠隔教育や地域との連携・協働をより一層充実するとともに、高等学校のさらなる魅力化を推進するための環境整備と情報発信を行うことで、地元中学校からの進学率の向上と県外からの入学者の増加を図る。
----	---

施策（20）の達成の目安となる指標

- ①中山間地域の高等学校への地元からの進学率の平均を 38%とする。
 <県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告 5月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	31.3%
R 6	32%
R 7	34%
R 8	36%
R 9	38%

- ②地域みらい留学等を活用した、県外からの入学者を 70 名とする。
 <県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告 5月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	30 名（9 校）
R 6	40 名
R 7	50 名
R 8	60 名
R 9	70 名

施策（20）を実現するために実施する各取組・事業

No,59 地域教育魅力化ネットワーク事業（高等学校振興課）

【概要】学校、市町村、産業界など地域が一体となって高等学校の魅力化や地域の人材育成等の取組を推進する協議体（地域コンソーシアム）を構築し、特色ある部活動や地域と連携・協働した取組により学校の魅力化につなげる。また、中山間地域の高等学校等へ高校と地域等とを結ぶ高校魅力化コーディネーターの配置を進め、魅力化を推進する。

【KPI】地域コンソーシアムを構築した学校数を 10 校とする。

<基準値> R 4：1 校（清水高等学校）

<県調査>

No,60 地域教育魅力化プロモーション事業（高等学校振興課）

【概要】地域みらい留学への参加や移住施策と連携した学校説明会等を開催し、中山間地域等の高等学校の魅力を県内外に発信する。

【KPI】体験入学や学校施設見学に参加した県外生徒等を 230 組以上とする。

<基準値> R 4：99 組

<県調査>

No,61 高知県教育振興施設整備事業費交付金事業（高等学校振興課） 【概要】県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化に資する施設（県立高校生が 50%以上利用できる施設）の整備を支援する。
No,62 遠隔教育推進事業（教育センター） 【概要】遠隔教育システム※を活用し、遠隔授業配信センター※から、全ての小規模高校に対して難関大学への進学等の生徒のニーズに応じた授業や補習等を配信し、学校規模や地域間における教育機会の格差の解消を図る。 【KPI】遠隔授業・補習等受講生徒の進路実現率※を 100%とする。 <基準値> R4：87%（27／31 名）<県調査>
【再掲】（No,36）【新】STEAM 教育及びその核となる理数教育の充実・強化（高等学校課） 【概要】本県理数教育を先導する SSH（スーパーサイエンスハイスクール）校の取組成果の普及等を通して、各校における情報活用能力や科学的な探究能力等の育成、各教科等の学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教科横断的な教育の推進を図る。 【KPI】学校経営計画（補助シート）において、「各教科等の学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教科横断的な教育の推進」の取組に記載された評価（自校評価） 総合評価 B 以上の学校 100%（※新規の項目となるため、現行の数値なし） <基準値> — ※R6 より新設 KPI<学校経営計画>

施策 名称	I－政策 7 社会の変化等に対応した入学者選抜の改革	施策 No,	(21)
		担当課	高等学校課

概要	今後の生徒数の減少やそれに伴う現行の入試制度が抱える課題、学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生徒一人一人の資質・能力をより多面的・多角的に評価できる入試制度の在り方について検討し、見直しを進める。
----	---

施策（21）の達成の目安となる指標	
①県立高等学校の在り方検討委員会での検討結果をもとに、現行の入学者選抜制度の見直しを行うとともに、新制度の策定・公表・周知を行う。	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	新入試制度の策定・公表
R 7	新入試制度の周知
R 8	新入試制度の周知
R 9	新入試制度の実施

施策（21）を実現するために実施する各取組・事業
No,63 公立高等学校入学者選抜制度の検証と見直し（高等学校課） 【概要】 今後の生徒数の減少やそれに伴う現行の入試制度が抱える課題、学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生徒一人一人の資質・能力をより多面的・多角的に評価できる入試制度の在り方について検討し、見直しを進める。（R6：新入試制度の策定・公表、R7～8：新入試制度の周知、R9：新入試制度の実施）

施策 名称	I－政策 8 保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた 就学前教育・保育の充実	施策 No,	(22)
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	各保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援などを行うとともに、市町村の主体的な取組を促し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させる。
----	--

施策（22）の達成の目安となる指標

- ①教育・保育の質の向上に関する園内研修（外部から講師等を招聘して行うもの）を実施している園の割合を 80%以上に引き上げる。
＜県園内研修実施状況調査 3 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	52.1%（161／309 園）
R 5	55%
R 6	60%
R 7	65%
R 8	70%
R 9	80%以上

- ②「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合を 100%に引き上げる。
＜県園内研修実施状況調査 3 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	73.8%（228／309 園）
R 5	75%
R 6	80%
R 7	90%
R 8	95%
R 9	100%

施策（22）を実現するために実施する各取組・事業

No,64 園内研修支援事業（幼保支援課）

【概要】県内のどこにいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、各園が行う園内研修の取組を支援する。

No,65 園評価支援事業（幼保支援課）

【概要】園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践に向けた PDCA のサイクルを構築できるよう「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用しながら、各園が行う園評価の取組を支援する。

【KPI】園評価を実施している園の割合を 100%に引き上げる。

＜基準値＞ R 4：98.2%

＜県園評価等の実施状況調査＞

No,66 保育者基本研修（幼保支援課・教育センター） 【概要】保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、基本研修やキャリアアップ研修を実施する。 【KPI】教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合（新規採用保育者研修）を 80%以上とする。 ＜基準値＞ R5：41.8% ＜県教育センター調査＞ 教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合（主任・教頭等研修、所長・園長研修）を 80%以上とする。 ＜基準値＞ R5 主任・教頭等研修：86.8%、所長・園長研修：85.4% ＜県教育センター調査＞
【後掲】（No,166） 保育士等人材確保事業（幼保支援課） 【概要】保育士の人材確保を図るため、求職者と保育職場とのマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸付け、保育者の業務負担の軽減に向けた支援の充実など、関係団体と連携しながら取り組む。 【KPI】福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数を 35 件/年とする。 ＜基準値＞ R4：30 件 ＜県保育士等人材確保事業実績報告＞ 待機児童数を 0 人とする。 ＜基準値＞ R5.4.1 時点：6 人 ＜こども家庭庁保育所等利用待機児童数調査＞
【後掲】（No,76）就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上 (幼保支援課) 【概要】保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進する。
No,67 【新】幼児教育普及啓発事業（幼保支援課） 【概要】幼児教育の充実に向けた市町村の主体的な取組を促すため、市町村の教育長をはじめ行政職員を対象とした幼児教育の理解・促進に向け研修を実施する。

施策 名称	I－政策 8 保幼小の円滑な連携・接続の推進	施策 No,	(23)
		担当課	幼保支援課 人権教育・児童生徒課

概要	モデル地域の実践を収録した DVD の活用やシンポジウムの開催などを通じて、モデル地域に準じた「学びをつなぐ」取組の県内全域への普及に取り組む。
----	--

施策（23）の達成の目安となる指標	
①保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合を 100%とする。 ＜県保幼小連携・接続の実施状況調査 11 月公表＞	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 5（基準値）	－ ※R 6 新設指標
R 6	小学校区の割合：50%
R 7	小学校区の割合：70%
R 8	小学校区の割合：85%
R 9	小学校区の割合：100%

施策（23）を実現するために実施する各取組・事業
No,68 保幼小連携・接続推進支援事業（幼保支援課） 【概要】子どもの成長を切れ目なく支えるため、各地域で行われる保幼小の連絡会・交流活動を支援するとともに、モデル地域における「架け橋期（5 歳～1 年生）のカリキュラムづくり」の成果を県内全域に普及させる。
【再掲】（No,46） 保幼小中連携モデル地域実践研究事業（人権教育・児童生徒課・幼保支援課） 【概要】モデル地域の教育委員会が中心となり、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署との連携による取組など、地域の子ども達の社会的自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、子ども達の自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成する。 【KPI】「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえながら保幼小が互いに話し合い、カリキュラムの見直しや作成を行っている小学校区数の割合を 100%にする。 ＜基準値＞ R 4：100% ＜県調査＞
【後掲】（No,111） 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置（幼保支援課） 【概要】特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を支援する。 【KPI】保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターを全市町村に配置する。 ＜基準値＞ R 5：11 市 13 人 ＜県調査＞
【後掲】（No,112） スクールソーシャルワーカー活用事業〈就学前〉（幼保支援課） 【概要】厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に 5 歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を進める。

施策 名称	I－政策 9 保育者の親育ち支援力の向上	施策 No,	(24)
		担当課	幼保支援課

概要	保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村と親育ち支援を推進する親育ち支援地域リーダーとの連携や、園内の親育ち支援を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図る。
----	--

施策（24）の達成の目安となる指標	
①親育ち支援に関する園内研修の計画を作成している園の割合を 100%とする。	
＜県親育ち支援取組状況調査 10 月公表＞	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 5（基準値）	77.3%
R 6	80%
R 7	85%
R 8	90%
R 9	100%

施策（24）を実現するために実施する各取組・事業	
No,69 親育ち支援啓発事業（幼保支援課）	
【概要】保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。	
【KPI】親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率を 70%に引き上げる。	
＜基準値＞ R 5：38.3%（R 5.6 月現在）	＜県調査＞
No,70 親育ち支援スキルアップ事業（幼保支援課）	
【概要】各園や市町村において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。	
【KPI】親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率を 70%に引き上げる。	
＜基準値＞ R 5：38.3%（R 5.6 月現在）	＜県調査＞

施策 名称	I－政策 9 保護者の子育て力向上のための支援の充実	施策 No,	(25)
		担当課	幼保支援課

概要	保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方、望ましい生活習慣について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修の実施支援や子育てについての解説動画の作成・PR など、保護者の子育て力向上のための支援を充実する。
----	---

施策（25）の達成の目安となる指標											
①夜 10 時までに寝る幼児（3 歳児）の割合を 95%以上とする。 ＜県基本的生活習慣取組状況調査 10 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>93.4%</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>95%以上</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>95%以上</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>95%以上</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>95%以上</td></tr> </table>		R 5（基準値）	93.4%	R 6	95%以上	R 7	95%以上	R 8	95%以上	R 9	95%以上
R 5（基準値）	93.4%										
R 6	95%以上										
R 7	95%以上										
R 8	95%以上										
R 9	95%以上										

施策（25）を実現するために実施する各取組・事業
【再掲】（No,56） 基本的生活習慣向上事業（幼保支援課） 【概要】子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援する。 【KPI】保護者向け 3 歳児学習会実施率を 80%とする。 ＜基準値＞ R 5 : 45.5% ＜県基本的生活習慣取組状況調査＞
【再掲】（No,69） 親育ち支援啓発事業（幼保支援課） 【概要】保護者向けに良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話等を行い、保護者の子育て力の向上を図るとともに、子育てのポイントを解説した動画の配信等、より多くの保護者に支援を届けるための環境を整える。 【KPI】保護者向け 3 歳児学習会実施率を 80%とする。 ＜基準値＞ R 5 : 45.5% ＜県基本的生活習慣取組状況調査＞

施策 名称	Ⅱ－政策 1 インクルーシブ教育の推進	施策 No,	(26)
		担当課	特別支援教育課 教育センター

概要	一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶ環境を整えとともに、交流及び共同学習充実を図りながら、インクルーシブ教育※を推進する。
----	---

施策（26）の達成の目安となる指標													
①インクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の計画策定を令和 7 年度中に完了し、令和 8 年度以降、策定した計画の実施及び推進を図る。													
②次年度の居住地校交流の実施を継続して希望する割合を 90%以上とする。													
＜居住地校交流実践充実事業実施報告 4 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr><td>R 4（基準値）</td><td>82%</td></tr> <tr><td>R 5</td><td>85%</td></tr> <tr><td>R 6</td><td>85%</td></tr> <tr><td>R 7</td><td>85%</td></tr> <tr><td>R 8</td><td>90%</td></tr> <tr><td>R 9</td><td>90%以上</td></tr> </table>		R 4（基準値）	82%	R 5	85%	R 6	85%	R 7	85%	R 8	90%	R 9	90%以上
R 4（基準値）	82%												
R 5	85%												
R 6	85%												
R 7	85%												
R 8	90%												
R 9	90%以上												

施策（26）を実現するために実施する各取組・事業	
【新】No,71 【新】インクルーシブ教育の推進のための環境整備推進事業（特別支援教育課） 【概要】インクルーシブ教育の推進のため、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ環境を整えるための取組を推進する。その一つとして、よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等を研究する。	
No,72 特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業（特別支援教育課） 【概要】特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進する。同じ地域の仲間の一員として、共生社会の実現に向けた取り組みの実践をつなげていく。また、副次的な籍（副籍）※に関わる仕組みの定着を推進するとともに、充実した実践により、継続率の向上を図る。 【KPI】特別支援学校小学部 1 年生の居住地校交流実施率 90%以上とする。 ＜基準値＞ R 4 : 76.9% ＜居住地校交流実践充実事業実施報告＞	
No,73 特別支援教育セミナー（教育センター） 【概要】インクルーシブ教育を推進し、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。 【KPI】受講者への追跡調査における項目「研修内容を日々の実践及び業務等に生かすことができた」について 3.0 以上とする。（4 件法） ＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI ＜特別支援教育セミナー追跡調査＞	

施策 名称	Ⅱ－政策 1 特別支援学校における専門性・教育内容充実 (キャリア教育・就労支援を含む)	施策 No,	(27)
		担当課	特別支援教育課

概要	県立特別支援学校において、各教科の土台となる自立活動の指導についての研究や、I C T 活用による学びの充実、地域と協働したキャリア教育の推進など、障害種別に応じた特色ある取組を行うことで、特別支援学校における専門性の向上や教育内容を充実させる。
----	---

施策（27）の達成の目安となる指標

- ①授業等で障害に応じた効果的な I C T の活用（A 児童生徒自身が活用している、B 児童生徒の障害に応じた活用ができています、C 授業の目標・内容に応じた活用ができています）について肯定的に評価する教員の割合を 90%以上とする。
 <県特別支援学校 I C T 活用状況調査 3 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	60%
R 7	70%
R 8	80%
R 9	90%

- ② 5 領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合（採用 3 年未満と人事交流 3 年未満を除く）を 80%以上とする。
 <県特別支援学校教諭免許状等保有状況調査 12 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	70.2%
R 6	75%
R 7	75%
R 8	80%
R 9	80%

- ③県立特別支援学校において高等部 3 年の卒業時に「行きたい進路が決まっている」「卒業後の生活に楽しみがある」と肯定的に回答した生徒の割合を 90%以上とする。
 <県キャリア教育に関するアンケート調査 4 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	70%以上
R 7	80%以上
R 8	85%以上
R 9	90%以上

施策（27）を実現するために実施する各取組・事業

No,74 特別支援学校の教育内容充実事業（特別支援教育課）

【概要】特別支援学校において、各教科等の学習の土台となる自立活動の指導を中心に、長年特別支援学校が培ってきた専門性をさらに高めるとともに、個別最適な学びのための I C T 機器の日常的な活用を促進し、個々の障害に応じた指導・支援の充実を図る。

【KPI】児童生徒の個別の指導計画への I C T の活用の明記を 100%とする。

＜基準値＞ R 4 : 86.6%

＜県特別支援学校 I C T 活用状況調査＞

授業等において、毎日 1 回以上 I C T を活用している児童生徒の割合を 90%以上とする。

＜基準値＞ R 4 : 56.4%

＜県特別支援学校 I C T 活用状況調査＞

No,75 特別支援学校の専門性向上事業（特別支援教育課）

【概要】特別支援学校教員の幅広い専門性の向上にむけて、特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させる。また、教育相談を含めた特別支援学校のセンター的機能※の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士等の外部専門家を配置、派遣する。

【KPI】特別支援学校の学校評価結果における教員の専門性の向上に関する満足群の割合を 100%とする。

＜基準値＞ R 4 : 92.3%

＜特別支援学校・学校評価アンケート＞

【再掲】（No,18）【新】地域と協働したキャリア教育推進事業（特別支援教育課）

【概要】地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。

【KPI】県立知的特別支援学校就職率（A 型を含めた一般就労）を 39%以上とする。

＜基準値＞ R 4 : 38.0%

＜県卒業生進路状況報告＞

県立知的特別支援学校就職者（A 型を含めた一般就労）の卒業 1 年後の定着率を 80%以上とする。

＜基準値＞ - ※ R 6 より新設 KPI

＜県特別支援学校に関する実績報告＞

施策名称	Ⅱ－政策 1 保幼・小・中・高等学校における特別支援教育の推進、体制の強化	施策 No,	(28)
		担当課	特別支援教育課 幼保支援課・教育センター

概要	保幼・小・中・高等学校において、ユニバーサルデザインに基づく保育や授業づくりの取組を促進するため「ユニバーサルチェック」自己診断入力シート活用の推奨、通級による指導担当教員や特別支援学級担任の専門性向上のための研究協議会などを行う。また、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図りながら、特別支援教育を推進するとともに、所、園、学校における支援体制を強化する。
----	---

施策（28）の達成の目安となる指標

- ①「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」に示した 5 つの重点事項（「Ⅰ 環境の工夫、Ⅱ 情報伝達の工夫、Ⅲ 活動内容の工夫、Ⅳ 教材・教具の工夫、Ⅴ 評価の工夫」）に関する行動指針）の取組を「実践している」と肯定的な回答を示す学校の割合を、小学校、中学校、高等学校とも平均 95%以上とする。

＜県特別支援教育取組状況調査 12 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

(基準値)	— ※R 6 より新設指標
R 6	全ての校種で 90%以上
R 7	全ての校種で 90%以上
R 8	全ての校種で 93%以上
R 9	全ての校種で 95%以上

- ②「個別の指導計画」が作成され、校内支援会等における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合を保育所・幼稚園等で 85%以上、小学校で 95%以上、中学校で 90%以上、高等学校で 95%以上とする。（通級による指導対象、特別支援学級在籍児童生徒を除く）

＜県特別支援教育の現状調査 11 月公表＞ ＜県特別支援教育取組状況調査 12 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5 (基準値)	保・幼等：64.4%、小学校：83.2%、中学校：80.5%、高等学校：82.8%
R 6	保幼等：70%、小学校：90%以上、中学校：80%以上、高等学校：90%以上
R 7	保幼等：75%、小学校：90%以上、中学校：80%以上、高等学校：90%以上
R 8	保幼等：80%、小学校：93%以上、中学校：85%以上、高等学校：93%以上
R 9	保幼等：85%、小学校：95%以上、中学校：90%以上、高等学校：95%以上

- ③「個別的教育支援計画」や「引き継ぎシート」等のツールを活用して校内支援会等を行っている学校の割合を、小・中学校、高等学校とも 100%とする。

＜県特別支援教育取組状況調査 12 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5 (基準値)	— ※R 6 より新設指標
R 6	全ての校種で 93%以上
R 7	全ての校種で 93%以上
R 8	全ての校種で 95%以上
R 9	全ての校種で 100%

施策（28）を実現するために実施する各取組・事業

No,76 就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（幼保支援課）

【概要】保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進する。

No,77 小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進 (特別支援教育課) 【概要】小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場において、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、校内支援体制の充実を図る。 【KPI】通常の学級における合理的配慮実践充実事業の指定校において、教職員の合理的配慮に関する意識が向上した割合を 80%以上とする。 ＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI ＜指定校教職員対象のアンケート＞
No,78 校種間の確実な引き継ぎの実施 (特別支援教育課) 【概要】障害のある幼児児童生徒など一人一人の教育的ニーズを踏まえ、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を実現するため、個別的教育支援計画や引き継ぎシート等の作成及び活用を促進する。 【KPI】前年度卒園生・卒業生で、個別の指導計画を作成していた児童生徒のうち、個別的教育支援計画や引き継ぎシート等のツールを活用して引き継ぎを行った児童生徒の割合を、保育所・幼稚園で 100%、小学校で 80%以上、中学校で 80%以上、高等学校で 60%以上とする。 ＜基準値＞ 保育所・幼稚園 — ※R 6 より新設 KPI 小学校、中学校、高等学校 — ※R 6 より新設 KPI ＜県特別支援教育の現状調査＞ ＜県特別支援教育取組状況調査＞
No,79 特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化 (特別支援教育課) 【概要】特別支援学校のセンター的機能及び教育事務所の支援により、小中学校等の特別支援学級へのサポートを充実するとともに、研究協議会等において、特別支援学級を担当する教員の専門性向上及び指導力の強化を図る。 【KPI】研究協議会の参加者が「指導に関する疑問や課題解決につながる内容だった」と強い肯定を示す割合を、自閉症・情緒障害特別支援学級 80%、知的障害特別支援学級 70%とする。 ＜基準値＞ R 5 自閉症・情緒障害：44%、知的障害：75.9% ＜研究協議会事後アンケート＞
No,80 高等学校における特別支援教育の推進 (特別支援教育課) 【概要】高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を身につけることができるよう、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援及び校内支援体制の充実、通級による指導の場の拡大を図る。 【KPI】①学校経営計画に特別支援教育に関する具体的な取組を位置付けて実施している学校の割合を 90%以上、②個別的教育支援計画の作成が必要な生徒のうち、作成している生徒の割合を 70%以上とする。 ＜基準値＞ R 5 ①：83.7%、②：35.5% ＜県特別支援教育取組状況調査＞
【再掲】(No,73) 特別支援教育セミナー (教育センター) 【概要】インクルーシブ教育を推進し、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。 【KPI】受講者への追跡調査における項目「研修内容を日々の実践及び業務等に生かすことができた」について 3.0 以上とする。(4 件法) ＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI ＜特別支援教育セミナー追跡調査＞

概要	医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けることができるよう、支援体制を強化することや、看護職員等の専門性を高めるための取組を行い、医療的ケア児に対する支援を充実させる。
----	---

①総括的な医療的ケアの実施体制（Ａ 定期的な校内医療的ケア委員会の実施 Ｂ ヒヤリハット等の事例検討 Ｃ 引き継ぎやＯＪＴの実施）が整備できている県立特別支援学校の割合を１００％とする。

＜県学校における医療的ケアに関する状況調査 ２月公表＞

基準値（最新値）	— ※R 6 より新設指標
R 6	50%
R 7	60%
R 8	80%
R 9	100%

No.81 医療的ケア児に対する支援の充実（特別支援教育課・幼保支援課）

【KPI】学校等における医療的ケア看護職員研修により「専門性が向上した」と自己評価した看護職員の割合を90%以上とする。

<基準値> R4：75.8%

<医療的ケア看護職員専門性の向上に関するアンケート>

施策 名称	Ⅱ－政策 2	施策 No,	(30)
	魅力ある学校づくりの推進	担当課	人権教育・児童生徒課 幼保支援課・小中学校課・高等学校課・教育センター

概要	保幼小中高の各学校において、発達支持的生徒指導の推進や生徒指導上の諸課題の未然防止に向けて組織的な取組を推進するとともに、校種間連携による情報共有や協働的な取組を行うことで子どもが自己存在感を感受し、精神的な充実感を得られる「居場所づくり」や、教員や友人との信頼感の中での活動を通して社会性を身につける「絆づくり」の充実を図りながら、子どもや教員にとっての魅力ある学校づくりを推進する。
----	--

施策（30）の達成の目安となる指標

- ①「学校に行くのは楽しい」（小・中学校）と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合が全国平均を上回る。（肯定的に回答した割合）
「学校生活は充実している」（高等学校）と肯定的に回答した生徒（高校 3 年）の割合を向上させる。
<小中：全国学力学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表>
<高等：県オリジナルアンケート 2 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

(基準値)	R 5 小学校：84.0% (85.3%)、中学校：81.0% (81.8%) R 4 高等学校：88.5%
R 6	小・中学校：全国平均以上、高等学校：89.0%
R 7	小・中学校：全国平均以上、高等学校：89.5%
R 8	小・中学校：全国平均以上、高等学校：90.0%
R 9	小・中学校：全国平均以上、高等学校：90.5%

※（ ）内は全国平均

- ②保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合を 100%とする。
<県保幼小連携・接続の実施状況調査 2 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5 (基準値)	— ※R 6 より新設指標
R 6	小学校区の割合：50%
R 7	小学校区の割合：70%
R 8	小学校区の割合：85%
R 9	小学校区の割合：100%

- ③中学 1 年生 1,000 人あたりの新規不登校生徒数を全国平均以下とする。
<県調査（全国平均は国調査参照）10 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4 (基準値)	35.9% (35.3%)
R 5	35.3%
R 6	35.0%
R 7	34.5%
R 8	34.0%
R 9	30%以下

※（ ）内は全国国公立中学 1 年生 平均

施策（30）を実現するために実施する各取組・事業	
No,82 不登校に対する組織的な取組の推進	（学力向上のための学校経営力向上支援事業・組織力向上推進事業）（小中学校課） 【概要】未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、学校全体でP D C Aサイクルを回しながら組織的に取り組む。 【KPI】「学校として、しっかりと現状分析と課題把握が行われており、課題解決に向けたP D C Aサイクルをしっかりと回すことができている」と回答した小・中学校の割合を90%以上とする。（肯定的に回答した割合） ＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI ＜県道徳教育・キャリア教育・チーム学校に関する調査＞
No,83 児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力の育成（ソーシャルスキルアップ事業）	（高等学校課） 【概要】より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動の推進を通じて、社会で人と人との関わりながら生きていくための欠かせないスキルを生徒に身につけさせる。また、仲間づくり活動を通して、新入生を対象とし、個に応じた指導を組織的にを行い、中退防止や高校生活を円滑に送ることができるよう、宿泊、体験活動を実施する。 【KPI】「クラスでは安心して過ごすことができる」と肯定的に回答した全学年の生徒（全日制）の割合を90%以上とする。 ＜基準値＞ R4 3年：90.4%、2年：85.4%、1年：86.8% ＜県オリジナルアンケート＞
【再掲】（No,70）親育ち支援担当者と小学校との連携を図る取組の推進	（親育ち支援スキルアップ事業）（幼保支援課） 【概要】各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。 【KPI】保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率を100%とする。 ＜基準値＞ R5：89.8% ＜県親育ち支援取組状況調査＞
No,84 子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト推進事業）	（人権教育・児童生徒課） 【概要】指定市町、指定中学校区及び指定校において、発達支持的生徒指導に組織全体で取り組む魅力ある学校づくりを推進し、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通して効果的な実践例や成果を県内全域に普及し、各市町村及び各学校における発達支持的生徒指導の充実につなげる。 【KPI】推進校及び推進地域の「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒（小学校・中学校）の強肯定の割合を向上させる。 ＜基準値＞ R5.7月：39.8%（対象 2年目推進地域：1地域） ＜県児童生徒意識調査＞ 推進校及び推進地域の「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒（小学校・中学校）の強肯定の割合を向上させる。 ＜基準値＞ R5.7月：21.9%（対象 2年目推進地域：1地域） ＜県児童生徒意識調査＞

【再掲】(No,45) 生徒指導主事(担当者)の組織マネジメント力向上(人権教育・児童生徒課)

【概要】発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導が、未然防止、早期発見早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事(担当者)会等の充実を図り、各小・中・高等学校の生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上を図る。

【KPI】「全ての児童生徒を対象に未然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施している」学校の割合を向上させる。(強肯定の回答をした割合)

＜基準値＞R5.1月：77.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

「発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している」学校の割合を向上させる。(強肯定の回答をした割合)

＜基準値＞R4 小学校：59.4%、中学校：60.2%、高等学校：64.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

【再掲】(No,46) 保幼小中連携モデル地域実践研究事業(人権教育・児童生徒課・幼保支援課)

【概要】モデル地域の教育委員会が中心となり、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署との連携による取組など、地域の子どもの社会的自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、子ども達の自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成する。

【KPI】モデル地域の在籍児童生徒数に対する1,000人あたりの新規不登校児童生徒数が全国平均以下を維持する。

＜基準値＞R4：11.7人(16.5人) ※ ()内は全国公立小・中学校平均

〔対象 モデル地域：1地域〕

＜県調査、児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査＞

【KPI】研究指定校のうち「児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等に位置付けて組織的に実施している」学校の割合を向上させる。(強肯定の回答をした割合)

＜基準値＞R4：54.5%(対象 研究指定校：11校) <県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査>

【再掲】(No,44) 人権教育推進事業(人権教育・児童生徒課)

【概要】一人一人の人権が尊重され、子どもたちにとって魅力ある学校づくりを進めるため、人権教育主任の専門力の向上を図る研修の充実や、指定校における実践研究とその普及を図るとともに、教職員の人権教育研修の支援を行い、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図る。

【KPI】人権教育主任連絡協議会のアンケートにおいて、「新しい発見や気づきがあった」「学校での教育実践に生かしていきたい」の肯定的回答の割合を80%以上とする。(強肯定の回答をした割合)

＜基準値＞— ※R6より新設指標

＜人権教育主任連絡協議会アンケート＞

研究指定校において「自分には、よいところがあると思う」「自分のことが好きである」と回答した児童生徒の強肯定の割合を向上させる。

＜基準値＞R5.11月：「自分には、よいところがあると思う」39.2%

「自分のことが好きである」25.5%

＜人権に関するアンケート＞

人権教育指導資料（学校教育編）『Let's feel じんけん』を校内研修や授業等で活用している学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞ R4：小学校：77.0%、中学校：65.3%、高等学校：40.0%

＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞

No.85 児童生徒理解に基づいた学級・HR 経営力や組織マネジメント力等の向上（教育センター）

【概要】教職員の経験段階に応じた研修を実施し、児童生徒理解に基づいた学級・HR 経営力や組織マネジメント力等の向上を図る。

【KPI】〔初任、2 年、中堅、新規養護教諭〕

「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の「学級・HR 経営力」と「チームマネジメント力」の領域で、校長評価を 3.2 以上とする。（4 件法）

＜基準値＞ R4 初任：3.2、2 年：3.2、中堅：3.2、新規養護教諭：3.3

＜自己評価票＞

〔管理職〕

年度末評価アンケート「研修の影響度及び活用度」の評価を 3.1 以上とする。（4 件法）

＜基準値＞ R5：2 月公表

＜県年度末評価アンケート＞

施策 名称	Ⅱ－政策 2	施策 No,	(31)
	早期発見・早期支援の実施	担当課	人権教育・児童生徒課 教育政策課・特別支援教育課 心の教育センター

概要	「きもちメーター」や「統合型校務支援システム」等を活用した学校における早期の情報共有、初動体制の強化を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門人材を効果的に活用し、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援につなげることができるよう校内支援体制のさらなる充実を図り、早期発見・早期支援の取組を推進する。
----	--

施策（31）の達成の目安となる指標

- ①校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合を 100%とする。
 <県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表>

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R4（基準値）	小学校：100%、中学校：99.0%、高等学校：100%
R5	全校種 100%
R6	全校種 100%
R7	全校種 100%
R8	全校種 100%
R9	全校種 100%

- ②不登校担当者が、児童生徒の出欠状況等、早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合を 100%とする。
 <県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表>

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R4（基準値）	小学校：95.7%、中学校：86.7%
R5	小学校：96.0%、中学校：88.0%
R6	小学校：97.0%、中学校：90.0%
R7	小学校：98.0%、中学校：93.0%
R8	小学校：99.0%、中学校：96.0%
R9	小学校：100%、中学校：100%

施策（31）を実現するために実施する各取組・事業

【後掲】（No,92）学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業）（人権教育・児童生徒課）

【概要】児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図る。

【KPI】90 日以上欠席している不登校児童生徒が S C・S S W、関係機関等で支援や相談を受けている割合を前年度より増加させる。

<基準値> R4 小：97.8%、中：95.6%、高：94.4%

<児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査>

No,86 不登校担当者を中心とした早期発見・早期対応の組織的な取組の推進
 （個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業）（人権教育・児童生徒課）

【概要】校内サポートルーム※を配置した中学校区の小学校へ個別最適な支援担当教員を配置し、校区内の連携を強化し、支援が必要な児童生徒の状況に応じた個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながるための効果的なモデルの在り方について実践研究を行う。

【KPI】モデル校区の中学 1 年生で前年度不登校だった生徒のうち、欠席日数が減少した人数が前年度より増加した学校の割合を 50%以上とする。 <基準値> — ※R 6 より新設 KPI モデル校において、90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の相談や支援を受けている児童の割合を 100%とする。 <基準値> — ※R 6 より新設 KPI <県不登校支援推進プロジェクト事業及び個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業に係る事業報告>
No,87 児童生徒や保護者が利用しやすい相談環境づくり（心の教育センター相談支援事業） （心の教育センター） 【概要】教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施する。 【KPI】心の教育センターにおける相談件数（来所・電話・メール相談等）を前年度より向上させる。 <基準値> R 4 : 2,052 件 <県心の教育センター事業報告>
【新】No,88 早期発見・早期支援のためのシステム運用・周知（教育政策課） 【概要】児童生徒の変化の把握や指導内容の教員間での情報共有のため、きもちメーターや校務支援システムを安定的に運用するとともに、継続的に周知を図る。 【KPI】小・中学校において、きもちメーター導入校数を 100%（きもちメーターと同様の仕組みを導入している学校を含む）とする。 <基準値> R 5.12 月 : 70%（198 / 279 校） <県調査>
No,89 特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援の充実 （外部専門家を活用した支援体制充実事業）（特別支援教育課） 【概要】学習面又は行動面において困難のある児童生徒の発達特性等に応じた適切な支援につながるよう、外部専門家の助言を個々の支援に生かすとともに、校内支援会において個別の指導計画等を活用し組織的な支援が実施されるよう、校内支援体制の充実を図る。 【KPI】学校経営計画において、特別支援教育に関する具体的な取組について位置付けて実施している学校の割合を 90%以上とする。 <基準値> R 5 小学校 93.0% 中学校 86.6% 高等学校 83.7% <県特別支援教育取組状況調査>
【再掲】（No,51）いじめ防止対策等総合推進事業（人権教育・児童生徒課） 【概要】学校生活アンケート等を実施し、児童生徒が学校生活で抱えている悩みや困りごと（いじめ等）を早期に把握し、適切な支援につなげる。 【KPI】いじめられた児童生徒のうち、誰にも相談していない児童生徒の割合（認知件数に占める割合）を下げる。 <基準値> R 4 小学校 : 1.2%、中学校 : 2 %、高等学校 : 3.5%、特別支援学校 : 0 % <児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査>

施策 名称	Ⅱ－政策 2 多様な教育機会の確保	施策 No,	(32)
		担当課	人権教育・児童生徒課 生涯学習課

概要	不登校支援推進モデル地域で実施されている取組を市町村教育支援センターへの訪問や研修会の場を活用して周知し、推進を図るとともに、有識者会議で児童生徒一人一人のニーズに応じた学習機会の確保策について検討を行いながら、多様な教育機会を確保する。
----	---

施策（32）の達成の目安となる指標	
①90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、S C、S S Wなど）の相談や支援を受けている児童生徒の割合を前年度以上にする。 ＜県調査 4月公表＞	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 4（基準値）	小学校 97.8%（71.3%）、中学校 95.6%（61.5%）※（ ）内は全国平均
R 5	前年度以上
R 6	前年度以上
R 7	前年度以上
R 8	前年度以上
R 9	前年度以上

施策（32）を実現するために実施する各取組・事業	
No,90 多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（不登校支援推進プロジェクト事業） （人権教育・児童生徒課） 【概要】不登校児童生徒や特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内サポートルームや市町村教育支援センター等、児童生徒が安心して過ごせる場や I C Tを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進する。 【KPI】校内サポートルーム設置校において、新規不登校生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合 70%以上とする。（年度内は新規不登校傾向出現率で進捗を把握） ＜基準値＞ R 4：71.4%（5 / 7 校） ＜県不登校支援推進プロジェクト事業に係る事業報告＞ 推進モデル地域の教育支援センターに通所する児童生徒のうち、I C Tを活用した支援を受けている児童生徒の割合を 75%以上とする。 ＜基準値＞ R 4：79.1% ＜県不登校支援推進プロジェクト事業に係る事業報告＞	
No,91 不登校児童生徒の多様な教育機会確保に向けた検討（人権教育・児童生徒課） 【概要】不登校児童生徒が、学校以外の場所で、学びたいときにいつでも学べる環境を整えるため、有識者会議（高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会）にて今後の不登校施策（学びの多様化学校※等）について検討を行う。＜R5 年 6 月協議会設置、R5～R6 年度に計 8 回開催予定＞	
【後掲】（No,123） 放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（新・放課後子ども総合プラン推進事業）（生涯学習課） 【概要】市町村が行う放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費等に対し補助し、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進する。	

施策名称	Ⅱ－政策 3 多様な背景を持つ児童生徒の早期発見	施策 No,	(33)
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	厳しい環境に置かれた児童生徒の状況や背景についての理解を高めるための校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげる。
----	---

施策（33）の達成の目安となる指標													
①児童虐待（ヤングケアラー支援に係る内容も含む）に関する校内研修を実施する学校の割合を前年度以上とする。 ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表＞ ○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 ＜参考＞ R4：ヤングケアラーに関する校内研修を実施した学校の割合 <table border="1"> <tr> <td>R4（基準値）</td><td>小：71.7%、中：77.6%、高：62.0%、特：40.0%</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>— ※R6より新設指標</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>前年度以上</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>前年度以上</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>前年度以上</td></tr> <tr> <td>R9</td><td>前年度以上</td></tr> </table>		R4（基準値）	小：71.7%、中：77.6%、高：62.0%、特：40.0%	R5	— ※R6より新設指標	R6	前年度以上	R7	前年度以上	R8	前年度以上	R9	前年度以上
R4（基準値）	小：71.7%、中：77.6%、高：62.0%、特：40.0%												
R5	— ※R6より新設指標												
R6	前年度以上												
R7	前年度以上												
R8	前年度以上												
R9	前年度以上												

施策（33）を実現するために実施する各取組・事業	
【後掲】（No,92）学校の支援力の向上（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業） （人権教育・児童生徒課） 【概要】多様な背景を持つ児童生徒の状況への理解を高めるための校内研修の実施支援や児童生徒が自らの状況を正確に理解する取組支援を行う。 ※ヤングケアラーを早期に発見するための教職員への研修作成や児童生徒自身がヤングケアラーであると気付くための教材開発等について、子ども家庭課と連携 【KPI】ヤングケアラーであると思われる児童生徒のうち、SSW と情報共有をし、市町村の福祉担当部署や支援に必要な関係機関につないでいる児童生徒数の割合を前年度以上にする。 ＜基準値＞ R4：小学校 77.8% 中学校 61.6% 高校 64.5% 特別支援学校 100% ＜県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査＞	

施策 名称	Ⅱ－政策 3 専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実	施策 No,	(34)
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用した相談支援体制の充実を行うとともに、学校、スクールソーシャルワーカーと市町村福祉部署との連携体制（情報共有や行動連携）を強化し、組織的な支援体制の充実を図る。
----	--

施策（34）の達成の目安となる指標	
①校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合を 100%とする。 ＜県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査 3月公表＞	
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R4（基準値）	小学校：100%、中学校：99.0%、高等学校：100%
R5	全校種 100%
R6	全校種 100%
R7	全校種 100%
R8	全校種 100%
R9	全校種 100%

施策（34）を実現するために実施する各取組・事業
No.92 学校・SSWと市町村福祉部署との連携強化 （スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業）（人権教育・児童生徒課） 【概要】学校・SSWと市町村福祉部署との定期的な情報共有（情報連携）や一体的な対応（行動連携）のさらなる充実を図る。 ※学校・SSWと市町村福祉部署との連携体制の強化について、子ども家庭課と連携 【KPI】支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合を 100%とする。 ＜基準値＞ R4：94.3%（33／35 市町村・学校組合） ＜県スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録調査＞

施策 名称	Ⅱ－政策 4 就学援助の活用についての周知	施策 No,	(35)
		担当課	小中学校課

概要	義務教育段階において、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促すとともに、ホームページへ掲載して就学援助の活用について周知する。
----	---

施策（35）の達成の目安となる指標	
①要件を満たす対象児童生徒全員に制度が周知されている。	
②要件を満たす対象児童生徒全員に、各市町村による補助等の支援が実施されている。	

施策（35）を実現するために実施する各取組・事業	
No,93 就学援助制度活用の周知（小中学校課） 【概要】 経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品等の必要な支援を実施する制度。ホームページへ各市町村の問い合わせ先を掲載して周知を行う。	

施策 名称	Ⅱ－政策 4 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等の実施、周知	施策 No,	(36)
		担当課	高等学校課

概要	就学支援金や奨学給付金等の制度について、ホームページへの掲載やリーフレットを配付するなど、機会ある毎に周知・徹底を図り、高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等を実施する。
----	---

施策（36）の達成の目安となる指標	
①利用を必要としている生徒に対して、就学支援金や奨学給付金等の制度が周知されている。	

施策（36）を実現するために実施する各取組・事業	
No,94 高等学校等就学支援金事業（高等学校課） 【概要】 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図る。	
No,95 高校生等奨学給付金事業等（高等学校課） 【概要】 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯等を対象に支援を行う。	

施策 名称	Ⅱ－政策 4 多子世帯等への保育料の軽減	施策 No,	(37)
		担当課	幼保支援課

概要	国の無償化の対象とならない保育料の軽減・無償化を行う市町村を支援することにより、子どもを産み育てやすい環境の実現を図る。
----	--

施策（37）の達成の目安となる指標	
①地域の実情に応じて保育料の軽減・無償化が行われている。	

施策（37）を実現するために実施する各取組・事業	
No,96 多子世帯等への保育料の軽減（幼保支援課） 【概要】 国の無償化の対象とならない保育料の軽減・無償化を行う市町村を支援する。	

施策 名称	Ⅱ－政策 5 地域間格差を解消するための学びの支援	施策 No,	(39)
		担当課	小中学校課 教育センター

概要	少人数のよさを生かし、I C T等を活用して児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や多様な他者と協働的に学び合うなどといった学習指導の充実を図るとともに、放課後等学習支援員の配置に対する財政的支援を行うことで、地域間格差を解消するための学びを支援する。
----	---

施策（39）の達成の目安となる指標											
①「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）※高知市、県立中を除く <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表> ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>小学校：77.5%（76.5%）、中学校：81.3%（77.6%）</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>小・中学校：79.0%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>小・中学校：81.0%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>小・中学校：83.0%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>小・中学校：85.0%以上、かつ全国平均以上</td></tr> </table> ※（ ）内は全国平均		R 5（基準値）	小学校：77.5%（76.5%）、中学校：81.3%（77.6%）	R 6	小・中学校：79.0%	R 7	小・中学校：81.0%	R 8	小・中学校：83.0%	R 9	小・中学校：85.0%以上、かつ全国平均以上
R 5（基準値）	小学校：77.5%（76.5%）、中学校：81.3%（77.6%）										
R 6	小・中学校：79.0%										
R 7	小・中学校：81.0%										
R 8	小・中学校：83.0%										
R 9	小・中学校：85.0%以上、かつ全国平均以上										
②「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」と回答した児童（小学校 6 年）の割合を 80%以上、生徒（中学校 3 年）の割合を 70%以上、かつ全国平均以上とする。（強肯定の回答をした割合）※高知市、県立中を除く <全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7 月公表> ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>小学校：69.8%（60.9%）、中学校：57.6%（43.7%）</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>小学校：72.5%、中学校：62.5%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>小学校：75.0%、中学校：65.0%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>小学校：77.5%、中学校：67.5%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>小学校：80.0%以上、中学校：70.0%以上、かつ全国平均以上</td></tr> </table> ※（ ）内は全国平均		R 5（基準値）	小学校：69.8%（60.9%）、中学校：57.6%（43.7%）	R 6	小学校：72.5%、中学校：62.5%	R 7	小学校：75.0%、中学校：65.0%	R 8	小学校：77.5%、中学校：67.5%	R 9	小学校：80.0%以上、中学校：70.0%以上、かつ全国平均以上
R 5（基準値）	小学校：69.8%（60.9%）、中学校：57.6%（43.7%）										
R 6	小学校：72.5%、中学校：62.5%										
R 7	小学校：75.0%、中学校：65.0%										
R 8	小学校：77.5%、中学校：67.5%										
R 9	小学校：80.0%以上、中学校：70.0%以上、かつ全国平均以上										

施策（39）を実現するために実施する各取組・事業
No,98 【新】小規模校における学習指導の充実（小中学校課） 【概要】少人数のよさを生かし、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導と、異学年が同時に学び合ったり I C T等を活用して多様な他者と協働的に学び合ったりする学習指導や放課後等の学習支援の充実を図る。 【KPI】授業づくり講座（複式）参加者アンケートにおいて、「複式の授業づくりへの理解を深めることができた」と回答した教員の割合を 80%以上とする。（肯定的な回答をした割合） <基準値> — ※R 6 より新設 KPI <授業づくり講座アンケート>

【再掲】(No,8) 放課後等における学習支援事業 (小中学校課)

【概要】中山間地域であっても授業以外での学びの充実を図るため、小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的支援を行い、放課後等の補充学習が、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題解決に向けて計画的に対応できるよう充実・強化する。

【KPI】学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会がすべての学校で提供されている。下記①～③の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校の割合を100%とする。

①放課後等学習支援員の配置

②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施

③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援

＜基準値＞R5：99.2% (273校/275校)

＜県調査＞

No,99 免許外指導担当教員支援事業 (教育センター)

【概要】教科の専門性を担保するため、小規模中学校における美術及び技術・家庭の免許外指導担当教員に対して、教育センターから遠隔教育システムを活用した定期的・継続的な支援に取り組む。

【KPI】該当科目の免許外指導担当教員に対する支援率を30%以上とする。

＜基準値＞— ※R6より新設KPI

＜県調査＞

【再掲】(No,62) 遠隔教育推進事業 (教育センター)

【概要】遠隔教育システムを活用し、遠隔授業配信センターから、全ての小規模高校に対して難関大学への進学等の生徒のニーズに応じた授業や補習等を配信し、学校規模や地域間における教育機会の格差の解消を図る。

【KPI】遠隔授業・補習等受講生徒の進路実現率を100%とする。

＜基準値＞R4：87% (27/31名)

＜県調査＞

施策名称	Ⅱ－政策 5 中山間地域等をはじめとした各地域における特色・魅力ある学校づくり、教育活動の展開のための支援	施策 No,	(40)
		担当課	高等学校振興課 教育政策課

概要	主として中山間地域の高等学校において、遠隔教育や地域との連携・協働をより一層充実するとともに、高等学校のさらなる魅力化を推進するための環境整備と情報発信を行うことで、地元中学校からの進学率の向上と県外からの入学者の増加を図る。
----	---

施策（40）の達成の目安となる指標

- ①中山間地域の高等学校への地元からの進学率の平均を 38%とする。
 <県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告 5月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	31.3%
R 6	32%
R 7	34%
R 8	36%
R 9	38%

- ②地域みらい留学等を活用した、県外からの入学者を 70 名とする。
 <県出身中学校・義務教育学校別入学許可者数報告 5月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	30 名（9 校）
R 6	40 名
R 7	50 名
R 8	60 名
R 9	70 名

施策（40）を実現するために実施する各取組・事業

【再掲】（No,59） 地域教育魅力化ネットワーク事業（高等学校振興課）

【概要】学校、市町村、産業界など地域が一体となって高等学校の魅力化や地域の人材育成等の取組を推進する協議体（地域コンソーシアム）を構築し、特色ある部活動や地域と連携・協働した取組により学校の魅力化につなげる。また、中山間地域の高等学校等へ高校と地域等とを結ぶ高校魅力化コーディネーターの配置を進め、魅力化を推進する。

【KPI】地域コンソーシアムを構築した学校数を 10 校とする。

<基準値> R 4：1 校（清水高等学校）

<県調査>

【再掲】（No,60） 地域教育魅力化プロモーション事業（高等学校振興課）

【概要】地域みらい留学への参加や移住施策と連携した学校説明会等を開催し、中山間地域等の高等学校の魅力を県内外に発信する。

【KPI】体験入学や学校施設見学に参加した県外生徒等を 230 組以上とする。

<基準値> R 4：99 組

<県調査>

【再掲】(No,61) 高知県教育振興施設整備事業費交付金事業（高等学校振興課） 【概要】県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化に資する施設（県立高校生が 50%以上利用できる施設）の整備を支援する。
【再掲】(No,62) 遠隔教育推進事業（教育センター） 【概要】遠隔教育システムを活用し、遠隔授業配信センターから、全ての小規模高校に対して難関大学への進学等の生徒のニーズに応じた授業や補習等を配信し、学校規模や地域間における教育機会の格差の解消を図る。 【KPI】遠隔授業・補習等受講生徒の進路実現率を 100%とする。 <基準値> R4：87%（27／31 人） <県調査>
No,100 教育版「地域アクションプラン」推進事業（教育政策課） 【概要】県の第 3 期教育大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画に掲げる基本目標や基本方針などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進する各市町村の自主的・主体的な取組を、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。 【KPI】各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合を 100%とする。 <基準値> R4：100% <県調査>

施策 名称	Ⅱ－政策 6 夜間中学の充実、広報・周知	施策 No,	(41)
		担当課	高等学校課

概要	さまざまな背景を持つ方々の就学機会（学びの場）を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫などを行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備することにより、公立夜間中学（夜間学級）の充実を図るとともに、生徒募集に向けた広報・周知活動を推進する。
----	---

施策（41）の達成の目安となる指標	
①夜間学級生徒アンケートにおいて、「学校生活に満足している」と肯定的に回答した生徒の割合を 80%以上とする。 ＜夜間学級生徒アンケート 2月公表＞	
○R9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R5（基準値）	— ※R5より新設指標：2月公表
R6	80%以上
R7	80%以上
R8	80%以上
R9	80%以上

施策（41）を実現するために実施する各取組・事業
No,101 夜間中学の充実、広報・周知（高等学校課） 【概要】 中学校を卒業していない方や外国籍の方など、さまざまな背景をもつ方々の「学びの場」としての公立夜間中学の教育活動の充実を図るとともに、生徒募集に向けた広報・周知活動を推進する。

施策 名称	Ⅱ－政策 6 若者の学びなおしと自立支援	施策 No,	(42)
		担当課	生涯学習課

概要	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、修学や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労に向けた支援を行う。
----	--

施策（42）の達成の目安となる指標	
① 若者サポートステーションの進路決定率（単年度）を 27.0%とする。（県事業）	
＜県調査 4月公表＞	
○ R9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R5（基準値）	— ※R6より新設指標
R6	18.8%
R7	21.5%
R8	24.2%
R9	27.0%

施策（42）を実現するために実施する各取組・事業
No,102 若者の学びなおしと自立支援事業（生涯学習課） 【概要】 15～49 歳を対象に、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者や就職氷河期世代のうち長期間無業であった方に対して、修学や就労に向けた支援を行う。

施策 名称	Ⅱ－政策 6 高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上	施策 No,	(43)
		担当課	高等学校課

概要	定時制・通信制において、校内外での体験活動や企業・学校見学等を充実させることで、生徒のソーシャルスキルを高めるとともに、就学・就労に向けて関係機関と連携した支援を行いながら、高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上を図る。
----	--

施策（43）の達成の目安となる指標											
①生徒アンケートにおいて、「学校生活は充実している」と肯定的に回答した４年生（定時制・通信制）の割合を 85%以上とする。 ＜生徒アンケート ２月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>定時制：83.0%、通信制：80.0%（１回目 R 5.6 月）</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>定時制：85%、通信制：82%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>定時制：85%、通信制：83%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>定時制：85%、通信制：84%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>定時制：85%、通信制：85%</td></tr> </table>		R 5（基準値）	定時制：83.0%、通信制：80.0%（１回目 R 5.6 月）	R 6	定時制：85%、通信制：82%	R 7	定時制：85%、通信制：83%	R 8	定時制：85%、通信制：84%	R 9	定時制：85%、通信制：85%
R 5（基準値）	定時制：83.0%、通信制：80.0%（１回目 R 5.6 月）										
R 6	定時制：85%、通信制：82%										
R 7	定時制：85%、通信制：83%										
R 8	定時制：85%、通信制：84%										
R 9	定時制：85%、通信制：85%										

施策（43）を実現するために実施する各取組・事業
No,103 定時制教育の充実（高等学校課） 【概要】定時制教育において、校内外での体験活動や企業・学校見学を充実させることで、生徒のソーシャルスキルを高め、就学・就労に向けたきめ細やかな支援を行うとともに、社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応する。 【KPI】就職・進学希望者の決定率を 95%以上とする。 ＜基準値＞ R4：92.2% ＜県調査＞

施策 名称	Ⅱ－政策 6 外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	施策 No,	(44)
		担当課	小中学校課 高等学校課・教育センター

概要	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を推進する。
----	---

施策（44）の達成の目安となる指標	
① 日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合を100%とする。 ＜日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 隔年公表＞	
○ R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 3（基準値）	外国籍：100%（91.0%）、日本国籍：100%（88.1%）
R 5	外国籍・日本国籍：100%
R 7	外国籍・日本国籍：100%
R 9	外国籍・日本国籍：100%
※（ ）内は、全国平均	

施策（44）を実現するために実施する各取組・事業	
No,104 公立学校における受入体制の整備及び支援（小中学校課・高等学校課）	
【概要】日本語指導を必要とする外国人等の児童生徒が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備を推進する。	
【KPI】日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入を100%とする。 ＜基準値＞ R4：100% ＜日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査＞	
No,105 日本語指導教員等の資質・能力の向上に向けた支援（小中学校課・教育センター）	
【概要】外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた日本語指導教員等の資質・能力の向上を図る。	
【KPI】国の日本語指導者養成研修への参加者を年3名以上とする。 ＜基準値＞ R5：3名 ＜実績＞	
No,106 就学機会の確保に向けた支援（高等学校課）	
【概要】対象生徒の就学機会の確保に向けて、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を把握するとともに、保護者等へ入試関連情報が届けられるよう様々な手段、場面で情報提供を行う。	
【KPI】入試関連情報をホームページに公開するとともに、個別の相談に対応する。 ＜基準値＞ R4：実施済み ＜高等学校課調査＞	

施策 名称	Ⅱ－政策 6 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援	施策 No,	(45)
		担当課	小中学校課・特別支援教育課・ 人権教育・児童生徒課

概要	全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、ICTの活用や外部機関との連携などの取組を通して、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援を行う。
----	--

施策（45）の達成の目安となる指標	
①「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっている」と回答した児童（小学校6年）の割合を90%以上、生徒（中学校3年）の割合を85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合） ＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査 7月公表＞	
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R5（基準値）	小学校：84.2%（82.9%）、中学校：79.7%（74.9%）
R6	小学校：85.5%、中学校：80.5%
R7	小学校：87.0%、中学校：82.0%
R8	小学校：88.5%、中学校：83.5%
R9	小学校：90.0%以上、中学校：85.0%以上、かつ全国平均以上
※（ ）内は、全国平均	

施策（45）を実現するために実施する各取組・事業	
No,107 【新】児童生徒の能力・関心に合った柔軟な授業づくりの推進（小中学校課）	
【概要】ICTを有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実させ、教科等を横断して実社会と関わる探究的な学びを実現する。	
【KPI】特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で1人1台タブレット端末を「ほぼ毎日」及び「週3回以上」と回答した小・中学校の割合を70%以上、かつ全国平均以上とする。 ＜基準値＞R5 小学校：46.7%（45.0%）、中学校：43.9%（35.7%） ※（ ）内は全国平均 ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞	
No,108 【新】認知・発達の特性等により、学習上・学校生活上の困難を抱える児童生徒への対応（特別支援教育課）	
【概要】校内研修等で活用できるよう、特異な才能のある児童生徒の理解に関するオンデマンド動画を充実させるとともに、認知特性を踏まえた教材・教具の工夫や一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図る。	
【KPI】「学校の教員が、特別支援教育について理解し、授業の中で児童生徒の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫等）をよく行った」と回答した小・中学校の割合を70%以上とする。 ＜基準値＞R5 小学校：50.0%（43.9%）、中学校：39.8%（43.7%） ※（ ）内は全国平均 ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞	

【再掲】(No,90) 多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援

(不登校支援推進プロジェクト事業) (人権教育・児童生徒課)

【概要】学習上・学校生活上の困難を抱え、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内サポートルームや市町村教育支援センター等、児童生徒が安心して過ごせる場や I C Tを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進する。

【KPI】校内サポートルーム設置校において、新規不登校生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合 70%以上とする。(年度内は新規不登校傾向出現率で進捗を把握)

＜基準値＞ R 4 : 71.4%

＜県不登校支援推進プロジェクト事業に係る事業報告＞

推進モデル地域の教育支援センターに通所する児童生徒のうち、I C Tを活用した支援を受けている児童生徒の割合を 75%以上とする。

＜基準値＞ R 4 : 79.1%

＜県不登校支援推進プロジェクト事業に係る事業報告＞

施策 名称	Ⅱ－政策 7 子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援	施策 No,	(46)
		担当課	幼保支援課

概要	子どもや子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスを充実させるとともに、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境整備や、特別な支援を必要とする子ども等への支援を行う。あわせて、その担い手となる保育士の人材確保を進める。
----	---

施策（46）の達成の目安となる指標											
①高知県の保育所・幼稚園・認定こども園など子育てを支える施設が充実していると思う割合を 40%とする。 ＜県民意識調査 12 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>33.3%</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>35%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>35%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>40%</td></tr> </table>		R 5（基準値）	33.3%	R 6	35%	R 7	35%	R 8	40%	R 9	40%
R 5（基準値）	33.3%										
R 6	35%										
R 7	35%										
R 8	40%										
R 9	40%										

施策（46）を実現するために実施する各取組・事業
No,109 多機能型保育※支援事業（幼保支援課） 【概要】就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭の開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援する。 【KPI】園庭開放または子育て相談を全園で実施する。 ＜基準値＞ R 5：94.7%（267／282 園） ＜県親育ち支援取組状況調査＞ 多機能型保育支援事業を 40 箇所以上で実施する。 ＜基準値＞ R 5：17 箇所 ＜県調査＞
No,110 保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士）（幼保支援課） 【概要】家庭環境に配慮を必要とする子どもやその保護者への支援の充実を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う「家庭支援推進保育士」の取組を支援する。 【KPI】保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率を 100%とする。 ＜基準値＞ R 5：89.8% ＜県親育ち支援取組状況調査＞
【再掲】（No,81）医療的ケア児に対する支援の充実（幼保支援課） 【概要】保育所等における医療的ケア児の受け入れを可能とするため、市町村が行う保育所等への看護師等の配置を支援する。

No,111 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置（幼保支援課） 【概要】特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を支援する。 【KPI】保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターを全市町村に配置する。 <基準値> R5：11市13人 <県調査>
No,112 スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>（幼保支援課） 【概要】厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進する。
【再掲】（No,76）就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応（幼保支援課） 【概要】保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進する。 【KPI】特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率を100%とする。 <基準値> R5：66.4% <県特別支援教育の現状調査>
No,113 【新】地域子ども・子育て支援事業（幼保支援課） 【概要】子育て世代のニーズに応じた保育サービスを提供し、子育てしやすい環境を整えるため、延長保育、病児保育、一時預かり事業等を実施する市町村を支援する。 【KPI】延長保育事業実施箇所数を14市町村140箇所、病児保育事業実施箇所数を10市町村25箇所、一時預かり事業実施箇所数を26市町村110箇所を実施する。 ※第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値を引用（R6） R7以降は第3期高知県子ども・子育て支援事業支援計画を踏まえて設定 <基準値> R5：延長保育事業14市町村137箇所、病児保育事業9市町村22箇所、 一時預かり事業26市町村111箇所 <県調査>
【再掲】（No,96）多子世帯等への保育料の軽減（幼保支援課） 【概要】国の無償化の対象とならない保育料の軽減・無償化を行う市町村を支援する。
【後掲】（No,166）保育士等人材確保事業（幼保支援課） 【概要】保育士の人材確保を図るため、求職者と保育職場とのマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸付け、保育者の業務負担の軽減に向けた支援の充実など、関係団体と連携しながら取り組む。 【KPI】福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数を35件/年とする。 <基準値> R4：30件 <県調査> 待機児童数を0人とする。 <基準値> R5.4.1時点：6人 <こども家庭庁保育所等利用待機児童数調査>

施策 名称	Ⅲ－政策 1 全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と 環境の充実	施策 No,	(47)
		担当課	生涯学習課 教育政策課

概要	地域住民の学ぶ場や社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育団体の活動やネットワークづくりを支援することを通して、全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境を充実させる。
----	--

施策（47）の達成の目安となる指標

①生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数を 25,000 件以上とする。

＜県調査 4月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	23,103 件
R 5	12,649 件（R 5. 8 月）
R 6	25,000 件以上
R 7	25,000 件以上
R 8	25,000 件以上
R 9	25,000 件以上

②全市町村に社会教育主事有資格者・社会教育士を養成する。

＜県調査 4月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	14 市町村
R 6	15 市町村
R 7	25 市町村
R 8	30 市町村
R 9	全市町村

施策（47）を実現するために実施する各取組・事業

No,114 生涯学習活性化推進事業（生涯学習課）

【概要】県民一人一人が自発的意思に基づき必要に応じて学び、その成果を地域社会で発揮できるよう、市町村・民間・大学・県内施設等と連携し、学びの場や学びの成果を活かせる場に関する情報提供・相談機能を強化する。

No,115 社会教育振興事業（生涯学習課）

【概要】社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事（社会教育士）の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。

【KPI】すべての市町村が県教育委員会が開催する年間 3 回の研修会のいずれかに参加する。

＜基準値＞ R 4 : 30 市町村

＜県調査＞

No,116 青少年教育施設の整備（生涯学習課）

【概要】整備から相当期間が経過している青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。

【KPI】安全・安心に活動できる環境の保持のため、毎年度、各施設の状況を把握し、計画的に改修や修繕を行う。

＜基準値＞ R5 修繕工事等箇所件数：5 件

対象施設 現状：施設数 6 施設

青少年センター施設の一部、芸西天文学習館、幡多青少年の家、香北青少年の家、

高知青少年の家、青少年体育館

＜県調査＞

【再掲】（No,41）高知みらい科学館運営事業（生涯学習課）

【概要】県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。

【KPI】年間入館者数：200,000 人以上（うちプラネタリウム観覧者：50,000 人以上）とする。

＜基準値＞ R4：136,861 人（うちプラネタリウム観覧者：31,121 人）

＜県調査＞

No,117 志・とさ学びの日推進事業（教育政策課・生涯学習課）

【概要】高知県教育の日「志・とさ学びの日」（11 月 1 日）の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人一人が学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民が教育の現状について知り、考えるきっかけをつくる取組により教育的な風土を醸成する。

【KPI】県の教育の日関連行事の実施件数を前年度以上とする。

（※教育・文化週間の前後（11 月 1 日～7 日の本週間及び前後 2 週間程度）に実施された件数）

＜基準値＞ R5 県：90 件

＜県調査＞

施策 名称	Ⅲ－政策 2 学びを育む体験活動の推進	施策 No,	(48)
		担当課	生涯学習課

概要	青少年教育施設の主催事業等を通して、学びを育む体験活動を推進する。また、学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用した体験活動中心の自然体験学習や森林環境教育など、学びを育む体験活動を推進できる森林活用指導者の育成に取り組む。
----	---

施策（48）の達成の目安となる指標

- ① 青少年の健全な育成を図ることを目的とする県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25 歳未満）を 155,000 人とする。 ＜県調査 4 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	138,124 人
R 5	145,000 人
R 6	150,000 人
R 7	152,000 人
R 8	154,000 人
R 9	155,000 人

- ② 森林活用指導者育成研修の育成研修の修了者数を 40 名以上とする。 ＜県調査 4 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	12 名
R 5	15 名以上
R 6	23 名以上
R 7	28 名以上
R 8	34 名以上
R 9	40 名以上

施策（48）を実現するために実施する各取組・事業

No,118 学びを育む体験活動の推進（生涯学習課）

【概要】青少年教育施設の主催事業等を通して、学びを育む体験活動を推進する。また、学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用した体験活動中心の自然体験学習や森林環境教育など、学びを育む体験活動を推進できる森林活用指導者の育成に取り組む。

【KPI】森林環境教育を推進する人材の育成研修の受講者数を毎年 15 名以上とする。

＜基準値＞R 5：11 名（予定）

＜県調査＞

【後掲】（No,181） 地域学校協働活動推進事業（生涯学習課）

【概要】学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進するため、引き続き地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を支援し、子どもたちが参画等して実施する地域探究学習や地域貢献活動などの充実を図る。

施策名称	Ⅲ－政策 2 オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・ 情報環境の充実	施策 No,	(49)
		担当課	生涯学習課 小中学校課・高等学校課

概要	県民の多様なニーズに応えるため、資料・情報の収集やサービスの提供により、オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実を図る。また、子どもたちが読書に興味や関心をもてるような読書環境の充実を図るために、県教育委員会が作成した推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」の配布や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組む。
----	--

施策（49）の達成の目安となる指標

①県民一人あたりの図書貸出冊数を 5.2 冊以上とする。 <県調査 3月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 3（基準値）	4.9 冊
R 4	R 6. 3 月公表
R 5	4.9 冊
R 6	5.2 冊
R 7	5.2 冊
R 8	5.2 冊
R 9	5.2 冊以上

②電子図書館の閲覧回数を 10 万回以上とする。 <県調査 6月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	28,834 回
R 5	30,000 回
R 6	65,000 回
R 7	85,000 回
R 8	100,000 回
R 9	100,000 回以上

③レファレンス件数を 31,000 件以上とする。 <県調査 6月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	20,621 件
R 5	30,000 件
R 6	30,000 件
R 7	30,000 件
R 8	31,000 件
R 9	31,000 件以上

④県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数を 50,000 点以上とする。

＜県調査 6月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	40,827 点
R 5	35,000 点
R 6	45,000 点
R 7	47,600 点
R 8	50,000 点
R 9	50,000 点以上

⑤学校の授業時間以外で、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たり 10 分以上読書を行う児童生徒の数値を増加させる。

＜全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査 7月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：59.6%（60.0%）、中学校：48.9%（49.4%）
R 6	小学校：63.0%、中学校：52.0%
R 7	小学校：66.0%、中学校：56.0%
R 8	小学校：70.0%、中学校：60.0%
R 9	小学校：70.0%以上、中学校：60.0%以上

※（ ）内は全国平均

施策（49）を実現するために実施する各取組・事業

No,119 図書館活動事業（生涯学習課）

【概要】利用者の多様なニーズに応じるため、紙及び電子媒体の双方を提供するハイブリッド型図書館として非来館型サービスの充実を図る。また、地域課題解決の支援に向け、資料の収集・提供サービスの充実等により利活用を促進する。

No,120 読書活動推進事業（生涯学習課）

【概要】子どもたちが読書に興味や関心をもてるような読書環境の充実を図るために、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組む。

No,121 学校司書の配置、学校図書館の整備充実（小中学校課・高等学校課）

【概要】「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書に興味・関心を持ち、充実した読書活動が行える児童・生徒を育成するため、図書館資料及び整備の充実と、司書教諭及び学校司書の配置やその資質・能力の充実を図る。

【KPI】児童生徒に対する指導に関して、本やインターネット、図書館資料などを活用した授業を計画的に行った小・中学校の割合を 70%以上とする（週に 1 回程度、または、それ以上行ったと回答した割合）。

＜基準値＞R 5 小学校：30.6%（26.1%）、中学校：44.6%（42.9%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査学校質問紙調査＞

施策 名称	Ⅲ－政策 3 家庭教育支援の充実	施策 No,	(50)
		担当課	生涯学習課 幼保支援課

概要	子どもとの関わり方や生活習慣の重要性について、学校や幼稚園等の教職員及び保護者等の理解を促進するため、学習会や講演会等を行うとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を促すことによって、家庭教育支援の充実を図る。
----	--

施策（50）の達成の目安となる指標													
①「生活リズムチェックカード」を活用した生活習慣点検の取組において、保幼小の参加園校の割合を向上させる。 ＜県調査 3月公表＞ ○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R4（基準値）</td><td>61.9%（301/486） （保育所・幼稚園等（194/299）、小学校等（107/187））</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>63.0%</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>65.8%</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>67.9%</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>70.0%</td></tr> <tr> <td>R9</td><td>72.0%</td></tr> </table>		R4（基準値）	61.9%（301/486） （保育所・幼稚園等（194/299）、小学校等（107/187））	R5	63.0%	R6	65.8%	R7	67.9%	R8	70.0%	R9	72.0%
R4（基準値）	61.9%（301/486） （保育所・幼稚園等（194/299）、小学校等（107/187））												
R5	63.0%												
R6	65.8%												
R7	67.9%												
R8	70.0%												
R9	72.0%												

施策（50）を実現するために実施する各取組・事業
No,122 家庭教育支援基盤形成事業（生涯学習課） 【概要】市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより家庭教育力の向上に向けた支援を行う。また、家族のふれあいと子どもたちの基本的な生活習慣の向上・定着のための「早寝早起き朝ごはん」運動を推進する。 【KPI】親の育ちを応援する学習プログラムを活用できるファシリテーターを養成するとともに出前講座等に派遣する。（R9年度：20人養成、20回以上派遣） ＜基準値＞ R5：18人養成、20回派遣 ＜県調査＞
【再掲】（No,69） 親育ち支援啓発事業（幼保支援課） 【概要】保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。 【KPI】親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率を70%に引き上げる。 ＜基準値＞ R5.6月：38.3% ＜県調査＞

施策 名称	Ⅲ－政策 4 放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや 学びの場の充実	施策 No,	(51)
		担当課	生涯学習課

概要	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、運営補助や施設整備への助成を行う。また、放課後児童支援員等の人材育成、人材確保に向けた研修を実施する。
----	---

施策（51）の達成の目安となる指標											
① 1名の職員を放課後児童支援員等資質向上研修に出席させる放課後子ども教室及び放課後児童クラブの割合を100%とする（年1回）。 ＜県調査 2月公表＞ ○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R5（基準値）</td><td>2月公表</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>58.0%</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>72.0%</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>86.0%</td></tr> <tr> <td>R9</td><td>100%</td></tr> </table>		R5（基準値）	2月公表	R6	58.0%	R7	72.0%	R8	86.0%	R9	100%
R5（基準値）	2月公表										
R6	58.0%										
R7	72.0%										
R8	86.0%										
R9	100%										

施策（51）を実現するために実施する各取組・事業
No,123 新・放課後子ども総合プラン推進事業（生涯学習課） 【概要】市町村が行う放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費等に対し補助し、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進する。

施策名称	IV－政策 1 教職員の不祥事の防止強化と、発生した場合の対応体制の強化	施策 No,	(61)
		担当課	教職員・福利課 小中学校課・高等学校課 特別支援教育課・人権教育・児童生徒課

概要	県教育委員会が市町村教育委員会や学校等と連携し、事案の迅速な把握や対応体制の確立、不祥事根絶のための啓発を充実することで、教職員一人一人の意識のさらなる醸成を図り、「教職員の不祥事防止の強化」及び「発生した場合の対応体制の強化」を推進する。
----	--

施策（61）の達成の目安となる指標

①懲戒処分件数を 0 件にする。 ＜県調査 年度末公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	6 件（R 5.12 月時点）
R 6	0 件
R 7	0 件
R 8	0 件
R 9	0 件

②県立学校全教職員へのアンケートにおいて、「風通しのよい（相談しやすい等）職場と感じている」と回答した教職員の割合を高める。（4 件法で肯定の回答をした割合）

＜県立学校ハラスメントアンケート調査 2 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

（基準値）	— ※R6 より新設指標
R 6	70%
R 7	80%
R 8	90%
R 9	100%

施策（61）を実現するために実施する各取組・事業

No,148 【新】教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の確立

（教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課）

【概要】教職員の不祥事事案について、「防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」を、学校や市町村教育委員会等の関係機関と連携して、一体的に推し進めていく。また、管理職研修や採用前研修において、「不祥事防止」に係る内容を充実させ、教職員に対して啓発を図る。

施策名称	IV－政策 1 教員育成指標等を踏まえた各段階における 教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等 の対応力向上に向けた体系的な研修の実施	施策 No,	(62)
		担当課	教育センター 教育政策課・小中学校課 高等学校課・特別支援教育課

概要	研修内容や実施方法を工夫することや、P D C A サイクルを機能させることによって、教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力の向上に向けて、体系的な研修を実施する。
----	---

施策（62）の達成の目安となる指標													
①「若年教員育成プログラム」で実施する各年次研修における「高知県教員育成指標」（教諭）に基づく自己評価票の達成状況の自己評価及び校長評価を、初任者研修では、自己評価を 3.0 以上、校長評価を 3.2 以上、2 年・3 年・7 年経験者研修では、自己評価を 3.1 以上、校長評価を 3.3 以上とする。（4 件法） ＜自己評価票 2 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 ※以下の数値は初任、2 年、3 年、7 年の順 <table border="1"> <tr> <td>R 4（基準値）</td><td>自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.4</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上、</td></tr> </table>		R 4（基準値）	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.4	R 5	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上	R 6	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上	R 7	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上	R 8	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上	R 9	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上、
R 4（基準値）	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.4												
R 5	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上												
R 6	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上												
R 7	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上												
R 8	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上												
R 9	自己評価：3.0、3.1、3.1、3.1 以上 校長評価：3.2、3.3、3.3、3.3 以上、												
②中堅教諭等資質向上研修における「高知県教員育成指標」（教諭）に基づく自己評価票の達成状況の自己評価を 3.1 以上、校長評価を 3.3 以上とする。（4 件法） ＜自己評価票 2 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 4（基準値）</td><td>自己評価：3.1、校長評価：3.2</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上</td></tr> </table>		R 4（基準値）	自己評価：3.1、校長評価：3.2	R 5	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上	R 6	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上	R 7	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上	R 8	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上	R 9	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上
R 4（基準値）	自己評価：3.1、校長評価：3.2												
R 5	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上												
R 6	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上												
R 7	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上												
R 8	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上												
R 9	自己評価：3.1 以上、校長評価：3.3 以上												
③新任用校長研修における「高知県教員育成指標」に基づく自身の力量を測るアンケートの達成状況の自己評価を 3.2 以上とする。（4 件法） ＜力量形成に係るアンケート 2 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 4（基準値）</td><td>3.2</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>3.2 以上</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>3.2 以上</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>3.2 以上</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>3.2 以上</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>3.2 以上</td></tr> </table>		R 4（基準値）	3.2	R 5	3.2 以上	R 6	3.2 以上	R 7	3.2 以上	R 8	3.2 以上	R 9	3.2 以上
R 4（基準値）	3.2												
R 5	3.2 以上												
R 6	3.2 以上												
R 7	3.2 以上												
R 8	3.2 以上												
R 9	3.2 以上												

施策（62）を実現するために実施する各取組・事業	
No,149 採用候補者への啓発（採用前研修）（教育センター） 【概要】 早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。 【KPI】 採用前講座の受講者アンケートの肯定的評価を平均 3.8 以上とする。（4 件法） <基準値> R4 : 3.8 <受講者アンケート> 【KPI】 臨時的任用教員の受講者アンケートの肯定的評価を平均 3.8 以上とする。（4 件法） <基準値> R5 : 3.8 <受講者アンケート>	
No,150 若年教員育成プログラム（教育センター） 【概要】 若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から 7 年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づき体系化した「若年教員育成プログラム」を実施する。 【KPI】 「若年教員育成プログラム」で実施する各年次研修における「高知県教員育成指標」（教諭）に基づく自己評価票の達成状況の自己評価及び校長評価を、初任者研修では「学習指導力」の領域で、自己評価を 3.0 以上、校長評価を 3.2 以上、2 年・3 年経験者研修では「学習指導力」の領域、7 年経験者研修では「チームマネジメント」の領域でそれぞれ、自己評価を 3.1 以上、校長評価を 3.3 以上とする。（4 件法） <基準値> R4 初任 2.9、3.1 2 年 3.0、3.2 3 年 3.0、3.2 7 年 3.1、3.3（自己評価、校長評価） <自己評価票>	
No,151 中堅期以降の研修の充実（教育センター） 【概要】 〔中堅期〕教育活動その他の学校運営において中核的な役割を果たせるように、より実践的・専門的な知識・技能を高めるとともに、ミドルリーダーとしての実践的指導力の向上とチームマネジメント力の確立を図る研修を実施する。 〔発展期〕高度な知識・技能を習得・活用したり、学校運営等の総括的・指導的な役割を果たしたりするために、これまでの教育実践を省察し、時代の変化にも対応できるよう探究心をもちつつ自律的に学ぶ研修を実施する。 【KPI】 中堅教諭等資質向上研修における「高知県教員育成指標」（教諭）に基づく自己評価票の「チームマネジメント力」と「セルフマネジメント力」の領域で、自己評価を 3.1 以上、校長評価を 3.3 以上とする。 （4 件法） <基準値> R4 自己評価 : 3.0、校長評価 : 3.2 <自己評価票>	
No,152 【新】次世代リーダー育成研修 高知「志」塾（教育センター） 【概要】 広い識見や先見性、変革に挑む積極性を有し、本県教育を牽引する次世代のリーダーを育成する研修を実施する。 【KPI】 次世代リーダー育成研修高知「志」塾における評価票の自己評価を 3.0 以上、校長評価を 3.1 以上とする。（4 件法） <基準値> — ※R6 より新設 KPI <高知「志」塾評価票>	
No,153 管理職等育成プログラム（教育センター） 【概要】 管理職のマネジメント力に加え、アセスメント力、ファシリテーション※を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職育成プログラムを実施する。	

【KPI】新任教頭研修、任用2年次教頭研修における「高知県教員育成指標」に基づく自身の力量を測るアンケートの「マネジメント・ガバナンス」に係る項目で、自己評価を3.0以上、校長評価を3.1以上とする。（4件法） ＜基準値＞（参考）R4：自己評価3.0 校長評価 —※R6より新設 KPI <力量形成に係るアンケート> 新任教長研修における「高知県教員育成指標」に基づく自身の力量を測るアンケートの「マネジメント・ガバナンス」に係る項目で、自己評価の最終結果を年度当初より+0.3以上とする。（4件法） ＜基準値＞R4：+0.4 <力量形成に係るアンケート>
No,154 教員のICT活用指導力の向上 （教育センター、教育政策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課） 【概要】ICTを活用した学習指導の充実を図るため、幅広い教員を対象とした指定研修の実施、情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員の計画的養成、教員同士の学び合いや校内研修等の取組を推進する。 【KPI】「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）の教員のICT活用指導力の状況、項目A～Dにおいて、肯定的回答をした公立学校の教員の割合を、全国平均+3%以上とする。 A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 B 授業にICTを活用して指導する能力 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力 ＜基準値＞R4 A：89.4%（88.5%）、B79.0%（78.1%）、C：80.3%（79.6%）、 D：86.7%（86.9%） ※（ ）は全国平均 <学校における教育の情報化の実態等に関する調査>
No,155 教育事務職員研修の充実（教育センター） 【概要】「高知県公立学校事務職員育成指標」に基づき、今後における人事交流の拡大も視野に入れ、若年期を中心に企画・計画力、課題把握・解決力及び調整力を高める研修を実施し、学校運営に積極的に参画できる事務職員の育成を図る。 【KPI】主査研修（小・中学校、県立学校）における受講者アンケート結果の評価平均を3.6以上とする。（4件法） ＜基準値＞R4：3.5 <受講者アンケート> 【KPI】県立学校においては、事務部以外の校務分掌を兼務し学校運営に参画している事務職員の割合を100%とする。また、県立学校教育事務職員研修における受講者アンケートにおいて、「学校運営に積極的に参画している」を80%以上とする。 ＜基準値＞（参考）R5：32.6% —※R6より新設 KPI <学校要覧> <受講者アンケート>
No,156 学校の力を高める中核人材育成事業（教育政策課） 【概要】学校の力をもう一段高めるため、教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図る。 【KPI】県の派遣教員及び所属長に対する調査において「派遣先で研究したことや派遣先での学びが業務にいかされている」を100%とする。 ＜基準値＞R5：91.7% 【KPI】「派遣修了者が現在の所属における中核的役割を担うことができている」を100%とする。 ＜基準値＞R5：100% <大学院派遣研修の成果活用等に関する調査>

施策 名称	IV－政策 2	施策 No,	(63)
	学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進	担当課	教職員・福利課 教育政策課・小中学校課 高等学校課・特別支援教育課・ 保健体育課・教育センター

概要	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革の推進、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用などを行うとともに、若年教職員へのサポート体制を充実させながら、学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革を推進する。
----	--

施策（63）の達成の目安となる指標

- ①すべての教職員において時間外在校等時間月 45 時間以上の月を年間 3 月以内に抑える。
 （教育委員会規則に定める、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合〔1 箇月において 100 時間未満を上限等〕を含め 3 月以内に抑える。） ＜県調査 5 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	公立学校（小・中・義務・県中・高校・特支）：71.0% ※小・中・義務は教員業務支援員配置校：85 校
R 5	73%
R 6	75%
R 7	80%
R 8	90%
R 9	100%

- ②すべての教職員において時間外在校等時間を月 80 時間以内に抑える。 ＜県調査 5 月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	公立学校（小・中・義務・県中・高校・特支）：87.5% ※小・中・義務は教員業務支援員配置校：85 校
R 5	89%
R 6	90%
R 7	93%
R 8	96%
R 9	100%

施策（63）を実現するために実施する各取組・事業

No,157 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革（教職員・福利課）

【概要】学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識向上を図るため、研修を行うとともに各学校や自治体等の好事例の周知を行う。各学校における勤務時間管理の徹底を図り定時退校日の設定等の取組をさらに促進する。また、保護者や地域等に対する理解増進のための啓発を行う。

【KPI】①学校閉校日、②定時退校日、③最終退校時刻を設定した学校の割合を 100%とする。

＜基準値＞ R 4：①61.0%、②39.0%、③70.7%（対象 県立学校：41 校）

①100%、②75.1%、③54.9%（対象 小中（義務教育）学校：277 校）

＜県調査＞

教員の意識向上を図るための自発的な働き方改革に関する校内研修を行った学校（全公立学校）の割合を 100%にする。

＜基準値＞ — ※R 6 より新設 KPI

＜県調査＞

No,158 業務の効率化・削減 （教職員・福利課、教育政策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、保健体育課、教育センター） 【概要】教育委員会事務局の調査等の精選、研修の精選、I C T の活用や教材等のデジタル化及び共有化により、教員の負担軽減を図る。また、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図り、学校給食費等の公会計化に向け、好事例の周知などの支援を行う。 【KPI】夏季の長期休業中において 10 日以上の休暇を取得した教職員（県立学校）の割合を 100%とする。 <基準値> R5 : 58.4% <県調査> 学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合を 100%にする。 <基準値> R4 小中（義務教育）学校 : 92.1%、県立学校 : 100% <県調査>
No,159 【新】若年教職員のサポート体制の充実 （教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課） 【概要】若年教員に対し、担任業務等のサポート体制を充実させることで業務の負担軽減を図る。また、メンタルヘルスに関する相談体制を充実させ、優先的に支援することで心理的な負担軽減を図る。
【後掲】（No,178）校務支援システム等を活用した業務効率化（教育政策課） 【概要】全公立学校に導入した 校務支援システム等の活用を促進することにより、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど各学校における学習指導や生徒指導を充実しつつ、業務効率化を図る。 【KPI】システムへのアクセス権限を持つ教職員のログイン率を上げる。 （R9 : 管理職・学校事務 85%以上、教員 80%以上） <基準値> R5 市町村立学校 : 管理職・学校事務 82.7%、教員 72.6% 県立学校 : 管理職・学校事務 80.0%、教員 83.6% <県調査>
【後掲】（No,179）校務効率化ツール等の導入促進（教育政策課） 【概要】県立学校のニーズを把握して、デジタルドリルや採点支援ツールなどの新たな ICT ツールの導入を図り、業務効率化を促進する。また、県立学校の導入事例を市町村に情報共有する。 【KPI】校務支援システムを日常的に活用している教職員の割合（システムのログイン率）を上げる。 （R9 : 管理職・学校事務 85%以上、教員 80%以上） <基準値> R5 市町村立学校 : 管理職・学校事務 82.7%、教員 72.6% 県立学校 : 管理職・学校事務 80.0%、教員 83.6% <県調査>
No,160 教員業務支援員配置事業（教職員・福利課） 【概要】教員の専門性を必要としない業務に従事する「教員業務支援員」を配置するとともに効果的な活用を推進し、教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備する。 【KPI】教員一人あたりの時間外在校等時間を配置前と比較して 3 %以上削減する。（R9 : 100%） <基準値> R4 : 31.8%（対象 教員業務支援員配置校 : 66 校（新規配置校を除く）） <県調査>

【再掲】（No,92）学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業）（人権教育・児童生徒課） 【概要】児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図る。 【KPI】SCやSSWを活用した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合を90%以上にする。 <基準値> — ※R6より新設 KPI <県調査>
【後掲】（No,183）【新】部活動改革の取組推進（保健体育課・小中学校課） 【概要】少子化の中でも、子どもたちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境の整備に向けて、県及び市町村等の関係者が連携・協力し、公立中学校における段階的な部活動の地域連携・地域移行に取り組む。 また、顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築する。 【KPI】地域連携・地域移行への取組を実施している市町村数を14市町村以上にする。 <基準値> R5：6市町村（実証事業や地域クラブの申請があった市町村数） ※国の事業（地域移行実証事業）の活用、県中体連への地域クラブ・拠点校部活動の申請 等 <県調査> 専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員（中学校）を配置している割合を50%以上とする。 <基準値> R5 運動部：40.2%（27／67人）割合：（専門外顧問数）／（全配置数） <県調査> 専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員（高等学校）を配置している割合を50%以上とする。 <基準値> R5 運動部：34.4%（20／58人）割合：（専門外顧問数）／（全配置数） <県調査> 顧問がより専門的な指導ができづらい吹奏楽部（中学校）に対して、部活動指導員を配置し、顧問の負担軽減を図る。（R9：13名以上） <基準値> R5 文化部（吹奏楽部）：5人 <県調査>
No,161 学校事務体制の強化（教職員・福利課、小中学校課、教育センター） 【概要】学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室※の設置及び機能強化を図り、「学校事務の適正化・効率化」「教職員の資質向上」「校務運営への参画による教育活動の充実」などを推進することで、より一層の業務改善を図り、教員の負担軽減につなげる。 【KPI】共同学校事務室を設置した教育委員会の割合を80%以上にする。 <基準値> R5：62.8%（22/35） <県調査> 総括主任研修受講者アンケート結果の評価平均を3.8以上にする。（4件法） <基準値> R4：3.8 <受講者アンケート>

施策名称	IV－政策 2 校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、 かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・ 経営体制の強化（義務教育段階）	施策 No,	(64)
		担当課	小中学校課

概要	目標達成に向けた指示・命令・相談・報告がすべての教職員に確実に届くよう、それぞれの立場の役割が明確化され、意思疎通を図るライン機能の強化によって、校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画できるようにする。あわせて、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化を図ることができるようにする（義務教育段階）。
----	--

施策（64）の達成の目安となる指標

- ①「児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している」と回答した小・中学校の割合を 100%にする。
 <全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査 7月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：96.8%、中学校：98.0%
R 6	小学校：98.5%、中学校：98.5%
R 7	小学校：99.0%、中学校：99.0%
R 8	小学校：99.5%、中学校：99.5%
R 9	小学校：100%、中学校：100%

- ②「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と回答した小学校の割合を 50%以上、中学校の割合を 40%以上、かつ全国平均以上にする。 <全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査 7月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	小学校：40.2%、中学校：30.6%
R 6	小学校：42.5%、中学校：32.5%
R 7	小学校：45.0%、中学校：35.0%
R 8	小学校：47.5%、中学校：37.5%
R 9	小学校：50.0%以上、中学校：40.0%以上、かつ全国平均以上

施策（64）を実現するために実施する各取組・事業

No.162 学力向上のための学校経営力向上支援事業（小中学校課）

【概要】全ての小中学校で、学力調査で明らかとなった課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するために、教職員が参画して学校経営計画を策定し、組織的、計画的に学力向上を図る取組を強化する。

【KPI】「校長が教育に対する確固とした理念をもち、教育振興基本計画を踏まえて学校経営計画を立て、教職員と方針や計画を共有している」と回答した小・中学校の割合を 90%以上とする。（肯定的な回答をした割合）

<基準値> — ※R 6 より新設指標

<道徳教育・キャリア教育・チーム学校に関する調査>

No,163 組織力向上推進事業（小中学校課）

【概要】小学校教科担任制及び中学校における教科のタテ持ち等による組織的な授業改善を一層推進し、小・中学校の円滑な接続を図るとともに、教育の質を高める「チーム学校」の取組の強化を図る。

【KPI】「学校種や学校規模に応じた OJT の仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる」と回答した小・中学校の割合を 90%以上とする。（肯定的な回答をした割合）

＜基準値＞ — ※R6より新設指標

＜道徳教育・キャリア教育・チーム学校に関する調査＞

【KPI】「小学校教科担任制の導入を踏まえ、小中学校間の連携を充実し、義務教育9年間を見通した教科指導体制の構築を推進している」と回答した小・中学校の割合を 90%以上にする。（肯定的な回答をした割合）

＜基準値＞ — ※R6より新設指標

＜道徳教育・キャリア教育・チーム学校に関する調査＞

【後掲】（No,180）コミュニティ・スクール※の充実（小中学校課）

【概要】学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、持続可能な学校運営協議会を目指す。

【KPI】「保護者や地域の人々が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している」と回答した小・中学校の割合を 100%とする。（肯定的な回答をした割合）

＜基準値＞ R5 小学校 95.6%（95.9%）、中学校 89.8%（82.1%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

施策 名称	IV－政策 2 校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化（高等学校段階）	施策 No,	(65)
		担当課	高等学校課

概要	カリキュラム・マネジメントに係る管理職対象の学校訪問によって、校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化を図ることができるようにする（高等学校段階）。
----	---

施策（65）の達成の目安となる指標	
①学校経営計画の学校関係者評価において「学力の向上」、「社会性の育成」、「チーム学校」の3項目で、A評価（目標を十分に達成している）が1項目以上ある学校の割合を増加させる。	
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 ＜学校経営計画 3月公表＞	
R4（基準値）	50.0%
R5	52.0%
R6	54.0%
R7	56.0%
R8	58.0%
R9	60.0%

施策（65）を実現するために実施する各取組・事業
【再掲】（No,11） 学校経営計画の充実（マネジメント力強化事業）（高等学校課） 【概要】全教職員が「自分事」として学校経営に参画し、組織的な取組の充実が図られるよう、「学校支援チーム」が各学校を訪問し、学校経営に関する具体的な指導、助言を行う。 【KPI】「学校支援チーム」が各学校を訪問し、学校経営に関する具体的な指導、助言を2回以上実施する割合を100%とする。 ＜基準値＞R4：100% ＜県調査＞
No,164 主幹教諭の配置による組織力強化（高等学校課） 【概要】校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJTを通して組織的に人材を育成する仕組みを確立する。 【KPI】主幹教諭※が職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を2回以上実施する学校の割合を100%とする。 ＜基準値＞— ※R6より新設 KPI ＜県調査＞
【再掲】（No,21） 21ハイスクールプラン（高等学校課） 【概要】地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくり、各校における探究的な学習活動の充実など、地域と連携・協働した活動や、専門的な技能・豊かな人間性を育成する活動を通して、進路実現の可能性を広げるための取組を支援する。 【KPI】学校経営計画「学校の振興」の項目において、年度末評価結果でB以上の学校の割合を100%とする。＜基準値＞R4：94.4% ＜学校経営計画＞

【後掲】(No,180) コミュニティ・スクールの導入推進および充実（高等学校課）

【概要】学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、持続可能な学校運営協議会を目指して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。

【KPI】学校運営協議会を年に2回以上実施する学校を100%とする。

＜基準値＞ — ※R6より新設 KPI

＜県調査＞

施策名称	IV－政策2 教員等人材の確保に向けた取組の推進	施策 No,	(66)
		担当課	教職員・福利課 幼保支援課

概要

本県が求める資質や能力を有する教職員等人材を採用・確保するために、採用方法や審査内容の工夫・改善を行うとともに、教職員等に関する魅力発信や、採用に関する情報等を積極的に広報するなどの取組を推進する。
求職者と保育職場のマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸付けを行うとともに、移住促進策とも連携した人材確保の取組の強化を図る。

施策（66）の達成の目安となる指標

- ①教員採用候補者選考審査において、採用予定数を確実に充足するとともに、受審者を増やす取組を行うことで採用倍率3倍以上を維持し、一定の資質や能力を担保していく。

＜県調査 3月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R4（基準値）	小学校：採用充足率 72%、採用倍率 9.7 倍 中学校：採用充足率 104%、採用倍率 7.8 倍 高等学校：採用充足率 100%、採用倍率 8.4 倍
R5	採用充足率 100%以上、採用倍率 3.0 倍以上
R6	採用充足率 100%以上、採用倍率 3.0 倍以上
R7	採用充足率 100%以上、採用倍率 3.0 倍以上
R8	採用充足率 100%以上、採用倍率 3.0 倍以上
R9	採用充足率 100%以上、採用倍率 3.0 倍以上

- ②高知県の保育所等で従事する保育士・保育教諭数を4,507人以上※とする。

※第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画（R2～6）における保育教諭・保育士の必要数（R6）

R7以降は第3期高知県子ども・子育て支援事業支援計画を踏まえて設定

＜県特定教育・保育施設等運営状況調査＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R5（基準値）	4,400 人
R6	4,507 人以上
R7	4,507 人以上
R8	4,507 人以上
R9	4,507 人以上

施策（66）を実現するために実施する各取組・事業

No,165 教員採用審査方法の見直し、教職や学校の魅力発信の推進（教職員・福利課）

【概要】教職員の採用及び確保をするために、受審年齢制限の緩和や大学推薦枠の拡大等、採用審査方法について工夫、改善を図るとともに、教職や学校の魅力・情報等を積極的に発信する。

No,166 保育士等人材確保事業（幼保支援課）

【概要】保育士の人材確保を図るため、求職者と保育職場とのマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸付け、保育者の業務負担の軽減に向けた支援の充実など、関係団体と連携しながら取り組む。

【KPI】福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数を 35 件／年以上とする。

<基準値> R4：30 件

<県調査>

待機児童数を 0 人とする。

<基準値> R5.4.1：6 人

<こども家庭庁保育所等利用待機児童数調査>

施策名称	IV－政策 2	施策 No,	(67)
	教職員のメンタルヘルス対策	担当課	教職員・福利課・小中学校課 高等学校課・特別支援教育課 保健体育課・教育センター

概要

メンタルヘルスに関する相談体制の充実や、働き方改革と連動した業務の負担軽減等によって、教職員のメンタルヘルス対策を強化する。

施策（67）の達成の目安となる指標

①公立学校における教育職員の精神疾患による病休者（病気休職者及び 1 ヶ月以上の病気休暇取得者）数を約 30%減少させる。

<公立学校教職員の人事行政状況調査 12 月公表>

○R9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

※最小であった H28～30 の 3 カ年平均 73 人を目標値とする。

R2～R4 平均（基準値）	100 人
R4～R6 平均	93 人
R5～R7 平均	86 人
R6～R8 平均	79 人
R7～R9 平均	73 人

施策（67）を実現するために実施する各取組・事業

No,167 【新】教職員のメンタルヘルス対策

（教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、保健体育課、教育センター）

【概要】教職員のストレスチェックの実施、相談窓口の活用、働き方改革と連動した若年教員の負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実、教職員の横の繋がりを作ることなどにより、精神疾患による病気休職等を予防する。また、職場復帰サポートシステムを活用し、復帰をサポートする。

施策 名称	IV－政策 3 教育施設等の耐震化、防災対策の促進	施策 No,	(68)
		担当課	学校安全対策課 幼保支援課・生涯学習課

概要	教育施設等の耐震化や、発災時には地域の避難所となる県立学校の体育館への空調設備を整備することによって、防災対策の促進を図る。
----	--

施策（68）の達成の目安となる指標

①県立学校体育館への空調設備の設置を計画的に行う。

<実績>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	整備済み 5 校、設計 4 校
R 6	設置工事 4 校発注、設計 2 校
R 7	} 設置工事 2 校発注
R 8	
R 9	整備済み累計 11 校

②令和 8 年度までに耐震対策が必要な青少年教育施設を「0」とする。

<実績>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	3
R 6	2
R 7	1
R 8	0
R 9	－

施策（68）を実現するために実施する各取組・事業

No,168 【新】県立学校体育館への空調整備（学校安全対策課）

【概要】体育館に空調設備を整備することで、学校活動による夏場の熱中症予防対策を図るとともに、発災時には地域の避難所ともなる体育館の防災対策を促進する。

No,169 保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援（幼保支援課） 【概要】南海トラフ地震で発生する津波等の災害から乳幼児の安全を確保するため、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行う。 【KPI】高台移転等（具体的な対応方針が決定したものを含む。）を令和6年度までに8施設で実施する。 ＜基準値＞ R4：高台移転等が完了した施設 29/37 施設 ＜県調査＞
No,170 保育所・幼稚園等の事業継続計画（BCP）※の策定（幼保支援課） 【概要】南海トラフ地震などの災害発生後、早期に保育・教育環境を復旧させるため、保育所・幼稚園等が行う行政機関と連携した事業継続計画（BCP）策定を促進する。 【KPI】保育所・幼稚園等における事業継続計画（BCP）の策定率を引き上げる。 ＜基準値＞ — ※R6より新規 KPI（R6.3月調査予定） ＜県調査＞
【再掲】（No,116） 青少年教育施設の整備（生涯学習課） 【概要】安全を確保し、利用者が安心して活動できるよう、青少年教育施設の耐震化を実施する。 【KPI】非構造部材の耐震化等の耐震化工事を計画的に推進する。 ＜基準値＞ R5：3 施設 ＜実績＞

施策 名称	IV－政策 3 学校施設等の長寿命化改修や、省エネルギー化、 バリアフリー化等の実施	施策 No,	(69)
		担当課	学校安全対策課 生涯学習課

概要	長寿命化改修や計画的な改修・修繕の実施による学校施設等の老朽化対策や、L E D 照明の設置などの省エネルギー化、エレベーターの整備などのバリアフリー化等を実施する。
----	---

施策（69）の達成の目安となる指標	
① 築 40 年を経過している施設（平成 29 年時点 109 棟）について、県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、長寿命化改修工事を計画的に進める。	
＜実績＞	
○ R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 5（基準値）	基本設計：13 校、設計：11 棟（7 校）、工事：5 棟（3 校） ※累計数
R 6	基本設計：3 校、設計：6 棟（5 校）、工事：6 棟（4 校）
R 7	基本設計：3 校
R 8	基本設計：2 校
R 9	基本設計：1 校

施策（69）を実現するために実施する各取組・事業
No,171 学校施設の長寿命化対策等（学校安全対策課） 【概要】老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、安全・安心で快適な教育環境を保持するため、施設機能の維持・改善とともに予防保全的な改修と高効率機器への更新や、太陽光発電設備の設置など環境への負荷を軽減するため、長寿命化改修工事等を進める。 【KPI】高知県脱炭素社会アクションプラン※に沿って設置可能な施設の 50%以上に太陽光発電設備を設置する。 ＜基準値＞ R 5：22.2%（10／45 校） ＜実績＞
【再掲】（No,116） 青少年教育施設の整備（生涯学習課） 【概要】整備から相当年数が経過している老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。 ※青少年センター、芸西天文学習館、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館 【KPI】安全・安心な施設状態の保持のため、毎年度、各施設の状況を把握し、計画的に改修や修繕を行う。 ＜基準値＞ R 5 修繕工事等箇所件数：5 件 ＜実績＞

施策 名称	IV－政策 3 学校等の防犯対策	施策 No,	(70)
		担当課	学校安全対策課 生涯学習課

概要	児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や不審者侵入訓練を実施するとともに、来校者や校門及び校舎入口等の安全管理の徹底によって、学校等の防犯対策を強化する。また、放課後等における子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進める。
----	---

施策（70）の達成の目安となる指標

- ① 児童生徒等に対する防犯教育を実施した学校の割合を小学校・中学校・高等学校の割合を 100%に、特別支援学校を 85%に引き上げる。

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート 3月公表＞

○R9 末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	小学校 96.8%、中学校 88.8%、高等学校 82.9%、特別支援学校 60.0%
R 5	小学校 98%、中学校 90%、高等学校 85%、特別支援学校 65%
R 6	小学校 100%、中学校 93%、高等学校 87%、特別支援学校 70%
R 7	小学校 100%、中学校 95%、高等学校 90%、特別支援学校 75%
R 8	小学校 100%、中学校 98%、高等学校 95%、特別支援学校 80%
R 9	小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 85%

施策（70）を実現するために実施する各取組・事業

No172 不審者侵入対策を含めた安全教育・安全管理体制の充実（学校安全対策課）

【概要】学校内外での不審者による事件等、子どもたちの安全を脅かす事件・事故等が依然として発生している中、各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進する。

【KPI】警察等の関係機関と連携した「防犯教室」を実施した学校の割合を現状より 10%引き上げる。

＜基準値＞ R4 小学校：84.0%、中学校：69.4%、高等学校：74.3%、特別支援学校：40.0%

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞

危機管理マニュアルに「生活安全（防犯含む）」の内容を盛り込んでいる学校の割合を 100%にする。

＜基準値＞ R4 小学校：99.5%、中学校：96.9%、高等学校：94.3%、特別支援学校：100%

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞

【再掲】（No,123）新・放課後子ども総合プラン推進事業（生涯学習課）

【概要】放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置促進や、地域住民の参画を得た、様々な活動を支援する。

施策 名称	Ⅳ－政策 3 登下校の安全対策の促進	施策 No,	(71)
		担当課	学校安全対策課 幼保支援課

概要	地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策を促進する。
----	---

施策（71）の達成の目安となる指標

- ①スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小学校の割合 100%を継続し、中学校は 100%とする。

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート 3月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	小学校 100%、中学校 86.6%
R 5	小学校 100%、中学校 88%
R 6	小学校 100%、中学校 90%
R 7	小学校 100%、中学校 93%
R 8	小学校 100%、中学校 96%
R 9	小学校 100%、中学校 100%

- ②市町村立中学校・県立学校の自転車通学者におけるヘルメット着用の割合を引き上げる。

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート 3月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 4（基準値）	市町村立中学校 54.5%、県立学校 12.6%
R 5	市町村立中学校 58%、県立学校 15%
R 6	市町村立中学校 60%、県立学校 20%
R 7	市町村立中学校 65%、県立学校 25%
R 8	市町村立中学校 70%、県立学校 30%
R 9	市町村立中学校 75%、県立学校 35%

施策（71）を実現するために実施する各取組・事業

No,173 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（学校安全対策課）

【概要】子ども達が安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全を確保するため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備する。

【KPI】通学路の安全点検を実施した学校の割合を小学校は 100%を継続、中学校 100%とする。

＜基準値＞R 4 小学校：100%、中学校 92.8%

＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞

No,174 自転車ヘルメット着用推進事業（学校安全対策課）

【概要】学校現場における自転車の安全な利用に向けた啓発活動を行うとともに、県がヘルメットの購入費用を一部負担することでヘルメットの着用を促進し、自転車の安全利用に関する意識の向上を図る。

【KPI】自転車ヘルメット着用推進事業の補助件数を市町村は 1500 件以上、県立学校は 500 件以上とする。

＜基準値＞R 1 ～ 4 平均 市町村：1,275 件、県立学校：336 件

＜高知県自転車ヘルメット着用推進事業実績＞

No,175 保育所・幼稚園等の安全対策の強化（幼保支援課）

【概要】就学前施設に通う子どもたちの安全を確保するため、保育所・幼稚園等の職員等を対象とした研修会などに取り組む。

施策 名称	Ⅳ－政策 3 防災教育の推進	施策 No,	(72)
		担当課	学校安全対策課 生涯学習課

概要	児童生徒が災害によっていかなる状況下でも自分の命を守り抜くとともに、主体的に行動できる力を身につけることができるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育をより一層推進する。また、放課後等の安全・安心な居場所づくりを進めるため、運営補助や人材育成研修等によって、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおける防災対策を推進する。
----	---

施策（72）の達成の目安となる指標													
①安全教育全体計画において設定した学年別重点目標【災害安全】（児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成）を「十分達成できた」と回答した学校の割合を引き上げる。 ＜県学校安全の取組状況に関するアンケート 3月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table border="1"> <tr> <td>R 4（基準値）</td><td>小学校 25.1%、中学校 28.6%、高等学校 20.0%、特別支援学校 0%</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>小学校 30%、中学校 30%、高等学校 25%、特別支援学校 5%</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>小学校 35%、中学校 35%、高等学校 30%、特別支援学校 10%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>小学校 40%、中学校 40%、高等学校 35%、特別支援学校 15%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>小学校 45%、中学校 45%、高等学校 40%、特別支援学校 20%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>小学校 50%、中学校 50%、高等学校 45%、特別支援学校 25%</td></tr> </table>		R 4（基準値）	小学校 25.1%、中学校 28.6%、高等学校 20.0%、特別支援学校 0%	R 5	小学校 30%、中学校 30%、高等学校 25%、特別支援学校 5%	R 6	小学校 35%、中学校 35%、高等学校 30%、特別支援学校 10%	R 7	小学校 40%、中学校 40%、高等学校 35%、特別支援学校 15%	R 8	小学校 45%、中学校 45%、高等学校 40%、特別支援学校 20%	R 9	小学校 50%、中学校 50%、高等学校 45%、特別支援学校 25%
R 4（基準値）	小学校 25.1%、中学校 28.6%、高等学校 20.0%、特別支援学校 0%												
R 5	小学校 30%、中学校 30%、高等学校 25%、特別支援学校 5%												
R 6	小学校 35%、中学校 35%、高等学校 30%、特別支援学校 10%												
R 7	小学校 40%、中学校 40%、高等学校 35%、特別支援学校 15%												
R 8	小学校 45%、中学校 45%、高等学校 40%、特別支援学校 20%												
R 9	小学校 50%、中学校 50%、高等学校 45%、特別支援学校 25%												

施策（72）を実現するために実施する各取組・事業
No,176 防災教育推進事業（学校安全対策課） 【概要】南海トラフ地震に備えるため、児童生徒の安全に関する資質・能力の育成及び教職員の危機管理意識の維持高揚を図る。 【KPI】安全教育研修会の研修内容を自校の校内研修等で教職員へ伝達した学校の割合を小・中学校は100%、高等・特別支援学校は75%以上とする。 ＜基準値＞R 4 小学校：92.0%、中学校：88.8%、高等学校：51.4%、特別支援学校：53.3% ＜県学校安全の取組状況に関するアンケート＞
【再掲】（No,123）新・放課後子ども総合プラン推進事業（生涯学習課） 【概要】放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置促進や、地域住民の参画を得た、様々な活動を支援する。

施策 名称	IV－政策 3 ICT・デジタル環境の整備、校務DXの推進	施策 No,	(73)
		担当課	教育政策課・教職員・福利課 高等学校課・特別支援教育課

概要	1人1台タブレット端末の計画的な更新や各種システムの活用促進・導入により、学校のICT・デジタル環境の整備や校務の推進を図る。
----	---

施策（73）の達成の目安となる指標	
① 1人1台タブレット端末を計画的に更新する。	＜県調査 3月公表＞
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R5（基準値）	R3年度までに整備完了
R6	計画通り完了（先行導入した小・中学校）
R7	計画通り完了（主に小中学校）
R8	計画通り完了（主に県立高等学校、特別支援学校高等部）
② 県独自調査で「ICTツールの導入により、校務の効率化が進んでいる」と答えた教職員の割合を90%以上とする。	＜県調査 3月公表＞
○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R5（基準値）	— ※R6より新設指標
R6	60%
R7	70%
R8	80%
R9	90%

施策（73）を実現するために実施する各取組・事業
No,177 学校のICT環境整備（教育政策課、高等学校課、特別支援教育課） 【概要】 県立学校における1人1台タブレット端末の更新を滞りなく進めるとともに、市町村教育委員会で実施する端末更新の支援を行う。また、学校現場での円滑な端末利用のためのネットワーク基盤の更新を検討する。さらに、端末を活用したICT教育を推進するため、GIGAスクール運営支援センター※を整備・運用する。
No,178 校務支援システム等を活用した業務効率化（教育政策課） 【概要】 全公立学校に導入した校務支援システム※等の活用を促進することにより、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど各学校における学習指導や生徒指導を充実しつつ、業務効率化を図る。 【KPI】 校務支援システムを日常的に活用している教職員の割合を引き上げる。 ＜基準値＞R5 [市町村立学校] 管理職・学校事務：82.7%、教員：72.6% [県立学校] 管理職・学校事務：80.0%、教員：83.6% ＜県調査 3月公表＞

No,179 【新】校務効率化ツール等の導入促進（教育政策課、教職員・福利課、高等学校課）

【概要】県立学校のニーズを把握して、デジタルドリルや採点支援ツールなどの新たな ICT ツールの導入を図り、業務効率化を促進する。また、県立学校の導入事例を市町村に情報共有する。

【再掲】（No,3） 学習支援プラットフォームの活用促進（教育政策課）

【概要】学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用を促進し、スタディログダッシュボードや「きもちメーター」等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまづきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげる。

【KPI】県独自調査で「高知家まなびばこの機能（きもちメーター、スタディログダッシュボード、Google フォームのアンケートなど）により、児童生徒の状況を把握して指導に活かしている」と答えた教員の割合を100%にする。

＜基準値＞－ ※R6新設 KPI

＜県調査 3月公表＞

施策 名称	IV－政策 4 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進	施策 No,	(74)
		担当課	生涯学習課・小中学校課 高等学校課・特別支援教育課

概要	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、導入後も活発な議論が継続する学校運営協議会や、教職員・保護者・地域住民等が連携・協働するコミュニティ・スクールの運営促進とともに、コミュニティ・スクール、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間、キャリア教育などの担当者が参加する、学校の地域連携を考える会を開催する。また、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を引き続き支援するとともに、全ての公立小中学校において、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	--

施策（74）の達成の目安となる指標											
①コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合を 100%にする。 ＜県調査 随時更新＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>小学校:94.6%、中学校:93.3%、高等学校:66.7%、特別支援学校:100%</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>100%</td></tr> </table>		R 5（基準値）	小学校:94.6%、中学校:93.3%、高等学校:66.7%、特別支援学校:100%	R 6	100%	R 7	100%	R 8	100%	R 9	100%
R 5（基準値）	小学校:94.6%、中学校:93.3%、高等学校:66.7%、特別支援学校:100%										
R 6	100%										
R 7	100%										
R 8	100%										
R 9	100%										
②高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合を 100%とする。 ＜県調査 4 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>小学校：100%、中学校：92.4%</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>93%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>96%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>98%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>100%</td></tr> </table>		R 5（基準値）	小学校：100%、中学校：92.4%	R 6	93%	R 7	96%	R 8	98%	R 9	100%
R 5（基準値）	小学校：100%、中学校：92.4%										
R 6	93%										
R 7	96%										
R 8	98%										
R 9	100%										
③「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった」と回答した小・中学校の割合を 50%以上とする。（強肯定の回答をした割合） ＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査 7 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標 <table> <tr> <td>R 5（基準値）</td><td>小学校 38.0%、中学校 28.6%</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>小学校 41%、中学校 31%</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>小学校 44%、中学校 34.3%</td></tr> <tr> <td>R 8</td><td>小学校 47%、中学校 37.5%</td></tr> <tr> <td>R 9</td><td>小・中学校 50%以上</td></tr> </table>		R 5（基準値）	小学校 38.0%、中学校 28.6%	R 6	小学校 41%、中学校 31%	R 7	小学校 44%、中学校 34.3%	R 8	小学校 47%、中学校 37.5%	R 9	小・中学校 50%以上
R 5（基準値）	小学校 38.0%、中学校 28.6%										
R 6	小学校 41%、中学校 31%										
R 7	小学校 44%、中学校 34.3%										
R 8	小学校 47%、中学校 37.5%										
R 9	小・中学校 50%以上										

④コミュニティ・スクールや地域学校協働活動において、子どもの課題解決に取り組み、改善・解決した学校の割合を 100%とする。

＜県調査 2月公表＞

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	－ ※R 6 新設指標
R 6	62.5%
R 7	75%
R 8	87.5%
R 9	100%

施策（74）を実現するために実施する各取組・事業

No,180 コミュニティ・スクールの導入推進及び充実（小中学校課、高等学校課、特別支援教育課）

【概要】学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、持続可能な学校運営協議会を目指して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。

【KPI】「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している」と回答した小・中学校の割合を 100%にする。（肯定的な回答をした割合）

＜基準値＞ R5 小学校 95.6%（95.9%）、中学校 89.8%（82.1%） ※（ ）内は全国平均

＜全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査＞

学校運営協議会を年に 2 回以上実施する学校を 100%とする。【高等学校課、特別支援教育課】

＜基準値＞ － ※R 6 より新設 KPI

＜県調査 3月公表＞

No,181 地域学校協働活動推進事業（生涯学習課）

【概要】学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動をコミュニティ・スクールと一体的に推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を引き続き支援するとともに、全ての公立小中学校において、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。

施策 名称	Ⅳ－政策 4 P T A活動の振興	施策 No,	(75)
		担当課	生涯学習課

概要	子どもたちを取り巻く様々な課題に対応していくために、学校、保護者、行政が協働して研修会を実施し、学んだことを PTA の取組に生かすことを促すことによって、PTA 活動の振興を図る。
----	---

施策（75）の達成の目安となる指標	
①研修会等で学んだことを取組につなげた PTA の割合を 95%とする。	
＜県調査 3月公表＞	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 4（基準値）	91.3%
R 5	91.5%
R 6	92.0%
R 7	93.0%
R 8	94.0%
R 9	95.0%

施策（75）を実現するために実施する各取組・事業
No,182 PTA 活動振興事業（生涯学習課） 【概要】 学校、保護者、行政が協働し、PTA の研修会を開催する。また、保幼小中高の連携した取組が多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。 【KPI】 PTA・教育行政研修会に対する肯定的評価の割合を 90%以上とする。 ＜基準値＞R 5：71.2% ＜県調査 3月公表＞

施策 名称	IV－政策 4 部活動の地域連携・地域移行に向けた取組の推進	施策 No,	(76)
		担当課	保健体育課 小中学校課

概要	高知県における部活動地域連携・地域移行検討会議において、地域移行検討部会、地域連携検討部会にて具体的な課題への対応を協議するとともに、関係機関と連携を図りながら、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的な取組の検討や実施を進める。 また、顧問に代わり専門的な指導ができる部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築する。
----	---

施策（76）の達成の目安となる指標	
①令和 9 年度までに県中学校体育連盟に申請した地域クラブ数を 30 チーム以上、拠点校部活動数 10 部以上とし、これまで学校に部活動がない等の理由でやりたい活動や大会参加ができなかった生徒に対して、持続的な活動機会を確保することを目指すため、市町村が行う部活動の地域連携・地域移行の取組を支援する。 ＜県調査 6 月公表＞ ○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
県中学校体育連盟に申請した地域クラブ数	
R 5（基準値）	5 チーム
R 6	8 チーム
R 7	10 チーム
R 8	20 チーム
R 9	30 チーム以上
県中学校体育連盟に申請した拠点校部活動数	
R 5（基準値）	0 部
R 6	2 部
R 7	5 部
R 8	8 部
R 9	10 部以上
※R5～R7 は、国が改革推進期間としているため、各市町村においては検討をしている段階である。	

②部活動指導員を配置している部活動において、令和９年度までに、顧問に代わって単独で指導・引率する割合（単独指導割合）を中学校で運動部 95%、文化部 100%、高校で運動部 90%とし、顧問の負担軽減を図る。

＜県調査 6月公表＞

○R9年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

部活動指導員（中学校）の単独指導割合	
R 4（基準値）	運動部：79.6%、文化部：84.3%
R 5	運動部：82%、文化部：87%
R 6	運動部：85%、文化部：90%
R 7	運動部：88%、文化部：93%
R 8	運動部：92%、文化部：96%
R 9	運動部：95%、文化部：100%

部活動指導員（高等学校）の単独指導割合	
R 4（基準値）	79.6%
R 5	80%
R 6	82%
R 7	85%
R 8	87%
R 9	90%

施策（76）を実現するために実施する各取組・事業

No,183 【新】部活動改革の取組推進（保健体育課、小中学校課）

【概要】少子化の中でも、子どもたちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境の整備に向けて、県及び市町村等の関係者が連携・協力し、公立中学校における段階的な部活動の地域連携・地域移行に取り組む。

また、顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築する。

【KPI】地域連携・地域移行への取組を実施している市町村数を 14 市町村以上とする。

＜基準値＞ R5：6 市町村（実証事業や地域クラブの申請があった市町村数） ＜県調査＞

※国の事業（地域移行実証事業）の活用、県中体連への地域クラブ・拠点校部活動の申請 等

専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員（中学校）を配置している割合を 50%以上とする。

＜基準値＞ R5 運動部：40.2%（27／67 人）割合：（専門外顧問数）／（全配置数） ＜県調査＞

専門的な指導ができない運動部活動へ部活動指導員（高等学校）を配置している割合を 50%以上とする。

＜基準値＞ R5 運動部：34.4%（20／58 人）割合：（専門外顧問数）／（全配置数） ＜県調査＞

顧問がより専門的な指導ができづらい吹奏楽部（中学校）に対して、部活動指導員を配置し、顧問の負担軽減を図る。（R9：13 名以上）

＜基準値＞ R5 文化部（吹奏楽部）：5 人 ＜県調査＞

＜参考＞

県教育委員会以外の部局が「担当課」となる各取組・事業

施策 名称	Ⅱ－政策 4 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減	施策 No,	(38)
		担当課	私立・大学支援課

概要	私立学校に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や、教材費など授業料以外の費用に充てる高校生等奨学給付金の支給を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。また、授業料等の軽減措置を行う私立学校に対して助成を行う。
----	---

施策（38）の達成の目安となる指標	
①利用を必要としている児童生徒に対して、就学支援金や奨学給付金等の制度が周知されている。	
②要件を満たす対象児童生徒全員に、学校による授業料等の軽減措置が実施されている。	

施策（38）を実現するために実施する各取組・事業
No,97 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減（私学・大学支援課） 【概要】 ホームページへの掲載やリーフレットを配布するなど、制度の周知・徹底を図り、私立高等学校等就学支援金事業、私立高校生等奨学給付金事業等を実施する。また、保護者の負担を軽減するため、学校法人が授業料減免措置を行った額に対して補助を行う。

施策 名称	Ⅲ－政策 5 私立学校の教育環境の維持・向上に向けた支援	施策 No,	(52)
		担当課	私学・大学支援課

概要	学校経営の健全化や特色ある学校づくりへの支援を行うとともに、教員の指導力向上、児童生徒が安心して教育を受けられる環境の整備に向けた取組を支援する。
----	---

施策（52）の達成の目安となる指標	
①全ての学校において、特色ある教育を推進する取組が実施されている。	
R4（基準値）：全19校中、18校が「教育改革推進費補助金」を活用	

施策（52）を実現するために実施する各取組・事業	
No,124 学校経営の健全化・特色ある学校づくりへの支援（私学・大学支援課） 【概要】 本県の学校教育における私立学校の果たす役割に鑑み、それぞれの学校の教育環境の維持・向上を図るための財政支援を行う。	
No,125 教員の指導力・人権意識の向上への支援（私学・大学支援課） 【概要】 県などが主催する研修への参加を促進することにより、私立学校教員の指導力向上を支援する。 また、県教育委員会の協力を得ながら、各学校における人権教育の取組を推進する。 【KPI】 教育センターが主催する研修への私立学校教員の参加者を増やす。 <基準値> R4：2校、2人 県や高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会が主催する人権研修に、全ての私立学校が参加する。 <基準値> R4：計8回の研修のうち、5回については全私立学校が参加	
No,126 児童生徒が安心して教育を受けられる環境整備の推進（私学・大学支援課） 【概要】 各私立学校の防災機能、安全機能の強化などを推進する。 【KPI】 全ての私立学校において、施設の耐震化が実施されている。 <基準値> R4：実施率98% 全ての私立学校において、毎年度、室内安全対策のための定期点検が実施されている。 <基準値> R4：全19校で実施 全ての私立学校において、毎年度、防犯教育が実施されている。 <基準値> R4：全19校で実施	

施策 名称	Ⅲ－政策 6 地域活性化の核となる大学づくりの推進	施策 No,	(53)
		担当課	私学・大学支援課

概要	専門知識を活用して地域の活性化や課題解決に貢献する人材を育成するとともに、生涯を通して学び続けることができる社会を実現するための教育の充実を図る。さらに、若者を県内にとどめるための取組を充実させ、地域活性化の核となる大学づくりを推進する。
----	---

施策（53）の達成の目安となる指標	
①県立大学の県内就職率を 37.1%以上、入学者数に占める県内出身者の割合を 42.5%以上とする。 R4 年度実績：県内就職率 38.9% R5 年度実績：入学者数に占める県内出身者 42.7%	
②工科大学の県内就職率を 16.1%以上、入学者数に占める県内出身者の割合を 28.0%以上とする。 R4 年度実績：県内就職率 20.2% R5 年度実績：入学者数に占める県内出身者 26.1% ＜高知県公立大学法人第 3 期中期計画 6 月公表＞	

施策（53）を実現するために実施する各取組・事業	
No,127 地域活性化の核となる大学づくりの推進（私学・大学支援課） 【概要】 県立大学：大学の学生や教員が積極的に地域に入り、住民、N P O、県や市町村の職員などと連携することで地域とのつながりを深め、地域における課題の解決や活性化に協働で取り組む活動を推進する。 工科大学：令和 6 年に開設する「データ&イノベーション学群」において、県内を中心とした民間企業・公共機関と連携し、学生の少人数教育を兼ねた課題解決型学習（PBL）を複数実施することにより、本県にふさわしい D X 人材の育成を推進する。 【KPI】 県立大学の地域学実習Ⅰ・Ⅱ、域学共生実習の履修登録者数＜参考値＞R4：634 人 ＜県調査＞ 工科大学のデータ&イノベーション学群における課題解決型学習（PBL）のプロジェクト数を令和 9 年度に 30 とする。 ＜県調査＞	
No,128 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実（私学・大学支援課） 【概要】 県民のニーズに対応した生涯学習の機会を提供するとともに、大学における学び直しの機能を充実させ、社会人の学びを支援する。また、地域や産業を支える人づくりに向け、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図る。 【KPI】 県立大学の公開講座開催数を年 49 回以上とする。＜基準値＞ R4：53 回 ＜高知県公立大学法人第 3 期中期計画＞ 県立大学の専門職対象のリカレント教育の開催数を年 96 回以上とする。＜基準値＞ R4：84 回 ＜高知県公立大学法人第 3 期中期計画＞	

No.129 若者の県内定着の促進（私学・大学支援課）

【概要】若者の県外流出に歯止めをかけ、地域活性化の中心となる「ひと」の県内への集積を図るため、県内高校から高知県内大学への進学者を増やすとともに、県内大学卒業者の県内就職を促進する。

【KPI】県立大学の小中高校への出前授業回数を年 12 回以上とする。＜基準値＞R4：11 回

＜高知県公立大学法人第 3 期中期計画＞

工科大学の小中高校への出前授業回数を年 41 回以上とする。＜基準値＞R4：44 回

＜高知県公立大学法人第 3 期中期計画＞

県立大学・工科大学共催の学内合同業界研究セミナーの実施

＜参考値＞ R4：県内企業 66 社、学生 109 人が参加

＜県調査＞

工科大学の県内企業インターンシップ、県内企業経営者によるリレー講義の実施

＜参考値＞ R4：県内企業インターンシップ 44 社、学生 112 人が参加

リレー講義 全 15 コマ、学生 89 人（のべ 976 人）が参加

＜県調査＞

施策 名称	Ⅲ－政策 7 県立文化施設への来館機会の充実	施策 No,	(54)
		担当課	文化国際課、歴史文化財課

概要	魅力的な企画展や常設展、イベントの開催等を通じて、県立文化施設の来館者数の増加を図る。 さらに、県立文化施設からの出前講座等を充実させ、教育普及活動を推進する。
----	---

施策（54）の達成の目安となる指標	
○県立文化施設において、5 年間（R 6 ～R10）で以下の来館者数を達成する。	
・美術館…毎年度、少なくとも 3 万人以上の来館者数を目指す。	<基準値> R 4 : 31,386 人
・文学館…毎年度、少なくとも 1 万 5 千人以上の来館者数を目指す。	<基準値> R 4 : 24,763 人
・歴史民俗資料館…毎年度、少なくとも 2 万 7 千人以上の来館者数を目指す。	<基準値> R 4 : 27,764 人
・坂本龍馬記念館…R9 年度までに、来館者数 15 万人を回復する。	<基準値> R 4 : 103,901 人
・高知城歴史博物館…毎年度、少なくとも 8 万 5 千人以上の来館者数を目指す。	<基準値> R 4 : 52,838 人
・埋蔵文化財センター…毎年度、少なくとも 3 千 9 百人以上の来館者数を目指す。	<基準値> R 4 : 3,445 人
<実績>	

施策（54）を実現するために実施する各取組・事業	
No,130 県立文化施設への来館機会の充実 （文化国際課、歴史文化財課）	
【概要】県立文化施設の特色を生かした魅力的な企画展や常設展、イベントを開催し、リピーターとなる入館者を獲得するとともに、新規入館者を獲得するための効果的な広報を行う。	
【KPI】各文化施設において、企画展を年 4 回程度開催する。	<実績>
No,131 県立文化施設の教育普及活動の推進 （文化国際課、歴史文化財課）	
【概要】県立文化施設の特性を生かして、郷土の歴史、文学、美術など様々な文化芸術に関する教育普及を目的とした出前講座等を実施する。	
【KPI】学校見学の受け入れや出前講座等を、各館で年間 60 校程度実施する。	
各館で毎年少なくとも 7 市町村以上の学校（34 市町村／5 年）に対して教育普及事業を行う。	
<基準値> R 4 美術館：46 件 12 市町村、文学館：50 件 4 市町村	
歴史民俗資料館：29 件 11 市町村、坂本龍馬記念館：20 件 12 市町村	
高知城歴史博物館：67 件 15 市町村、埋蔵文化財センター：53 件 16 市町村	
<実績>	

施策 名称	Ⅲ－政策 7 文化芸術に親しむ機会の充実	施策 No,	(55)
		担当課	文化国際課

概要	県民が文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、高知県芸術祭を開催するとともに、文化芸術を鑑賞する機会や、文化団体等が日頃の成果を発表する機会の充実を図る。また、国内最大規模の「文化の祭典」である国民文化祭を令和 8 年度に開催する。
----	---

施策（55）の達成の目安となる指標	
①高知県芸術祭の参加団体数について、以下の目標を達成する。	
＜実績＞	
○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 5（基準値）	R 5：83 団体
R 6	100 団体以上
R 7	110 団体以上
R 8	120 団体以上
R 9	120 団体以上
②国民文化祭の開催において、以下の目標を達成する。（各目標値は仮置き（実行委で決定））	
・国民文化祭における市町村事業の実施市町村数：全 34 市町村 ・国民文化祭における実施イベント数：160 イベント以上 ・国民文化祭における出演者・出展者数：20,000 人以上	

施策（55）を実現するために実施する各取組・事業
No,132 【新】文化芸術に親しむ機会の提供と文化芸術活動への支援（文化国際課） 【概要】 高知県芸術祭の開催等を通して、優れた絵画や音楽などの文化芸術に親しむ機会の提供や、各地域における文化団体等の発表の場の充実を図る。また、国民文化祭に向けて市町村及び文化団体等の取組を支援し、県民の文化芸術活動の活性化を図っていく。
【KPI】 地域へのアーティスト派遣事業利用者数：毎年 100 名以上 ＜基準値＞ ― ※R 6 より新設 KPI ＜実績＞
高知県文化財団に設置しているアーツカウンシル（文化芸術団体の活動等に対して支援を行う専門組織）を通じて発表の場を提供した団体数及び箇所数：毎年 30 団体以上 ＜基準値＞ R 4：28 団体 ＜実績＞

施策 名称	Ⅲ－政策 8 文化財の保存と活用の推進	施策 No,	(56)
		担当課	歴史文化財課
概要	県内各地に伝わる有形・無形の文化財を将来にわたり貴重な文化資源として引き継いでいくため、県の文化財保存活用大綱に基づき、市町村が行う「文化財保存活用地域計画」の策定や、文化財の所有者及び管理団体が行う保存・修理等を支援するとともに、文化財を活用した地域振興等の取組を推進する。		
施策（56）の達成の目安となる指標			
①県内において「文化財保存活用地域計画」を策定している市町村数：12 団体（R 9）			
＜実績＞			
施策（56）を実現するために実施する各取組・事業			
No,133 文化財の保存・整備への支援（歴史文化財課）			
【概要】地域に伝わる文化財を適切に保存・継承するため、その所有者や管理団体等が行う保存・修理等への補助をはじめ、南海トラフ地震等の災害に備える対策や、市町村が行う住民の文化財に対する理解を深める取組などを支援する。			
【KPI】文化財保存事業費補助金（民俗芸能以外の文化財の保存修理、整備等への補助）を交付した団体数：R 5 ～R 9 累計 150 団体			
＜基準値＞R 4：28 団体			
＜実績＞			
No,134 【新】伝統的な祭り・民俗芸能の振興（歴史文化財課）			
【概要】衰退の危機にある地域の伝統的な祭りや民俗芸能の保存・伝承を図るため、保存団体等が行う用具整備等への助成をはじめ、発表機会の提供や担い手確保等の支援を行う。			
【KPI】文化財保存事業費補助金（民俗芸能の公開、伝承、用具整備、記録保存（デジタルアーカイブ）等への補助）を交付した団体数：R 5 ～R 9 累計 180 団体			
＜基準値＞R 4：9 団体			
県等が主催する伝統芸能イベントへ参加した団体数：R 5 ～R 9 累計 80 団体			
＜基準値＞R 4：3 団体			
県の事業等を通じて伝統的な祭りや民俗芸能の活動に参加した人の数：R 6 ～R 9 累計 300 人			
＜実績＞			
No,135 高知城の保存管理と整備（歴史文化財課）			
【概要】国民、県民の貴重な財産である重要文化財高知城及び史跡高知城跡を確実に次世代へ継承するため、南海トラフ地震対策を含めた適切な保存管理に努めるとともに、県民の憩いの場として、また本県の中核的観光資源として活用を図る。			
【KPI】高知城本丸周辺の石垣カルテの作成率：100%（R 9）			
高知城天守・懐徳館への年間延べ入館者数：29 万人（R 9）			
＜基準値＞R 4：49.8%			
＜基準値＞R 4：230,986 人			
＜実績＞			

No,136 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用（歴史文化財課） 【概要】公共事業等に伴う埋蔵文化財の保護のため発掘調査や記録保存を行うとともに、県民がより親しみ理解できるよう、埋蔵文化財センターにおいて企画展や講座等を実施する。 【KPI】埋蔵文化財センターの年間入館者数：3,900 人（R 9） ＜基準値＞ R 4：3,445 人 ＜実績＞
No,137 【新】四国遍路の世界遺産登録を目指した取組の推進（歴史文化財課） 【概要】日本遺産にも認定されている四国遍路の文化が次の世代へ持続的に守り継がれていくよう、四国の産学官民が連携し、世界遺産登録を目指して保存活動や広報啓発等の取組を推進する。 【KPI】県内の札所寺院において史跡等の指定を受けた箇所数：9 箇所（R 9） ＜基準値＞ R 4：1 箇所 県内の遍路道において史跡等の指定を受けた箇所数：8 箇所（R 9） ＜基準値＞ R 4：4 箇所 ＜実績＞

施策 名称	Ⅲ－政策 8 県史編さん事業の推進	施策 No,	(57)
		担当課	歴史文化財課

概要	令和 3 年度に策定した「高知県史編さん基本方針」に基づき、県史を構成する時代・分野ごとに有識者からなる専門部会を立ち上げ、県内外に所在する歴史資料等を悉皆的に調査し、新たな「高知県史」を刊行する。 また、調査した歴史資料については、県民共有の財産として電子データにより保存し後世に伝え残すとともに、編さんの成果については、学校や地域での歴史教育における積極的な活用を図る。
----	---

施策（57）の達成の目安となる指標	
①R 9 年度末までに、県史資料編を 3 巻刊行する。（近世編、近代編、民俗編）	<実績>

施策（57）を実現するために実施する各取組・事業	
No,138 歴史資料の調査と記録収集（歴史文化財課） 【概要】 県内外に所在する高知県に関する歴史資料を調査し、県史の編さんに必要な資料を電子データにより収集する。	
【KPI】 県史編さん事業においてデジタル化された資料群（旧家の文書など）の数：累計 56 件 <基準値> R 4：5 件	<実績>
No,139 地域の歴史研究を担う人材の育成（歴史文化財課） 【概要】 地域の歴史を後世に伝えるための資料調査を担える人材を育成するため、解読等の技術を習得できる養成講座を開催する。また、教育委員会及び学校と連携して、高校生が資料調査等を体験する機会を設ける。	
【KPI】 歴史資料調査隊養成講座の受講者数：R 6～R 9 累計 100 人 <基準値> R 4：23 人 地域学芸員養成講座（高知城歴史博物館事業）の受講者数：R 6～R 9 累計 100 人 <基準値> R 4：27 人	<実績>
No,140 調査成果の広報と学校等での活用（歴史文化財課） 【概要】 歴史資料調査により判明したことを、県民に分かりやすく伝える小冊子を令和 6 年度から毎年度刊行する。あわせて、そのデータを県内の公立小中高生が利用する教育支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」に掲載するなど、教育現場での活用を図る。	
【KPI】 資料調査の成果を伝える小冊子の発行：年 1 回（※R 6 から開始） 文化広報誌「とさぶし」の発行（県史に関する特集記事の掲載）：年 4 回 <基準値> R 5：4 回	<実績>

施策名称	Ⅲ－政策 9 スポーツ参加の拡大	施策 No,	(58)
		担当課	スポーツ課

概要	県民の誰もが身近な地域で安心・安全にスポーツに親しむことができる機会の拡充を図り、運動やスポーツが好きな子どもを増やすとともに、「みる」「する」「ささえる」といった多様なスタイルで日常的にスポーツに参加する人口の増加を目指す。
----	---

施策（58）の達成の目安となる指標

- ①運動が好きな子どもの割合が R 4 から 5 ポイント増加する。
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査 12 月公表>

○R 9 年度末の指標の達成に向けた年度別の実績目標

R 5（基準値）	男子 小 5：93.2%（+1.1）、中 2：89.3%（-0.2） 女子 小 5：86.3%（+0.4）、中 2：77.4%（-1.7）
R 6～8	R 4 年度比 2～4 ポイント増
R 9	R 4 年度比 5 ポイント増

※（ ）内は R4 結果との比較ポイント

- ②成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 65%以上とする。
 <基準値> R 3：51%
 <県民の健康・スポーツに関する意識調査 次回調査 R 6 実施予定>

- ③障害者が活動できるチームや団体数を 37 団体以上とする。
 <基準値> R 4：27 団体
 <県立障害者スポーツセンター調査 3 月公表>

施策（58）を実現するために実施する各取組・事業

No,141 子どものスポーツ環境の整備（スポーツ課）

【概要】運動やスポーツが好きな子どもを増やし、身近な地域で希望するスポーツを続けられるようにするため、地域において子どもがスポーツに親しむ機会の充実を図るとともに、地域の実情に応じたスポーツ環境づくりを推進する。

【KPI】子どものスポーツ環境づくりについて関係者が連携して対応する体制をつくり取り組んでいる市町村の数を R 9 に全 34 市町村とする。

<基準値> R 4：9 市町村 <県スポーツ課調査>

広域で連携した取組が展開できているエリアの数を R 9 に 6 エリアとする。

<基準値> R 5：— ※R 5 より新設 KPI（3 月公表） <県スポーツ課調査>

No,142 障害者スポーツの推進（スポーツ課）

【概要】障害者が身近な地域で安心してスポーツに参加できるようにするため、その環境づくりや情報発信の強化、障害者スポーツの理解啓発などの取組を推進する。

【KPI】県立障害者スポーツセンターと連携し地域の活動支援を行う体制ができているエリアの数を R 9 に 6 エリアとする。

<基準値> R 4：1 エリア <県スポーツ課調査>

施策 名称	Ⅲ－政策 9 競技力の向上	施策 No,	(59)
		担当課	スポーツ課

概要	有望選手の発掘や系統的・組織的な育成・強化に取り組み、全国トップレベルの選手を数多く育成するとともに、世界トップレベルの大会に出場するなど日本を代表する選手や指導者を多数輩出することを目指す。
----	--

施策（59）の達成の目安となる指標	
①全国入賞や国際大会に出場する選手・団体数を 160 以上とする。 ＜基準値＞ R 4 : 138	＜県スポーツ課調査 3 月公表＞
②全国や世界を目指す障害者アスリート数を 220 人以上とする。 ＜基準値＞ R 4 : 192 人	＜県立障害者スポーツセンター調査 3 月公表＞

施策（59）を実現するために実施する各取組・事業	
No,143 競技スポーツ選手の育成強化（スポーツ課） 【概要】 質の高い選手育成の取組が継続的に進められるよう、競技団体における計画的・組織的な選手育成・強化の取組を支援するとともに、全高知チームによる重点強化の実施や特別強化選手を指定した有望選手の活動の充実を図る。また、運動能力に優れた小学生を発掘し、さらに運動能力を高めるプログラムなどの実施を通して、将来の有望選手の育成に取り組む。	
【KPI】 全国中学校体育大会の入賞競技数 R 9 : 9 全国高等学校総合体育大会の入賞競技数 R 9 : 15 高知くろしおキッズに応募する子どもの数 R 9 : 200 人以上	＜基準値＞ R 4 : 7 ＜基準値＞ R 4 : 10 ＜基準値＞ R 4 : 145 人 ＜県スポーツ課調査＞
No,144 指導者の育成（スポーツ課） 【概要】 有資格のスポーツ指導者の育成を支援するとともに、トップコーチから学ぶ実践研修やスポーツ医科学研究の充実を図り、スポーツ現場における指導者の確保及び指導力の向上につなげる。	
【KPI】 有資格指導者の数 R 9 : R 4 から 10%増加 ＜基準値＞ 日本スポーツ協会競技別指導者資格 R 4 : 1,419 人 日本パラスポーツ協会指導員資格 R 4 : 207 人	＜日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会調査＞
No,145 スポーツ医科学の推進（スポーツ課） 【概要】 競技団体等において科学的な根拠に基づくトレーニングや練習等が行われるよう、高知県スポーツ科学センター（SSC）の体制を強化し、スポーツ医科学面から選手や指導者をサポートする取組の充実を図る。	
【KPI】 高知県スポーツ科学センターによる研修会の参加者数 毎年 200 人以上 ＜基準値＞ R 4 : 214 人	＜県スポーツ科学センター調査＞

施策 名称	Ⅲ－政策 9 スポーツを通じた活力ある県づくり	施策 No,	(60)
		担当課	スポーツ課

概要	スポーツツーリズムの推進や国際的なスポーツ交流などを通じて国内外との交流人口の拡大を図り、地域や経済の活性化と教育振興につなげる。
----	---

施策（60）の達成の目安となる指標	
①スポーツによる県外からの入込客数を R 9 年末に 12 万人以上とする。	
＜県スポーツ課調査 3 月公表＞	
○R 9 年末の指標の達成に向けた年度別の実績目標	
R 4（基準値）	53,161 人
R 5	63,000 人
R 6	70,000 人
R 7	90,000 人
R 8	105,000 人
R 9	120,000 人

施策（60）を実現するために実施する各取組・事業
No,146 スポーツツーリズムの推進（スポーツ課） 【概要】 プロ・アマスポーツキャンプ等の誘致及び地域の特色を生かしたスポーツツーリズムの充実を図ることで、子どものスポーツ参加の拡大や競技力の向上に資する機会を提供する。 【KPI】 スポーツ大会等による県外からの入込客数 R 9：3 万人 ＜基準値＞ R 4：16,573 人 ＜県スポーツ課調査＞
No,147 スポーツを通じた国際交流（スポーツ課） 【概要】 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたつながりを生かして、海外チームの合宿誘致や国際的なスポーツ交流の取組を進める。